

茨城県地域防災計画

風水害等対策計画編

令和 8 年 ● 月

茨城県防災会議

目 次 (風水害等対策計画編)

1 総 則

第1節 目 的	1
第2節 県土の自然条件	3
第3節 防災責任者の処理すべき事務又は業務の大綱	18

2 風水害対策計画

第1章 災害予防

第1節 県土の保全	26
第2節 土砂災害防止対策	33
第3節 道路・港湾の安全対策	38
第4節 都市防災	39
第5節 学校等の安全対策・文化財の保護	40
第6節 農地・農業の安全対策	41
第7節 気象業務整備	43
第8節 情報通信設備等の整備	43
第9節 災害用資材、機材等の点検整備	46
第10節 火災予防	47
第11節 防災知識の普及	50
第12節 防災訓練	53
第13節 防災組織等の活動体制整備	56
第14節 要配慮者支援	59

第2章 災害応急対策

第1節 組織	62
第2節 動員	70
第3節 気象情報等計画	70
第4節 災害情報の収集・伝達	83
第5節 災害救助法の適用	91
第6節 通信	93
第7節 広報	102
第8節 消防活動	106

第9節	水防	109
第10節	災害警備	114
第11節	交通計画	115
第12節	避難	121
第13節	食糧供給	125
第14節	衣料・生活必需品等供給	129
第15節	給水	131
第16節	要配慮者安全確保対策	132
第17節	応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理	134
第18節	医療・助産	135
第19節	防疫	137
第20節	災害廃棄物の処理	138
第21節	死体の搜索及び処理埋葬	140
第22節	障害物の除去	141
第23節	輸送	142
第24節	労務計画	144
第25節	児童生徒等の安全確保・応急教育等	144
第26節	自衛隊に対する災害派遣要請	148
第27節	応援・受援	159
第28節	農地農業	165
第29節	電力施設の復旧	166
第30節	N T T 東日本株式会社茨城支店の災害対策計画	167
第31節	株式会社N T T ドコモ茨城支店の非常災害対策計画	169
第32節	県防災ヘリコプターによる災害応急対策	170
第33節	郵政事業に係る措置	171

第3章 災害復旧計画

第1節	公共施設の災害復旧	172
第2節	災害復旧事業に伴う財政援助及び助成	174
第3節	災害復旧資金	178
第4節	災害復旧事業に必要な金融及びその他の資金	179
第5節	その他の保護計画	191
第6節	防災関係機関の復旧計画	192

3 海上災害対策計画

第1章 災害予防

第1節 海上交通安全の確保	196
第2節 船舶の安全な運航の確保	196
第3節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え	197
第4節 緊急輸送活動への備え	199
第5節 防災関係機関の防災訓練の実施	199
第6節 災害復旧への備え	200

第2章 災害応急対策

第1節 発災直後の情報の収集・連絡	201
第2節 活動体制の確立	203
第3節 捜索、救出・救助及び消火活動	206
第4節 危険物等の大量流出に対する応急対策	207
第5節 緊急輸送の確保	211
第6節 治安の維持	211
第7節 応援の要請	212
第8節 流出油等災害の補償対策	212

4 航空災害対策計画

第1章 災害予防

第1節 茨城県の航空状況	214
第2節 航空交通の安全のための情報の充実	214
第3節 航空機の安全な運行の確保	215
第4節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え	215

第2章 災害応急対策

第1節 発災直後の情報の収集・連絡	218
第2節 活動体制の確立	220
第3節 捜索、救助・救急、医療及び消火活動	223
第4節 避難指示、誘導	224
第5節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動	225

第6節	関係者等への的確な情報伝達活動	225
第7節	遺族等事故災害関係者の対応	226
第8節	防疫及び遺体の処理	226

5 鉄道災害対策計画

第1章 災害予防

第1節	茨城県の鉄道状況	227
第2節	鉄道交通の安全のための情報の充実	228
第3節	鉄道交通安全運行の確保	228
第4節	鉄道車両の安全性の確保	229
第5節	迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え	229

第2章 災害応急対策

第1節	発災直後の情報の収集・連絡	234
第2節	活動体制の確立	236
第3節	救助・救急、医療及び消火活動	239
第4節	避難指示、誘導	240
第5節	緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動	240
第6節	関係者等への的確な情報伝達活動	241
第7節	防疫及び遺体の処理	241
第3章	災害復旧	242

6 道路災害対策計画

第1章 災害予防

第1節	茨城県の道路交通状況	243
第2節	道路交通の安全のための情報の充実	244
第3節	道路施設等の管理と整備	244
第4節	迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え	245
第5節	防災知識の普及	248
第6節	再発防止対策の実施	248

第2章 災害応急対策

第1節 発災直後の情報の収集・連絡	249
第2節 活動体制の確立	251
第3節 救助・救急、医療及び消火活動	255
第4節 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動	256
第5節 危険物の流出に対する応急対策	256
第6節 道路施設・交通安全施設の応急復旧活動	256
第7節 関係者等への的確な情報伝達活動	256
第8節 防疫及び遺体の処理	257
第3章 災害復旧	257

7 危険物等災害対策計画

第1章 災害予防

第1節 危険物等災害の予防対策（各災害共通事項）	258
第2節 石油類等危険物施設の予防対策	261
第3節 高圧ガス・火薬類の予防対策	262
第4節 毒劇物取扱施設の予防対策	265
第5節 放射線使用施設等の予防対策	266
第6節 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する予防対策	267

第2章 災害応急対策

第1節 発災直後の情報の収集・連絡（各災害共通事項）	269
第2節 活動体制の確立（各災害共通事項）	273
第3節 石油類等危険物施設の事故応急対策	276
第4節 高圧ガス、火薬類の事故応急対策	279
第5節 毒劇物多量取扱施設の事故応急対策	283
第6節 放射線使用施設等の事故応急対策	285
第7節 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故応急対策	286
第8節 避難誘導対策	287
第9節 捜索・救出・救助対策	287
第10節 応援要請対策	288
第11節 医療救護対策	288
第12節 緊急輸送の確保	289

8 大規模な火事災害対策計画

第1章 災害予防

第1節 災害に強いまちづくり	290
第2節 大規模な火事災害防止のための情報の充実	291
第3節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え	291
第4節 防災知識等の普及	294

第2章 災害応急対策

第1節 発災直後の情報の収集・連絡	295
第2節 活動体制の確立	296
第3節 救助・救急、医療及び消火活動	299
第4節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動	300
第5節 避難の受入れ	300
第6節 施設及び設備の応急復旧活動	301
第7節 関係者等への的確な情報伝達活動	301
第8節 防疫及び遺体の処理	302
第3章 災害復旧	302

9 林野火災対策計画

第1章 災害予防

第1節 林野火災に強い地域づくり	303
第2節 林野火災防止のための情報の充実	303
第3節 林野火災に対する警戒の強化	304
第4節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え	304
第5節 防災活動の促進	307

第2章 災害応急対策

第1節 発災直後の情報の収集・連絡	308
第2節 活動体制の確立	309
第3節 救助・救急、医療及び消火活動	312
第4節 緊急輸送のための交通の確保	314

第5節	避難の受入れ	315
第6節	施設、設備の応急復旧活動	315
第7節	関係者等への的確な情報伝達活動	315
第8節	二次災害の防止活動	316

10 火山噴火降灰対策計画

第1章 災害予防

第1節	発災直後の情報の収集・連絡	318
第2節	火山に関する情報等	320
第3節	防災知識の普及等	322

第2章 災害応急対策

第1節	降灰対策における留意すべき事項等	323
-----	------------------	-----

1 總 則

1 総則

第1節 目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第233号）第40条の規定に基づき、茨城県の地域に係る風水害（暴風、竜巻、豪雨、洪水、高潮、地すべり、土石流、がけ崩れ等）及びその他の災害の対策を実施するにあたり、防災関係機関がその全機能を発揮して住民を災害から保護するための事項を定め、風水害による被害を最小限にする「減災」の考え方を防災の基本方針とし、計画を上回る災害が発生しても、その効果を粘り強く発揮できるよう、防災対策に万全を期するものである。

なお、本県の地域における震災対策については「地震災害対策計画編」、原子力災害対策については「原子力災害対策計画編」において別に計画を定め、各災害対策を実施することとしている。

また、石油コンビナート等災害防止法（昭和52年法律第84号）に基づき鹿島臨海地区石油コンビナート等特別防災区域に係る災害対策に関しては、茨城県石油コンビナート等防災計画と十分調整を図るものとする。なお、本計画に特段の定めのないものについては、「地震災害対策計画編」の定めるところによる。

さらに、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法（平成25年法律第95号）に基づく茨城県国土強靭化計画は、国土強靭化の観点から、県の各計画の指針となるものとされている。このため、県、指定地方行政機関、市町村、指定地方公共機関等は、国土強靭化に関する部分については、県国土強靭化計画の基本目標である、

- I 人命の保護が最大限図られること
- II 県政及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- III 県民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- IV 迅速な復旧復興

を踏まえ、この計画に基づく防災対策の推進を図るものとする。

〈計画の基本的事項〉

- 1 県、指定地方行政機関、市町村、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱
- 2 防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の災害予防の計画
- 3 災害応急対策に関する次の計画
 - (1) 防災組織に関する計画
 - (2) 災害防除に関する計画
 - (3) 罹災者の救助保護に関する計画
 - (4) 災害警備に関する計画

- (5) 自衛隊の災害派遣要請の計画
- (6) その他災害時における応急対策の計画

4 災害の復旧に関する計画

5 その他必要な計画

第2節 県土の自然条件

第1 地形・地質

1 地 形

茨城県の地形は、高度200～1,000mの山地及び丘陵と広大な平野からなる。全面積約6,000km²強のうち76%は高度100m以下の土地であり、地形分類上は、台地と低地をあわせた平野の面積が全面積の67%に達する。山地と丘陵はあわせて約30%である。そして、残りは霞ヶ浦や北浦などの湖沼となっている。県中・南部に関東ローム層におおわれた洪積台地と沖積低地が発達する。沖積低地は、主要河川沿いや湖岸及び海岸に比較的幅狭く細長く分布する。

2 地 質

平野部の大半は標高20～40mの平坦な洪積台地で、千葉県の下総台地とあわせて常総台地とよばれ、関東ローム層と成田層等の洪積（統）で構成されている。

低地には、沖積世の砂礫や粘土が堆積していて、いわゆる、軟弱地盤地帯となっている。

久慈山地と那珂川沿いの丘陵地及び台地には第三紀層が分布している。これらは主として碎屑岩類よりなり、一部に火山岩を含む。碎屑岩類を主体とする第三紀層は大洗付近から日立、北茨城の海岸沿にも分布している。

八溝山系は主として、ジュラ紀の堆積岩よりなり、阿武隈山地は変成岩類と花崗岩類などからなっている。

大洗～那珂湊には白亜紀の堆積岩層が分布し、高萩～北茨城には炭田（古第三紀層）が、日立には鉱床がある。

第2 気 候

1 気 候

本県は太平洋に接し、気候は温和で気象災害は他府県に比べて少ないほうである。冬は晴天の日が多く、北西の乾燥した季節風が卓越して、火災が発生しやすいが、風速は20m/sを超えることは極めて少なく、風による直接の被害はほとんどない。

夏は高温多湿、年間降雨量は1,300mmを超える程度で、各地の雨量と比較すると少ない地域に属する。又、東の海上には親潮（寒流）が流れているため、冬は比較的に暖かく、夏はしのぎやすい。

しかしこの寒流が冷害の原因となることもある。

四季の気候をみると、冬の季節風は12月から2月にかけて最も多く、この時期に県北山間部ではしぐれることもあるが、全般には晴れの日が多い。大陸の高気圧が弱まって日本の南岸を発達した低気圧が通ると大雪になりやすく、積雪量は県南部ほど多い傾向がある。

水戸における最深の記録は32cm（昭和20年2月26日）で、数日間にわたって降り続くようではない。このため、雪による交通障害があってもその影響は極く短かい。

2月～3月にかけて、低気圧が日本海に入って発達すると関東地方では南風が強まり、気温が上昇して「春一番」となる。このころになると天気は周期的に変わり、寒暖の変化を繰り返しながら春の気配を濃くする。春一番の南風は県南部ほど強く、ときには20m/s近くに達するが北に寄るほど風は弱い。

4月の桜の季節となると大陸の高気圧が移動性となって日本をおおうようになり、日中の気温は上昇するが、夜間は放射冷却により冷え込みはきびしく、ときに晩霜の被害を受ける。晩霜は県の北部や西部では5月の中旬ごろまである。

5月に入ると雷雨が発生するようになり、雷雨に伴なって降ひょうがある。ひょうは5月から6月に多く、7月まで続く。ひょう害は主として農作物で、ときには建物等も被害を受ける。又、突風を伴うこともある。降ひょうの範囲はごく狭い限られた地域で、県の西部や、北部山間部で多く、雷雲の移動は南東、又は南に進み、海岸線で弱まる。

6月に入るとオホーツク海方面に高気圧が停滞するようになって、三陸沖から北日本をおおい、一方、北太平洋高気圧が西に張り出して日本の南海上をおおう。この二つの気団の間に発生する前線が梅雨前線で、この北側では雲が多く雨が降りやすい。

梅雨期に東北地方で北東の風が吹き、三陸沖には寒流が入っているため、大気は海上で暖められることなく、冷気が入って冷害をもたらすことがあり、この北東の風を東北地方では「やませ」と呼んで恐れられている。本県でもこの北東風が入って作物の生産が遅れたり、ときには冷害を受ける。

又、このころ南海上に発生した台風が日本付近に接近して、梅雨前線と重なり、局地的な大雨を降らせることがある。昭和13年6月28日～7月8日の豪雨がこれで、水戸の雨量が637mmにも達した。

7月下旬に北太平洋高気圧が強まって、梅雨前線を北に押上げると夏型の気圧配置となるが、この時期が早いと空つゆとなって水不足や干害となりやすい。

例年、梅雨が明け盛夏となると天気は安定して暑い日が続き、雷雨の発生が多くなる。雷雨は局地的に、又、短時間に強い雨を降らせ、ときに浸水等の被害が発生する。

8月～9月には台風が我が国に接近するようになるが、本県の場合、台風の中心が通過することは比較的少ない。台風が西から北を通過するときは風が強く、南を通過したときは秋雨前線などの影響もあって雨が多くなる。台風の接近に伴い風波やうねりが高くなる。

台風は我が国の気象災害の代表的なもので、多くの人命や財産が失われているが、本県の被害は他府県に比べて少ないほうである。

9月～10月には秋の長雨となり、収穫期の農作物に悪影響を及ぼすこともある。秋雨前線が南に下ると、大陸から移動性高気圧が現われて秋晴れとなるが、天気は周期的に変り、上空にはしばし

ば寒気が入って寒暖の変化を繰り返しながら秋が深まる。

11月に入ると早霜もあり、12月には冬型の気圧配置が現われはじめて、季節風が吹きだしてくる。

2 気象災害の概況

本県においては、台風、低気圧による災害のほか、雷災、ひょう害、霜害、冷害等の気象災害がある。

(1) 台風（昭和16年以降）

① 昭和16. 7. 22

台風による暴風雨のほかに関東北部に梅雨前線があったため地形によって豪雨があり、本県では大被害をうけた。

7月10日から12日にかけての梅雨前線による豪雨と、台風が22日東京湾上に上陸し23日土浦付近を通過した。このため雨量は10日から12日までに、水戸191mm、麻生284mm、鹿島272mm、大子254mmの多きに達し、台風により19日から23日には水戸290mm、境443mm、取手302mm、江戸崎350mm、鉢田399mmで県南にとくに多かった。

11日～13日の豪雨

死傷者2名、家屋被害流失1戸、道路冠水55、床上浸水201戸、床下浸水993戸、決壊7、山崩16、水田冠水8,799町歩、畑地冠水1,595町歩、堤防決壊13、橋梁流失12。

19日～23日の台風

死者6名、家屋全壊150戸、半壊113戸、流失292戸、床上浸水2,378戸、床下浸水24,606戸、水田冠水46,816町歩、畑地冠水21,421町歩、道路冠水488、決壊271、堤防決壊292、山崩99、橋梁冠水120。

② 昭和17. 9. 19

19日房総半島へ上陸し、東部沿岸から金華山付近で海上へ出た。

水戸の雨量は80mm、筑波山112mmであった。

③ 昭和18. 10. 3

水戸で106mmの雨量があった。

④ 昭和19. 10. 8

被害は、死者22名、負傷者5名、行方不明1名、家屋全壊7戸、半壊8戸、床上浸水22戸、床下浸水269戸、堤防決壊20、船舶流失沈没3、田畠の浸水780町歩であった。

⑤ 昭和20. 9. 18（枕崎台風）

枕崎に上陸後、本州を縦断し、奥羽の東海岸にぬけた。

被害は、家屋の全壊100戸、床上浸水156戸等であった。

⑥ 昭和22. 9. 15

台風の接近前に、日本の南方海上にあった前線が、台風接近につれて本州の内陸山岳地帯ま

で北へ移動させられて、内陸に停滞したため山岳一帯は前線の雨と台風との豪雨があった。明治43年、昭和13年と共に大被害となった。

12日から15日までの水戸の総雨量は381mm、県北・県東部及び鹿島付近では100～150mm程度であった。

なお、15日の21時から3時間は最も強く、3時間に188mm、1時間に82mmであった。

被害は死者74名、負傷者24名、家屋流失194戸、倒壊294戸、半壊146戸、床上浸水11,996戸、床下浸水9,513戸、水田流失204町歩、冠水22,441町歩、畑地流失324町歩、冠水11,581町歩、道路決壊418、橋梁流失180、堤防決壊1,111、鉄道不通83であった。

⑦ 昭和23. 9. 16

9月15日房総半島に上陸して衰えたが、海上の強い勢力を維持し続けたために、東海道、関東、東北一帯は、はげしい暴風雨となった。水戸の雨量は110mm、被害は死者3名、負傷者3名、家屋流失251戸、床上浸水210戸、田畠の流失161町歩、橋梁流失18、堤防決壊20であった。

⑧ 昭和24. 9. 1

小田原付近に上陸し、日本海へ抜けたもので、海上の勢力を、そのまま陸上へもちこみ関東北部に豪雨をもたらした。

被害は死者4名、行方不明1名、負傷者122名、家屋全壊流失1,145戸、床上浸水455戸、田畠流失286町歩、田畠冠水10,244町歩、堤防決壊17、橋梁流失9、道路決壊1、船舶沈没2であった。

⑨ 昭和25. 8. 3

勝浦付近に上陸し、宇都宮から新潟にぬけた。水戸で南の風20m/s、雨量は145mmであった。高気圧が本州東方から日本海にかけて張り出していたので、経路の東側で大雨が降った。

被害は死者7名、負傷者659名、行方不明3名、家屋全壊3戸、半壊15戸、床上浸水3,932戸、床下浸水927戸、非住家被害704戸、田畠流失180町歩、橋梁流失123、堤防決壊385、がけ崩れ3、鉄道被害3であった。

⑩ 昭和26. 10. 15 (第15号)

主な被害は、家屋の全壊11戸、半壊14戸、一部破損130戸等であった。

⑪ 昭和28. 9. 25 (第13号)

被害は家屋全壊4戸、半壊4戸、床上浸水23戸、水田埋没流失2町歩、水田冠水878町歩、畑地埋没流失3町歩、畑地冠水134町歩、道路損壊6、橋梁損失1、山がけ崩れ5、電柱倒壊11であった。

⑫ 昭和29. 9. 18 (第14号)

18日御前崎沖を通過し、伊豆半島、房総半島をへて19日2時ごろ銚子付近から北東海上へ去った。被害は、家屋全壊3戸、床上浸水104戸、橋梁流失破損95、堤防決壊破損180であった。

22年のカスリン台風、23年のアイオン台風に似ている雨台風であったが、上陸時にやや衰え

たため、被害は少なかった。

⑬ 昭和33. 7. 23 (第11号)

23日御前崎に上陸後、関東南部に出てから北上し、三陸沖に去った。前線と台風による大雨があり、那珂川上流部に500mmの雨量があった。水府橋で最高水位は7.37mになった。

被害は死者1名、負傷者3名、家屋全壊4戸、半壊2戸、流出2戸、床上浸水148戸、床下浸水1,401戸、橋梁破損70、道路破損454、水田流失68町歩、冠水5、525町歩、畠地流失31町歩、冠水701町歩であった。

⑭ 昭和33. 9. 18 (第21号)

土佐沖遠州灘をゆっくり進んだが、伊豆沖から急にスピードを出し時速50kmで伊豆南端をかすめ、三浦半島に上陸し、鹿島灘にぬけオホツク海に去った。

水戸の雨量は78mmであった。県北で180mmに達した。

被害は負傷者9名、家屋全壊16戸、半壊22戸、非住家89戸、床上浸水19戸、床下浸水262戸、道路損壊19、山がけ崩れ5、水田冠水543町歩、畠地冠水351町歩。

⑮ 昭和33. 9. 27 (第22号 一狩野川台風一)

26日正午紀伊半島の南東沖に近づき、北東に転向したことから、急に衰え、21時伊豆半島南端付近をへて、江の島に上陸、東京、下館を通り、三陸沖に去った。

水戸で120mmの雨量があり、天城山で500mmをこえる異常な豪雨となった。

被害は死者5名、負傷者18名、家屋全壊57戸、半壊104戸、非住家295戸、床上浸水329戸、床下浸水1,875戸、堤防決壊4、橋梁流失1、道路損壊134、山がけ崩れ45、水田冠水6,000町歩、畠地冠水638町歩であった。

⑯ 昭和36. 10. 10 (第24号)

10日8時ごろ房総半島勝浦付近に上陸、9時に銚子の西から海上を千島方面に去った。水戸の雨量は75mm、風速は北の風28m/sであった。

⑰ 昭和41. 6. 28 (第4号)

28日夕から夜半にかけて房総沖から鹿島灘にぬけた。この台風と、その影響を受けた前線のため県下各地に大雨が降り、洪水、氾濫、冠水、がけくずれなどの被害を出した。

被害は死者6名、負傷者2名、建物全壊12戸、半壊13戸、床上浸水442戸、床下浸水3,351戸、田畠流失埋没52.3町歩、同冠水14,609町歩、道路損壊225、橋梁流失29、堤防決壊12、山(ガケ)くずれ125、鉄道被害10にのぼった。

⑱ 昭和44. 8. 23 (第9号)

22日薩摩半島西岸に上陸し、東北東～北東に進んだ台風9号は、23日長野県南部をへて北関東を通ったが本県下では23日南寄りの風と雨が強く、その際県西部の猿島など1市3町村と麻生町に「たつまき」が発生しこの風雨と「たつまき」で死者2名、負傷者93名、家屋全半壊57棟などのほか農作物にかなりの被害が出た。

⑯ 昭和46. 9. 7 (第25号)

8日0時ごろから3時ごろにかけて房総半島東方約50km沖を北東に進んだので、7日夜から8日早朝にかけて風雨が強く、鹿島地方を中心にかなりの被害があった。

⑰ 昭和52. 9. 19 (第11号)

19日夜半に茨城県沖を北々東に進んだ台風のため、19日未明からの雨は夜にはいって強くなり、県北部を中心に大きな被害を出した。

常陸太田市内では県道の一部が陥没し、通行中の自動車3台が転落し、3名の死者を出した。主な被害は、死者4名、負傷者6名、床上浸水370戸、床下浸水1,364戸、道路損壊6、山（ガケ）くずれ12であった。

⑱ 昭和54. 10. 19 (第20号)

被害は、死者1名、住家全壊3戸、一部損壊14戸、床上浸水347戸、床下浸水781戸、電柱折損113本、農水産物被害69億円等であった。

⑲ 昭和56. 8. 22 (第15号)

千葉県館山付近に上陸後茨城県内を北上し、福島県から仙台付近を通って東北地方を縦断した。茨城県内の降水量はそれ程でもなかったが、利根川上流の大雨のため、利根川の水が小貝川に逆流して、24日2時ごろに小貝川の堤防が決壊し、竜ヶ崎付近が洪水になった。

⑳ 昭和61. 8. 4～6 (第10号)

8月4日21時大島南方海上で温帯低気圧に変った後、急速に速度を落としながら房総半島を縦断し、5日9時には水戸の東海上を通り三陸へ進んだ。

この強い雨雲を伴った台風第10号及びその後の低気圧の影響で、8月4日から5日早朝にかけて、県内各地に記録的な大雨が降り、河川の溢水、決壊が相次ぎ、県内全域にわたり被害が生じた。

人的被害では、4人が死亡し14人が負傷した。また、物的被害では、住家の全壊8戸、半壊20戸をはじめ床上浸水6,980戸、床下浸水8,029戸および、文教施設、農林水産業施設、公共土木施設等も多大な被害を受けた。

㉑ 平成元. 8. 5～7 (第13号)

6日15時頃銚子市付近に上陸。17時過ぎに水戸市付近を通過し、7日24時頃新潟県村上市の北北西30km付近に進み、日本海に抜けた。県内では5日午後から南部を中心に北東の風が強まり、水戸では最大瞬間風速31.6m/s（6日）を記録した。被害は、住宅被害（全壊5、半壊1、一部損壊1、床上浸水87、床下浸水250）、道路破壊48、崖崩れ5、堤防決壊1、橋梁流失等4、農業被害約1億3千万円、林業被害約1億3千万円、水産被害3千万円。

㉒ 平成元. 8. 26～28 (第17号)

27日09時頃室戸岬付近に上陸。20時には富士市の北北東約30kmで日本海に抜けたが、その後も日本海沿岸を進み、28日05時能代市付近に、再び上陸した後、北海道を縦断して18時にオホ

一ツク海に抜けた。県内は27日朝には全域で雨となり、北部を中心に強雨となった。被害は住宅の一部損壊1、床上浸水1、床下浸水20、道路損壊12。

㉖ 平成元. 9. 19～20 (第22号)

19日12時頃九州南部をかすめて本州沿岸を進み、20日03時静岡県沿岸、05時に房総半島に上陸し、06時銚子市の南西約40kmで東海上に抜けた。県内では19日夕方から雨が降り出し、夜半前には県北部で明け方ごろには南部で強雨となった。被害は住宅の半壊1、床上浸水7、床下浸水13、道路損壊3等。

㉗ 平成2. 8. 8～10 (第11号)

10日07時頃御前崎付近に上陸。その後16時宇都宮市付近、17時黒磯市付近を通過し栃木県を通過した後、11日02時に宮古市の北東海上に抜けた。このため、10日の雨量は南部で30～100mm前後、北部では100～250mm以上の大雨となった。被害は負傷者1名、床下浸水1、道路破損1、農業被害約1,324万円、田の冠水2ha。

㉘ 平成2. 9. 19～20 (第19号)

19日20時過ぎに紀伊半島に上陸。20日04時には長野市付近でその後も東北に進み、11時頃三陸沖に抜けた。県内では19日昼前からほぼ全域で雨が降り始め、風は南部を中心に所々で強くなった。また、一部の地域では、たつ巻も発生して被害が出た。被害は人的被害（軽傷2名）、住家被害（一部損壊5、その他13）、非住家被害（全壊1、一部損壊3、その他1）道路損壊3、倒木による被害2、農業被害約5千万円。

㉙ 平成2. 9. 30～10. 1 (第20号)

30日09時頃に紀伊半島南部に上陸。その後東海地方を東北東に進み、21時頃東京湾付近をとおり、房総半島の東海上に抜けた。県内では30日早朝から雨が降り出し、夕方から宵の内にかけて強雨となった。被害は住家被害（床上浸水1、床下浸水5）、道路の冠水等。

㉚ 平成2. 11. 28～12. 1 (第28号)

本州南岸の前線の活動が台風の影響で活発となった。台風は30日14時頃紀伊半島に上陸。北北東進して19時頃四日市市付近で温帯低気圧に変わり、1日24時頃日本海に抜けた。県内では28日から雨となり、30日昼頃から次第に風雨ともに強まった。被害は住宅被害（床上浸水1、床下浸水3、一部損壊1）、非住家被害（全壊2、一部損壊1）、道路被害、農業被害約2千万円。

㉛ 平成3. 9. 18～21 (第18号)

19日宵の内に房総半島沖に達し、20日未明には三陸沖に進み本州付近の前線の活動が活発となり大雨になった。

県内では18日午後から雨が降り始め、19日を中心に大雨となった。被害は負傷者2名、住家被害（全壊3、半壊24、一部損壊47、床上浸水466、床下浸水2,782）非住家被害214、崖崩れ424、道路被害1,043、農作物の被害約37億9千万円。（秋雨前線による影響を含む）

③② 平成3.10.10～13（第21号）

日本の南海上の台風は西から東に進路を変え、13日昼頃に茨城県に最も接近し、14日には北海道の南東海上に達した。県内では10日夜半前から雨が降り始め、11日朝のうちから13日夕方にかけて大雨となった。被害は住家被害（一部損壊5、床上浸水31、床下浸水506）、非住家被害（全壊1、一部損壊2、床上浸水4、床下浸水26）、道路被害41等。

③③ 平成5.8.26～27（第11号）

27日06時には、八丈島の東約80km、その後15時には銚子市付近、18時には水戸市の南東約50km、28日01時には仙台市の東約100kmと本州の東海上を北北東に進み、11時30分頃には釧路市付近に上陸した。県内では26日夕方前から全域で雨となり、27日朝からは風雨とともに強まり宵の内まで続いた。被害は住家（一部損壊2、床上浸水1、床下浸水91）、道路被害10、橋梁流失2、非住家被害4、農業被害約7億6千万円、水産被害約130万円等。

③④ 平成5.9.4（第13号）

3日16時には枕崎付近、20時には延岡市付近、4日24時には松山市付近、5日05時には鳥取市の北北東約50kmの日本海に抜けた。このため、県下には暖気が流入したため大気の状態が不安定となり、つくば市で「たつ巻」が発生し、家屋の屋根瓦やビニールハウスに被害がでた。

③⑤ 平成6.9.28～30（第26号）

29日夜に紀伊半島に上陸し、30日早朝日本海に抜けた。この台風の影響により関東南岸にあった停滞前線が活発となり、県下では29日昼頃から宵の内にかけて強く降った。被害は住家（全壊2、半壊1、一部損壊4、床下浸水726）、山崖崩れ57、道路被害3等。

③⑥ 平成7.9.16～17（第12号）

16日伊豆諸島近海を北上し、17日には三陸沖に進んだ台風の接近により、総雨量は鹿嶋で294mm、鉢田で185mmを記録した。被害は住家被害（半壊1、一部損壊39、床下浸水28）、非住家被害26等。

③⑦ 平成8.9.21～23（第17号）

21日本付近に秋雨前線が停滞し、22日日中から夜にかけて北東進後三陸沖に進んだ台風の影響で県内は大雨と強風となった。被害は死者1名、負傷者13名、住家被害（全壊2、半壊12、一部損壊263、床上浸水18、床下浸水450）、非住家被害28、田畠冠水約2,200ha等。

③⑧ 平成9.6.20（第7号）

台風は愛知県に上陸後、北東に進んで北関東、福島県を通り太平洋に抜けた。この影響で強風を伴った大雨となり、被害は負傷者1名、住家被害（一部損壊4、床下浸水3）等。

③⑨ 平成10.9.15～17（第5号）

台風は16日明け方静岡県に上陸、その後関東地方から東北地方を縦断した。県内は15日夕方から雨が降り出し、16日には風も強まった。被害は負傷者5名、住家被害（半壊1、一部損壊34、床上浸水20、床下浸水33）、非住家10等。

⑩ 平成12. 7. 7～8 (第3号)

台風は7日夜に伊豆諸島に接近、その後スピードを上げながら北上し、8日に房総半島沖から茨城県の沖合を通過した。このため、県内各地で大雨となり、住家被害（一部損壊1、床上浸水33、床下浸水209等）の被害が生じた。

⑪ 平成14. 7. 9～11 (第6号)

台風は室戸岬沖から本州の南海上を進み、11日に千葉県富津市付近に上陸後房総半島を横断し、茨城県沿岸を北上した。この影響により県内は大雨に見舞われ、9日13時から11日9時までの総雨量は花園で307mmを記録するなど、県北山沿いを中心に150～280mmの雨を観測した。また、これと併せて栃木県での大雨により那珂川の水位が上昇し、水府橋観測所では危険水位を1m以上超えた。被害は、住家被害（一部損壊1、床上浸水14、床下浸水45等）。

⑫ 平成14. 10. 1 (第21号)

三浦半島を通過した台風は、1日の夜神奈川県川崎市付近に上陸後、茨城県を横断し東北地方の太平洋側を北上した。台風の接近・通過に伴い、県内は1日18時頃から東～南東の風が強まり、22時頃から西～南西の風に変わった。台風が県内を通過した21～22時頃には15m/sの強風が吹き荒れ、潮来市及び鹿嶋市においては電力用鉄塔の倒壊が発生した。その他の被害は負傷者16名、住家被害（半壊10、一部損壊682、床下浸水2）非住家227、停電99、584戸等。

⑬ 平成16. 8. 30～31 (第16号)

日本海を北東に進んだ台風の影響により、31日午前中には県内全域で強風が吹き、最大瞬間風速は水戸で25.5m/sを観測した。被害は負傷者3名等。

⑭ 平成16. 10. 9 (第22号)

台風は伊豆半島に上陸後、千葉市付近から茨城県南部を通過したため、県内全域で強風・大雨となり、総雨量は鹿嶋で259mm、江戸崎で211mmを記録するなど、県南部で200mmを超す大雨となった。被害は負傷者6名、住家被害（一部損壊50、床上浸水9、床下浸水156）、非住家被害4等。

⑮ 平成16. 10. 20～21 (第23号)

台風は高知県に上陸後、関東甲信地方を経て茨城県南部を通過し太平洋に抜けた。その影響により総雨量は県全域で150mm～200mmの大雨となり、協和で206mm、笠間で201mmを記録した。被害は負傷者2名、住家被害（一部損壊2、床上浸水9、床下浸水210）、非住家被害128、田畠流失・埋没約5,250ha、田畠冠水約940ha等）。

⑯ 平成19. 9. 6～7 (第9号)

台風は、関東の南海上を北上し、7日2時には神奈川県に上陸した。その後関東地方を北上して、県内でも大雨となり、総雨量は北茨城市花園で267mm、高萩市大能で231mmを記録した。被害は、負傷者10名、住家被害（床上浸水1、床下浸水1）。

⑰ 平成21. 10. 8 (第18号)

台風は8日12時頃に最接近し、7日11時から8日11時までの総降水量は、花園で167.0mm、北茨城で129.5mm、大能で116.5mm、日立で130.0mm、柿岡で102.5mmを観測した。また、8日朝に土浦市、龍ヶ崎市及び利根町で竜巻が発生した。被害は、負傷者15名、住家被害（半壊34、一部損壊222、床上浸水1、床下浸水19）。

④⁸ 平成23.9.21（第15号）

台風第15号の影響で県内の所々で総降水量（19日18時～21日24時）が100mmを超え、北茨城市花園で288.0mmを観測した。日最大瞬間風速は北茨城市で南南東31.2m/s、笠間市で南30.2m/s、下妻市で南南東31.6m/s、龍ヶ崎市で南31.4m/s（21日19時01分）を観測した。

県内の被害は、死者1名、負傷者15名（重傷1、軽傷11）、住家被害（半壊3、一部損壊47、床上浸水52、床下浸水88）。

④⁹ 平成25.10.15（第26号）

台風第26号は日本の南海上を北上し、10月16日に房総半島沖を北東に進んで三陸沖に達した。茨城県では、10月15日夜から16日にかけて大雨、暴風、高波の影響を受け、鹿行地域を中心に非常に激しい雨となり、鹿嶋市では16日05時54分までの1時間に62.5mmを、鉾田市では16日06時27分までの1時間に53.5mmを観測した。

また、降り始めからの総降水量は鹿嶋市で362.5mm、鉾田市で317.0mmとなるなど、県内各地で大雨となった。16日未明からは風も強まり、北茨城市では10時56分に西北西32.2m/sの最大瞬間風速を観測するなど、県内各地で軒並み20m/sを超える最大瞬間風速を観測した。

県内の被害は、負傷者15名（重傷1、軽傷12）、住家被害（全壊5、半壊8、一部損壊55、床上浸水104、床下浸水389）、がけ崩れ525箇所。

⑤⁰ 平成26.10.5～6（第18号）

台風第18号は日本の南岸を進み、6日8時過ぎに静岡県に上陸、6日昼前に茨城県南部を通過した。茨城県では前線の影響で5日朝から雨が降り始め、1時間雨量が笠間で48.5mm、柿岡で47.0mmなど、県南県西を中心に各地で激しい雨となった。降り始めからの総降水量も柿岡278.5mm、笠間269.0mmを観測した。また、6日には鹿嶋で南東21.5m/s、水戸で東北東21.4m/s、日立で北西21.1m/sなど、各地で20m/s前後の最大瞬間風速を観測した。

県内の被害は、死者2名、軽傷2名、住家被害（一部損壊6、床上浸水12、床下浸水115）、農産物等への推計被害金額が278、649千円となっており、9市町で避難勧告を発令している。

⑤¹ 平成28.8.22～24（第9号とその後の温帯低気圧）

台風第9号は8月22日6時には三宅島の南南西を北に進み、22日12時半頃、千葉県館山市付近に上陸、その後、関東地方から東北地方を北から北北東に進んだ。

茨城県では台風の接近、通過により22日昼過ぎから夕方にかけて雨が強まり、1時間降水量が北茨城市花園で50.0mm（15時43分）の非常に激しい雨、古河で35.0mm（12時56分）の激しい雨となった。

21日21時から22日24時までの総降水量は、北茨城市花園で146.0mm、古河で142.0mm、高萩市大能で127.5mmなど、多い所で100mmを超える大雨となった。

また、22日の午後には風が強まり、龍ヶ崎で東南東32.0m/s、北茨城で南27.1m/s、鹿嶋で南東27.0m/sなど、30m/s前後の最大瞬間風速を観測した。

県内の被害は、負傷者19名、住家被害217件（一部損壊27、床上浸水12、床下浸水178）の被害が発生した。

⑤2 平成29.10.21～23（台風第21号）

台風第21号は、発達しながらフィリピンの東海上を北上し、21日には超大型で非常に強い勢力となり、22日にかけて非常に強い勢力を保ったまま、次第に速度を上げて日本の南を北上し、23日3時頃に超大型の強い勢力で静岡県御前崎市付近に上陸した。その後、暴風域を伴ったまま東海地方及び関東地方を北東に進んだ。

茨城県では、台風の接近、通過により22日昼前から雨が強まりはじめ、1時間降水量が古河で27.5mm（23日4時6分）、北茨城市花園で26.5mm（23日5時23分）の強い雨となった。20日12時から23日15時までの総降水量は、北茨城市花園で267.5mm、高萩市大能で217.0mmなど大雨となった。県内の被害は、死者1名、負傷者7名（重傷1、軽傷6）、住家被害7件（全壊1、床下浸水5、一部損壊1）。

⑤3 平成30.8.6～9（台風第13号）

台風第13号は、9日に関東地方にかなり接近して9日昼前にかけて関東の東の海上を北に進んだ。

茨城県では、前線や台風の接近により6日から9日にかけて、1時間降水量が大子で45.0mm（6日17時12分）、石岡市柿岡で41.5mm（7日02時16分）の激しい雨となり、6日14時から9日24時までの総降水量は、北茨城市花園で181.5mm、高萩市大能で130.5mmなど大雨となった。また、台風の中心が茨城県に最も接近した9日は、水戸で北東21.6m/s、鹿嶋で北20.9m/s、北茨城で北北東19.9m/sの最大瞬間風速を観測した。

県内の被害は、負傷者2名（重傷1、軽傷1）、住家被害4件（全壊1、半壊3、一部損壊1）、がけ崩れ2箇所。

⑤4 平成30.9.29～10.1（台風第24号）

台風第24号は、暴風域を伴い非常に強い勢力を維持して30日20時頃に和歌山県田辺市付近に上陸した。その後も暴風域を伴ったまま更に速度を速めて東海、関東甲信、東北地方を北東に進み、10月1日12時に日本の東海上で温帯低気圧に変わった。

茨城県では、台風の中心が最も接近した10月1日は、笠間で南35.4m/s、つくばで南南西32.7m/s、筑西市下館で南東32.5m/sの最大瞬間風速を観測した。前線や台風の接近により9月29日から10月1日にかけて、1時間降水量が高萩市大能で42.0mm、北茨城市花園で39.5mm、龍ヶ崎で37.0mmの激しい雨となり、9月29日04時から10月1日06時までの総降水量は、北茨城市花園

で110.0mm、高萩市大能で98.0mmなど大雨となった。

県内の被害は、負傷者8名（全て軽傷）、住家被害203件（半壊15、一部損壊188）。

⑤ 令和1.10.12～10.13（台風第19号（令和元年東日本台風））

- ・10月6日3時に南鳥島近海で発生した台風第19号は、大型で猛烈な台風に発達した後、日本の南を北上した。台風は、大型で強い勢力を保ったまま、12日19時前に伊豆半島に上陸し、関東地方を通過した後、13日12時に日本の東海上で温帯低気圧に変わった。
- ・台風の影響による記録的な大雨により、12日19時50分から大雨特別警報が最大20市町村で発表された。
- ・10月10日18時から10月13日09時までの総降水量は、花園（北茨城市）で479.0ミリ、大能（高萩市）で405.5ミリ、徳田（常陸太田市）で345.0ミリなど大雨となった。期間最大1時間降水量は、花園（北茨城市）で60.0ミリ（12日20時21分まで）、大能（高萩市）で52.0ミリ（12日16時26分まで）など非常に激しい雨となった所があった。また、県内では強い風が吹き、最大瞬間風速は、つくば（つくば市）で32.5メートル（南南東、12日22時08分）、鹿嶋（鹿嶋市）で30.7メートル（南南東、12日20時37分）を観測した。
- ・久慈川では、大子町にある久慈川橋水位観測地点の水位が、13日0時40分には7.69mの計画高に迫り、大子町では護岸崩壊などが起き、下流の常陸大宮市や久慈川水系里川、浅川の流域でもある常陸太田市において堤防決壊や越水などが発生した。
- ・この雨の影響では、JR水郡線の大子町の袋田一常陸大子間の第6久慈川橋が流され、西金一上小川間の第2久慈川橋も傾き不通となった。
- ・また、那珂川、那珂川水系藤井川においても、常陸大宮市をはじめ那珂市、水戸市で、堤防決壊や越水などが発生するなど、県内各地で甚大な被害が発生した。
- ・被害は、死者2名、行方不明者1名、負傷者20名（中等症7名、軽症13名）、住家被害4,004棟（全壊146、半壊1,590、一部損壊1,721、床上浸水104、床下浸水443、）被害額199億7035万円（農林水産業被害額合計7,653,889千円、中小企業推計被害額合計12,316,463千円）等であった。

（2）他の洪水

① 昭和13.6.28～7.8（梅雨前線と台風）

6月26日小笠原西方から北上した台風が本州に接近すると共に、中心から房総南部に顕著な不連続線を誘発し、数日間停滞し関東地方に大豪雨をもたらした。この台風が房総沖を東に通過した後も相変わらず関東地方は不連続線の温床となり、28日未明から7月8日までの雨量は県下で400mm～700mmと未曾有の多きを示し、水戸では63.0mmまた一日雨量も29日に水戸で277mmと現在までの記録となっている。県内の主な被害は、死者45名、負傷者58名、行方不明4名、家屋被害全壊834戸、半壊1,280戸、流失437戸、床上浸水39,524戸、床下浸水42,215戸、損害額5,438万円、その他農作物、道路、橋梁等に大被害をもたらした。皇室から待従の派遣と御

下賜金を賜った。

② 昭和36. 6. 27 (梅雨末期の集中豪雨)

北海道東岸の低気圧から梅雨前線が本県を南西によこぎって、静岡県、和歌山県から太平洋上に出ていた。南方洋上から湿舌が北上して、梅雨前線を刺激し、この前線上の各県に集中豪雨をもたらした。水戸の2日間の雨量は309mm、笠間で354mm、岩井で319mm、日立で342mmであった。

土浦市、笠間市、鉾田町及び岩瀬町に災害救助法が適用された。

被害は、死者11名、負傷者7名、行方不明1名、家屋全壊12戸、半壊21戸、流失2戸、床上浸水1,754戸、床下浸水6,456戸、非住家4,213戸、水田流失・埋没576町歩、冠水37,545町歩、畠地流失・埋没272町歩、冠水10,440町歩、道路損壊1,025、橋梁破損・流失136、堤防決壊501、山崩れ192、罹災世帯数8,392、罹災人数34,624名であった。

③ 平成10. 8. 26～31 (前線と台風)

この期間前線が日本付近に停滞し、台風第4号が日本の南海上をゆっくりと北上した。台風の間接的な影響も加わり前線に向かって暖かく湿った空気が南から流入して前線の活動が活発となり大雨となった。特に那珂川上流の栃木県那須町では1,254mmの記録的な降水量となり、河口付近の水戸市でも計画高水位を上回って溢水し被害が出た。水戸市に災害救助法が適用された。

被害は、負傷者5名、床上浸水423戸、床下浸水490戸、被害額約35億6,800万円等であった。

④ 平成27. 9. 9～10 (平成27年9月関東・東北豪雨)

9月7日21時に日本の南で発生した台風第18号は、9日09時過ぎに渥美半島を通過し09時半頃愛知県西尾市付近に上陸。15時には温帯低気圧に変わった。

9日は、台風第18号や台風から変わった低気圧に向かって、湿った空気が流れ込んだ影響で大雨となり、特に県西地域では非常に激しい雨となった所があった。

7日18時から11日12時までの雨量は、古河で297.5mm、坂東で265.0mm、下妻で228.5mmなど、南部を中心に200mmを超えた所があった。最大1時間降水量は、石岡市柿岡で56.0mm（10日07時09分までの前1時間）、常陸太田市中野で49.5mm（10日09時39分までの前1時間）、小美玉市美野里で46.0mm（10日08時20分までの前1時間）を観測。月最大24時間降水量は、古河で247.0mm（10日05時00分までの前24時間）となり、統計開始以来の記録第1位となった。線状降水帯による鬼怒川上流域への集中豪雨により常総市若宮戸で溢水、同市三坂町で堤防が決壊した。

古河市、結城市、下妻市、常総市、守谷市、筑西市、坂東市、つくばみらい市、八千代町、境町に災害救助法が適用された。

被害は、死者16名（災害関連死13名含む）、負傷者56名、全壊54棟、半壊5、542棟、床上浸水230棟、床下浸水3,880戸、被害額約406億6,670万円等であった。

※被害状況は令和元年12月9日時点

(3) 火災

一般的にみて太平洋側は日本海側に比べて出火件数が少ない。本県はこの中でも少ない方である。過去の大火灾をみると、都市部に多く、季節的には大火災は春季に多い傾向にある。

① 享保13. 3. 28

新治郡石岡町火災、547戸焼失

② 慶長5. 5. 28

稻敷郡江戸崎町火災、5,000戸焼失

③ 慶応2. 12. 10

新治郡藤沢村670～1,000戸焼失

④ 明治3. 2. 10

新治郡石岡町火災500戸焼失

⑤ 明治17. 5. 13

水戸市下市火災、1,200戸焼失、損害額は115万円

⑥ 明治19. 12. 31

水戸市泉町より出火、1,800戸焼失、損害額は230万円

⑦ 大正7. 3. 25

水戸市奈良屋町に汽車の煙突よりとび火496戸焼失、損害額179万円

⑧ 昭和4. 3. 14

新治郡石岡町仲町より発火587戸焼失、損害額300万円

⑨ 昭和22. 4. 29

那珂郡那珂湊町火災1,210戸焼失、損害額は13,577万円

その後、1千万円程度の火災は年に数件発生しているが、焼失戸数100戸以上の大火災はない。

⑩ 平成3. 3. 7～8

日立市の山林火災及び周辺民家への延焼。焼失面積約170ha、焼失家屋（全焼8、部分焼失

3）被災12世帯35人他。

(4) その他災害

① 平成8. 7. 15（ダウンバースト）

梅雨前線が一時南下し大気の状態が不安定となった県南西部では、降ひょうを伴う雷雨となり、下館市の川島地区と同市南部にダウンバーストが発生した。被害は死者1名、負傷者20名、住家被害（全壊1、半壊31、一部損壊1,342）、非住家被害123等。

② 平成14. 12. 5（北朝鮮籍貨物船座礁事故）

日立港沖に錨泊中の北朝鮮船籍の貨物船（CHIL SONG、3,144t）が、折からの強風

とうねりの影響で歩錨し防波堤に座礁した。この事故により同船から燃料用の油や積み荷のタイヤチップ等が流出し、油は県沿岸部の広範囲にわたり漂着した。

③ 平成15. 10. 13 (ダウンバースト等)

関東南部を低気圧が通過し、これに併せて前線が南下し、県南、鹿行地域では局的に雷を伴う激しい雨となった。また、神栖町においてダウンバーストと見られる突風が発生した。被害は、死者2名、負傷者5名、住家被害（一部損壊46、床上浸水4、床下浸水108）、非住家被害46等。

④ 平成18. 10. 6～8 (低気圧と低気圧に伴うパナマ籍貨物船座礁事故)

台風から変わった熱帯低気圧からの湿りが、本州南岸に停滞していた前線に流れ込んだため前線の活動が活発となり、大雨、暴風、大しけとなった。また、鹿島港沖に錨泊中であったパナマ籍貨物船（G I A N T S T E P、98,587トン）が、折からの強風で走錨し、神栖市日川浜の砂地に乗り上げた。被害は、死者・行方不明者10名、負傷者6名、住家被害（一部損壊7、床上浸水8、床下浸水55）、非住家被害13等。

⑤ 平成24. 5. 6 (竜巻災害)

県内3地域（常総市～つくば市、筑西市～桜川市、栃木県真岡市～常陸大宮市）で竜巻が発生し、常総市からつくば市にかけては国内最大級となるF3の強さの竜巻であった。被害は、死者1名、負傷者41名、住家被害838棟（全壊89、半壊193、一部損壊556）、非住家被害660棟（全壊139、半壊70、一部損壊451）。

⑥ 平成30. 1. 22 (大雪)

1月22日から23日にかけて、低気圧が本州の南海上を急速に発達しながら東北東に進んだため、関東甲信地方を中心に広い範囲で大雪となった。

茨城県では、積雪の深さが22日22時には水戸で19センチ、つくばで15センチに達した。

県内の被害は、負傷者18名（重傷1、軽傷17）、住家被害5件（一部損壊5）、がけ崩れ2箇所。

⑦ 平成30. 3. 1 (突風)

低気圧や前線に向かって暖かく湿った空気が流れ込んだため、大気の状態が非常に不安定となった。行方市で突風が発生した。

県内の被害は、負傷者4名（全て軽傷）、住家被害5件（全壊1、半壊1、一部損壊105）。

※ 被害状況等は「災害の記録」各年版による。

第3節 防災責任者の処理すべき事務又は業務の大綱

県、市町村、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及びその他防災上重要な施設の管理者は、おおむね次の事務又は業務を処理するものとする。

第1 茨城県

- 1 茨城県防災会議及び県災害対策本部に関する事務
- 2 防災に関する施設、組織の整備と訓練
- 3 災害による被害の調査報告と情報の収集・伝達及び広報
- 4 災害の防御と拡大の防止
- 5 救助、防疫等罹災者の救助保護
- 6 災害復旧資材の確保と物価の安定
- 7 被災産業に対する融資等の対策
- 8 被災県営施設の応急対策
- 9 災害時における文教対策
- 10 災害時における社会秩序の維持
- 11 災害対策要員の動員、雇用
- 12 災害時における交通、輸送の確保
- 13 被災施設の復旧
- 14 市町村が処理する事務、事業の指導、指示、あっせん等
- 15 災害対策に関する隣接県間の相互応援協力

第2 市町村

- 1 市町村防災会議及び市町村災害対策本部に関する事務。
- 2 防災に関する施設、組織の整備と訓練
- 3 災害による被害の調査、報告と情報の収集・伝達及び広報
- 4 災害の防除と拡大防止
- 5 救助、防疫等罹災者の救助、保護
- 6 災害復旧資材の確保
- 7 被災産業に対する融資等の対策
- 8 被災市町村営施設の応急対策
- 9 災害時における文教対策

- 10 災害対策要員の動員、雇用
- 11 災害時における交通、輸送の確保
- 12 被災施設の復旧
- 13 管内の関係団体が実施する災害応急対策等の調整

第3 指定地方行政機関

関東管区警察局

- 1 管区内各県警察の災害警備活動及び相互援助の指導・調整に関すること。
- 2 他管区警察局及び警視庁との連携に関すること。
- 3 管区内防災関係機関との連携に関すること。
- 4 管区内各県警察及び防災関係機関等からの情報収集並びに報告連絡に関すること。
- 5 警察通信の確保及び統制に関すること。
- 6 津波警報、火山警報の伝達に関すること。

関東管区行政評価局（茨城行政監視行政相談センター）

- 1 被災者への生活支援情報の提供に関すること。
- 2 専用電話を備えた相談窓口の開設に関すること。
- 3 特別行政相談所の開設に関すること。

関東総合通信局

- 1 非常通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営に関すること。
- 2 災害時テレコム支援チーム（MIC-TEAM）による災害対応支援に関すること。
- 3 災害対策用移動通信機器、臨時災害放送局用整備及び災害対策用移動電源車等の貸し出しに関すること。
- 4 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置（臨機の措置）の実施に関すること。
- 5 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供に関すること。

関東財務局

- 1 災害査定立会に関すること。
- 2 金融機関等に対する金融上の措置に関すること。
- 3 地方公共団体に対する融資に関すること。
- 4 国有財産の管理処分に関すること。

関東信越厚生局

- 1 管内の被害情報の収集及び伝達に関すること。

- 2 関係機関との連絡調整に関すること。

茨城労働局

- 1 工場、事業場における労働災害の防止に関すること。
- 2 災害時における賃金の支払いに関すること。
- 3 災害時における労働時間の延長、休日労働に関すること。
- 4 労災保険給付に関すること。
- 5 職業のあっせんや雇用保険の失業給付などの雇用対策に関すること。

関東農政局

- 1 ダム、堤防、ひ門等の防災上重要な施設の点検整備等の実施又は指導に関すること。
- 2 防災ダム、ため池、湖岸、堤防、土砂崩壊防止、農業用河川工作物、たん水防除、農地浸食防止等の施設の整備に関すること。
- 3 災害時における種もみ、その他営農資材の確保に関すること。
- 4 災害時における災害救助用米穀の供給に関すること。
- 5 災害時における生鮮食料品等の供給に関すること。
- 6 災害時における農作物、蚕、家畜等に係る管理指導及び病害虫の防除に関すること。
- 7 土地改良器具及び技術者等の把握並びに緊急貸出し及び動員に関すること。
- 8 災害による被害農林漁業者等に対する資金の融資に関すること。

関東森林管理局

- 1 国有林野の保安林、保安施設（治山施設）等の維持、造成に関すること。
- 2 災害復旧用材（国有林材）の供給に関すること。

関東経済産業局

- 1 生活必需品、復旧資材など防災関係物資の円滑な供給の確保に関すること。
- 2 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保に関すること。
- 3 被災中小企業の振興に関すること。

関東東北産業保安監督部

- 1 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、電気、ガス等危険物等の保全に関すること。
- 2 鉱山に関する災害防止及び災害時の応急対策に関すること。

関東地方整備局

- 1 防災上必要な教育及び訓練に関すること。
- 2 公共施設等の整備に関すること。
- 3 災害危険区域等の関係機関への通知に関すること。
- 4 災害に関する情報の収集及び予警報の伝達等に関すること。
- 5 水防活動、土砂災害防止活動及び避難誘導等に関すること。
- 6 災害時における復旧資材の確保に関すること。

- 7 災害時における応急工事等に関すること。
- 8 災害復旧工事の施工に関すること。
- 9 港湾施設、海岸保全施設等の整備に関すること。
- 10 港湾施設、海岸保全施設等に係る災害情報の収集に関すること。
- 11 港湾施設、海岸保全施設等の災害応急対策及び復旧対策に関すること。
- 12 河川、道路等社会資本の応急復旧に関すること。
- 13 大規模災害発生時のTEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊）の派遣。
- 14 大規模災害発生時のリエゾン（情報連絡員）の派遣。
- 15 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施。

関東運輸局

- 1 災害時における自動車運送業者に対する運送の協力要請に関すること。
- 2 災害時における自動車及び被災者、災害必要物資等の輸送調整に関すること。
- 3 災害時における応急海上輸送の輸送力確保に関すること。

東京航空局

- 1 災害時における航空機による輸送に関し、安全確保するための必要な措置に関すること。
- 2 遭難航空機の搜索及び救助に関すること。
- 3 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底に関すること。

関東地方測量部

- 1 災害時等における地理空間情報の整備・提供
- 2 復旧・復興のための公共測量に関する指導・助言

東京管区気象台（水戸地方気象台）

- 1 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表を行う。
- 2 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説を行う。
- 3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める。
- 4 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う。
- 5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める。

第三管区海上保安本部（茨城海上保安部）

- 1 情報の収集及び連絡に関すること。
- 2 活動体制の確立に関すること。
- 3 海難救助及び緊急輸送時等に関すること。
- 4 流出油等の防除及び危険物の保安措置に関すること。
- 5 海上交通安全の確保に関すること。
- 6 警戒区域の設定及び治安の維持に関すること。

7 関係機関等の災害対策の実施に対する支援に関すること。

第4 自衛隊

- 1 防災関係資料の基礎調査に関すること。
- 2 災害派遣計画の作成に関すること。
- 3 茨城県地域防災計画に合わせた防災に関する訓練の実施に関すること。
- 4 人命又は財産の保護のため緊急に行う必要のある応急救援又は応急復旧に関すること。
- 5 災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸付および譲与に関すること。

第5 指定公共機関

郵便事業株式会社

- 1 被災者に対する郵便葉書等の無償交付に関すること。
- 2 被災者が差し出す郵便物の料金免除に関すること。
- 3 被災地あて救助用郵便物等の料金免除に関すること。
- 4 災害時における郵便局窓口業務の維持に関すること。

日本銀行

災害時における現地金融機関の緊急措置についての指導に関すること。

日本赤十字社

- 1 災害時における救護班の編成並びに医療及び助産等の救護の実施に関すること。
- 2 災害救助の協力、奉仕団の連絡調整に関すること。
- 3 義援金品の募集配布に関すること。

日本放送協会

- 1 気象予報、警報等の周知徹底に関すること。
- 2 災害状況及び災害対策室の設置に関すること。
- 3 社会事業等による義援金品の募集、配布に関すること。

東日本高速道路株式会社

会社の管理する高速自動車国道及び一般有料道路に係る道路の保全及び応急復旧工事の施行に関すること。

独立行政法人水資源機構

- 1 ダム、河口堰、湖沼水位調節施設、多目的用水路、専用用水路その他の水資源の開発又は利用のための施設の新築又は改築に関すること。
- 2 前号に掲げる施設の操作、維持、修繕その他の管理及び災害復旧工事に関すること。

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

原子力緊急時支援・研修センター等を通じての次のような原子力防災対策への支援・協力

- 1 国、県、所在・関係周辺市町村が実施する原子力防災対策への積極的な支援・協力（緊急時モニタリング、緊急被ばく医療活動、広報活動等）
- 2 原子力事業者が実施する原子力防災対策への専門的・技術的支援（事故拡大防止、汚染拡大防止等）
- 3 原子力防災に必要な教育・訓練

日本原子力発電株式会社（東海発電所・東海第二発電所）

放射線災害の防止及び応急対策等に関すること。

東日本旅客鉄道株式会社・日本貨物鉄道株式会社

- 1 鉄道施設等の整備、保全に関すること。
- 2 災害時における救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること。

N T T 東日本株式会社

- 1 電気通信施設の整備及び点検に関すること。
- 2 災害時における緊急電話の取扱いに関すること。
- 3 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関すること。

東京ガス株式会社、東京ガスネットワーク株式会社

- 1 ガス施設の安全、保全に関すること。
- 2 災害時におけるガスの供給に関すること。
- 3 ガス供給施設の応急対策と災害復旧に関すること。

日本通運株式会社

救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること。

東京電力パワーグリッド株式会社、株式会社 J E R A

- 1 災害時における電力供給に関すること。
- 2 被災施設の応急対策と災害復旧に関すること。

K D D I 株式会社

- 1 電気通信施設の整備及び点検に関すること。
- 2 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関すること。

株式会社 N T T ドコモ

- 1 電気通信施設の整備及び点検に関すること。
- 2 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関すること。

ソフトバンク株式会社

- 1 電気通信施設の整備及び点検に関すること。
- 2 被災電気通信設備の応急対策及び災害復旧に関すること。

第6 指定地方公共機関

茨城県土地改良事業団体連合会

各土地改良区の水門、水路及びため池等の施設の整備、防災管理及び災害復旧の促進並びに連絡調整に関するこ。

社会福祉法人茨城県社会福祉協議会

- 1 災害時におけるボランティアの受入れに関するこ。
- 2 生活福祉資金の貸付に関するこ。

医療関係団体（一般社団法人茨城県医師会、公益社団法人茨城県歯科医師会、公益社団法人茨城県薬剤師会、公益社団法人茨城県看護協会）

災害時における応急医療活動に関するこ。

水防管理団体

- 1 水防施設資材の整備に関するこ。
- 2 水防計画の樹立と水防訓練に関するこ。
- 3 水防活動に関するこ。

運輸機関（茨城交通株式会社、関東鉄道株式会社、鹿島臨海鉄道株式会社、一般社団法人茨城県トラック協会、首都圏新都市鉄道株式会社、ジェイアールバス関東株式会社、一般社団法人茨城県バス協会）

災害時における避難者、救助物資その他の輸送の協力に関するこ。

ガス事業者（東部ガス株式会社、**株式会社エナジー宇宙**）

- 1 ガス施設の安全、保全に関するこ。
- 2 災害時におけるガスの供給に関するこ。

一般社団法人茨城県高圧ガス保安協会

- 1 高圧ガス事業所の緊急出動態勢の確立に関するこ。
- 2 高圧ガス施設の自主点検、調査、巡視に関するこ。
- 3 高圧ガスの供給に関するこ。
- 4 行政機関、公共機関等が行う高圧ガス災害対策の協力に関するこ。

報道機関（株式会社茨城新聞社、株式会社LuckyFM茨城放送）

- 1 県民に対する防災知識の普及と警報等の周知に関するこ。
- 2 県民に対する災害応急対策等の周知に関するこ。
- 3 行政機関、公共機関等が行う災害広報活動の協力に関するこ。

※資料1-1（茨城県防災会議委員・幹事一覧）

1-2（防災関係機関窓口）

第7 公共的団体及びその他防災上重要な施設の管理者

農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、商工会議所、商工会等の産業経済団体

- 1 被害調査に関すること。
- 2 物資、資材等の供給確保及び物価安定に関すること。
- 3 融資希望者のとりまとめ、あっせん等に関すること。

一般診療所・病院

- 1 災害時における収容患者に対する医療の確保に関すること。
- 2 災害時における負傷者等の医療救護に関すること。

一般運輸事業者

災害時における緊急輸送の確保に関すること。

危険物関係施設の管理者

災害時における危険物の保安措置に関すること。

2 風水害対策計画

第1章 災 害 予 防

2 風水害対策計画

第1章 災害予防

第1節 県土の保全

第1 治山治水計画

1 治山計画

(1) 森林の概況

本県の森林は県北部を中心とする山岳林、県中央部から南西部にかけての平地林及び海岸線に沿って分布する海岸林に大別され、面積は18万7千haで県土の約1/3を占めている。近年、産業の発展等による土地利用が進み県民の生活圏が山地や海岸へと広がりつつある。このため、台風や豪雨による山腹の崩壊や波浪等による海岸防災林の浸食等、災害の危険性が増大する傾向にあり、治山施設の整備が急務となっている。

(2) 治山施設の整備

県内における山地災害危険地区等を調査した結果、総数で1,250箇所あり、その内訳は次のとおりである。（令和7年3月末現在）

山地災害危険地区 (民有林) 1,189箇所

(国有林) 21箇所 ※資料8-8-2

海岸防災林荒廃危険地区 40箇所 ※資料8-9

これらの山地災害危険地区（山腹崩壊・崩壊土砂流出・地すべり危険地区）における山地災害を未然に防止するため、森林法により策定された森林整備保全事業計画（令和6年～令和10年度）に基づき、山地治山、防災林造成、地すべり防止施設の整備等を計画的に進めるとともに、脆弱な地質地帯における山腹崩壊等対策や巨石・流木対策などを複合的に組み合わせた治山対策を推進する。また、市町村と連携して地域住民への山地災害危険地区の周知に努める。

2 保安林整備計画

(1) 保安林の概況

森林には、雨を貯え、ゆっくりと川に流すことで、安定した川の流れを保ち、洪水や渇水、土砂の流出などを防止する働きがある。

これらの公益的機能の発揮が特に要請される森林について、保安林に指定し適正な管理を進めている。

令和6年度末現在で、民有保安林18,268ha、国有保安林38,041ha、計56,309haの保安林が配備

されている。

(2) 保安林整備計画

地域森林計画により、保安林のきめ細かな配備とともに、保安機能の向上を図るための治山事業等による森林の整備を進めている。

特に、保安林の指定については、重要な水源地や山地災害危険地区及び都市近郊に在る森林の保安林指定を進める。

3 河川改修

(1) 河川の概況

本県の河川は一級河川は199、二級河川28、合計227河川であり、その延長は2,278kmに達する。

このうち利根川、那珂川、久慈川、鬼怒川、小貝川等の大河川は、他県から流下してくるので本県通過の洪水量は県内流域面積に比して極めて多く、上流他県の洪水を一手に引き受けている。

県南、県西地区には小規模な河川が多く、わずかな降雨でも浸水被害を受けている。

県中央、県北地区の河川は小規模な急流河川が多く、流域内の都市化が進み、河道拡幅による改修が困難になっており、総合的な治水対策が急務となっている。

一方、水戸、土浦等の市街地を流れる河川は、都市環境上重要な要素をもち、河川敷を公園として利用する計画が検討されている。なお、準用河川は24市町村、延長231kmとなっている。

(2) 河川改修事業

ア 直轄河川改修

利根川は明治以来治水事業が進められ、昭和22年のカスリン台風等の既往洪水や気候変動により予測される将来の降雨量の増加等を考慮し、八斗島の基本高水流量を $26,000\text{m}^3/\text{s}$ として工事を実施中である。しかし、下流部においては未だ無堤地区があるなど治水安全度は低く、事業の促進を図る必要がある。

那珂川は昭和17年から着工したが、まもなく戦争のため工事を中止した。その後再び着工されているが、進捗率は低い。なお、那珂川は、野口地点の基本高水流量を $8,500\text{m}^3/\text{s}$ として、昭和61年の災害を契機に、下流で改修が進められているものの、治水安全度は不十分であり、更に事業の促進を図る必要がある。

久慈川は昭和13年から改修事業に着工し、山方地点における基本高水流量 $4,000\text{m}^3/\text{s}$ として工事の進捗を図っているものの、治水安全度は不十分であり、更に事業の促進を図る必要がある。

小貝川は昭和8年から改修工事が施行されているが、堤防の整備率は未だ低く、全般的に河積が狭小の上、地質が極めて悪く、更に河川が緩勾配のため利根川の逆流でしばしば危険な状態になるので改修の促進が望まれている。

霞ヶ浦は、湖水位低下計画として昭和23年から常陸利根川の河道拡幅とともに浚渫を実施、

同38年には利根川との合流点に常陸川水門が建設された。これにより湖水の低下、利根川洪水時の逆流防止、渴水時における干塩害の防止が図られ、治水・利水上からもその効果は極めて大きい。一方湖岸堤は干拓に伴うものや茨城県の施工による建設が行われてきたが、昭和42年に建設省直轄の施工区域に編入され、さらに同45年から着工された霞ヶ浦開発事業と相まって築堤護岸工事が進められてきた。平成7年度に霞ヶ浦開発事業が完了したことに伴い、暫定断面で完成となった。引き続き完成断面に向けての整備を進めている。

イ 補助河川改修

河川整備計画に基づき、近年浸水被害が発生した河川や流域に市街地を抱え広域かつ重点的な整備が必要な河川や他事業関連河川を優先し、効率的、効果的な河川整備を推進する。

また、水門等の河川管理施設について、長寿命化計画に基づく延命化を図り、出水時における操作に支障がないようにする。

ウ 常陸川水門

(ア) 概要

常陸川水門は利根川本川洪水の常陸利根川への逆流を防止し、霞ヶ浦高水位の低下をはかり、沿岸の家屋、耕地等の被害を防止するとともに、あわせて干ばつ時の干塩害防止のために、利根川との合流点（本川18.5km）付近の神栖市宝山地先に昭和34年2月から同38年5月にかけて建設した。

水門の構造は常陸利根川の洪水を安全に流下させるための水門部と船舶の航行の安全を図るための閘門部からなり、水門部の純経間は28.5m * 8門、閘門部は有効幅10m * 長さ50m * 1門、総幅274.6m、水門部の扉高6.65m、閘門部は扉高5.65mの規模を有している。

その後、霞ヶ浦では茨城県を始め首都圏の水需要に応えるために、湖水を高度に利用する霞ヶ浦開発事業が昭和45年から着手され、これに伴って常陸川水門は湖水の調節機能を持つとともに湖水位の変動に対する船舶の便を確保する必要性から閘門部の改造が行われ、小型船舶専用の小閘門を設置するとともに、船舶の通航に伴う塩分遡上を防止するための貯塩水槽及び貯留した塩分を排除する除塩ポンプが新たに設置された。

(イ) 水門の操作

水門の開閉操作は、下流に設けられた管理所において商用電源及び自家発電により遠隔操作で実施されており、閘門内の除塩装置は塩分濃度に応じて自動運転を行っている。閘門部については、船舶利用者が操作できるようになっている。なお、管理所では水門の操作に必要な設備や監視装置のほか、流域内の雨量・水位等の水文観測データ、水質データ等の情報も速やかに得られるようになっている。

4 ダムの設置状況及び建設計画概要

ダムの設置状況及び建設計画概要は資料19-3のとおりである。

5 下水道（雨水）整備

市町村は、再度災害防止に加え、事前防災・減災等の観点から、都市内における浸水リスクを評価し、雨水整備の優先度の高い地域を中心に浸水対策を推進する。

第2 海岸保全

1 高潮対策事業

高潮・波浪・津波による被害から国土を守るため、護岸や離岸堤などの海岸保全施設を整備する。

2 侵食対策事業

砂浜や崖の侵食により発生する被害から国土を保全するため、養浜や消波工等を実施する。

3 津波危機管理対策緊急事業

津波に対する危機管理対策として、既存の海岸保全施設の防災機能の確保などのハード対策及び危険度情報の提供などソフト対策により、津波発生時における人命の最優先な防御を推進する。

※資料20-1 海岸保全区域指定状況

第3 水防法に基づく洪水・内水氾濫対策

地域における水害に対する防止力の向上や洪水及び内水氾濫時の円滑かつ迅速な避難を確保し被害の軽減を図るため、水防法に基づき、大河川における洪水予報の提供、中小河川における洪水情報等の提供、洪水浸水想定区域及び内水浸水想定区域の指定、避難体制の整備など必要な措置を講ずる。

1 洪水予報河川の指定

国及び県は、洪水により相当な損害の生ずるおそれのある河川を洪水予報河川として指定し、洪水のおそれがあるときは、気象庁長官と共同して、国土交通大臣は県知事に、県知事は水防計画で定める水防管理者等に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知する。

なお、本県内の指定の状況は次のとおりである。

- ・国管理河川：利根川、常陸利根川（外浪逆浦を含む）、霞ヶ浦、北浦、鰐川、渡良瀬川、鬼怒川、小貝川、大谷川、那珂川、久慈川、江戸川
- ・県管理河川：桜川（土浦）

2 水位周知河川の指定

国及び県は、洪水予報河川に指定された以外の河川のうち、洪水により相当な損害を生ずるおそれがある河川を水位周知河川として指定し、避難判断水位（氾濫注意水位を超える水位であって洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。）を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、国土交通大臣は県知事に、県知事は水防計画で定める水防管理者等に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知する。

なお、本県内の指定の状況は次のとおりである。

- ・国管理河川：山田川、里川、藤井川、桜川（水戸）、潤沼川、横利根川
- ・県管理河川：花園川、大北川、花貫川、十王川、押川、巴川、潤沼川、五行川、関根川、前川、浅川、里川、茂宮川、久慈川、八間堀川、恋瀬川

3 洪水浸水想定区域の指定

- (1) 国及び県は、管理する河川について、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表するとともに、関係市町村の長に通知する。
- (2) 市町村長は、国及び県の河川管理者が洪水浸水想定区域を指定した場合は、水防法第十五条第一項各号に掲げる事項を水害リスク情報として住民、滞在者その他の者へ周知するものとする。
- (3) 水防管理者は、洪水浸水想定区域内にある輪中堤防等盛土構造物が浸水の拡大を抑制する効用があると認めたときには、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、浸水被害軽減地区に指定することができる。

4 内水浸水想定区域の指定

- (1) 市町村は、内水氾濫の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当する排水施設について、想定し得る最大規模の降雨により、当該排水施設に雨水を排除できなくなった場合または当該排水施設から河川等に雨水を排除できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域（水防法第14条の2に基づく内水浸水想定区域）として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表する。
- (2) 市町村は、雨水出水浸水想定区域図の早期作成に努めるとともに、それが困難な場合には、過去の浸水実績を活用する等、簡易な方法も用いて内水による浸水区域を想定し、これらを水害リスク情報として住民、滞在者その他の者へ周知するものとする。

5 避難体制等の整備

- (1) 複合的な災害にも多層的に備え、社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として、国及び県知事が組織する「大規模氾濫減災

協議会」、「茨城県管理河川減災対策協議会」「流域治水協議会」等を活用し、国、地方公共団体、河川管理者、水防管理者に加え、公共交通事業者、メディア関係者、利水ダム管理者等の多様な関係者で、密接な連携体制を構築するものとする。

(2) 市町村は、浸水想定区域の指定があったときは、市町村地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに次に掲げる事項について定めるものとする。

ア 洪水予報等の伝達方法

イ 避難場所及び避難経路に関する事項

ウ 洪水、雨水出水に係る避難訓練に関する事項その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

エ 浸水想定区域内に次の施設がある場合は、これらの施設の名称、所在地並びに当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法

(ア) 地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）で洪水時等に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図ることが必要なもの

(イ) 社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設（要配慮者利用施設）で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要なもの

(ウ) 大規模工場等（大規模な工場その他地域の社会経済活動に重大な影響が生じる施設として市町村が条例で定める用途及び規模に該当するもの）の所有者又は管理者から申出があった施設で洪水時に浸水の防止を図る必要があるもの

(3) 浸水想定区域を含む市町村の長は、上記（1）の事項について住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（洪水ハザードマップ等）の配付その他必要な措置を講ずる。

その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示することに努めるものとする。

(4) 市町村は、緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難を躊躇なく発令できるよう、「避難情報に関するガイドライン（内閣府防災担当）」及び「避難情報の発令に係る基本的考え方（茨城県）」を参考に、国（国土交通省、気象庁等）、県及び水防管理者の協力を得つつ、豪雨、洪水等の災害事象の特性や収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や具体的な数値に基づいた発令基準を設定するほか、5段階の警戒レベルを明記し、伝達方法を明確にした実用性の高いマニュアルを作成するものとする。

また、避難場所、避難路をあらかじめ指定するとともに、水防団等と協議し、発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成し、訓練を行うものとする。なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、「緊急安全確保」の安全確保措置を講ずべきことにも留意するものとする。

※ 資料7-1 防災気象情報と警戒レベル

資料7-2 避難情報の発令に係る基本的考え方

(5) 市町村は、洪水に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川等については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、同様に具体的な避難指示等の発令基準を策定することとする。

また、避難指示等の発令対象区域については、細分化しすぎるとかえって居住者等にとってわかりにくい場合が多いことから、立退き避難が必要な区域を示して指示したり、屋内での安全確保措置の区域を示して指示したりするのではなく、命を脅かす洪水等のおそれのある範囲をまとめて発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努めるものとする。国（国土交通省）及び県は、これらの基準及び範囲の設定及び見直しについて、必要な助言等を行うものとする。

(6) 市町村は、内水浸水想定区域が指定されている区域の住民に対し、内水氾濫時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項等を記載した印刷物（内水ハザードマップ等）の配布や、住民に適切なタイミングで避難指示等を発令する目安となる取組（カメラや水位センサーの設置、地区内住民からの情報提供体制の構築など）を基に、地区の特性や規模などを総合的に勘案し、避難指示等の発令の基準を定めておくものとする。

なお、県は、市町村が内水氾濫に係る避難指示等を発令する際の目安について、専門家の意見を踏まえた取組を提供するなど必要な助言を行うほか、台風等の接近に伴い内水氾濫の発生が懸念される場合は、市町村に対し早期対応を図るための注意喚起を行うものとする。

(7) 国（気象庁、国土交通省）、県及び市町村は、関係機関の協力を得て、雨量、水位等の情報をより効果的に活用するための内容の拡充を図り、関係行政機関はもとより、報道機関を通じた一般への提供体制の整備を図る。

また、市町村は、高齢者、障害者等の要配慮者にも配慮したわかりやすい情報伝達の体制の整備を図る。

(8) 県は、住民に対して分かりやすくかつ迅速に河川情報（雨量、水位及び河川監視カメラによる映像等）を提供するため、水防テレメーターシステムなどの更新充実を図るとともに、インターネットなどを活用した多様な手段による情報提供に努める。

第2節 土砂災害防止対策

第1 土砂災害防止法に基づく対策

急傾斜地の崩壊、土石流並びに地すべりの発生する危険のある区域における災害予防のため、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（以下、「土砂災害防止法」という。）に基づき、警戒避難体制を整備するほか必要な措置を講ずる。

1 基礎調査の実施

県は、国土交通大臣が策定する「土砂災害対策基本指針（平成13年7月9日国土交通省告示第1119号）」に基づき、急傾斜地の崩壊等のおそれがある土地に関する地形、地質、降水の状況等に関する調査を行う。

2 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定・見直し

県は、急傾斜地の崩落等が発生した場合に住民の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められ、土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域として政令で定める基準に該当するものを所定の手続に従って「土砂災害警戒区域」（以下「警戒区域」という。）として指定する。

また、県は、警戒区域のうち急傾斜地の崩壊等が発生した場合には建築物等に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められ、一定の開発行為の制限及び建築物の構造の規制を加える区域として政令で定める基準に該当するものを所定の手続きに従って「土砂災害特別警戒区域」として指定する。

なお、県は、指定を行うに当たって、あらかじめ関係市町村長の意見を聴くとともに政令で定める事項を公示する。

また、県は、対策工事が完了した箇所の区域縮小等、地形や土地利用の変化に合わせた区域の見直し作業を計画的に行っていくものとする。

※ 資料8－3 土砂災害警戒区域等指定箇所

3 警戒避難体制の整備

- (1) 市町村は、警戒区域の指定があったときは、市町村地域防災計画において、当該警戒区域ごとに次に掲げる事項について定める。
 - ア 情報伝達、予警報の発令・伝達に関する事項
 - イ 避難場所及び避難経路に関する事項
 - ウ 土砂災害に係る避難訓練に関する事項
 - エ 避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項

また、市町村は、市町村地域防災計画において、土砂災害警戒区域内に要配慮者利用施設で土砂災害のおそれがあるときに利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要な施設の名称及び所在地について定めるものとする。名称及び所在地を定めた施設については、市町村は、市町村地域防災計画において、当該施設の所有者又は管理者に対する土砂災害に関する情報等の伝達について定めるものとする。

- (2) 警戒区域を含む市町村の長は、上記（1）の事項について住民に周知させるため、これらの事項のうち避難場所や避難路等必要な事項を記載した印刷物（土砂災害ハザードマップ等）の配付その他必要な措置を講ずる。
- (3) 市町村は、緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難等について、「避難情報に関するガイドライン（内閣府防災担当）」を参考に、国（国土交通省、気象庁等）及び県の協力を得つつ、災害事象の特性や収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や具体的な判断基準及び伝達方法を明確にした実用性の高いマニュアルを作成するものとする。

また、避難場所、避難路をあらかじめ指定するとともに、県等と協議し、発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成するとともに、危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難する訓練を行うなど、実践的な避難訓練の実施等による住民の意識啓発に努めるものとする。

- (4) 気象庁、県及び市町村は、関係機関の協力を得て、雨量等の情報をより効率的に活用するための内容の拡充を図り、関係行政機関はもとより、報道機関を通じた一般への提供体制の整備を図る。

また、市町村は、高齢者、障害者等の要配慮者にも配慮したわかりやすい情報伝達の体制の整備を図る。

4 特定開発行為の制限等

県は、土砂災害防止法第10条に定める特定開発行為に関する事項その他同法の規定に基づき、土砂災害の防止に関し必要な対策を講ずるものとする。

第2 がけくずれ対策

本県には丘陵地付近に発展した都市や、がけ地周辺まで宅地化した都市、また生業上がり地周辺に居住を余儀なくされているところなど、がけくずれ災害が予想される危険な区域が相当数確認されている。

これらの被害を未然に防止し、又被害を最小限にとどめるためおおむね次のような対策を実施する。

1 危険箇所の実態調査及び防災パトロールの強化

県は、がけくずれ災害の発生が予想される箇所を調査し、地形、地質、地下水、立ち木、排水施設、擁壁の状態及びがけくずれ等が生じた場合の付近家屋に及ぼす影響等、実態の把握に努めるものとする。

市町村においては、その情報を基に、定期的に防災パトロール等を実施するほか、大雨など土砂災害を誘発するような状況下においても隨時パトロール等を実施し、災害発生時の被害縮小に努めるものとする。

また、その他防災に必要な事項について地域防災計画に定めておくものとする。

2 急傾斜地崩壊危険区域の指定

県は、市町村と協議の上、がけくずれ災害の発生が予想される箇所について「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」の第3条の規定により危険区域の指定を行い、対策工事を実施するとともにがけに対する有害な行為を規制し民生の安定と国土の保全をはかる。

※資料8－5 急傾斜地崩壊危険区域指定箇所

3 所有者等に対する防災措置の指導

(1) 市町村の措置

防災パトロールの結果、著しく危険と判断される急傾斜地においては、その土地の所有者、管理者又は占有者、被害を受けるおそれのある者に対して、危険である旨の説明をし、早期に急傾斜地崩壊危険区域に指定して行為制限ができるよう、調整するものとする。

(2) 県の措置

急傾斜地崩壊危険区域内における急傾斜地の崩壊による災害を防止するために必要があると認められる場合においては、当該地区内の土地所有者、管理者又は占有者、その土地において制限行為を行った者、被害を受けるおそれのある者に対し、急傾斜地崩壊防止工事の施工、被害を受けるおそれがあると認められる家屋の移転、その他必要な措置を執ることを勧告する。

第3 地すべり対策

本県では、地すべり災害が予想される危険箇所が県北地方に多く確認されている。

これらの被害を未然に防止し、又被害を最小限にとどめるため次のような対策を実施する。

1 地すべり防止区域の指定

県においては、危険が切迫しているところを、関係部局と協議のうえ「地すべり等防止法」第3条の規定による地すべり防止区域の指定を主務大臣に申請する。

区域の指定により、防止工事の施行、有害な行為の規制等を行い、民生の安定と国土の保全をはかる。

※資料8－7 地すべり防止区域指定箇所

第4 土石流危険渓流対策

本県には県北山間地をはじめ、筑波山麓などに多くの土石流危険渓流が確認されている。

これらの被害を未然に防止し、又被害を最小限にとどめるためおおむね次のような対策を実施する。

1 砂防指定地の指定及び砂防工事の推進

- (1) 砂防法第2条により「治水上砂防のため一定の行為を禁止もしくは制限すべき土地」を砂防指定地として、土石流の発生を助長するような行為を制限するために積極的に指定を行う。
- (2) 土石流（土砂・流木）に対処するための工事については、特に土石流が発生するおそれの高い渓流、保全対象となる人家又は公共的な施設の多い渓流について重点的に土砂・流木捕捉効果の高い砂防工事を推進する。

※資料8－9 砂防指定地

2 土石流危険渓流及び危険区域の周知

県は、土石流危険渓流及び危険区域に関する資料を関係市町村に提供し、関係住民への危険渓流に関する資料の提供について市町村を指導する。

第5 土砂災害警戒情報の発表

県と水戸地方気象台は、大雨警報（土砂災害）発表中において、大雨による土砂災害発生の危険度が高まり、より厳重な警戒が必要な場合に、市町村の防災活動や住民の避難行動を支援するため、土砂災害警戒情報を発表する。

なお、地震等により気象災害に係る諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でなくなった場合には、必要に応じて土砂災害警戒情報の発表基準の引下げを実施するものとする。

1 発表対象地域

土砂災害警戒情報は、市町村を発表単位とし、土砂災害警戒区域を有する次の40市町村を発表対象とする。

水戸市・日立市・土浦市・古河市・石岡市・結城市・龍ヶ崎市・下妻市・常総市・常陸太田市・高萩市・北茨城市・笠間市・取手市・牛久市・つくば市・ひたちなか市・鹿嶋市・潮来市・守谷

市・常陸大宮市・那珂市・筑西市・坂東市・稻敷市・かすみがうら市・桜川市・神栖市・行方市・鉾田市・茨城町・小美玉市・大洗町・城里町・東海村・大子町・美浦村・阿見町・つくばみらい市・利根町

2 発表及び解除

【発表】

大雨警報（土砂災害）発表中に、実績降雨量に気象庁が提供するおおむね2時間先の予測雨量等を加味した降雨量が県と水戸地方気象台が監視する基準（危険降雨量）に達したとき。

【解除】

実績降雨量に予測降雨量を加味した降雨量が県と水戸地方気象台が監視する基準（危険降雨量）を下回り、かつ短時間で再び基準を超過しないと予想されるとき。

3 伝達体制

土砂災害警戒情報の発表・解除があったときは、県はFAXにより市町村へ伝達するとともに、防災情報ネットワークシステムにより注意報・警報と同じ関係機関及び市町村等へ伝達する。

4 土砂災害警戒情報の活用

市町村は、土砂災害に対する住民の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。また、国（国土交通省）及び県の助言等を受けながら、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて市町村をいくつかの地域に分割した上で、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）及び土砂災害警戒判定メッシュ情報（以下、「土砂災害に関するメッシュ情報」という）等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難指示等を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努めるものとする。

なお、県は、盛土による災害防止に向けた総点検等により危険が確認された盛土について、対策が完了するまでの間に、市町村において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行うものとする。

第3節 道路・港湾の安全対策

水害等に備えての道路、港湾の災害予防及び維持補修は次によるものとする。

1 道路

(1) 道路建設上配慮すべき事項

- ア 平面線形は、できるだけ河川との接近や湿地、沼等を避ける。
- イ 縦断線形は、平たん地における切土法面はなるべく取らず、水田等を通過する場合、洪水による水位の増に対し安全な高さを確保する。
- ウ 横断勾配は、路面水を速やかに側溝に流下させるために必要な勾配を確保する。
- エ 路側、横断構造物、切土部において法長が大きく崩土おそれのある箇所、盛土法面で常に水と接する部分（堤防併用）、水田を通る部分等には、コンクリート擁壁、間知石積を設置し、法面の保護を図る。
- オ 横断排水構造物は、洪水時に十分に排出のできる通水断面を確保する。
- カ 排水側溝は、路面水を速やかに排水路に導き、地下水が高く路面排水困難な所には暗渠等を設置する。

(2) 路面冠水箇所対策

アンダーパス部等の道路の冠水を防止するため、排水施設及び排水設備の補修等を推進する。

参考：資料8-11（路面冠水箇所）

(3) 異常気象時通行規制区間及び特殊通行規制区間

資料10-3（異常気象時通行規制区間及び特殊通行規制区間）のとおり

(4) 道路防災事業計画

災害防除事業等により、災害の発生するおそれのある危険箇所を緊急度の高い箇所から逐次解消をはかる。

(5) 道路流失対策

渡河部の道路橋や河川に隣接する道路の流失により、被災地の孤立が長期化しないよう、洗堀防止や橋梁の架け替え等の対策を推進する。

2 港湾

港湾及び主要漁港のけい留施設等の整備状況は、資料20-2～20-4のとおりである。

第4節 都市防災

都市災害の未然防止を第一目的とし、併せて土地の合理的利用の増進及び環境の整備改善に資するため、総合的な都市計画を考慮して次の施策を実施するものとする。

1 「整備、開発及び保全の方針」の充実

都市計画法第6条の2に規定する「整備、開発及び保全の方針」の中で、災害に強い都市の形態を図る観点から都市防災に関する方針を検討する。

2 防火地域及び準防火地域の指定

木造家屋が密集している危険な地域の災害を最小限におさえるため建築物個々の不燃化とともに、都市構造そのものを防火的に改造する目的をもって都市計画法の規定に基づき防火地域及び準防火地域の指定を行うものとする。

指定状況は資料8-2のとおりである。

3 屋根不燃化区域の指定

県及び建築主を置く市は、防火・準防火地域以外の市街地における木造等の建築物の延焼火災を防止するため、建築基準法に基づき屋根を不燃材料で造り又は葺かなければならない区域について、必要に応じ指定の拡大を図る。

4 災害危険区域の指定

地方公共団体は、条例で津波、高潮、出水等による危険の著しい区域を災害危険区域として指定し、同区域内における住居の用に供する建築物の建築の禁止その他建築物の建築に関する制限で災害防止上必要な措置をとるものとする。

5 強風による落下防止対策

地方公共団体及び建築物の所有者等は、強風による屋根瓦の脱落、飛散防止を含む落下物の防止対策を図る。

6 都市計画事業の推進

市町村は災害の未然防止及び拡大防止を図るため都市計画事業を推進するものとする。

なお、立地適正化計画による都市のコンパクト化及び防災まちづくりの推進にあたっては、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフトの両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置付けるものとする。

第5節 学校等の安全対策・文化財の保護

県教育委員会は、学校及びその他の教育機関（以下「学校等」という。）における幼児・児童・生徒等（以下「児童生徒等」という。）及び教職員の安全を図り、教育活動の実施を確保するため、災害を予防する措置を講ずるとともに、市町村教育委員会及び私立学校設置者に対し、指導・助言を行うものとする。

1 防災上必要な教育の実施

- (1) 学校等の長（以下「校長等」という。）は、児童生徒等の安全を図るため、防災に関する事項を盛り込んだ学校安全計画を作成し、安全教育が適切に行われるよう努める。
- (2) 教育委員会は、防災対策資料の作成・配布及び研修を実施し、関係教職員の災害及び防災に関する専門的知識のかん養及び技能の向上に努める。
- (3) 教育委員会は、公民館等社会教育施設における諸活動並びに社会教育等団体の諸活動を通じ、防災思想の普及を図る。

2 防災上必要な訓練の実施

- (1) 校長等は、児童生徒等の安全を図るため、地域の実情に応じた避難等の防災上必要な訓練を定期的に実施する。
- (2) 校長等は、関係教職員に対し、地域の実情に応じ、災害の状況を想定した警報の伝達、初期消火等の防災上必要な訓練を定期的に実施する。
- (3) 学校等は、地域社会で実施する合同訓練には、積極的に参加するよう努める。

3 消防・避難及び救助のための施設・設備等の整備

災害発生の場合、迅速かつ適切な消防・避難及び救助が実施できるよう消防、避難及び救助に関する施設、設備等の整備及び救急医療用資材等の備蓄に努める。

4 学校等施設・設備の災害予防措置

災害による学校等施設・設備の被害を予防し、児童生徒等の安全と教育活動の実施を確保するため、次の計画について実施する。

- (1) 学校等施設・設備を火災及び台風等の災害から防護するため、建物の建築に当たっては、鉄筋コンクリート造、鉄骨造等による不燃堅牢構造化を促進する。

※資料21-1 (公立文教施設の現状及び建築)

- (2) 校地等の選定・造成をする場合は、崖崩れ・台風等の災害に対する適切な予防措置を講ずる。
- (3) 学校等施設・設備を災害から防護するため、定期的に安全点検を行い、危険箇所、補修箇所等の補強補修等を実施し、特に電気工作物、電気用品、ガス設備、その他の危険物がある施設では、適切な管理に努める。

5 文化財保護

防災施設・設備（収蔵庫・火災報知器・消火栓・貯水槽・避雷針等）の整備の促進を図る。

なお、文化財の所在の明確化及び見学者に対しての防災のための標識等の設置を図る。

第6節 農地・農業の安全対策

第1 農地計画

農地や農業用施設への災害を未然に防ぐため、老朽化した農業用ため池の改修や農地等に冠水被害が発生している地域の排水改良等を目的とした以下の対策を実施する。

また、県及び市町村は、大雨による破損等で決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのある農業用ため池について、緊急連絡体制の整備等を推進するとともに、ハザードマップの作成・周知等により適切な情報提供を図るものとする。

1 ため池等整備事業

築造後における自然的、社会的状況の変化等に対応して早急に整備を要する農業用のため池（災害防止用のダムを含む。以下同じ。）、頭首工、樋門、水路等の用排水施設の改修又は当該施設に代わる農業用排水施設の新設並びにこれらの附帯施設の新設又は改修を行う。

2 湛水防除事業

既存の農業用排水施設の耐用年数が経過する以前において、立地条件の変化により、湛水被害を生ずるおそれのある地域（原則としてかつて応急の湛水排除事業が実施された地域）で、これを防止するために排水機、排水樋門、排水路等の新設又は改修を行う。

3 地盤沈下対策事業

地盤の沈下を防止するため、地下水の採取が法令等により規制されている地域において、地盤の沈下に起因して生じた農用地及び農業用施設の効用の低下を従前の状態に回復するために農業用排水施設の新設又は改修を行う。

※資料22－1（農地災害の予防対策）

※資料22－2（防災重点農業用ため池一覧）

第2 農業計画

1 災害の未然防止対策

(1) 気象情報等の情報の伝達体制の確立

災害からの農作物被害を防ぐため、気象注意等の情報の伝達体制を確立し、農家等の事前対策に供する。

(2) 農業保険の普及

農業災害による損失に備えて、農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく農業保険への加入を促進する。

2 農林漁業災害対策委員会の設置

長期的な異常気象などにより、農作物への影響が予測される場合や、台風等の災害により被害が生じた場合には、必要に応じて対策委員会を設置し、被害農家の救済対策、災害による農作物被害の軽減及び未然防止対策等について検討する。

3 資材の確保

(1) 防除器具の整備

県有及び市町村等の病害虫防除器具並びに災害防護器具を整備し、円滑に使用できるようにする。

(2) 薬剤等

災害の発生が予測される場合は薬剤等が迅速に確保されるよう全農いばらき等を通じて必要量の備蓄を行う。

第7節 気象業務整備

水戸地方気象台の対応等

- 1 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表を行う。
- 2 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説を行う。
- 3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める。
- 4 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う。
- 5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める。

第8節 情報通信設備等の整備

災害発生時には、国、県、市町村、防災関係機関の間で緊密な情報連絡をとることが全ての対策の基本となる。そのため、平常時より、ソフト・ハード両面で情報通信ネットワークを強化していくことが必要である。

1 情報通信設備の整備

(1) 県の情報通信設備

1) 防災情報ネットワーク

県は、災害時の確実な通信の確保を図るため、地上系回線に衛星系回線を加え、通信を2ルート化し、迅速な情報伝達手段を確保する防災情報ネットワークを整備運用している。

通信系統図は資料6-1「茨城県防災情報ネットワークシステム構成図」に示すとおりであり、県庁の統制局の下、各県民センター、土木・工事事務所、保健所等の県出先機関、市町村、消防本部、その他の防災関係機関が結ばれている。

2) 防災行政無線以外の県の無線設備

漁業無線

水産試験場漁業無線局で整備・運用している。

3) 災害時優先通信

県の電話の一部は、災害時優先電話としてNTT東日本の承認を得ている。

(2) 市町村の情報通信設備

1) 市町村防災行政無線

市町村は、住民に対して災害情報等の伝達を図るため、防災行政無線システム（同報無線、移動無線、戸別受信機等）及び携帯電話を含めた多様な手段の整備を図るよう努める。

2) 消防無線

消防無線には、市町村等及び都道府県がそれぞれの消防業務・救急業務の管轄区域において、消防・救急業務の活動を行う時に使用する活動波がある。

また、市町村等及び都道府県がその属する管轄区域を越えて、他の市町村等及び都道府県の消防活動を支援する場合又は指定を受けている周波数が輻輳時により使用できない場合に消防庁が消防機関との相互連絡を行う場合に使用される共通波がある。

消防無線については、大規模災害時にも、迅速かつ確実に被害情報等を共有できる有用な設備であることから適切な整備及び維持管理に努める。

(3) 防災関係機関の情報通信設備

各防災関係機関が整備している専用通信設備としては次のものがある。

1) 関東管区警察局	→	警察無線設備
2) 第三管区海上保安本部	→	海上保安庁通信設備
3) 気象庁	→	気象情報伝達処理システム（専用線）、防災情報提供システム（インターネット）
4) 國土交通省関東地方整備局	→	國土交通省無線設備
5) 東京電力パワーグリッド(株)茨城総支社		東京電力通信設備
6) J R 東日本(株)水戸支社	→	鉄道通信設備
7) 茨城交通(株)	→	茨城交通通信設備
8) 首都圏新都市鉄道(株)	→	鉄道通信設備

(4) 情報通信設備の災害時の機能確保

情報通信設備の設置者は、災害時の機能を確保するため保守点検の実施と的確な操作の徹底に努めるとともに、停電等に備え次の事項に留意するものとする。

1) バックアップ化

通信回線の多ルート化、制御装置の二重化等に努め、中枢機器や通信幹線が被災した場合でも通信が確保できるようにする。

2) 非常用電源の確保

災害時の停電に備え、バッテリー、無停電電源装置、自家発電設備等の整備に努める。

2 防災情報ネットワークシステムの整備

(1) 防災情報ネットワークシステムの概要

県の防災情報ネットワークシステムは、気象情報、被害情報、映像情報等の多様な情報を一元的に収集管理し、県災害対策本部や市町村災害対策本部、消防本部、救急医療機関、防災関係機関において、当該情報を共有することができるシステムである。

市町村災害対策本部や消防本部等は、被害情報を入力することができ、県災害対策本部等全ての構成機関はそれらの情報を閲覧することができる。

このシステムにより、気象情報を迅速・的確に市町村、消防本部など関係機関に伝達できるとともに、多様な情報を関係機関で共有できるようになり、より迅速・的確で円滑な防災対策を講じることができる。

また、LAラート等と連携し、多様な手段を通じて県民に対して気象情報等を広く伝達することができる。

(2) 防災情報ネットワークシステムの機能

防災情報システムの主な機能は次のとおりである。

- 1) 気象情報等（予・警報、地震情報、避難情報、避難所開設情報等）の迅速な伝達
- 2) 各機関における被害情報（人的・住家・道路・鉄道・ライフライン被害情報等）等の登録・共有
- 3) 防災情報ネットワークシステムを活用した携帯電話の通信事情に左右されない救急車から救急医療機関への無線を含む連絡網の構築
- 4) いばらき消防指令センターが取得した消防・救急情報の県、市町村等における共有
- 5) 国や県がそれぞれ整備した河川監視リアルタイム映像情報の共有

(3) 防災情報ネットワークシステムの平常時の活用

災害時に十分機能を発揮できるよう、防災情報ネットワークシステムの適正な維持管理を進めるとともに、端末操作研修や端末操作訓練を通して、各構成機関担当者の習熟度向上を図る。

3 アマチュア無線ボランティアの確保

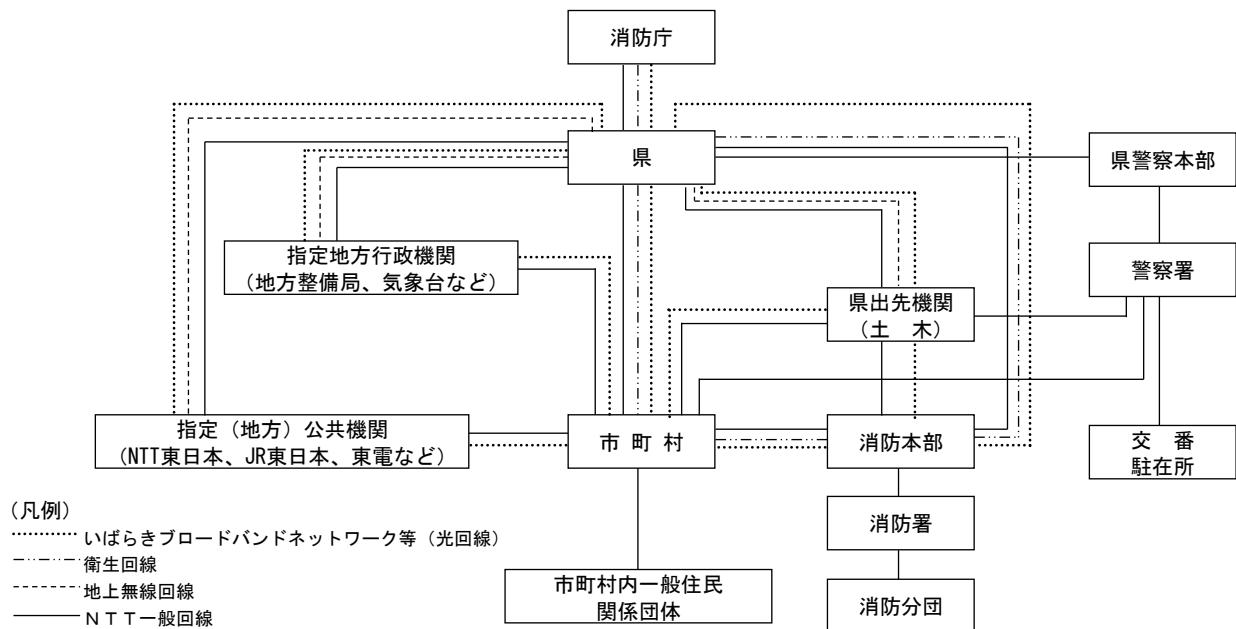
県及び市町村は、災害発生時におけるアマチュア無線ボランティア活動を支援するため、あらかじめアマチュア無線ボランティアの「担当窓口」（防災・危機管理課）を設置する。

4 通信連絡系統図の作成

関係機関との連絡のため、利用系統を検討し、通信連絡系統図を作成しておくものとする。

なお、この系統図は関係先、利用できる通信施設（有・無線）が一目瞭然にわかるようなものとする。

通信連絡系統図



5 情報提供に係る多様な通信手段の活用

県及び市町村は、被災者等への情報提供に当たり、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関及びポータルサイト・サーバ運営業者の協力を得るものとする。

また、県民が災害に関する情報を隨時入手したいというニーズに柔軟に応えるため、ホームページ、X、LINE、Yahoo!防災情報、メール、Lアラート等を活用して、的確な情報を提供できるよう努めるものとする。

6 予防保全、災害復旧作業の迅速化

県、電気事業者及び電気通信事業者は、倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向け、相互の連携拡大に努めるものとする。

第9節 災害用資材、機材等の点検整備

国、県、市町村及び関係機関等は、それぞれの法令の定めるところにより災害応急対策又は災害復旧に必要な資材、機材等を整備するとともに点検を励行し有事に備えるものとする。

1 水防に必要な備蓄資材、器具

茨城県水防計画「第6章器具、資材及び設備の整備運用並びに輸送」及び「図表10水防倉庫及び

資機材」のとおりである。

2 医療、助産及び防疫に必要な備蓄資材、器具及び薬剤

第2章第17節「医療・助産」の「4 医薬品等の確保及び供給」及び「5 救護班の活動車両、活動機材」のとおりである。

3 備蓄食糧

第2章第12節「食糧供給」のとおりである。

4 その他

各関係機関等は、それぞれの業務上必要とする資機材等の備蓄並びに整備をするものとする。

第10節 火災予防

市町村の消防組織の整備、消防施設の充実、消防職員の教養訓練等について指導助言をして、消防力の充実強化を図るとともに、消防思想の普及徹底により予防消防の実を挙げ、かつ、市町村に対し必要に応じて消防に関する勧告等を行い火災から県民の生命、身体及び財産を保護して生活の安全を期するものとする。

1 消防組織の充実・強化

市町村は、「消防力の整備指針」に基づく消防組織を整備するとともに、火災予防の徹底を図る。さらに、茨城県広域消防相互応援協定等に基づき、広域防災体制の確立を図るものとする。また、緊急消防援助隊を編成し、国内で発生する大災害時の派遣に備える。

2 消防施設等の整備・強化

(1) 市町村は「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に適合するよう、消防機械器具、消防水利施設、火災通報施設等の整備について年次計画を立て、その強化を図るものとする。

(2) 資機材の備蓄

ア 化学消火薬剤の備蓄

危険物等に起因する大規模な火災に備え、市町村が保有している化学消火薬剤のみでは十分でないので、県が化学消火薬剤を購入し、関係市町村に対しその備蓄管理を委託し、科学消防力の強化充実を図るものとする。

なお、備蓄管理を委託している市町村は次のとおりである。

水戸市、日立市、土浦市
茨城西南地方広域市町村圏事務組合
筑西広域市町村圏事務組合
鹿島地方事務組合消防本部

イ 空中消火用資機材の備蓄

県は昭和50年度から林野火災空中消火用資機材の備蓄を図った。この運用については「茨城県林野火災空中消火用資機材管理運用要項」に基づき、時期を失せず適切に活用するよう努めるものとする。

なお、空中消火用資機材の備蓄基地は次のとおりである。

陸上自衛隊施設学校
茨城県消防学校

3 火災予防対策の徹底

(1) 建築同意制度の推進

市町村は、消防法第7条の規定による建築同意制度の効果的な運用を図り、建築面からの火災予防の徹底を期するものとする。

(2) 防火管理者の育成、指導

市町村は、学校、病院、工場等消防法第8条及び第8条の2に規定する防火対象物の所有者等に対し、必ず防火管理者を置くよう指導し、さらに当該防火管理者に対し、消防計画の作成、防火訓練の実施、消防施設等の整備、点検及び火気の使用等防火管理上必要な業務を行わせるよう努めること。

(3) 予防査察の強化指導

市町村は、消防法第4条及び第4条の2に規定する予防査察の実施に当たっては、消防対象物の用途・地域等に応じて、計画的に実施し、常に当該区域内の消防対象物の状況を把握し、当該対象物の関係者に対して、火災発生危険及び火災拡大危険の排除等火災予防上必要な各種の措置の励行を強力に指導するものとする。

(4) 危険物施設等の保安監督の指導

県、又は市町村は、消防法に規定する危険物施設等の所有者、管理者又は占有者についてこれらの者が自ら計画的に危険物の取扱作業に関し、保安監督するよう指導し、また危険物取扱者に対し指導の強化を図るとともに、これら施設について必要な都度、消防法第16条の5の規定による立入検査を実施し、災害防止上必要な助言又は指導をするものとする。

(5) 防火思想、知識の普及徹底

県及び市町村は、住民の防火思想を普及徹底するため、関係機関並びに団体等と協力して、映画会、講習会等の開催、広報車の巡回、広報紙の配布、新聞、ラジオ等報道機関の利用等を図る

ものとする。

4 消防計画の作成と指導強化

市町村は、国が定める基準に従い消防計画を作成しているが、県は、市町村の当該計画が地域の実態に適合するものであるよう指導するものとする。とくに、広域消防の実施が増加するにつれて、広域圏内の消防本部、署と消防団との相互活動計画及び隣接消防機関との応援計画等について十分な検討を加えて有機的な消防活動ができるよう、関係市町村において修正するよう努めるものとする。

消防計画の大綱は次のとおり

- ア 消防力等の整備
- イ 防災のための調査
- ウ 防災教育訓練
- エ 災害予防・警戒及び防ぎよ
- オ 災害時の避難、救助及び救急
- カ その他災害対策

5 消防職団員の教育訓練

消防職員及び消防団員に、高度の知識及び技術を修得させるため、県は、県立消防学校において教育訓練を行うとともに、市町村が行う一般教育訓練について、指導するものとする。また、市町村は、消防職員及び消防団員を、県立消防学校及び消防大学校に派遣するほか、一般教育訓練の計画を立て、実施するものとする。

(1) 消防職員科

初任教育

専科教育（特殊災害、予防査察、危険物、火災調査、救急、救助等）

幹部教育（中級、初級幹部科等）

特別教育（新任消防長教育訓練、薬剤投与講習会、潜水講習会等）

(2) 消防団員科

基礎教育（日曜講座）

専科教育（タンク車課程、ポンプ車課程、小型ポンプ課程等）

幹部教育（指揮幹部、指導員養成科等）

特別教育（一日入校等）

6 火災原因調査

火災予防対策を推進するため、市町村においては、積極的に火災原因の究明調査をするものとする。また、県においても特に必要がある場合は市町村に協力し火災原因の調査を行うものとする。

7 統計及び消防情報

火災については、死者3名以上又は死者及び負傷者の合計が10名以上のか、焼損額1億円以上、焼損面積3,000m²以上と推定される建物火災及び焼損面積10ha以上と推定される林野火災が生じた場合は、即時情報を接受し、総務省消防庁に報告するとともに火災に対する予防推進のための資料とする。また、近時、機動化、科学化した各種消防情勢を広報し将来への火災予防対策に万全を期する。

第11節 防災知識の普及

災害による被害を最小限にとどめるためには、県民の一人ひとりが日頃から災害に対する認識を深め、災害から自らを守り、お互いに助け合うという意識と行動が必要である。また、行政による公助、個々人の自覚に根ざした自助、地域コミュニティ等による共助が連携して減災のための社会をつくる県民運動の展開が必要である。このため、県・市町村、防災関係機関は、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクとるべき避難行動等についての県民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、県民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図るものとする。また、災害発生時に県民一人ひとりが適切な行動をとることができるように、防災教育活動を行うとともに、各地域で実施される防災訓練への参加を促すなど、普及啓発活動を推進するものとする。

その際、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めることに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努めるものとする。

また、県、市町村、防災関係機関は、各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図るほか、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、高齢者の避難行動に対する理解の促進を図るものとする。

なお、防災対策要員は、県民の先頭に立って対策を推進していく必要があり、災害とその対策に関する知識と高い意識を身につけられるよう防災教育活動を推進するものとする。

1 一般県民向けの防災教育

(1) 普及すべき防災知識の内容

- 1) 風水害時の危険性
 - 2) 家庭での予防・安全対策（食料、飲料水、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）
 - 3) 特別警報、警報、注意報の内容と発表時にとるべき行動
 - 4) 避難場所及び避難所の位置、避難時や避難場所での行動
 - 5) 高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保の内容と5段階の警戒レベル情報の意味
 - 6) 「自らの命は自らが守る」という意識を持ち自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性
 - 7) 避難行動への負担感、過去の被災経験などを基準した災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸すことなく適切な行動
 - 8) 河川近傍や浸水深の大きい区域である「早期の立退き避難が必要な区域」からの迅速で確実な立退き避難と浸水深、浸水継続時間等に応じた水・食料等の備蓄
 - 9) 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え
 - 10) 自主防災組織等の地域での防災活動
 - 11) 要配慮者への支援協力
 - 12) 帰宅困難者対策（地震災害対策計画編に準じる）
 - 13) 飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備等
 - 14) 広域避難の実効性を確保するための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方
 - 15) 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動
 - 16) その他地域の実情に応じて住民の安全確保に必要な情報
- (2) 防災基地の整備
- 防災センターの代替機能を有し、応急対策活動の拠点施設となる防災基地に防災教育の機能を有する設備の整備に努めるものとし、平常時の恒久的な防災教育の拠点とする。
- (3) 広報紙、パンフレットの配布
- 県、市町村、防災関係機関は、広報紙、パンフレット等を作成し、広く県民に配布することにより、災害・防災に関する知識の普及、防災意識の高揚を図る。
- なお、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。
- (4) 講習会等の開催
- 県、市町村、防災関係機関は、防災をテーマとした講演会、講習会、シンポジウム、座談会等を催し、広く参加を呼びかけ、知識の普及、意識の高揚を図る。

(5) 住民参加型ワークショップの開催

県、市町村、防災関係機関は、主に洪水浸水想定区域内など、水害のおそれがある地域の住民を対象に、ハザードマップを活用した居住地域の災害リスクや避難先の確認、避難指示等の行政が発信する情報や避難のタイミングの確認及び自分が水害時に何をすべきかを時系列に一覧表に整理するマイ・タイムラインの作成などの住民参加型ワークショップを開催し、地域の災害リスクと適切な避難行動の理解促進を図る。

(6) その他のメディアの活用

- 1) テレビ・ラジオ局、CATV局の番組の活用
- 2) ビデオ、DVD、**機材等の**貸出
- 3) 文字放送の活用
- 4) インターネットの活用（ホームページ、メール、ソーシャル・ネットワーキング・サービス、X等）
- 5) 県防災情報メールの活用

2 児童生徒等に対する防災教育

(1) 児童生徒等に対する防災教育

幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び特別支援学校においては、児童生徒等の発達段階に応じた防災教育を行い、防災に関する知識の普及啓発、防災意識の高揚を図る。

指導内容としては、災害時の身体の安全確保の方法、災害時の助け合いの重要性、災害のしくみ、防災対策の現状などが挙げられ、これらの教育に当たってはハザードマップ等の活用など主体的な学習を重視することとする。

また、大災害が発生した場合でも適切な行動がとれるよう、避難訓練の充実に努める。

(2) 指導者に対する防災教育

指導者のための手引書等の作成・配布及び防災に関する指導者研修会を通して指導者の資質向上を図る。

3 防災対策要員に対する防災教育

応急対策を実施する防災対策要員は災害に関する豊富な知識と適切な判断力が要求されるため、以下のような防災教育・研修に努める。

(1) 応急対策活動の習熟

被災者救護活動、情報収集活動、応急復旧活動等の現場活動に従事する防災対策要員に対しては、現場の活動を示した応急計画（マニュアル）により対策の周知徹底を図る。

(2) 研修会及び講演会の開催

災害に関する学識経験者、防災機関の担当者、災害を被った自治体の担当者等を講師として招

き、研修会、講演会を開催する。

第12節 防災訓練

災害時の迅速かつ的確な行動のためには、日常からの訓練が重要である。関係機関相互の連携のもと災害時の状況を想定した具体的かつ効果的な訓練を定期的、継続的に実施する。また、訓練の実施に当たっては、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

1 総合防災訓練

(1) 訓練種目

- 1) 災害対策本部設置、運営
- 2) 交通規制及び交通整理
- 3) 避難準備及び避難誘導、避難所の運営
- 4) 救出・救助、救護・応急医療
- 5) ライフライン復旧
- 6) 各種火災消火
- 7) 道路復旧、障害物排除
- 8) 緊急物資輸送
- 9) 無線による被害情報収集伝達

(2) 訓練参加機関

県内の市町村、防災関係機関のできるだけ多くの機関の参加を呼びかけ、県及び市町村等が主催して実施する。

その他、自主防災組織、ボランティア組織、事業所、要配慮者も含めた一般県民の参加も広く呼びかけるとともに、応援の派遣、受入れを中心とした他県との合同の訓練も含め実施する。

(3) 防災訓練時の交通規制

警察は、防災訓練の効果的な実施を図るため、特に必要があると認めるときは、当該防災訓練の実施に必要な限度で区域又は道路の区間を指定して、歩行者又は車両の道路における通行を禁止又は制限するものとする。

(4) 訓練結果の評価

訓練の実施後は評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ訓練実施方法や体制の改善を行うものとする。

2 県、市町村及び防災関係機関等が実施する訓練

(1) 避難訓練

1) 市町村による避難訓練

災害時における避難情報の発令及び立退き等の円滑、迅速、確実を期するため、市町村が中心となり、警察、消防及びその他関係機関の協力のもと、自主防災組織及び事業者や要配慮者も含めた住民の参加を得て、マイ・タイムラインを確認して避難する訓練を毎年1回以上実施するものとする。

2) 幼稚園、保育園、小学校、中学校、義務教育学校、病院及び社会福祉施設等における訓練

災害時の幼児、児童、生徒、傷病者、障害者及び老人等の災害対応力の比較的低い施設利用者の生命・身体の安全を図り、被害を最小限にとどめるため、施設管理者に対し避難訓練を中心とする防災訓練を実施するよう指導する。

(2) 非常参集訓練

各防災関係機関は災害時の迅速な職員参集のため、非常参集訓練を実施するとともに災害時の即応体制の強化に努めるものとする。また、非常参集訓練と同時に、本部運営訓練及び情報収集伝達訓練も併せて実施する。

(3) 通信訓練

県及び市町村は、災害の発生を想定した被害状況の把握及び伝達が迅速かつ適切に行えるよう定期的に通信訓練を実施するとともに、非常用電源設備を活用しての通信訓練も実施する。

また、有線及び県防災行政無線が使用不能になったときに備え、関東地方非常通信協議会が実施する非常通信訓練に参加し、非常時の通信連絡の確保を図る。

(4) 水防訓練

水防管理団体は、水防計画に基づく水防活動を円滑に遂行するため、洪水が予想される時期前の最も訓練効果のある時期を選んで河川危険箇所等洪水のおそれのある地域で実施する。

実施については、関係機関と緊密な連絡をとるものとし、また、必要と認める場合は他の関連する訓練と併せて実施する。

(5) 広域応援協定に基づく合同訓練

県は、他都道府県との相互応援協定の実効性を確保するため、通信訓練等の合同訓練を実施するものとする。

3 事業所、自主防災組織及び住民等の訓練

(1) 事業所（防火管理者）における訓練

学校、病院、工場、事業所、百貨店及びその他消防法で定められた防火管理者は、その定める消防計画に基づき避難訓練を定期的に実施するものとする。

また、地域の一員として、当該市町村、所轄消防署及び地域の防災組織の行う防災訓練にも積

極的に参加し、事業所の特性に応じた防災対策行動により地域に貢献するよう努めるものとする。

(2) 自主防災組織等における訓練

各自主防災組織等は地域住民の防災行動力の強化、防災意識の向上、組織活動の習熟及び関連防災機関との連携を図るため、市町村及び所轄消防署等の指導のもと、地域の事業所とも協調して、年1回以上の組織的な訓練を実施するよう努めるものとする。

訓練種目は、初期消火訓練、応急救護訓練、避難訓練及び老人・障害者等安全確保訓練等を主として行う。

また、自主防災組織等からの指導協力の要請を受けた防災関係機関は、関連する諸機関との連携を取り、積極的に自主防災組織等の活動を支援するものとする。

(3) 一般県民の訓練

県民一人一人の災害時の行動の重要性に鑑み、県及び市町村をはじめ防災関係機関は、防災訓練に際して、広く要配慮者も含めた住民の参加を求め、住民の防災知識の普及啓発、防災意識の高揚及び防災行動力の強化に努めるものとする。

また、県民は、防災対策の重要性を理解し、各種の防災訓練への積極的・主体的な参加、防災教育施設での体験訓練、家庭での防災会議の実施等の防災行動を継続的に実施するよう努めるものとする。

第13節 防災組織等の活動体制整備

大規模な災害が発生した場合には、災害の防止又は軽減を図るため、行政や防災関係機関のみならず、事業所はもとより企業を含めた県民が自主的に防災活動に参加し、地域で助け合っていくことが重要である。このため、災害時に幅広い知識や技能をもって対応できるボランティアの養成及び登録を行うとともに、円滑な救援活動が行えるよう平常時からボランティア団体間のネットワーク化を促進していくものとする。また、自主防災組織についても活動環境の整備を積極的に行っていくものとする。

その際、男女双方の視点に配慮した防災を進めるため、防災の現場における女性の参画の拡大、男女共同参加の視点を取り入れた防災体制の確立に努めるものとする。

1 自主防災組織の育成・連携

(1) 自主防災組織の整備

県及び市町村は、既存の自主防災組織に加え、新たな自主防災組織結成への働きかけ及び支援を積極的に行っていく。

1) 普及啓発活動の実施

県及び市町村は、防災講演会や研修会の開催、パンフレットの作成等を通じ、広く県民に自主防災組織の活動の重要性や役割を啓発していく。

2) 自主防災組織の編成

- ① 自主防災組織は、地域の既存のコミュニティである町内会や自治会等を活用し、それらの規模が大きすぎる場合は、さらにブロック分けをする。
- ② 地域内の事業所と協議の上、地域内の事業所の防災組織を自主防災組織として位置付けて連携を図っていく。
- ③ 地域における昼夜間人口の構成を考慮し、昼夜間及び休日・平日等においても支障のないよう組織を編成する。このため、各自主防災組織の構成員の属性を予め調査し、昼間の構成員が確保できない組織に対しては、比較的地域内にいることが多い女性、定年退職者や職場が自宅にある人々の参加を促進していくこと等で構成員の調整を図っていく。

3) 自主防災組織の活動内容

〔平常時〕

- ① 要配慮者を含めた地域住民のコミュニティの醸成
- ② 日ごろの備え及び災害時の的確な行動等に関する防災知識の普及
- ③ 情報収集・伝達、初期消火、避難及び救出・救護等の防災訓練の実施
- ④ 消火用資機材及び応急手当用医薬品等の防災用資機材の整備・点検等

〔発災時〕

- ① 初期消火の実施

- ② 情報の収集・伝達
- ③ 救出・救護の実施及び協力
- ④ 集団避難の実施
- ⑤ 炊き出し及び救助物資の分配に対する協力
- ⑥ 要配慮者の安全確保等

(2) 協力体制の整備

県及び市町村は、自主防災組織間の協力体制の整備を目的として、連絡協議会的な組織を設置し、組織間の情報交換等を行うなど連携体制を強化する。

(3) 自主防災組織への活動支援

県及び市町村は、自主防災組織に対し、その結成及び資機材の整備等について支援及び助成を行う。

(4) リーダーの養成

県及び市町村は、自主防災組織のリーダーを養成するための教育、研修等を実施し自主防災組織の活動の活性化を図る。

2 事業所防災体制の強化

(1) 防火管理体制の強化

学校・病院・百貨店等多数の人が出入りする施設について、施設管理者は消防法第8条の規定により防火管理者を選任し、消防計画の作成、各種訓練の実施、消防用設備の点検及び整備等を行うことになっていることから、消防機関は出火の防止、初期消火体制の強化等を指導するものとする。

また、複数の用途が存在し、管理権原が分かれている建物の防災体制については、共同防火管理体制が確立されるよう指導するとともに、発災時には事業所の共同防火管理協議会を中心とした防災体制がとれるよう指導するものとする。

(2) 危険物等施設及び高圧ガス関係事業者等の防災組織

危険物等施設は、災害が発生した場合周囲に及ぼす影響が大きいことから、事業所の自主防災体制の強化及び相互間の応援体制を確立するものとする。

また、高圧ガスには爆発性、毒性等の性質があり、災害によって高圧ガス取扱施設等に被害が生じた場合には防災機関のみでは十分な対応が困難なことが考えられる。

このため、消防機関は危険物等施設管理者に対し自主防災体制の確立を図るよう指導するものとする。また、高圧ガス関係事業者が地域的な防災組織を設立し、相互に効果的な応援活動を行う事ができる体制の確立を図る必要があることから、県は高圧ガス関係保安団体に対し、防災活動に関する技術の向上、防災訓練の実施等に関し指導助言を与え、その育成強化を図るものとする。

(3) 建築物や地下街等の防災体制の強化

建築物や地下街等を浸水被害から守るため、防水扉及び防水板の整備等の対策を促進するよう努めるものとする。

また、地下街の管理者は、浸水被害を防止するため、土のう等の水防資材の備蓄等の対策を講じるよう努めるものとする。

3 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

市町村内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の確立など自発的な防災活動の推進に努めるものとする。

当該地区の住民等は、自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市町村防災会議に提案することができる。市町村は、市町村地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう提案を受け、必要があると認めるとときは、市町村地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

4 ボランティア組織の育成・連携

地震災害対策計画編第2章第1節第3「防災組織等の活動体制の整備」に準じる。

5 企業防災の促進

企業は、地震災害対策計画編第2章第1節第3「防災組織等の活動体制の整備」に準ずるほか、次により風水害対策を実施するものとする。

(1) 企業の責務

企業は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。また、市町村は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行うものとする。

(2) 地下街等

浸水想定区域内に位置し、市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、避難の確保及び浸水の防止を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画（以下「避難確保・浸水防止計画」という。）を作成するとともに、避難確保・浸水防止計画に基づき自衛水防組織を設置するものとする。

また、作成した避難確保・浸水防止計画、自衛水防組織の構成員等について市町村長に報告す

るとともに、当該計画を公表するものとする。

なお、避難確保・浸水防止計画を作成しようとする場合においては、接続ビル等（地下街等と連続する施設であって、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保に著しい支障を及ぼすおそれのある施設）の管理者等の意見を聴くよう努めるものとする。

（3）大規模工場等

浸水想定区域内に位置し、市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画（以下「浸水防止計画」という。）の作成及び浸水防止計画に基づく自衛水防組織の設置に努めるものとし、作成した浸水防止計画、自衛水防組織の構成員等について市町村長に報告するものとする。

第14節 要配慮者支援

近年の災害では、要配慮者（自力で避難することが困難な高齢者、乳幼児、障害者及び日本語での災害情報が理解できにくい外国人など）と呼ばれる方々の犠牲が多くなっている。

このため、県、市町村及び社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設（要配慮者利用施設）は、風水害等から要配慮者を守るため、安全対策の一層の充実を図り、平常時から地域において要配慮者を支援する体制を整備するよう努めていくものとする。

また、市町村は、市町村地域防災計画において、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定めるものとし、市町村地域防災計画に基づいて、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成するものとする。

なお、詳細は地震災害対策計画編に準じるものとする。

また、県及び市町村は、路面の平坦性や有効幅員を確保した避難路の整備、車いすにも支障のない出入口のある避難所の整備、明るく大きめの文字を用いた防災標識の設置等、要配慮者に配慮した防災基盤整備を促進していくものとする。

1 要配慮者利用施設の安全体制の確保

（1）防災組織体制の整備

施設管理者は、災害時に備えあらかじめ防災組織を整え、職員の職務分担、動員計画及び避難誘導体制等の整備を図る。また、施設入所者の情報（緊急連絡先、家族構成、日常生活自立度）について整理・保管する。

県及び市町村は、要配慮者利用施設における防災組織体制の整備を促進し、施設入所者等の安全を図る。

(2) 緊急応援連絡体制の整備

施設管理者は、非常用通報装置の設置など、災害時における通信手段の整備を図るとともに、他の要配慮者利用施設との相互応援協定の締結、近隣住民（自主防災組織）、ボランティア組織等との連携等施設入所者等の安全確保についての協力体制を整備する。

県及び市町村は、施設相互間の応援協定の締結、施設と近隣住民（自主防災組織）、ボランティア組織等の連携の確保について必要な援助を行う。

(3) 防災資機材の整備、食糧等の備蓄

施設管理者は、非常用自家発電機等防災資機材を整備するとともに、食糧、飲料水、医薬品等の備蓄に努める。

県及び市町村は、要配慮者の避難所ともなる要配慮者利用施設に対し、防災資機材等の整備や食糧等の備蓄を促進する。

(4) 防災教育、防災訓練の実施

施設管理者は、施設職員等に対し、防災知識や災害時における行動等についての教育を行うとともに、夜間又は休日における防災訓練や防災関係機関、近隣住民（自主防災組織）、ボランティア組織等と連携した合同防災訓練を定期的に実施する。

県及び市町村は、施設管理者に対し、防災知識及び意識の普及、啓発を図るとともに、防災関係機関、近隣住民（自主防災組織）、ボランティア組織等を含めた総合的な地域防災訓練への参加を促進する。

(5) 避難確保計画の策定等

浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内に位置し、市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、水防法に基づき設置した自衛水防組織の業務に関する事項等の計画を作成し、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施するものとする。

また、作成した計画及び自衛水防組織の構成員等について市町村長に報告するものとする。

県及び市町村は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるものとする。また、市町村は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行うものとする。

2 要配慮者の救援体制の確保

(1) 要配慮者の状況把握

県及び市町村は、在宅サービスや民生委員活動及び見守り活動等の実施により把握した要配慮者にかかる情報（要配慮者の所在、家族構成、緊急連絡先、日常生活自立度、かかりつけ医等）の整理・保管等を行うことにより、要配慮者の所在や介護体制の有無等の把握に努める。

また、保健所等関係機関との連携を図り、要配慮者に係る情報の共有化に努める。

(2) 災害時の情報提供、緊急通報システムの整備

県及び市町村は、災害時における迅速かつ適切な情報提供を行うため、聴覚障害者など情報入手が困難な障害者に対して、ファクシミリなど通信装置の給付や情報伝達体制の確立に努める。

特に、市町村は、要配慮者が迅速に避難できるよう、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、防災関係機関及び福祉関係者と協力して、避難に関する情報の伝達マニュアルの策定をするとともに、情報伝達体制の整備に努める。

また、県及び市町村は、災害時における的確かつ迅速な救助活動を行うため、要配慮者に対する緊急通報装置の給付の促進など、緊急通報システムの整備を図る。

(3) 相互協力体制の整備

県及び市町村は、民生委員を中心として、要配慮者の近隣住民（自主防災組織）、要配慮者毎の在宅療養を支援する関係者やボランティア組織などとの連携により、要配慮者安全確保に係る相互協力体制の整備に努める。

特に、市町村は、要配慮者が迅速に避難できるよう、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、防災関係機関及び福祉関係者と協力して、予め支援者を確保するための個別避難計画の策定をするとともに、避難支援が必要な避難行動要支援者の支援体制の整備に努める。

また、避難行動要支援者の移送に当たっては、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努めるものとする。

(4) 防災知識の普及・啓発、防災訓練の実施

県及び市町村は、近隣住民（自主防災組織）、地域ケアシステムの在宅ケアチームやボランティア組織などの協力により、要配慮者やその家族を含めた防災訓練の実施に努める。

また、要配慮者の防災行動マニュアルの策定など、要配慮者に十分配慮したきめ細かい防災に関する普及・啓発を図る。

3 要配慮者の避難所等における支援体制の確保

地震災害対策計画編第2章第3節第5「要配慮者安全確保のための備え」に準じる。

4 外国人に対する防災対策の充実

地震災害対策計画編第2章第3節第5「要配慮者安全確保のための備え」に準じる。

2 風水害対策計画

第2章 災害応急対策

第2章 災害応急対策

この計画は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に災害の発生を防御し、又は応急的な救助を行う等災害の拡大を防止するための計画である。

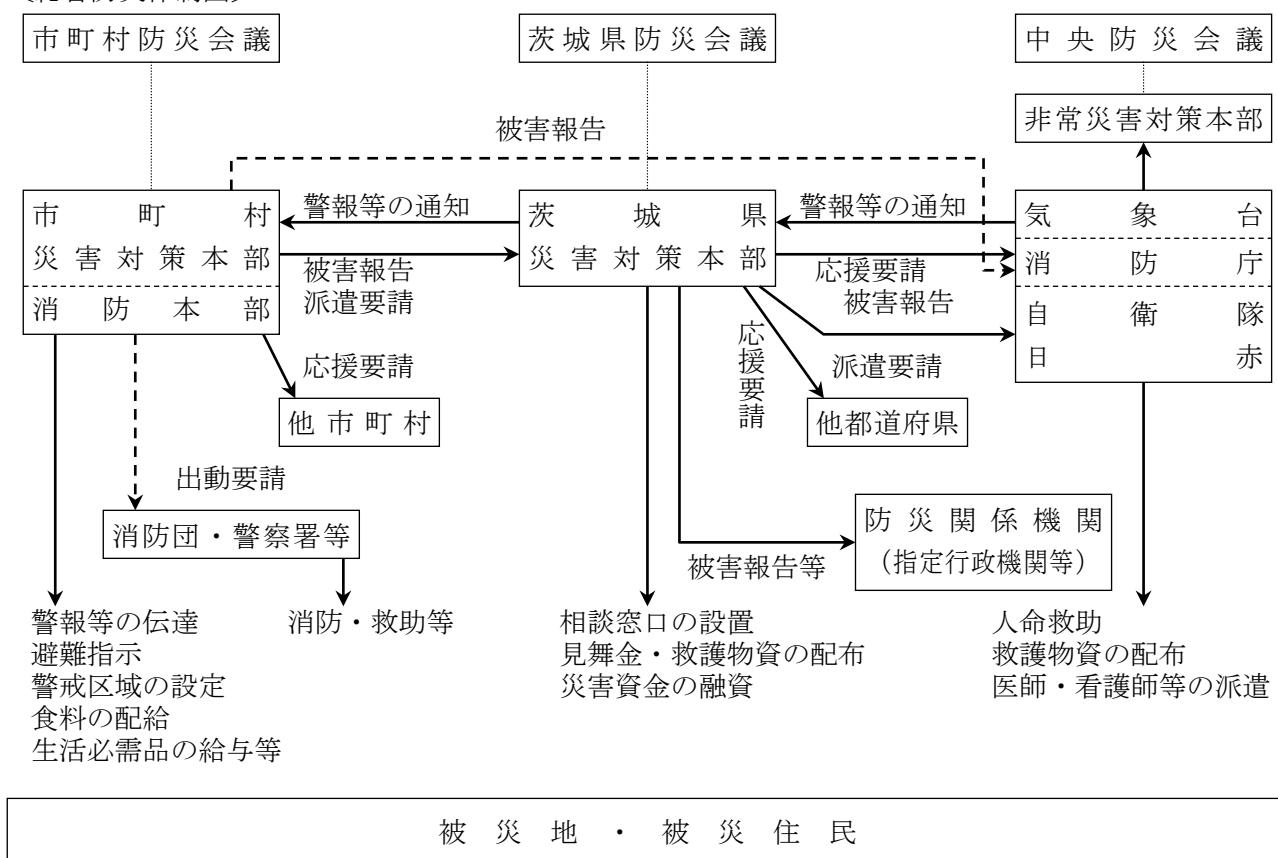
風水害の災害応急対策としては、まず災害発生直前の警報等の伝達、水防等の災害未然防止活動、避難誘導等の対策があり、発生後は機動的な初動調査の実施等被害状況の把握、次いでその情報に基づき所要の体制を整備するとともに、被害の拡大の防止、二次災害の防止、人命の救助・救急・医療活動を進めることとなる。特に、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分するものとする。

第1節 組織

県内の地域における災害対策を総合的に実施するための組織として、県防災会議があり、また各機関は災害対策本部を設置して、応急対策活動を実施する。

その体制を図示すれば次のとおりである。

〔総合防災体制図〕



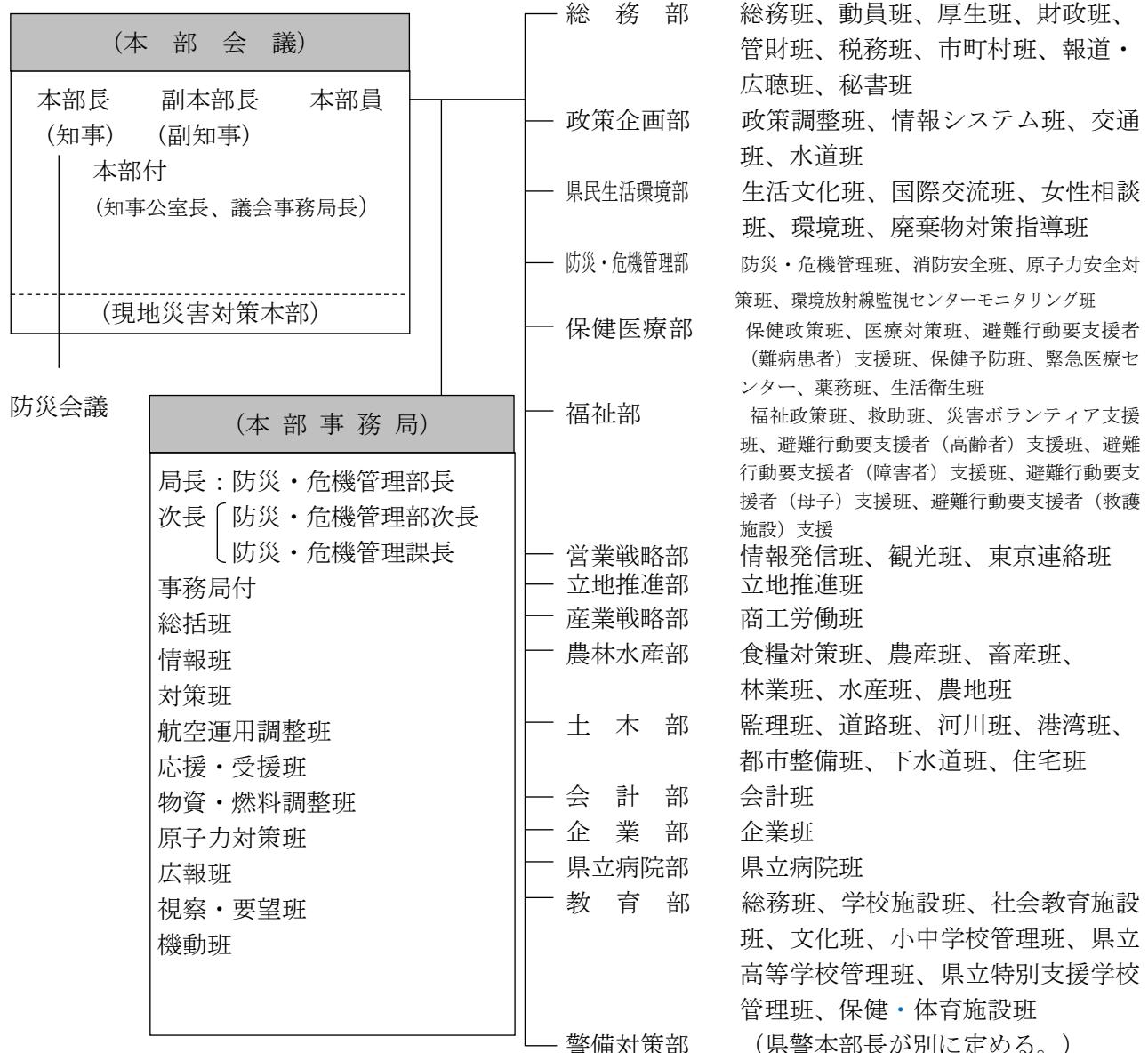
第1 県

県は、茨城県災害対策本部条例（昭和38年条例第6号）、茨城県災害対策本部条例施行規則（昭和58年規則第16号）及び茨城県災害対策本部事務局の組織及び運営に関する規則（昭和58年規則第17号）又は茨城県災害警戒本部規程（平成11年3月31日茨城県訓令第3号外）の定めるところにより、災害対策本部又は災害警戒本部を設置し、応急対策を実施するものとする。

1 災害対策本部

県災害対策本部の概要は、次のとおりである。

（1）組織系統



(2) 災害対策本部設置及び廃止基準

① 災害対策本部設置基準

災害対策本部は、次の場合で知事がその必要を認めたときに設置する。

- ア 県下に大規模な災害が発生するおそれがあるとき
- イ 局地的災害が発生したとき
- ウ 県下に大規模な災害が発生したとき
- エ 大雨、暴風、高潮、暴風雪、大雪特別警報のいずれかが県下に発表されたとき
- オ その他の状況により本部長が必要と認めたとき

② 災害対策本部廃止基準

災害対策本部は、次の場合に廃止する。

- ア 災害応急対策がおおむね完了した場合
- イ その他知事が必要なしと認めた場合

(3) 組織編成の特例

本部長は、災害の状況等により必要があると認めるときは、規則第6条から第11条の規定にかかわらず当該災害の状況等に応じた組織編成及び分掌事務等を指示することができる。

(4) 配備体制

体制区分	基 準		配備人員	災害対策本部等の設置
連絡配備	大雨、洪水、暴風、高潮、暴風雪、大雪警報のいずれかが県下に発表されたとき。		付表事前配備1の欄に掲げる課及び出先機関において連絡調整を行うために必要な人員	必要に応じて災害情報連絡担当者会議を開催
警戒体制 (事前配備)	第1	連絡配備の体制をとった場合であって、被害が発生し、若しくは発生が予想されるとき又は大雨特別警報が隣接県の県下に発表されかつ本県へ及ぼす影響が高いと防災・危機管理部長が認めたとき。	付表事前配備1の欄に掲げるもの	必要に応じて災害情報連絡担当者会議を開催
	第2	事前配備1の体制をとった場合であって相当の被害が発生し、若しくは発生が予想されるとき又は他の状況により防災・危機管理部長が必要と認めたとき。	付表事前配備2の欄に掲げるもの	防災監会議又は災害情報連絡担当者会議を開催するとともに、必要に応じて災害警戒本部を設置
		大雨、暴風、高潮、暴風雪、大雪特別警報のいずれかが県下に発表されたとき。	付表事前配備2の欄に掲げるもの	災害警戒本部を設置 必要に応じて災害対策本部を設置
非常体制	第1	大規模な災害が発生するおそれがあるとき又は他の状況により本部長が必要と認めたとき。	災害応急対策が円滑に行える体制 (職員の5分の1)	災害警戒本部又は災害対策本部を設置
	第2	局地的災害が発生したとき又は他の状況により本部長が必要	人員を大幅に増員し、災害応急対策が円	災害対策本部を設置

	と認めたとき。	滑に行える体制 (職員の3分の1)	(注) 配備人員は、おおむね左記のとおり。
第3	県内全域にわたって大規模な災害が発生したとき又はその他の状況により本部長が必要と認めたとき。	大規模な災害に対して、応急対策が円滑に行える体制 (職員の2分の1)	

(5) 現地災害対策本部の設置

災害が局地的であり、かつ、特定の地域に著しい被害が生じたときは、茨城県災害対策本部条例第4条の規定に基づき、より被災地に近い場所に現地災害対策本部を設置する。

① 現地災害対策本部の組織

現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

② 現地災害対策本部の設置基準

ア 災害が局地的なもので、災害対策本部から遠隔地の場合

イ 被害が広域にわたる場合であっても、特定の地域に著しい被害が生じた場合

③ 現地災害対策本部の分掌事務

ア 現地の被害状況、復旧状況等の情報収集及び分析に関すること

イ 現地における災害応急対策の指揮、指令及び実施に関すること

④ 現地災害対策本部への派遣

組織体制・人員配置については、災害の規模等に応じ別に定める基準によることとする。

付 表

部　局　名	事　前　配　備　体　制	
	事前配備1	事前配備2
総務部		
報道・広聴課	1	総務課 2 人事課 1 管財課 3 報道・広聴課 4 秘書課 1
政策企画部		政策調整課 1 地域振興課 1 情報システム課 1 交通政策課 1 水政課 1
県民生活環境部		生活文化課 2 環境対策課 4 廃棄物規制課 2 資源循環推進課 1
防災・危機管理部	防災・危機管理課 9 消防安全課 5	防災・危機管理課 全員(20) 消防安全課 全員(20) 原子力安全対策課 1

保健医療部		保健政策課 健康推進課 医療政策課	2 1 2
福祉部		福祉政策課 長寿福祉課 障害福祉課	1 1 1
営業戦略部		営業企画課	4
立地推進部		立地推進課 立地整備課 宅地整備販売課	1 1 1
産業戦略部		産業政策課 技術革新課	3 1
農林水産部	水産振興課 (大雪警報のときを除く)	農業政策課 農業技術課 林業課 水産振興課 (大雪警報のときを除く) 農村計画課	3 1 1 2 2
土木部 (土木・工事事務所(工務所を含む)) (港湾事務所) (下水道事務所)	道路建設課 道路維持課 河川課 港湾課 都市整備課 下水道課 12土木・工事事務所(工務所を含む)各3人 2港湾事務所各3人 鹿島下水道事務所 流域下水道事務所 (浄化センターを除く)	監理課 道路建設課 道路維持課 河川課 港湾課 都市整備課 下水道課 12土木・工事事務所(工務所を含む)各4人 2港湾事務所各4人 鹿島下水道事務所 流域下水道事務所 (浄化センターを除く) 流域下水道事務所の浄化センター各2人	4 2 4 9 5 3 3 48 8 3 3 8 各2人
企業局		総務課企画経営室	2
病院局		経営管理課	2
県民センター		4県民センター各2人	8
教育庁		総務課	3
警察本部	警備部長が別に定める		

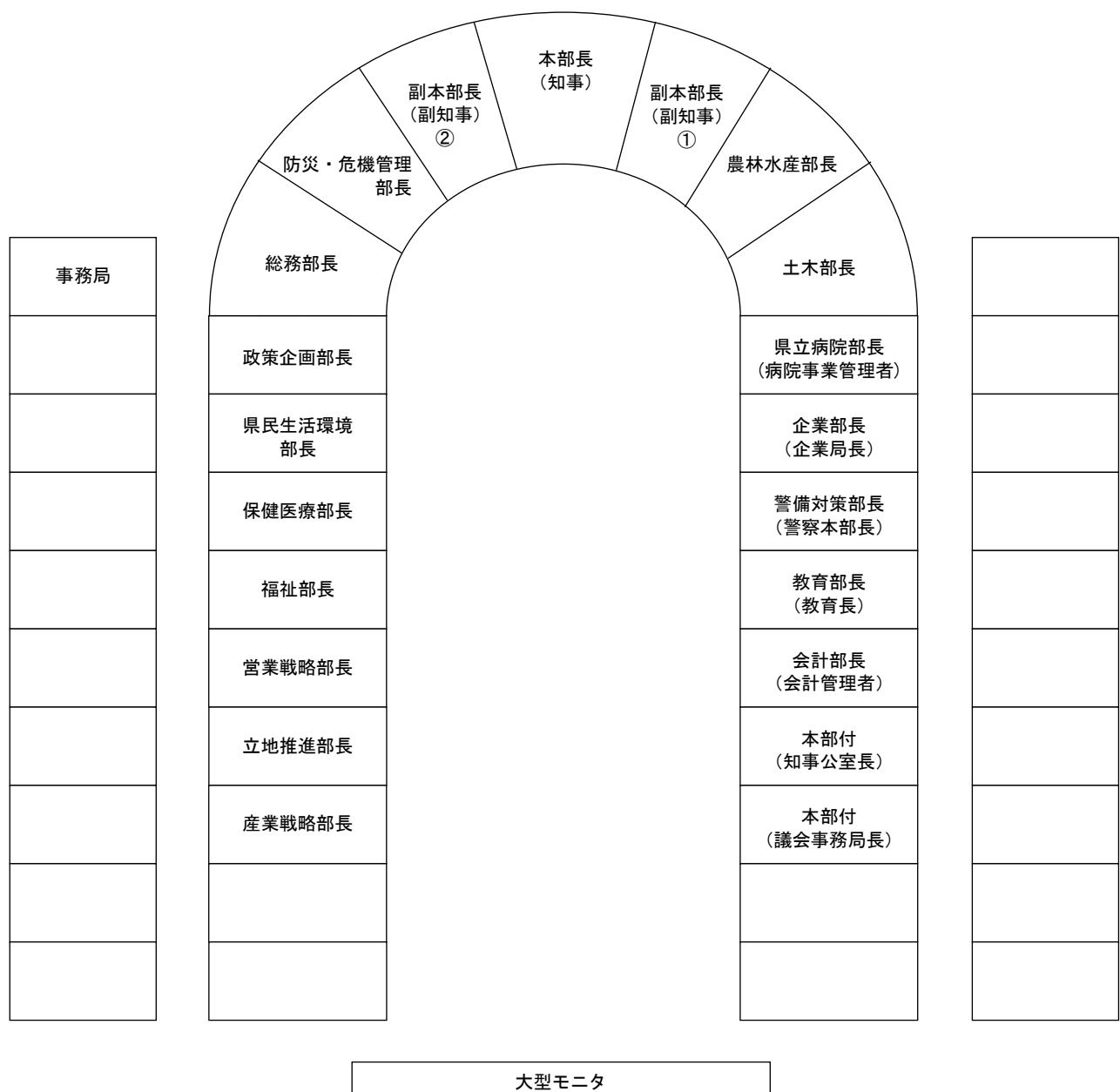
2 災害警戒本部

災害警戒本部は、災害対策本部の設置に至るまでの措置及び本部を設置する必要がないと認められる災害に対する措置の総合的、迅速かつ的確な実施を推進する。

[災害対策本部設置の場合]

災 害 対 策 本 部 室

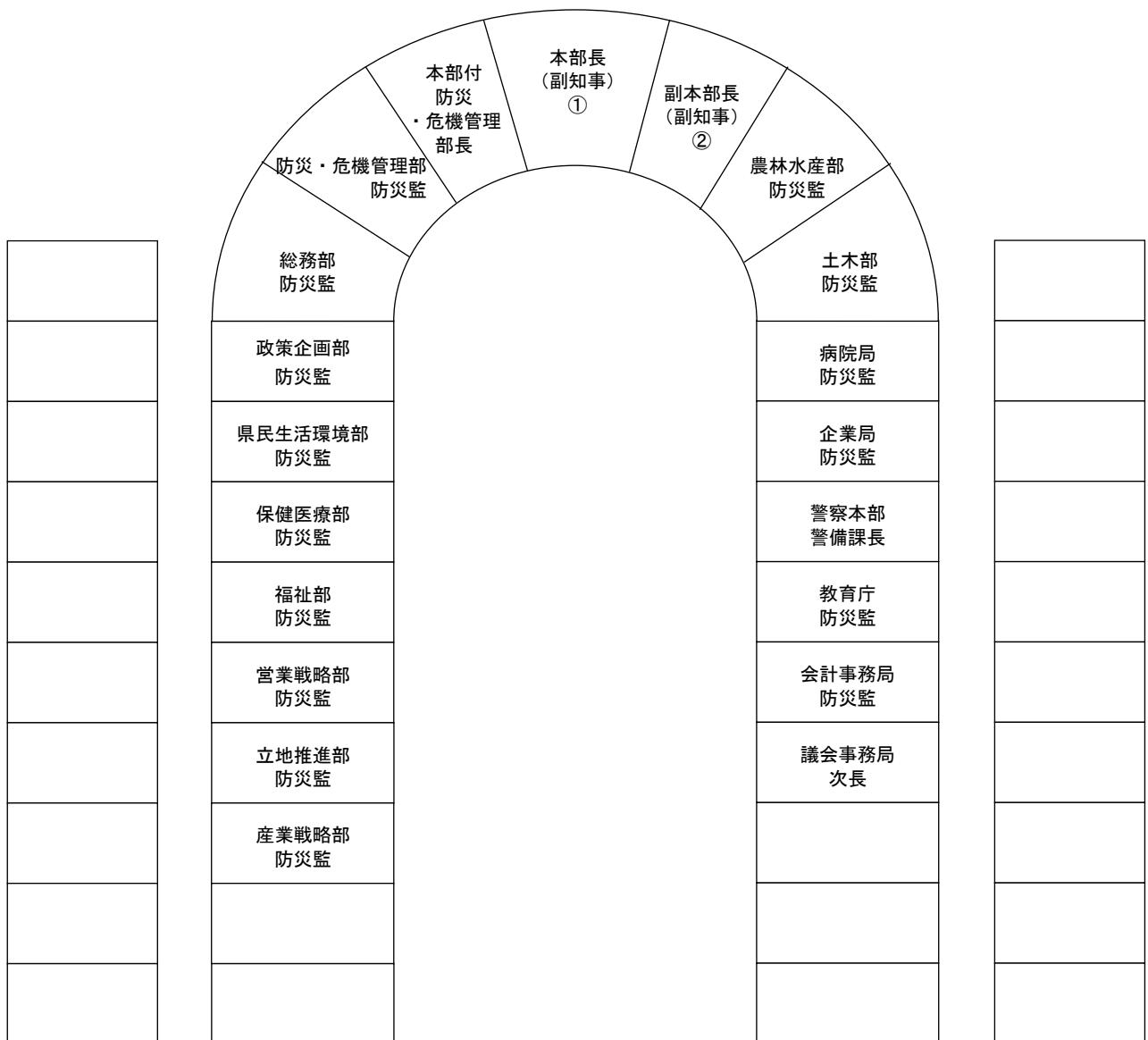
県庁舎 6 階



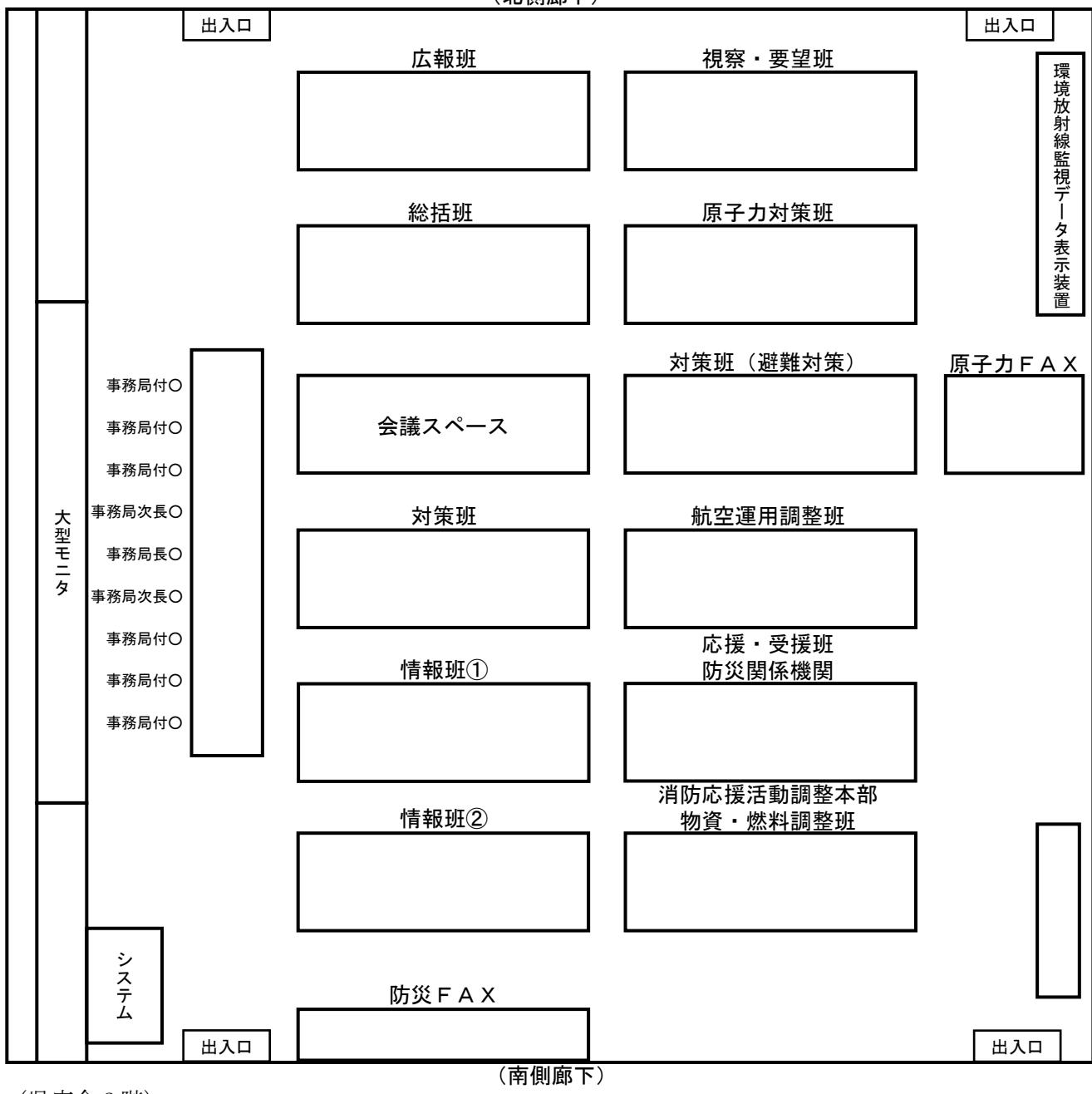
[災害警戒本部設置の場合]

災害対策本部室

県庁舎 6 階



茨城県災害対策室配置概要図
(北側廊下)



(県庁舎 6 階)

【設備面積】 318m²

【電話機】 内線32台 NTT 22台 防災13台 原子力17台 警察2台

【FAX】 NTT 4台 防災5台 原子力3台

【端末機器】 45台

【会議卓】 63卓

【椅子】 137脚

第2節 動 員

災害応急対策活動に必要な人員を把握して、災害応急対策活動を確実にするための計画である。

県地域防災計画（地震災害対策計画編）第3章第1節第1「職員参集・動員」「2職員の動員・参集」に準ずる。

第3節 気象情報等計画

気象及び水防に関する警報、注意報及び伝達、災害情報の収集、災害応急対策に必要な命令の伝達等を迅速確実に実施するための計画である。

第1 風水害関係

1 警戒レベルを用いた防災情報の提供

警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて「居住者等がとるべき行動」を5段階に分け、「居住者等がとるべき行動」と「当該行動を居住者等に促す情報」とを関連付けるものである。

「居住者等がとるべき行動」、「当該行動を居住者等に促す情報」及び「当該行動をとる際の判断に参考となる情報（警戒レベル相当情報）」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、資料7-1のとおり、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供する。

なお、居住者等には「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難情報が発令された場合はもちろんのこと、発令される前であっても行政等が出す防災情報に十分留意し、災害が発生する前に自らの判断で自発的に避難することが望まれる。

2 特別警報・警報・注意報

大雨や強風等の気象現象により、災害が発生するおそれがあるときには「注意報」が、重大な災害が発生するおそれがあるときには「警報」が、予想される現象が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときには「特別警報」が、茨城県内の市町村ごとに現象の危険度と雨量、風速、潮位等の予想値が時間帯ごとに示されて発表される。

また、土砂災害や低い土地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等により実際に危険度が高まっている場所は「キキクル」や「雷ナウキャスト」、「竜巻発生確度ナウキャスト」等で発表される。

なお、大雨や洪水等の警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、市町村等をまとめた地域の名称が用いられる場合がある。

特別警報・警報・注意報の概要は以下のとおりである。

種類	概要
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに、その旨を警告して行う予報
警報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮により、重大な災害が発生するおそれがあるときに、その旨を警告して行う予報
注意報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等により、災害が発生するおそれがあるときに、その旨を注意して行う予報

水戸地方気象台が茨城県を対象に行っている特別警報・警報・注意報の種類と概要、その発表基準は、資料3-3及び資料3-4、注意報・警報の細分区域は、資料3-5のとおりである。

3 キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等

キキクル等の種類と概要

種類	概要
土砂キキクル (大雨警報 (土砂災害) の危険度分布)	<p>大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。 「危険」（紫）：危険な場所から、避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。 「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所から、避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。 「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
浸水キキクル (大雨警報 (浸水害) の危険度分布)	<p>短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。
洪水キキクル (洪水警報 の危険度分布)	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。 「危険」（紫）：危険な場所から、避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。

	<ul style="list-style-type: none"> 「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所から、避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。 「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
流域雨量指数の予測値	各河川の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度（大河川においては、その支川や下水道の氾濫などの「湛水型内水氾濫」の危険度）の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。流域内における雨量分布の実況と6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。

4 早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が〔高〕、〔中〕の2段階で発表される。当日から翌日における時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（「茨城県北部」・「茨城県南部」）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（茨城県）で発表される。大雨、高潮に関して、〔高〕又は〔中〕が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

5 全般気象情報、関東甲信地方気象情報、茨城県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意・警戒を呼びかける場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点が解説される場合等に発表される。

6 土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、茨城県と水戸地方気象台から共同で発表される。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キックル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）及び土砂災害に関するメッシュ情報で確認することができる。危険な場所からの避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。

（発表対象地域や伝達等については、第1章 第2節 土砂災害防止計画、第5 土砂災害警戒情報の発表を参照。）

7 記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キックル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、気象庁から発表される。この情報

が発表されたときは、土砂災害及び、低い土地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキックルで確認する必要がある。

8 顕著な大雨に関する気象情報

大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続いているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する茨城県気象情報」という表題の気象情報を発表する。

9 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意が呼びかけられる情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、天気予報の対象地域と同じ発表単位（「茨城県北部」・「茨城県南部」）で気象庁から発表される。

なお、実際に危険度が高まっている場所は竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が天気予報の対象地域と同じ発表単位（「茨城県北部」・「茨城県南部」）で発表される。この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

10 洪水予報河川の洪水予報

河川の増水や氾濫等に対する水防活動の判断や住民の避難行動の参考となるように、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示して発表される警報及び注意報である。

(1) 国が管理する河川の洪水予報

水戸地方気象台、宇都宮地方気象台、銚子地方気象台は、常陸河川国道事務所又は霞ヶ浦河川事務所又は下館河川事務所と共同で下記の河川の洪水予報（氾濫注意情報・氾濫警戒情報・氾濫危険情報・氾濫発生情報）を発表する（警戒レベル2～5に相当する）。これらの洪水予報は、担当の河川（国道）事務所が茨城県（河川課）に通報し、土木・工事事務所を通じて関係市町村に伝達するものとする。水戸地方気象台は、県防災・危機管理課ほか関係防災機関・報道機関に通報する。なお、関係市町村への伝達は担当の河川（国道）事務所からも行われる。

洪水予報発表 河川名	国土交通省関東地方整備局 担当官署	気象庁 担当官署
那珂川	常陸河川国道事務所	水戸地方気象台・宇都宮地方気象台
久慈川		水戸地方気象台
霞ヶ浦・北浦	霞ヶ浦河川事務所	
常陸利根川 (外浪逆浦含む)		水戸地方気象台・銚子地方気象台
鰐川		水戸地方気象台
鬼怒川 (田川放水路含む。)	下館河川事務所	水戸地方気象台・宇都宮地方気象台
小貝川(大谷川含む。)		

また、気象庁と国土交通省関東地方整備局が共同で発表する下記の河川の洪水予報は、関東地方整備局が茨城県（河川課）に通報し、県は土木・工事事務所を通じて関係市町村に伝達するものとする。気象庁から発表された洪水予報は、水戸地方気象台が県防災・危機管理課ほか関係防災機関・報道機関に通報する。

洪水予報発表 河川名	担当官署	
利根川(上・中・下流部)	国土交通省関東地方整備局	
江戸川		気象庁大気海洋部
渡良瀬川(下流部)		

国の機関が行う洪水予報の伝達先（茨城県内関係のみ）

担当官署	伝達先	伝達方法
関東地方整備局 常陸河川国道事務所 霞ヶ浦河川事務所 下館河川事務所	県（土木部河川課）	メール・FAX
	関係市町村	
	河川情報センター	
水戸地方気象台	県（防災・危機管理課）	専用回線
気象庁	日本放送協会	
	NTT五反田センター ※1	
	総務省消防庁	

※1：NTT五反田センターへの伝達は、一般の利用に適合する洪水警報の通知をもって代える。

(2) 県が管理する河川の洪水予報

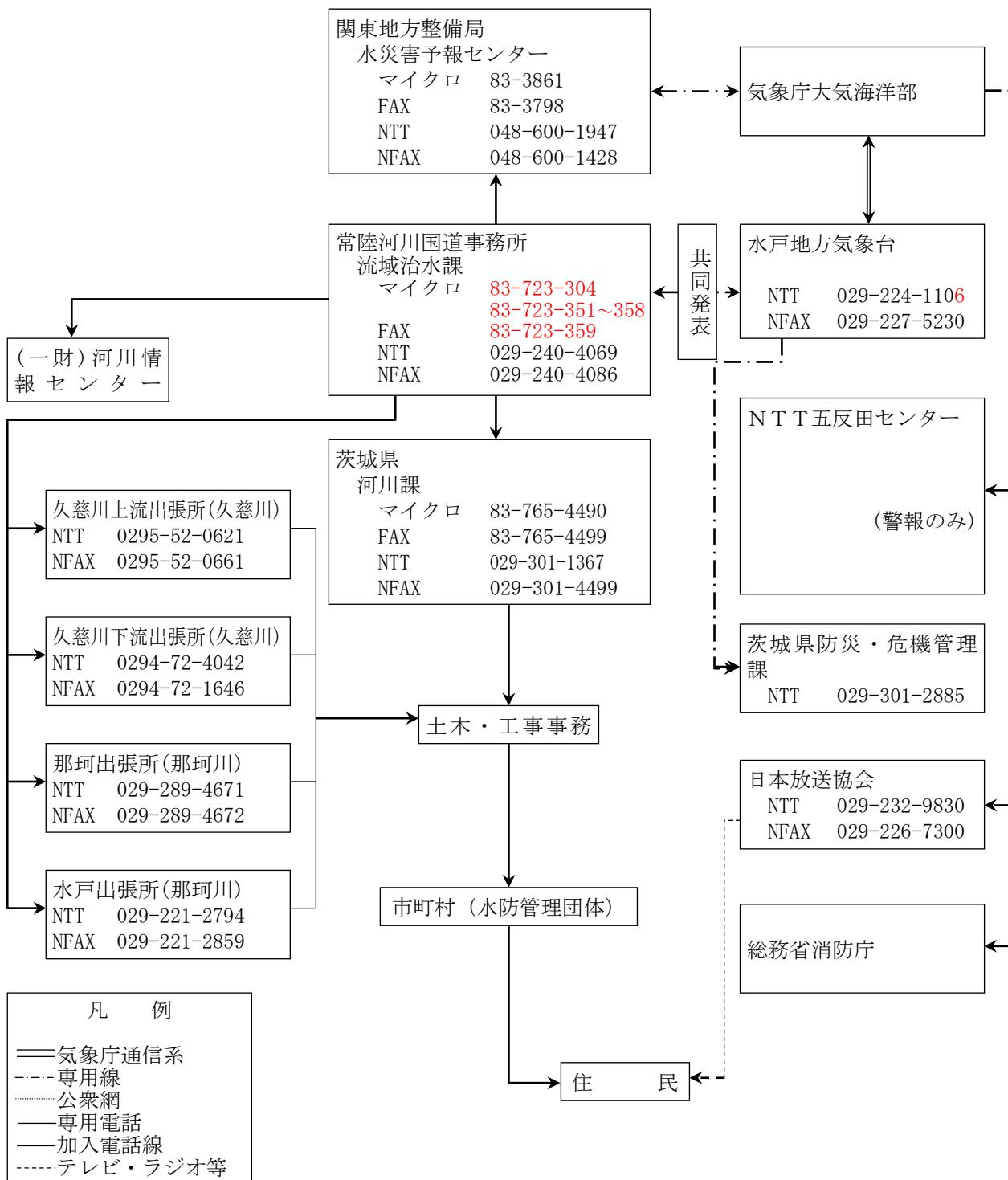
茨城県土木部河川課と水戸地方気象台が共同で発表する利根川水系桜川洪水予報（氾濫注意情報・氾濫警戒情報・氾濫危険情報・氾濫発生情報）は、県土木部河川課が土木事務所を通じて関係市町村に通報するものとする（警戒レベル2～5に相当する）。水戸地方気象台は、県防災・危機管理課ほか関係防災機関・報道機関に通報する。

利根川水系桜川洪水予報の伝達先

担当官署	伝達先	伝達方法
茨城県土木部河川課	土浦土木事務所	メール及びFAX
	霞ヶ浦河川事務所	
	茨城県警察本部	
	土浦市	
	つくば市	
	阿見町	
水戸地方気象台	県（防災・危機管理課）	専用回線
気象庁	日本放送協会	
	NTT五反田センター ※1	
	総務省消防庁	

※1：NTT五反田センターへの伝達は、一般の利用に適合する洪水警報の通知をもって代える。

伝達系統図 (例: 那珂川、久慈川)



(3) 指定河川洪水予報の種類、**標題**と概要

種類	標題	概要
洪水警報	氾濫発生情報	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。 災害がすでに発生している状況で、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。
	氾濫危険情報	気象危険水位に到達したとき、氾濫危険水位を超える状況が継続しているとき、または急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生への対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。 危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。
	気象警戒情報	気象危険水位に到達すると見込まれるとき、避難判断水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。 高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等は危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。
洪水注意報	気象注意情報	気象注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状況が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。 ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。

また、令和2年3月にとりまとめられた河川・気象情報の改善に関する検証報告書に基づき、国土交通省と共同で指定河川洪水予報を実施する河川においては、大雨特別警報の警報等への切替時に、それ以降に河川氾濫の危険性が高くなると予測した場合には、臨時の指定河川洪水予報を発表する。この情報は、府県気象情報として発表する。

(4) 水位情報周知河川の水位情報等

- ア 常陸河川国道事務所、霞ヶ浦河川事務所は、それぞれが管理する水位情報周知河川について、河川の水位が特別警戒水位（氾濫危険水位）に達したときは、当該河川の水位又は流量を示して、県（土木部河川課）及び県関係市町村に伝達する。
- イ 県（各土木・工事事務所）は、県が管理する水位情報周知河川について、河川の水位が特別警戒水位（氾濫危険水位）に達したときは、当該河川の水位又は流量を示して、関係市町村に伝達する。

11 火災気象通報

消防法第22条第1項の規定に基づき、水戸地方気象台が茨城県を対象として行う火災気象通報の実施基準は、次のとおりである。

(1) 通報の実施基準

実施官署	実施基準
水戸地方気象台	実効湿度60%以下で、最小湿度40%以下になると予想される場合、又は平均風速が12m/s以上になると予想される場合。但し、雨、雪を伴うときは通報を行わないこともある。

(2) 通報の対象地域

市町村単位で通報する。

(3) 通報先及び通報手段

茨城県防災・危機管理部防災・危機管理課とし、通報手段は、防災情報システムとする。

(4) 通報文の構成

ア 標題

イ 発表官署名及び発表日時

ウ 見出し、対象地域・要素・期間及び実況値（風向・風速・実効湿度・最小湿度）

(5) 通報の基準

毎朝（5時頃）、向こう24時間先までの気象状況の概要を気象概況として通報する。この通報において、火災気象通報の通報基準に該当又は該当するおそれがある場合は、見出しの冒頭に通報区分として「火災気象通報」と明示し、注意すべき事項を付加する。また、定時通報後、予想に変化があった場合は、定時通報と同様の形式で通報を行う。

12 災害時気象支援資料

水戸地方気象台は、災害時の応急活動を支援するため、被災地を対象とした詳細な気象情報等の提供に努める。

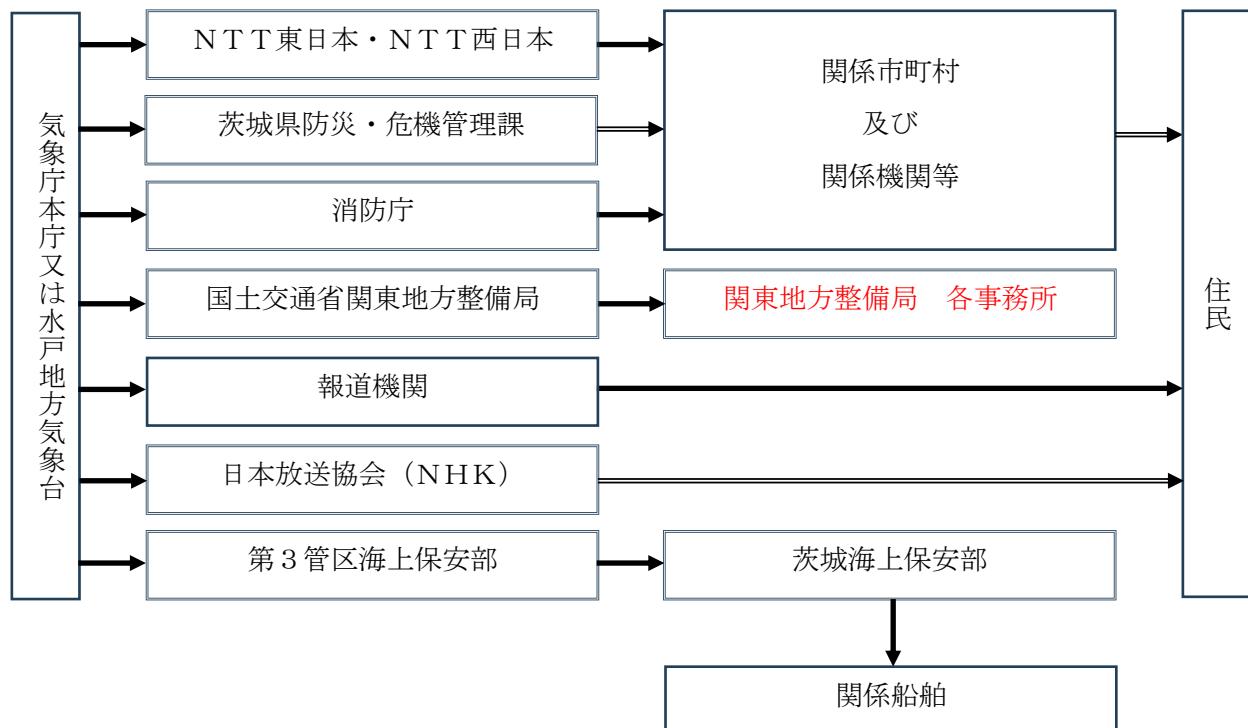
13 異常現象発見者の通報義務等

- (1) 災害が発生するおそれがある異常現象を発見した者は、直ちにその旨を市町村長又は警察官若しくは海上保安官に通報しなければならない。また、何人もこの通報が最も迅速に到達するよう協力しなければならない。
- (2) この通報を受けた警察官又は海上保安官は、その旨を速やかに市町村長に、また市町村長は水戸地方気象台、県（防災・危機管理部防災・危機管理課）、その他の関係機関に通報しなければならない。

14 特別警報・警報・注意報の伝達

(1) 水戸地方気象台関係

水戸地方気象台が発表した特別警報・警報・注意報は次に示す伝達系統図により通知する



注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第3号並びに第9条の規定に基づく法定伝達先。

注) 二重線の経路は、気象業務法第15条及び第15条の2によって、警報の通知又は周知の措置が義務づけられている伝達経路。

(2) 県関係

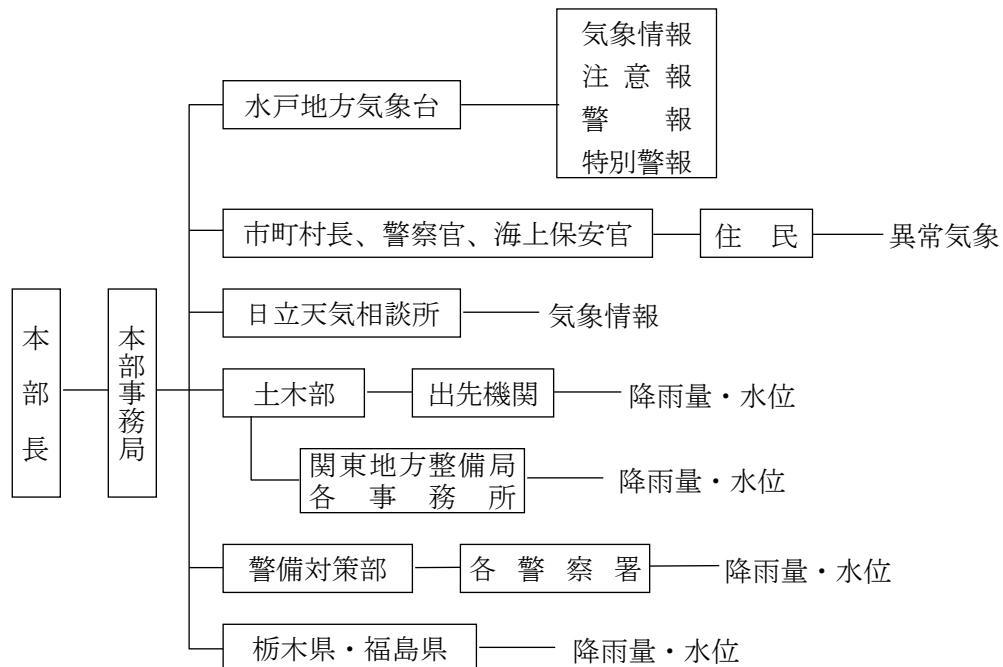
県は、気象等の特別警報・警報・注意報について、気象台から通報を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに防災情報ネットワークシステム等により市町村及び消防本部に通知する。

特に、気象等の特別警報については、確実に情報伝達できるよう、関係市町村には電話連絡するなど、複数の手段を用いて伝達するよう努めるものとする。

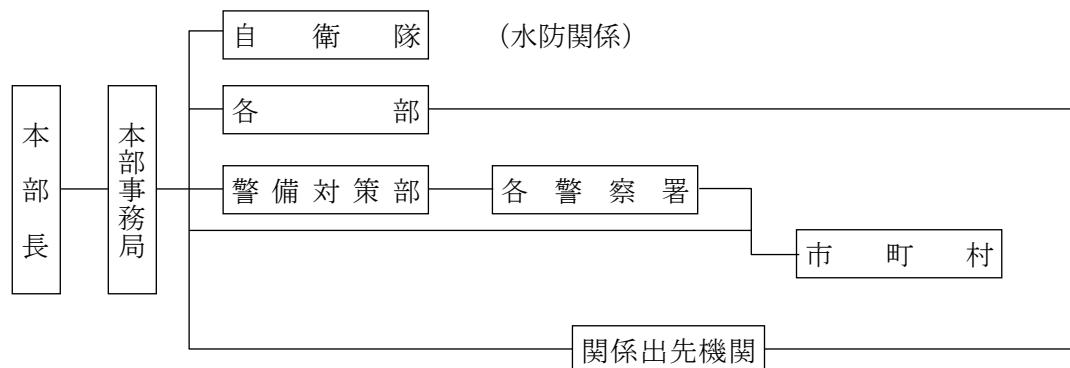
また、気象台から特別警報や警報、その他の気象情報の通報を受けた場合には、ホームページや県防災情報メールなどを活用して、県民に情報を提供するよう努めるものとする。

なお、県災害対策本部が行う特別警報・注意報、警報及び気象情報の収集及び伝達系統は、次のとおりである。

ア 収集系統



イ 伝達系統



(3) **N T T 東日本**株式会社 (N T T 東日本又はN T T 西日本) 関係

気象庁本庁又は水戸地方気象台からN T T 東日本・N T T 西日本に通報された警報は、関係の各市町村に伝達される。

この場合警報の種類だけで内容については伝達されない。

(特別警報の種類)

暴風特別警報

暴風雪特別警報

大雨特別警報

大雪特別警報

波浪特別警報

高潮特別警報

(警報の種類)

暴風警報

暴風雪警報

大雨警報

大雪警報

波浪警報

洪水警報

高潮警報

(4) 日本放送協会 (NHK) 関係

気象庁本庁からNHKに気象専用回線を通じて通報された警報等は直ちに放送され、住民へ伝達される。

放送局名	コール・サイン	周波数	備考
NHK東京第1放送	JOAK	594KHz	300KW
NHK東京デジタル テレビジョン放送 (総合)	JOAK-DTV	東京27CH (UHF)	10KW
NHK水戸FM放送 (水戸)	JOEP-FM	83.2MHz	1KW
〃 (日立)	〃	84.2	100W
〃 (北茨城)	〃	82.9	100W
〃 (大子)	〃	84.8	10W
NHK水戸デジタルテレビジョン 放送 (総合)	JOEP-DTV	水戸20CH (UHF) 日立20CH (〃) 土浦47CH (〃)	300W 3W 10W UHFサテライト局 は他に25局ある (R1.7.1現在)

(5) 県警察本部関係

水戸地方気象台から通報される情報は、県防災・危機管理課を経由して県警察本部 (警備課) に警察の通信系により各警察署に伝達される。

(6) この外、主な官公庁には水戸地方気象台から直接通報している。

15 注意報及び気象情報の伝達

注意報及び気象情報は気象業務法上警報のような定めはないが、情報機関、防災関係機関の協力を求めて公衆に周知させるよう努めることになっている。

第4節 災害情報の収集・伝達

災害時の応急対策を実施していく上で不可欠な気象情報、被害情報、措置情報を防災関係機関相互の連携のもと、迅速かつ的確に収集・伝達する。

1 被害概況の把握

(1) 各機関の報告に基づく概況把握

県災害対策本部は、災害発生後直ちに市町村並びに防災関係機関に対して、被害概況の報告を求め、その報告を総括し、県全体の被害概況を把握する。

市町村、防災関係機関は、災害後直ちに被害概況の把握を行い、県に対し報告する。

(2) ヘリコプターによる概況把握

1) 防災ヘリコプター、県警のヘリコプターによる概況把握

県は、防災ヘリコプター、県警ヘリコプターを出動させ、上空からの概況把握を行う。特に、ヘリコプターテレビシステムにより、被害状況を上空から撮影し、県災害対策本部において、映像を受信、被害状況を把握する。

2) 他機関のヘリコプターによる概況把握の要請

県は、市町村、防災関係機関等から被害概況報告、又は独自の収集活動により得られた情報に基づき、相当の被害が見込まれるときには、自衛隊、第三管区海上保安本部及びヘリコプター等の航空機を有する機関に対し空中からの被害状況把握を要請する。

3) 他機関のヘリコプターによる概況把握の実施

県災害対策本部からの要請、又は独自の収集活動により得られた情報に基づき、保有するヘリコプター等の航空機を用いて被害概況の把握を行うとともに、把握結果については速やかに県、関係市町村、関係機関に対して報告する。

4) 重点的に把握すべき被害概況

- ① 浸水の被害状況
- ② 建築物の被害状況
- ③ 道路、鉄道の被害
- ④ 崖崩れの状況
- ⑤ 道路渋滞の状況

(3) 現地調査班の派遣

災害による被害程度が相当のものと認められ、当該市町村での情報収集活動が十分に行えないおそれがある場合には、災害対策本部の職員を派遣して、現地での被害状況調査と連絡員の役割を担わせる。重点的に調査すべき項目を次に示す。

1) 浸水の被害状況

- 2) 建築物の被害状況
- 3) 道路、鉄道の被害
- 4) 崖崩れの状況
- 5) 道路渋滞の状況
- 6) 住民の行動、避難状況、要望
- 7) 現地での応急対策活動での問題点

2 被害情報・措置情報の収集・伝達

(1) 被害情報・措置情報の種類

1) 被害情報

死者、行方不明者、負傷者、要救助者、建物損壊、浸水、道路・鉄道・港湾被害、公共施設被害等に関する

- ① 被害発生時刻
- ② 被害地域（場所）
- ③ 被害様相（程度）
- ④ 被害の原因

2) 措置情報

- ① 災害対策本部の設置状況
- ② 主な応急措置（実施、実施予定）
- ③ 応急措置実施上の措置
- ④ 応援の必要性の有無
- ⑤ 災害救助法適用の必要性

(2) 情報収集伝達の方法

被害情報、措置情報の収集伝達は、原則として災害情報共有システムを利用して行う。

なお、報告すべき内容の主なものは次のとおりである。

① 被害状況の情報

報告名称、報告状況、登録者、報告日時、報告者、発生日時、被災場所

② 報告種別

人的、建物、浸水、火災、その他（河川・公共建物等）、避難対策状況、本部設置状況

(3) 情報伝達の流れ

災害情報は、把握した防災関係機関から災害情報共有システムを利用して収集し、県災害対策本部において集約する。

なお、県災害対策本部未設置段階では、防災・危機管理部防災・危機管理課が同システムにより情報を収集する。

(4) 各機関の情報収集・伝達活動

1) 市町村の活動

① 市町村は自地域内に次に掲げる事項のいずれかに該当する事態が発生した場合は、直ちに被害の状況及び応急対策の実施状況に関する情報を収集し、県の災害対策本部、その他必要とする機関に対して災害情報共有システムを利用して報告する。ただし、緊急を要する場合は電話等により行い、事後速やかに報告するものとする。

また、被害の把握ができない状況にあっても、迅速に当該情報の報告に努めるものとする。

なお、確定した被害及びこれに対してとられた措置の概要については、被害状況報告を用い災害応急対策完了後10日以内に行うものとする。

併せて、「火災・災害等即報要領」に基づく直接即報基準該当事案については、消防庁に対しても、原則として覚知後30分以内で可能な限り分かる範囲内でその第一報を報告するものとする。

ア 市町村災害対策本部が設置されたとき

イ 救助法の適用基準に該当する程度の災害が発生したとき

ウ 災害による被害が当初は軽微であっても、以後拡大発展するおそれがあるとき

エ 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて報告する必要があると認められるとき

② 県に報告することが出来ない場合には、国（消防庁）に対して直接報告するものとし、報告後速やかにその内容について連絡するものとする。

③ 災害規模が大きく、市町村の情報収集能力が著しく低下した場合は、その旨を県その他の防災関係機関に伝達し、被害情報の収集活動に対して応援を要請するものとする。

④ 地域住民等から119番への通報が殺到している状況下にあっては、直ちに県及び国（消防庁）へ同時に報告するものとする。

2) 県の活動

① 県災害対策本部は、市町村からの報告をとりまとめ、災害情報共有システムを利用して関係機関との情報の共有化を図るとともに情報の保管を行う。また、状況に応じて、現場写真、航空写真等を撮影して被害状況の収集にあたる。被害に関する報告のない市町村に対しては確認を行うものとし、被害が甚大であるために情報収集伝達が困難な市町村に対しては、その活動を支援するため、要員を派遣する等の措置をとる。

なお、収集した情報については、指定行政機関等に伝達するものとする。

② 県各部局は、関係機関、出先機関等の組織を通じて所掌する事務に係わる被害及び措置情報を収集し、災害情報共有システムを利用して県災害対策本部に報告するとともに、同システムを利用して関係機関との情報の共有化を図る。

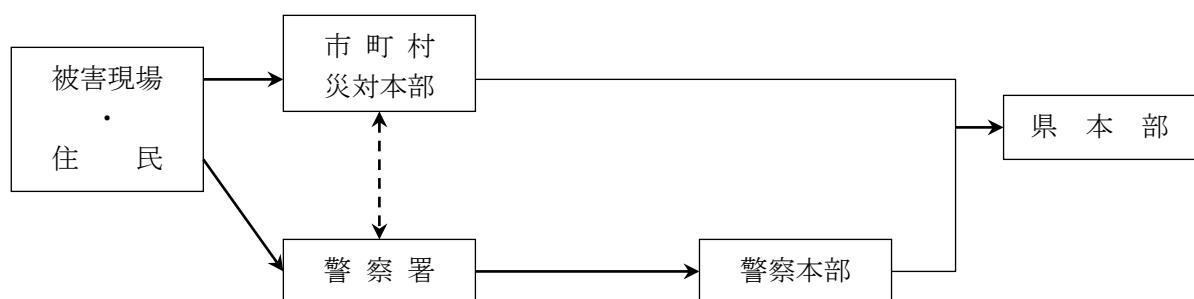
3) 防災関係機関の活動

指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等は所掌する事務又は業務に係る被害状況について速やかに県災害対策本部に報告するとともに、必要と認める関係機関、市町村等に伝達するよう努める。

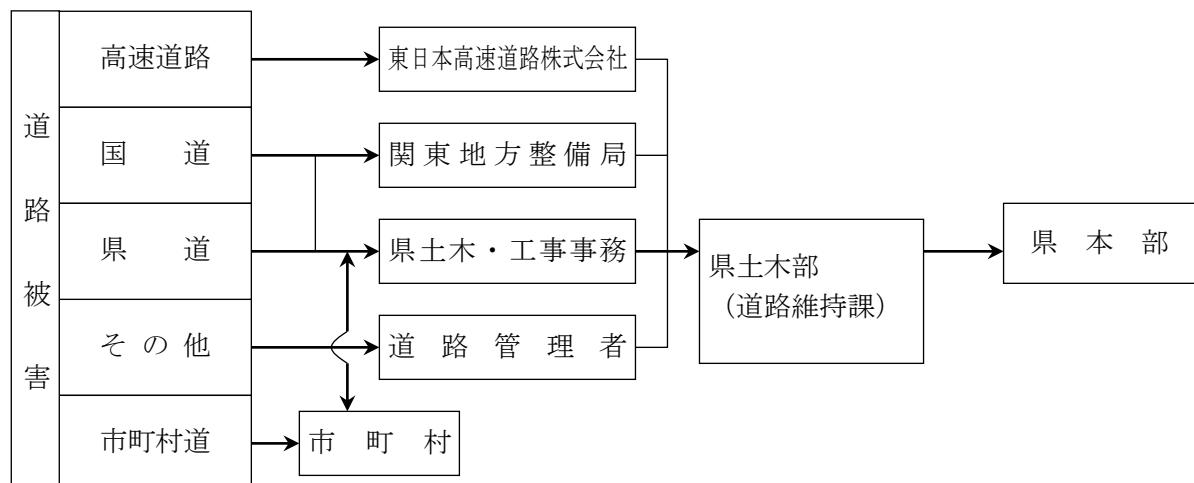
(5) 被害種類別の情報収集・伝達方法

発生する被害の種類によって関係する機関、伝達径路が異なるため、以下の要領で情報の収集・伝達を実施する。

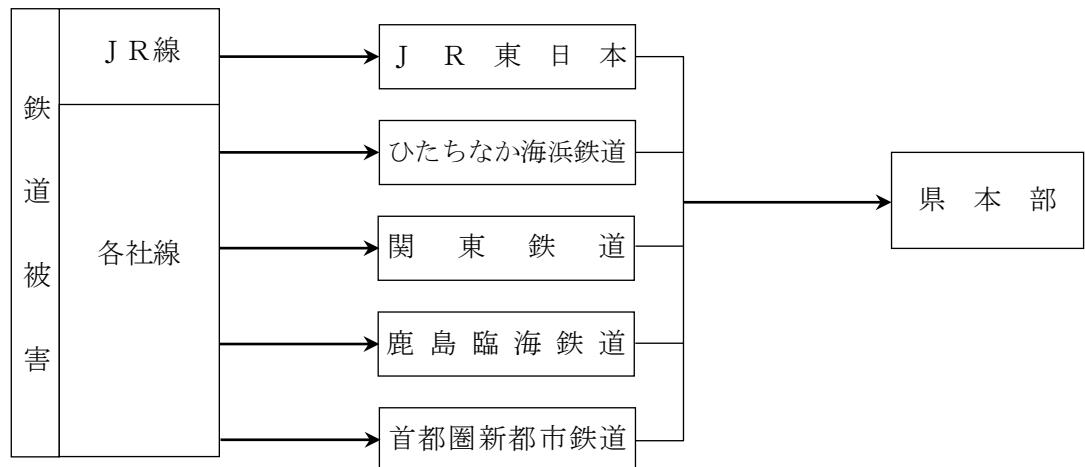
1) 情報収集・伝達系統1 (死者、負傷者、建物被害、その他の被害)



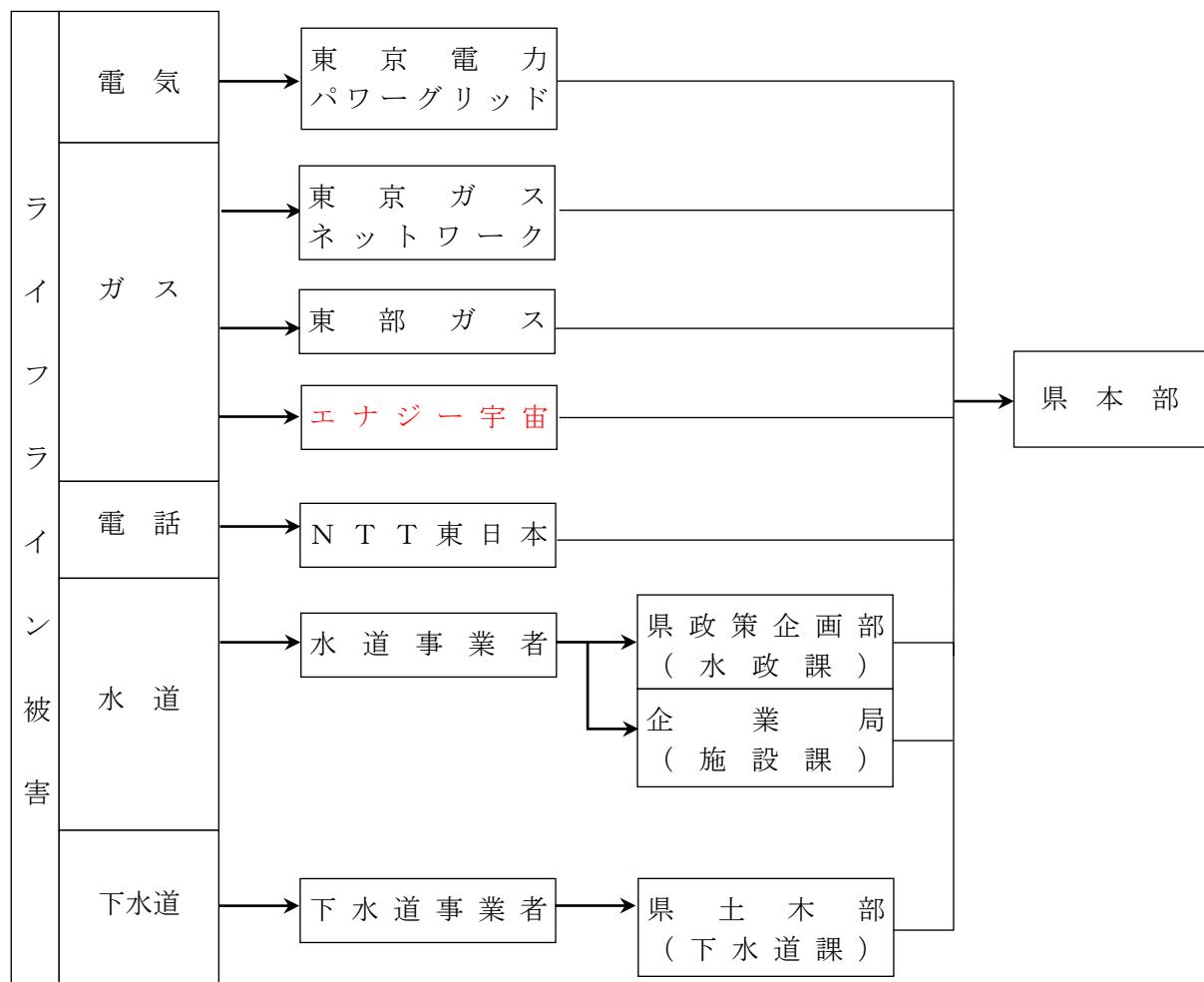
2) 情報収集・伝達系統2 (道路被害)



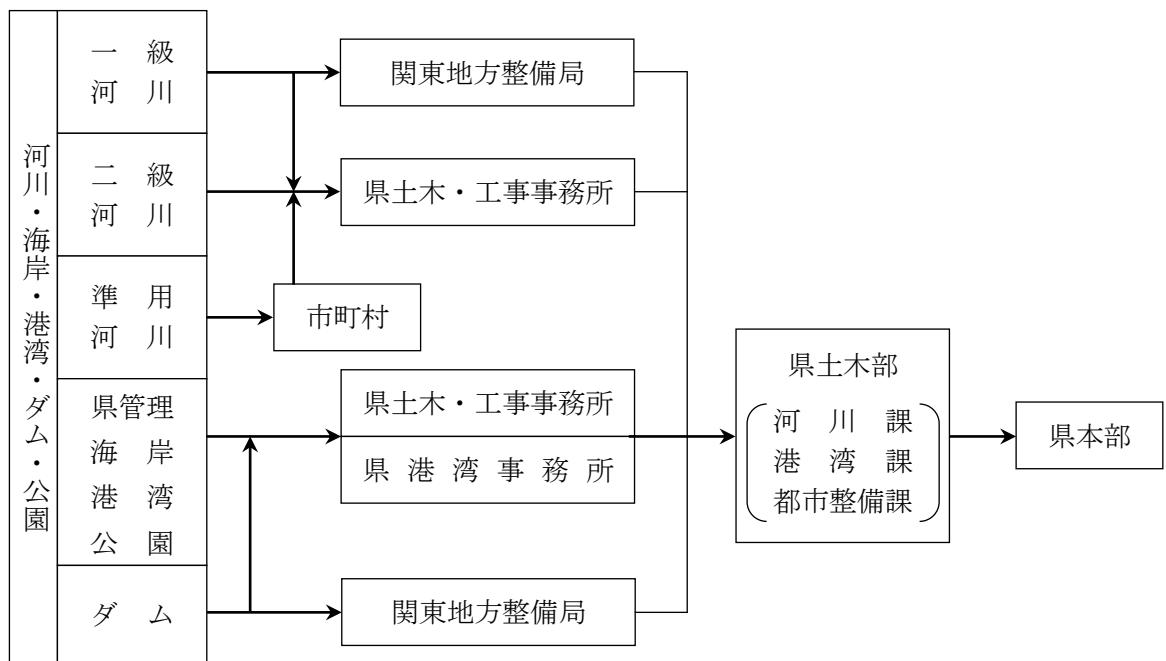
3) 情報収集・伝達系統3 (鉄道被害)



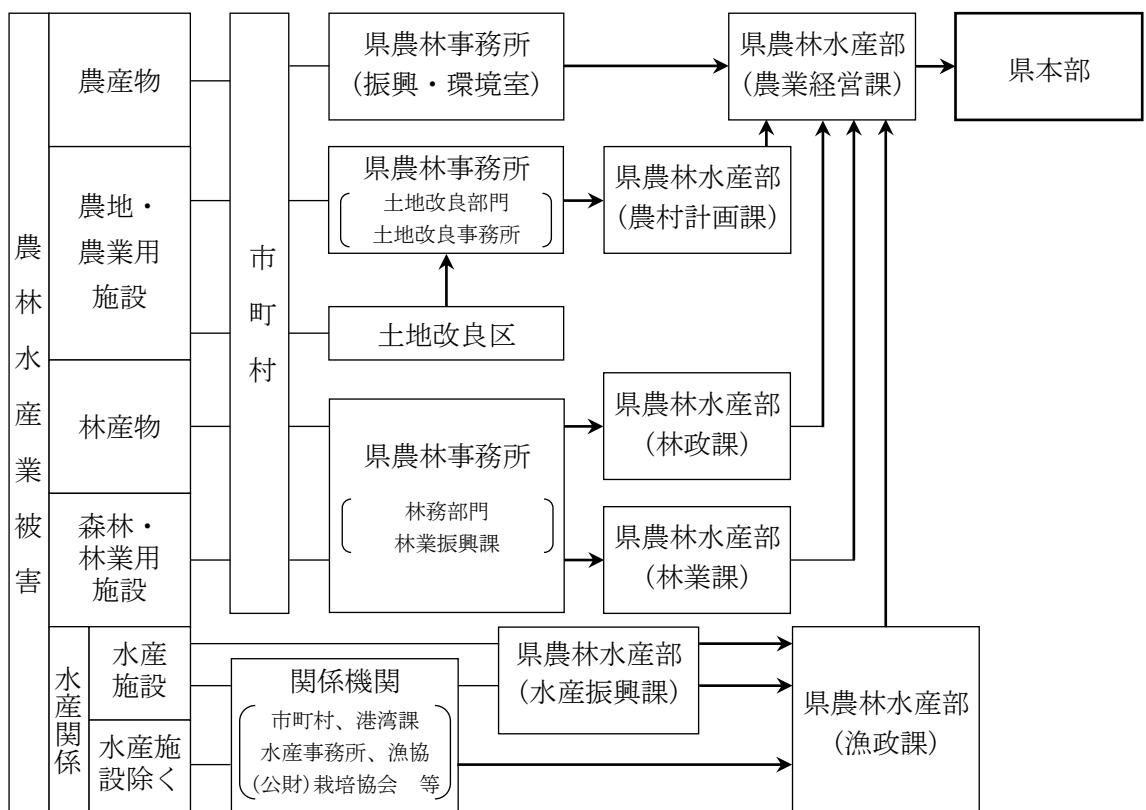
4) 情報収集・伝達系統4 (ライフライン被害)



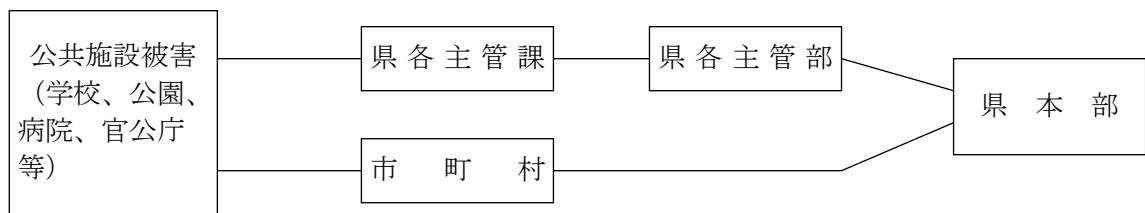
5) 情報収集・伝達系統 5 (河川、海岸、港湾、ダム、公園)



6) 情報収集・伝達系統 6 (農産物、農地、農業基盤、林産物、林地、林業基盤、山地、漁業被害)



7) 情報収集・伝達系統 7 (その他公共施設)



(6) 被害の判定基準

被害の判定にあたっては資料に示す被害区分別の判定基準表を参照すること。

3 国への報告

(1) 消防庁への報告

1) 県は、次に掲げる事項のいずれかに該当する事態が発生した場合は、直ちに被害の状況及び応急対策の推移に応じてその都度概要を報告するものとする。

- ① 県及び市町村災害対策本部が設置されたとき
 - ② 救助法の適用基準に該当する程度の災害が発生したとき
 - ③ 災害による被害に対して国の特別の財政援助を要するとき
 - ④ 災害が当初は軽微であっても、以後拡大発展するおそれがあるもの又は2都道府県以上またがるもので、本県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害が生じているとき。
 - ⑤ 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて報告する必要があると認められるとき
- 2) 県は、前記1)の災害即報についてはその都度、災害確定報告については応急対策完了後20日以内に、それぞれ情報を整理し消防庁応急対策室（休日、夜間にあっては宿直室）に報告するものとする。この場合、第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲の内容を報告するものとする。

(2) 他の報告

県（各部局）は、各省庁等の所管事務に係る被害状況等の報告については、それぞれの法令、通知等の定めるところにより行うものとする。

また、その内容は、県災害対策本部（事務局：防災・危機管理部）に対して、逐次連絡するものとする。

(3) 防災関係機関の報告

指定地方行政機関、指定公共機関の支部、支社、支店等は、それぞれの防災業務計画に基づいて、上位機関、所管官庁に対して報告を行うとともに、その内容を県災害対策本部に対して逐次連絡するものとする。

第5節 災害救助法の適用

市町村単位の被害が一定基準以上であり、かつ応急的な救助を必要とする場合、災害救助法の適用による救助を行うことにより、被災者の保護と社会の秩序の保全を図る。

1 被害状況の把握及び認定

市町村は、救助法の適用に当たって被害状況の把握及び認定を、次の基準で行う。

(1) 被災世帯の算定

被災世帯の算定は、住家が全壊、全焼、流失等により滅失した世帯を1世帯とし、住家が半焼、半壊等著しく損傷した世帯については1／2世帯、床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住不能となった世帯にあっては1／3世帯とみなして算定する。

(2) 住家の滅失等の算定

1) 住家の全壊、全焼、流失

住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積が、その延床面積の70%以上に達した程度のもの、又は、住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの。

2) 住家の半壊、半焼

住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積が、その延床面積の20%以上70%未満のもの、又は、住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの。

3) 住家の床上浸水

1) 及び2) に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のもの、又は、土砂、竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの。

(3) 住家及び世帯の単位

1) 住家

現実に居住のために使用している建物をいう。ただし、耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等は、それぞれ1住家として取り扱う。

2) 世帯

生計を一にしている実際の生活単位をいう。

2 救助法の適用基準

救助法の適用基準は、救助法施行令第1条に定めるところによるが、災害による被害が、次に掲げる基準に該当し、知事が救助を必要と認めたとき、市町村単位にその適用地域を指定し実施する。

(1) 市町村における全壊、全焼、流失等による住家の滅失した世帯数がそれぞれ次の表に示す世帯以上に達したとき。 (救助法施行令第1条第1項第1号)

令別表第1

市町村の人口	住家滅失世帯数
5,000人未満	30世帯
5,000人以上 15,000 ヶ	40 ヶ
15,000 ヶ 30,000 ヶ	50 ヶ
30,000 ヶ 50,000 ヶ	60 ヶ
50,000 ヶ 100,000 ヶ	80 ヶ
100,000 ヶ 300,000 ヶ	100 ヶ
300,000 ヶ	150 ヶ

(2) 当該市町村の区域を包括する都道府県の区域内の被害世帯数が、その人口に応じ、それぞれ次の表第2に示す数以上であって、当該市町村の区域内の被害世帯数がその人口に応じ、次の表第3以上であること。 (救助法施行令第1条第1項第2号)

令別表第2

都道府県の区域内の人口	住家滅失世帯数
1,000,000人未満	1,000世帯
1,000,000人以上 2,000,000 ヶ	1,500 ヶ
2,000,000 ヶ 3,000,000 ヶ	2,000 ヶ
3,000,000 ヶ	2,500 ヶ

令別表第3

市町村の人口	住家滅失世帯数
5,000人未満	15世帯
5,000人以上 15,000 ヶ	20 ヶ
15,000 ヶ 30,000 ヶ	25 ヶ
30,000 ヶ 50,000 ヶ	30 ヶ
50,000 ヶ 100,000 ヶ	40 ヶ
100,000 ヶ 300,000 ヶ	50 ヶ
300,000 ヶ	75 ヶ

(3) 当該市町村の区域を包括する都道府県の被害世帯数が、その人口に応じ次の表に示す数以上であって、当該市町村の区域内の被害世帯数が多数あること。 (救助法施行令第1条第1項第3号)

令別表第4

都道府県の区域内の人口	住家滅失世帯数
1,000,000人未満	5,000世帯
1,000,000人以上 2,000,000 ヶ	7,000 ヶ
2,000,000 ヶ 3,000,000 ヶ	9,000 ヶ
3,000,000 ヶ	12,000 ヶ

(4) 市町村の被害が(1)(2)及び(3)に該当しないが、災害にかかった者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合で、かつ多数の住家が滅失した場合、又は多数の者が生命、身体に危害を受け、あるいは受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当したとき。 (救助法施行令第1条第1項第3号後段及び同第4号)

〔災害救助法施行令第1条第1項第4号に基づく災害救助法の迅速な適用について〕

上記第4号に該当するか否かの判断に際しては、住家の滅失数等の把握が困難な場合であっても、以下の条件を参考に速やかに適用を検討する。

- ① 県災害対策本部及び市町村災害対策本部が設置されていること。
- ② 現に住家被害が発生している、又は発生する蓋然性が高いこと。
- ③ 避難所が開設され、避難生活が継続すると見込まれること（大規模停電、断水、孤立集落等を含む）。

上記①～③のすべて、又は①と②若しくは③に該当する場合には、被災者の早期生活再建及び社会秩序の保全を図るため、4号基準の適用を速やかに行う。

なお、上記①～③に該当しない場合であっても、隨時、内閣府と協議の上、救助法の適用を判断する。

第6節 通 信

県、市町村及び災害関係機関は、災害に関する予報・警報及び情報その他災害応急対策の実施に係る通信を確保するため相互に協力するものとする。

なお、災害時における各防災関係機関の通信は、通常使用している通信手段によるほか、災害時優先通信等の利用又は他機関の有線・無線通信設備の使用（災対法第57条・79条）、非常通信、防災相互通信用無線電話、放送、使送及び自衛隊の通信支援により行う。

1 災害時優先通信等の利用

災害の救援、復旧や公共の秩序を維持するため、電気通信事業法に基づき、防災関係等各種機関

等に対し、提供しているサービスである。

(1) 災害時優先電話の指定

防災関係機関は、既設の電話番号を所轄のNTT東日本支店又は営業所へ「災害時優先電話」として登録を行い、茨城支店長等の承認を受けておくものとする。（事前対策）

(2) 災害時優先電話の利用

一般の加入電話が大変かかりにくい場合でも「災害時優先電話」からの電話は比較的かかりやすい。

(3) 非常・緊急電報の利用

ア 非常・緊急電報を頼信する場合は、発信紙の余白欄に「非常」あるいは「緊急」と記して電報取扱局に申込むものとする。

なお、電話により非常・緊急電報を頼信する場合は、自己の電話番号及び頼信責任者名を電報取扱局に申込むものとする。

イ 非常・緊急電報の内容及び利用し得る機関の範囲は、次表のとおりである。

非常・緊急電報の内容等

区分	通話の内容	機関等
非常電報	1 気象、水象、地象若しくは地動の観測の報告又は警報に関する事項であって、緊急を要するもの	気象機関相互間
	2 洪水、津波、高潮等が発生し、若しくは発生するおそれがあることの通報又はその警報若しくは予防のため緊急を要する事項	水防機関相互間 消防機関相互間 水防機関と消防機関相互間
	3 災害の予防又は救援のため緊急を要する	消防機関相互間 災害救助機関相互間 消防機関と災害救助機関相互間
	4 鉄道その他の交通施設（道路、港湾等を含みます）の災害の予防又は復旧その他輸送の確保に関し、緊急を要する事項	輸送の確保に直接関係がある機関相互間
	5 通信施設の災害の予防又は復旧その他通信の確保に関し、緊急を要する事項	通信の確保に直接関係がある機関相互間
	6 電力設備の災害の予防又は復旧その他電力の供給の確保に関し、緊急を要する事項	電力の供給の確保に直接関係がある機関相互間
	7 秩序の維持のため緊急を要する事項	警察機関（海上保安庁を含みます。以下同じとします。）相互間 防衛機関相互間 警察機関と防衛機関相互間
	8 災害の予防又は救援のため必要な事項	天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と前各欄に掲げる機関との間

緊急電報	1 気象、水象、地象若しくは地動の観測の報告又は警報に関する事項であって、緊急を要するもの	気象機関相互間
	2 火災、集団的疫病、交通機関の重大な事故その他人命の安全に係る事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その予防、救援、復旧等に関し、緊急を要する事項	(1) 非常扱いの電報を取り扱う機関相互間 (前項の表中8欄に掲げるものを除きます。) (2) 緊急事態が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と(1)の機関との間
	3 治安の維持のため緊急を要する事項	(1) 警察機関相互間 (2) 犯罪が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と警察機関との間
	4 国会議員又は地方公共団体の長若しくはその議会の議員の選挙の執行又はその結果に関し、緊急を要する事項	選挙管理機関相互間
	5 天災、事変その他の災害に際しての災害状況の報道を内容とするもの	別記11の基準に該当する新聞社、放送事業者又は通信社の機関相互間
	6 船舶内の傷病者の医療について指示を受け又は指示を与えるために必要な事項	船舶と別記12の病院相互間
	7 水道、ガス等の国民の日常生活に必要不可欠な役務の提供その他生活基盤を維持するため緊急を要する事項	(1) 水道の供給の確保に直接関係がある機関相互間 (2) ガスの供給の確保に直接関係がある機関相互間 (3) 預貯金業務を行う金融機関相互間 (4) 国又は地方公共団体の機関(前項の表及びこの表の1欄からこの欄の(3)までに掲げるものを除きます。)相互間

(4) 電話の輻輳対策

大規模災害時における電話の輻輳に対応するため、地域住民の安否の登録、取り出しを可能とする災害用伝言ダイヤル“171”を提供する。

2 専用通信設備の利用

次に掲げる専用通信設備の設置者は、災害時の通信連絡に当っては、それぞれの専用通信設備を有効に活用するほか、次項に掲げる他機関の通信設備の利用について協力するものとする。

- 消防庁消防防災無線設備
- 海上保安庁通信設備
- 茨城県防災行政無線設備
- 漁業無線設備
- 警察電話(有線・無線)設備
- 気象通信設備
- 消防無線設備
- 茨城交通通信設備
- 東京電力通信設備
- その他防災関係機関の専用通信設備
- 国土交通省無線設備
- 東日本旅客鉄道(株)通信設備

3 公衆電気通信設備が利用できない場合

(1) 他機関の通信設備の使用等

知事及び市町村長は、災害に関する予警報の伝達等、災対法第55条及び第56条に定める緊急通信の必要があるときは同法第57条の規定により、また、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、知事及び市町村長は、災害発生時における応急措置の実施上必要があるときは同法第79条の規定により、それぞれ有線電気通信法第3条第4項第3号に掲げる者が設置する有線電気通信設備若しくは無線設備を使用することができる。

ア 使用又は利用できる通信設備

- | | | |
|---------|-----------|----------|
| ○警察通信設備 | ○海上保安通信設備 | ○自衛隊通信設備 |
| ○消防 // | ○気象 // | |
| ○水防 // | ○鉄道 // | |
| ○航空 // | ○電力 // | |

イ 事前協議

知事及び市町村長は、災対法第57条に基づく他機関の通信設備の使用については、あらかじめ当該機関と使用協定を締結するなどの措置を講じておくものとする。（災害が発生した場合の災対法第79条に基づく優先使用を除く。）

ウ 警察通信設備の使用手続

(ア) 県の機関が警察電話（有線電話及び無線電話）を使用する場合、警察本部との協定（資料6-10）に基づき、次の手順によって行う。

a 警察電話使用要請は、原則として次の申込書によるものとする。ただし、緊急やむを得ない場合は、電話（3611、3621）又は口頭により行うものとする。

(警察電話使用申込書)	
使用の理由	
通信事項	
発信者名 〔住所及び 電話番号〕	
着信者名 〔住所及び 電話番号〕	
処置	利用又は使用できなかった場合、その理由を記入 利用又は使用させた場合は利用、使用の別、送信者名、相手名の受信者名並びに連絡済みの時間を記入
令和 年 月 日	
茨城県警察本部長	
殿	
(○○警察署長)	
茨城県防災・危機管理部防災・危機管理課長 氏名 印	
(出先機関の長)	
(注) 本申込書は正、副の複写とし、防災・危機管理課長氏名印は正のみとする。	

b 使用に関する事務は、それぞれ次の連絡責任者が担当する。

区分	警察	県
本 庁 の 場 合	地域部通信指令課長	防 災 ・ 危 機 管 理 課 長
出 先 機 関 の 場 合	所 轄 警 察 署 長	出 先 機 関 の 長

(イ) 市町村長の警察電話使用要請は、前記県の例に準じて行うものとする。

(2) 非常通信の利用

知事、市町村長及び防災関係機関は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通信が利用できないか、又はこれを利用することが著しく困難であるときに、災害応急対策等のため必要と認めるときは、電波法第52条第4項の規定による非常通信を利用するものとする。

なお、非常通信は、無線局の免許人が自ら発受するほか、防災関係機関からの依頼に応じて発受する。また、無線局の免許人は、防災関係機関以外の者から人命の救助に関するもの及び急迫の危険又は緊急措置に関する通報の依頼を受けた場合は、非常通信を実施すべきか否かを判断の上行う。

ア 通信の内容

非常通信における通報（以下「非常通報」という。）の内容は、次に掲げるもの又はこれに準ずるものとする。

(ア) 人命の救助に関するもの

(イ) 天災の予報（主要河川の水位を含む。）及び天災その他の災害の状況に関するもの

(ウ) 緊急を要する気象、地震、火山等の観測資料

(エ) 電波法第74条実施の指令及びその他の指令

(オ) 非常事態に際しての事態の収拾、復旧、交通制限その他秩序の維持又は非常事態に伴う緊急措置に関するもの

(カ) 暴動に関する情報連絡及びその緊急措置に関するもの

(キ) 非常災害時における緊急措置を要する犯罪に関するもの

(ク) 遭難者救護に関するもの

(ケ) 非常事態発生の場合における列車運転、鉄道輸送に関するもの

(コ) 鉄道線路、道路、電力設備、電信電話回線の破壊又は障害の状況及びその修理復旧のための資材の手配及び運搬、要員の確保、その他緊急措置に関するもの

(サ) 中央防災会議、同事務局、非常災害対策本部、地方防災会議及び災害対策本部相互間に発受する災害救援その他緊急措置に要する労務、施設、設備、物質及び資金の調達、配分、輸送等に関するもの

(シ) 救助法第7条及び災対法第71条第1項の規定に基づき、都道府県知事から医療、土木、建築工事又は輸送関係者に対して発する従事命令に関するもの

イ 取扱い無線局

官公庁、会社、船舶、アマチュアなどの総ての無線局は、非常通信を行う場合には、許可業務以外の通信を取り扱うことができることとなっている。ただし、無線局の機能及び通信可能範囲はさまざまなので、各防災関係機関は非常災害時に利用できる無線局の機能（通信範囲）を十分把握しておくものとする。

なお、県内で非常通信を取扱う無線局を有する主な機関は、次のとおりである。

機 関	連絡担当課等	所在地及び電話番号	郵便番号
NTT東日本電話株式会社 茨 城 支 店	災 害 対 策 室	水戸市北見町8-8 029(232)4825	310-0061
関 東 管 区 警 察 局 茨 城 県 情 報 通 信 部	機 動 通 信 課	水戸市笠原町978-6 029(301)0110 (内)6061	310-8550
茨 城 県 警 察 本 部	通 信 指 令 課	〃 〃 (内)3641	〃
国 土 交 通 省 下 館 河 川 事 務 所	管 理 課	筑西市二木成1753 0296(25)2169 (内)390	308-0841
国 土 交 通 省 常 陸 河 川 国 道 事 務 所	情 報 技 術 課	水戸市千波町1962-2 029(215)9692 (内)251	310-0851
国 土 交 通 省 霞ヶ浦 河 川 事 務 所	管 理 課	潮来市潮来3510 0299(63)2418 (内)334	311-2424
国 土 交 通 省 霞ヶ浦 導 入 工 事 事 務 所	工 務 第 二 課	土浦市下高津2-1-3 029(822)3441 (内)410	300-0812
東 日 本 旅 客 鉄 道 株 式 会 社 水 戸 支 社	水 戸 信 号 通 信 設 備 技 術 セ ン タ 一	水戸市三の丸1-4-47 029(227)3762	310-0011
茨 城 県 無 線 漁 業 協 同 組 合	参 事	水戸市三の丸1-1-33 029(231)6592	〃
茨 城 県	防 災 ・ 危 機 管 理 課	水戸市笠原町978-6 029(301)2885	310-8555
	河 川 課	〃 029(301)4490	〃
	水 産 試 験 場 漁 業 無 線 局	ひたちなか市新光町51 029(273)7911	312-0005
東京電力パワーグリッド (株) 茨 城 総 支 社	茨 城 通 信 ネ ッ ト ワ ー ク セン タ ー 運 用 総 括 グ ル ー プ	水戸市南町2丁目6-2 029(231)3252	310-0021
日本アマチュア無線 連 盟 茨 城 県 支 部	支 部 長	土浦市小岩田西1-6-3 029-824-4451	300-0833

機 関	連絡担当課等	所在地及び電話番号	郵便番号
日立市天気相談所	所 長	日立市助川町1-1-1 0294(22)5520	317-0065
N H K 水戸放送局	技 術	水戸市大町3-4-4 029(232)9841	310-8567
株式会社LuckyFM 茨 城 放 送	報 道 広 報 事 業 部	水戸市千波町2084-2 029(244)3991	310-8505
日本赤十字社 茨 城 県 支 部	事 業 推 進 課	水戸市小吹町2551 029(241)4516	310-0914
茨 城 海 上 保 安 部	警 備 救 難 課	ひたちなか市和田町3-4-16 029(262)4304	311-1214
日本原子力研究開発機構 原 子 力 科 学 研 究 所	危 機 管 理 課	那珂郡東海村大字白方2-4 029(282)5100	319-1195
日本原子力研究開発機構 核燃料サイクル工学研究所	危 機 管 理 課	那珂郡東海村大字村松4-33 029(282)1111	319-1194
日本原子力研究開発機構 大 洗 研 究 所	危 機 管 理 課	東茨城郡大洗町成田町4002番地 029(267)4141	311-1393
日本原 子 力 発 電 株式会社東海発電所	總 務 室 總務サブグループ	那珂郡東海村白方1-1 029(282)1211	319-1198

ウ 賴信の手続

非常通信を依頼する場合は、通信文を次の順序で電報頼信紙（なければどんな用紙でもよい。）に電文形式（片仮名）又は平文ではっきり書いて、無線局に依頼する。

- (ア) あて先の住所・氏名（職名）及びわかれれば電話番号
- (イ) 本文はできる限り簡潔に記載し、字数は200字以内（平文の場合は片仮名換算）にする。
- (ウ) 本文中の濁点、半濁点は字数に数えない。したがって、次の空白をあけない。
- (エ) 応援要請を内容とする場合は、その具体的な項目（例えば「自衛隊100名派遣、毛布1,000枚を送られたい。」のように）を記入する。
- (オ) 用紙の余白の冒頭に「非常」と朱書し、また、末尾に発信人の住所、氏名（職名）及び電話番号を記入する。

(3) 放送の利用

ア 放送の要請

知事及び市町村長は、緊急を要する場合で、他の有線電気通信設備若しくは無線設備による通信ができない場合、又は、著しく困難な場合においては、あらかじめ協議して定めた手続により、災害に関する通知、要請、伝達、予・警報等の放送をN H K 水戸放送局及び(株)LuckyFM茨城放送に要請する。

※ 資料2-22、2-23「災害時における放送要請に関する協定」

※ 資料2-24「放送要請の手続き」

なお、市町村長の放送要請は知事を通じて行うものとする。

イ 要請の手続

放送の要請は防災・危機管理課長が次の放送申込書に必要事項を記入の上行う。ただし、緊急やむを得ない場合は、電話（日本放送協会水戸放送局029-232-9830、（株）LuckyFM茨城放送029-244-3991）又は口頭により行う。

放送申込書	
放送要請の理由	
放送事項	
その他必要な事項	

令和 年 月 日

殿

茨城県防災・危機管理部防災・危機管理課長 氏名 印

（注） 本申込書は正副の複写とし、課長氏名印は正のみとする。

(4) 防災相互通信用無線電話の利用

災害の現地において防災関係機関が災害応急対策のため相互の連絡を行う場合は防災相互通信用無線電話を利用する。なお、保有機関、呼出名称等は資料6-7（防災相互通信用無線局一覧表）のとおりである。

(5) 使送による通信連絡の確保

有線通信及び無線通信が利用不能若しくは困難な場合、各防災機関は使送により通信を確保するものとする。

(6) 自衛隊の通信支援

ア 知事に対する派遣要請の依頼

市町村及び防災関係機関（海上保安機関及び航空保安機関を除く。）は、災害応急対策のため必要がある場合は、知事に対し自衛隊の災害派遣（通信支援）の要請を依頼することができる。

イ 自衛隊に対する派遣要請

知事は自ら、又は前記アの依頼を受けた場合において、自衛隊による通信支援の必要を認めたときは、自衛隊の災害派遣要請計画（第2章第24節）により必要な要員、資機材等の派遣を要請する。なお、海上保安機関及び航空保安機関については、自衛隊法施行令第105条の規定に基づき、海上保安庁長官、第三管区海上保安本部長又は、空港事務所長が直接自衛隊に要請するものとする。

(7) アマチュア無線ボランティアの活用

ア 受入れ体制の確保

防災・危機管理課は、災害発生後直ちに「受入れ窓口」を設置し、アマチュア無線ボランティア活動を希望する者の登録を行い、アマチュア無線ボランティアを確保する。

イ 「受入れ窓口」の運営

防災・危機管理課が運営する「受入れ窓口」における主な活動内容は、次に示すとおりである。

(ア) ボランティアの募集、登録、協力依頼、派遣

(イ) 県及び市町村担当窓口との連絡調整

(ウ) その他

ウ アマチュア無線ボランティア「受入れ窓口」との連携・協力

県及び市町村は、災害発生後ボランティア「担当窓口」（防災・危機管理課）の開設時にコーディネートを担当する職員を配置し、県・市町村内部及びボランティア「受入れ窓口」との連絡調整、情報収集、提供及び広報活動等を行う。

エ アマチュア無線ボランティアの活動内容

(ア) 非常通信

(イ) その他の情報収集活動

第7節 広報

流言、飛語等による社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに、被災地の住民等の適切な判断と行動を助けるため、防災関係機関は相互に協力し、正確な情報の速やかな公表と伝達、広報活動を実施する。

第1 広報活動

1 広報内容

(1) 広域災害広報

各防災関係機関（市町村を除く）は、全県域を対象に放送、新聞及びその他の広報媒体を利用して、次の事項について広報を実施する。また、聴覚障害者に対する広報は、正確でわかりやすい文章や字幕付き放送、文字放送等によるものとする。

ア 災害発生状況

イ 気象・地震・津波に関する情報

ウ 道路及び交通情報

- エ 電気・ガス・水道等公益事業施設の状況
- オ 医療・救護所の開設状況
- カ 給食・給水実施状況
- キ 衣料・生活必需品等供給状況
- ク 河川・港湾・橋梁等土木施設の状況
- ケ 避難の指示・高齢者等避難の情報等
- コ 住民の安否に関する情報
- サ 県民の心得等民心の安定及び社会秩序保持のための必要事項

(2) 地域災害広報

市町村、消防機関、警察機関等は、同報無線、有線放送、広報車、ハンドマイク、チラシ等を利用して、次の事項等について広報を実施する。

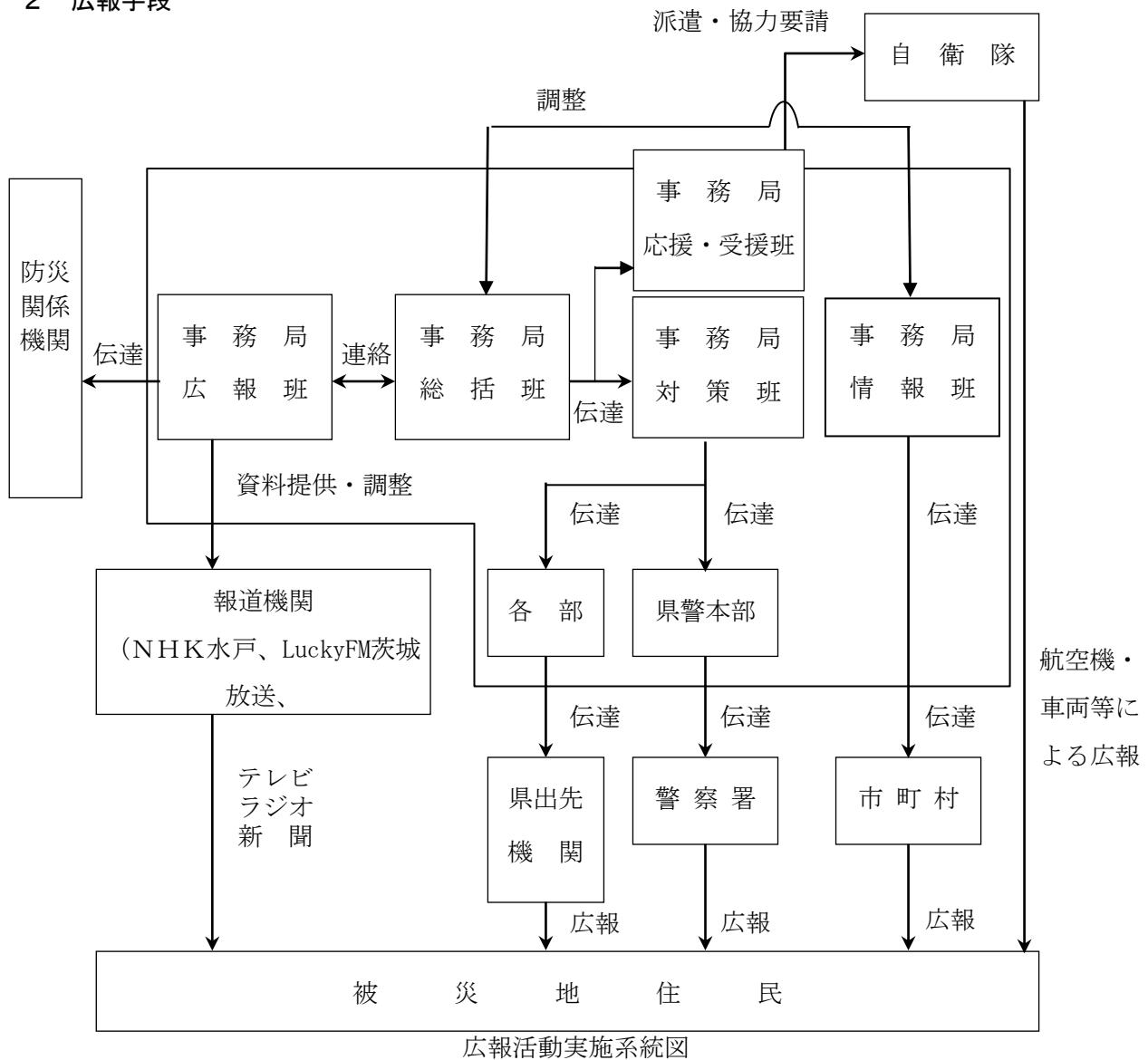
- ア 災害発生状況
- イ 気象・地震・津波に関する情報
- ウ 災害応急対策の状況
- エ 道路及び交通情報
- オ 地域住民のとるべき措置
- カ 避難の指示・高齢者等避難の情報等
- キ その他必要事項

(3) 住民等からの問合せに関する対応

県及び市町村は、被災者の安否情報について照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り回答するよう努めるものとする。

この場合において、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努めることとともに、安否情報の提供に当たっては、被災者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。

2 広報手段



(1) 報道機関への依頼

県（防災・危機管理課長）はあらかじめ定めた協定に基づき、報道機関（NHK水戸放送局、LuckyFM茨城放送等）に対して上記の内容を広報するよう依頼する。また、テレビ放送については、字幕を付けるよう併せて依頼する。

また、市町村、防災機関より、報道機関を通じた広報に関する要請を受けたときは、県（防災・危機管理課長）はその旨を報道機関に対して依頼して、市町村、防災関係機関の行う応急対策活動を支援する。

(2) 独自の手段による広報

県、市町村、防災関係機関は、その保有する人員、資機材を活用して住民に対して効果的な広報活動を行う。その手段としては、次のようなものがある。

- ① ルアラート
- ② 防災行政無線（同報系）
- ③ インターネットメール、
- ④ 携帯端末の緊急速報メール
- ⑤ ホームページ
- ⑥ X、LINE、Yahoo!防災速報アプリ等の民間アプリ
- ⑦ 有線放送
- ⑧ 防災ヘリコプターによる呼びかけ
- ⑨ 広報車による呼びかけ
- ⑩ ハンドマイク等による呼びかけ
- ⑪ ビラの配布
- ⑫ 立看板、掲示板

(3) 自衛隊等への広報要請

県及び市町村は、必要な広報を自機関で行うことが困難な場合は、自衛隊、他都道府県等に要請し、ヘリコプター等による広報活動の展開を依頼する。

第2 報道機関への対応

1 報道活動への協力

報道機関の独自の記事、番組制作に当たっての資料提供依頼については、県、市町村、防災関係機関は可能な範囲で提供するものとする。

2 報道機関への発表

- (1) 災害に関する情報の報道機関への発表は、応急活動状況、災害情報及び被害状況等の報告に基づいて収集されたもののうち、災害対策本部長が必要と認める情報について、速やかに実施するものとする。
- (2) 発表は、原則として災害対策本部広報班長が実施するものとする。なお、必要に応じ各部において発表する場合は、あらかじめ災害対策本部広報班長に発表事項及び発表場所等について了解を得るものとし、発表後速やかにその内容について報告するものとする。
- (3) 市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関が災害に関する情報を報道機関に発表する場合は、原則として災害対策本部と協議の上実施するものとする。ただし、緊急を要する場合は、発表後速やかにその内容について報告するものとする。
- (4) 災害対策本部広報班長は、報道機関に発表した情報を、災害対策本部各班のうち必要と認められる班及び関係機関に送付するものとする。

第8節 消防活動

本計画は、災害時における消防活動を円滑、適切に実施するため市町村が定める消防計画に基づき活動体制の整備、危険区域の調査、応援協力体制の確立その他消防活動の実施に必要な事項を定める。

1 消防活動体制の整備

市町村は、その地域における地震、台風、水火災等の災害を防御し、これらの被害を軽減するため消防部隊等の編成及び運用その他消防活動の実施体制について十分計画を樹立しておくものとする。

2 危険区域の調査及び被害想定図の作成

市町村は、その区域内における危険地域のうち、おおむね次に掲げる危険区域についてあらかじめ調査し、必要に応じ具体的な被害想定図を作成し消防活動の円滑な実施を図るものとする。

- (1) 住宅密集地帯の火災危険区域
- (2) がけくずれ等の危険区域
- (3) 浸水危険区域
- (4) 特殊火災危険区域（高層建築物、地下街、危険物及び放射線関係施設等）

3 応援協力体制の確立

(1) 応援派遣要請

市町村は自らの消防力では十分な活動が困難である場合には、消防相互応援協定に基づき他の消防本部に対して、応援を要請する。また、消防相互応援協定に基づく応援をもってしても対応できない時は、知事に対し、電話等により他都道府県への応援要請を依頼する。

(2) 応援隊の派遣

被災市町村以外の市町村は、消防相互応援協定及び知事の指示により、また緊急消防援助隊の一部として、消防隊を被災地に派遣し、被災自治体の消防活動を応援する。特に、近隣都県での被害に対してはあらかじめ定めた消防計画等により直ちに出動できる体制を確保する。

4 広域災害時における県の措置

(1) 消防情勢の把握

県は、県防災ヘリコプター、県警ヘリコプター、消防機関又は市町村長からの情報等により火災の状況、消防機関の活動状況等の消防情勢を把握する。

(2) 防御措置に関する指示

知事は、消防上緊急の必要があると認めるときは、消防組織法第43条及び災害対策基本法第

72条第1項の規定に基づき、市町村長又は消防長に対し災害防御の措置に関して次の指示を行う。

- ① 災害防御実施方法
 - ② 他市町村への消防隊員の応援出動
 - ③ 防御用資機材の輸送その他の応援
- (3) 応援及び協力の要請

知事は、消防の応援について市町村長から要請があり、災害その他の状況により県内の消防力では対処できないと認められるときは、次の措置を講じる。

- ① 消防組織法第44条の規定により、緊急消防援助隊又は「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく他の都道府県及び消防機関所有のヘリコプターの派遣等を消防庁長官に要請する。
- ② 自衛隊その他関係機関の応援及び協力に関し必要な措置を講じる。

〈緊急消防援助隊の要請先〉

平 日：消防庁応急対策室	N T T 03-5253-7527	衛星 048-500-7895
休日夜間：消防庁宿直室	N T T 03-5253-7777	衛星 048-500-7780

5 火災気象通報

消防法第22条の規定に基づき水戸地方気象台長から火災についての気象情報を受理した場合は市町村長に通報する。

市町村長は、気象の状況が火災予防上危険であると認めるときは火災警報を発令する。

6 救急業務

消防機関が行う救急業務は、火災をはじめ交通事故、労働災害等の11種類について、傷病者の搬送を任務として実施しているが、近年、急病によるものが増加の傾向にある。救急医療体制の充実強化についての関係機関との十分な協力体制が必要であり、地域の実態に応じた体制の確立を図ることとしている。県内の救急医療体制及び救急自動車の保有台数は資料11-1及び資料11-3のとおりである。

また、火災及び事故によって、集団的に発生する傷病者に対する救急医療対策として、下記事項に留意して、救急医療体制の整備につとめ、救急医療の確保を図るものとする。

具体的方策

(1) 通報

災害発生の第一報の受信機関から、医療施設等に対する通報及び医療施設相互間の連絡の迅速・適正化を図る。

(2) 医師等医療関係者の出動

知事又は市町村長は、事故の通報を受信したときは、直ちに規模・内容等を考慮して、当該地域医師会長に対して医師等の出勤を要請すると同時に火災の長期化等その態様に応じ隣接の都道府県市町村に対しても協力が得られるよう配慮するものとする。

(3) 傷病者の搬送

災害現場における医療関係者と近隣の医療施設との輸送に関する連絡を密にするとともに、搬送中における医療の確保についても十分な配慮をはらうものとする。また、県防災ヘリコプターによる重篤傷病者等の搬送体制の整備を行い、積極的な活用を図る。

(4) 傷病者の収容

傷病者の収容施設については、医療施設のほか、学校、公民館等の収容可能な施設をあらかじめ明らかにしておくとともに、傷病者に対する看護体制の確保についても配慮しておくものとする。

(5) 医療資器材等の確保

傷病者に対しては、大量の医療資器材を必要とするので、県及び市町村においては、これの確保計画、その運用及び医療施設に対する供給等に関してあらかじめ地域医師会等と協議して、円滑な運用を図るものとする。

なお、地震等による災害長期化に対処して、現場における臨時の診療所設置に必要な天幕、医療資器材等の確保についても配慮が必要である。

(6) 民間の協力

災害時における救急医療活動は、災害が突然に発生する関係上、現場付近における民間人の通報・連絡・傷病者の移送等の協力にまつところが少なくないので、十分な協力が得られるようあらかじめ配慮するものとする。

(7) 費用

救急医療活動は、地域医師会等の民間活動にまたなければならない現状であるので、市町村長の要請により出動した医師等に対する謝金・手当・不慮の死傷の場合における補償費・医療材料等の消耗品費その他救急医療活動に伴う直接・間接の所要経費の負担及び支払方法並びにその支払責任者を明確にしておくとともに、災害の規模・態様に応じ隣接の地方公共団体の協力を得た費用負担区分についても明確にするよう配慮するものとする。

7 消防通信体制の確立

災害時における市町村間の相互応援が円滑に行われるよう、通信体制の整備をはかるものとする。とくに、消防無線通信については、全県共通波の活用をはかることとし、この運用等にあたり県は、必要な指導助言を行うよう努めるものとする。なお、有線通信についても、市町村は相互に専用線の確保に努めるものとする。

8 救急医療施設の整備

(1) 初期救急医療体制の整備

市町村単位で外来診療により救急医療を行う機関として、診療時間の延長や診療科目の充実、在宅当番医制に参加する医療機関の拡充を図るとともに、近隣市町村との共同運用等、地域の実情に応じた体制整備に努める。

(2) 第二次救急医療体制の整備

入院治療を必要とする重症救急患者に対する休日・夜間の救急医療に対応するため、病院群輪番制病院の参加医療機関の確保や充実に努める。

(3) 第三次救急医療体制の運営促進

第二次救急医療では対応困難な重篤な救急患者に対応するため、初期救急医療機関や第二次救急医療機関、搬送機関との連携に努める。

第9節 水防

水防は、水防管理者及び知事の定める水防計画及び本計画の定めるところにより行うものとする。なお、当該区域に係る水防計画の作成及び、水害防御に関しては次に定めるところにより行う。

1 水防の責任等

(1) 県の責任

県内における水防管理団体が行う水防が十分行われるように確保すべき責任を有する（法第3条の6）。具体的には、主に次のような事務を行う。

- ① 指定水防管理団体の指定（法第4条）
- ② 水防計画の作成及び要旨の公表（法第7条第1項及び第7項）
- ③ 水防管理団体が行う水防への協力（河川法第22条の2、下水道法第23条の2）
- ④ 茨城県水防協議会の設置（法第8条第1項）
- ⑤ 気象予報及び警報、洪水予報の通知（法第10条第3項）
- ⑥ 洪水予報の発表及び通知（法第11条第1項、気象業務法第14条の2第3項）

- ⑦ 量水標管理者からの水位の通報及び公表（法第12条）
- ⑧ 水位周知河川、水位周知下水道及び水位周知海岸の水位到達情報の通知及び周知（法第13条第2項及び第3項、第13条の2第1項並びに第13条の3）
- ⑨ 洪水予報又は水位到達情報の通知の関係市町村長への通知（法第13条の4）
- ⑩ 洪水浸水想定区域、内水浸水想定区域及び高潮浸水想定区域の指定、公表及び通知（法第14条、第14条の2及び第14条の3）
- ⑪ 都道府県大規模氾濫減災協議会の設置（法第15条の10）
- ⑫ 水防警報の発表及び通知並びに水防警報河川等指定したときの公示（法第16条第1項、第3項及び第4項）
- ⑬ 水防信号の指定（法第20条）
- ⑭ 避難のための立退きの指示（法第29条）
- ⑮ 緊急時の水防管理者、水防団長又は消防機関の長への指示（法第30条）
- ⑯ 水防団員の定員の基準の設定（法第35条）
- ⑰ 水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第40条）
- ⑱ 水防管理団体に対する水防に関する勧告又は助言（法第48条）

（2）水防管理団体の責任

管轄区域内の水防を十分に果たすべき責任を有する（法第3条）。具体的には、主に次のような事務を行う。

- ① 水防団の設置（法第5条）
- ② 水防団員等の公務災害補償（法第6条の2）
- ③ 平常時における河川等の巡視（法第9条）
- ④ 水位の通報（法第12条第1項）
- ⑤ 水位周知下水道の水位到達情報の通知及び周知（第13条の2第2項）
- ⑥ 内水浸水想定区域の指定、公表及び通知（第14条の2）
- ⑦ 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置（法第15条）
- ⑧ 避難確保計画又は浸水防止計画を作成していない地下街等の所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表（法第15条の2）
- ⑨ 避難確保計画を作成していない要配慮者利用施設の所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表。要配慮者利用施設の所有者又は管理者より報告を受けた避難確保計画及び避難訓練の結果についての助言・勧告（法第15条の3）
- ⑩ 浸水被害軽減地区の指定・公示及び通知、標識の設置、土地の形状変更の届出を受理した際の通知・届出者への助言又は勧告（法第15条の6、法第15条の7、法第15条の8）
- ⑪ 予想される水災の危険の周知（法第15条の11）
- ⑫ 水防団及び消防機関の出動準備又は出動（法第17条）

- ⑬ 緊急通行により損失を受けた者への損失の補償（法第19条第2項）
- ⑭ 警戒区域の設定（法第21条）
- ⑮ 警察官の援助の要求（法第22条）
- ⑯ 他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長への応援要請（法第23条）
- ⑰ 堤防決壊等の通報、決壊後の措置（法第25条、法第26条）
- ⑱ 公用負担により損失を受けた者への損失の補償（法第28条第3項）
- ⑲ 避難のための立退きの指示（法第29条）
- ⑳ 水防訓練の実施（法第32条の2）
- ㉑ （指定水防管理団体）水防計画の作成及び要旨の公表（法第33条第1項及び第3項）
- ㉒ （指定水防管理団体）水防協議会の設置（法第34条）
- ㉓ 水防協力団体の指定・公示（法第36条）
- ㉔ 水防協力団体に対する監督等（法第39条）
- ㉕ 水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第40条）
- ㉖ 水防従事者に対する災害補償（法第45条）
- ㉗ 消防事務との調整（法第50条）

(3) 国土交通省の責任

- ① 洪水予報の発表及び通知（法第10条第2項、気象業務法第14条の2第2項）
- ② 量水標管理者からの水位の通報及び公表（法第12条）
- ③ 水位周知河川の水位到達情報の通知及び周知（法第13条第1項）
- ④ 洪水予報又は水位到達情報の通知の関係市町村長への通知（法第13条の4）
- ⑤ 洪水浸水想定区域の指定、公表及び通知（法第14条）
- ⑥ 大規模氾濫減災協議会の設置（法第15条の9）
- ⑦ 水防警報の発表及び通知（法第16条第1項及び第2項）
- ⑧ 重要河川における都道府県知事等に対する指示（法第31条）
- ⑨ 特定緊急水防活動（法第32条）
- ⑩ 水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第40条）
- ⑪ 都道府県等に対する水防に関する勧告及び助言（法第48条）

(4) 河川管理者の責任

- ① 水防管理団体が行う水防への協力（河川法第22条の2）
- ② 水防管理者に対する浸水被害軽減地区の指定及び市町村長に対する水害リスク情報の把握に関する情報提供及び助言（法第15条の12）

(5) 気象庁の責任

- ① 気象、津波、高潮及び洪水の予報及び警報の発表及び通知（法第10条第1項、気象業務法第14条の2第1項）

- ② 洪水予報の発表及び通知（法第10条第2項、法第11条第1項並びに気象業務法第14条の2第2項及び第3項）

(6) 居住者等の義務

- ① 水防への従事（法第24条）
② 水防通信への協力（法第27条）

2 指定水防管理団体

水防法第4条に基づき水防上公共の安全に重大な関係があるとして知事の指定した水防管理団体は次のとおりである。

(1) 潮来市

(2) 稲敷地方広域市町村圏事務組合（龍ヶ崎市、利根町、河内町、稲敷市）

(3) 利根川水系県南水防事務組合（取手市、牛久市、龍ヶ崎市、つくばみらい市、つくば市）

(4) 土浦市 (5) 古河市 (6) 利根川栗橋流域水防事務組合（五霞町）

(7) 境町 (8) 坂東市 (9) 筑西市 (10) 結城市

(11) 下妻市 (12) 常総市 (13) つくば市 (14) 茨城町

(15) 那珂市 (16) 常陸大宮市 (17) 神栖市 (18) 水戸市

(19) 常陸太田市 (20) 城里町 (21) ひたちなか市 (22) 北茨城市

(23) 行方市 (24) 日立市 (25) つくばみらい市 (26) 高萩市

(27) 八千代町 (28) 東海村 (29) 五霞町

3 県の水防組織

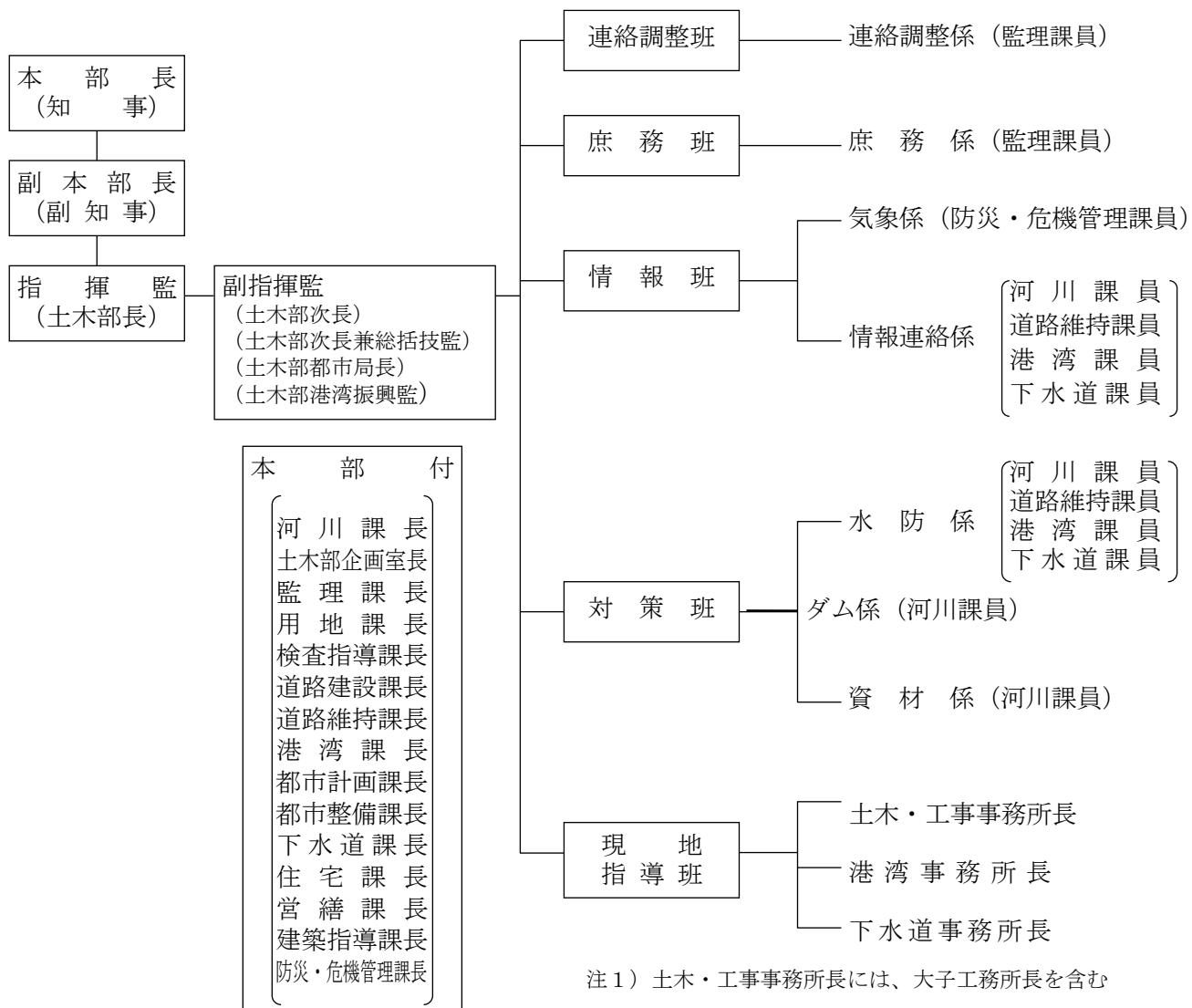
水防本部

次の各号の予報及び警報が発せられたときから洪水の危険が解消されるまでの間、県に水防本部を設置し水防事務を処理する。なお、水防本部は県災害対策本部が設置されたときは県災害対策本部組織に統合され、引き続き水防事務に当るものとする。

- (1) 水防法第10条第1項及び第2項による予報が発せられたとき。
- (2) 水防法第16条による水防警報が発せられたとき。
- (3) 気象業務法第14条の2による予報及び警報が発せられたとき。
- (4) 知事が水防上必要と認めたとき。

水防本部の組織は次のとおりとする。

(水防本部組織)



※ 資料19-4 (水防時における連絡系統図)

資料19-5 (重要水防箇所評定基準)

資料19-6 (重要水防箇所一覧表)

資料19-7 (各河川の水位観測所位置図)

資料19-8 (各河川の量水標の位置、通報水位、警戒水位、危険水位)

第10節 災害警備

1 災害に関する警察の任務

県警察は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、早期に警備体制を確立し、関係機関との緊密な連携の下に、住民の避難誘導、救助、犯罪の予防、交通の規制などの災害警備活動を行い、住民の生命、身体及び財産を災害から保護し、災害地における社会秩序を維持するものとする。

2 災害警備本部の設置

- (1) 警察本部長は、災害の種別、規模及び態様等を判断して、警察本部に警備本部等を設置するほか、警察署に警察署警備本部等を設置する。
- (2) 警備本部の組織及び事務分掌は、別に定める「茨城県警察災害警備計画」による。

3 警備体制及び警備部隊の編成運用

別に定める「茨城県警察災害警備計画」による。

4 災害警備活動

災害発生時に行う災害警備活動は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 被害状況の把握
- (2) 救出救助活動等
- (3) 避難誘導等
- (4) 二次災害の防止
- (5) 交通対策
- (6) 保安対策
- (7) 死体見分及び検視
- (8) 被災者等への情報伝達活動
- (9) 感染防止対策

第11節 交 通 計 画

災害により道路、橋梁等の道路施設に被害が発生し、交通の安全と施設保全上必要があると認められるとき、又は交通の混乱により応急対策に支障を来すおそれがあるときの交通規制並びにこれに関連した応急の対策は、本計画の定めるところによるものとする。

1 規制の種別等

災害時における規制の種別及び根拠は、おおむね次によるものとする。

(1) 道路法に基づく規制（同法第46条）

災害時において道路施設の破損等により施設構造の保全又は交通の危険を防止するため必要があるときは、道路管理者が交通を禁止し又は制限（重量制限を含む）するものとする。

(2) 道路交通法に基づく規制（同法第4条、5条及び6条）

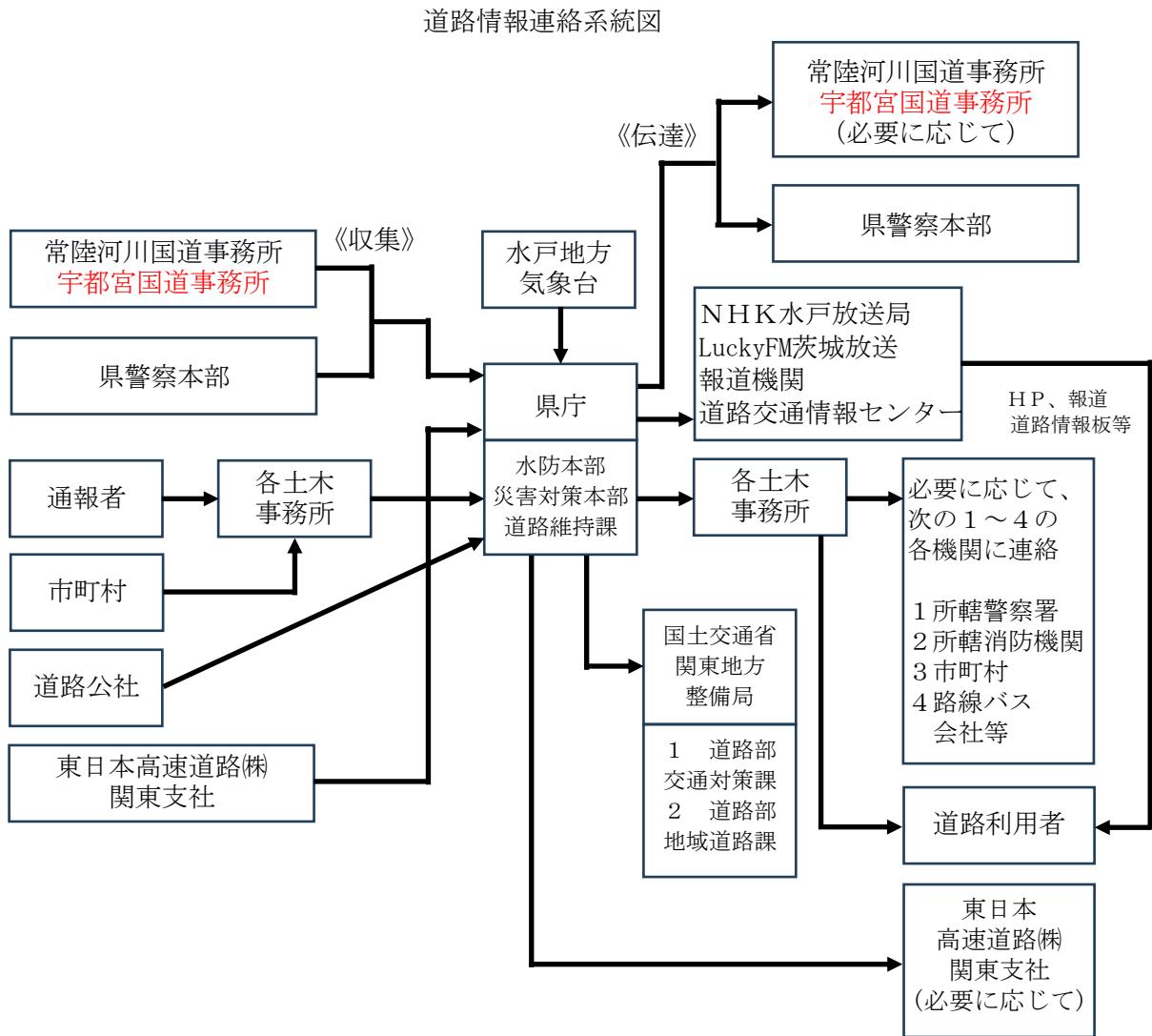
災害において道路上の危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認められるときは、公安委員会、警察署長、警察官（以下「警察関係機関」という。）は、歩行者又は車両の通行を禁止し又は制限するものとする。

(3) 災対法に基づく規制（同法第76条）

災害応急対策に必要な人員、物資等の緊急輸送確保のため必要があると認められるときは、公安委員会は緊急通行車両以外の通行を禁止し、又は制限するものとする。

(4) 豪雨・地震等の災害時に、道路の通行が危険であると認められる場合における道路通行規制に関する基準および具体的対策については、「異常気象時における道路通行規制要綱」及び「異常気象時における道路通行規制の強化対策に関する実施要領」に基づき実施する。

道路情報の連絡系統は、次の図のとおりである。



2 発見者の通知

災害時に道路施設の被害その他により通行が危険であり、又は極めて混乱している状態を発見した者は、すみやかに警察官又は当該地域を所管する市町村長に通知するものとする。

通知を受けた警察官又は市町村長は、相互に連絡するものとする。市町村長はその路線管理機関にすみやかに通知するものとする。

3 各機関別実施者

(1) 道路管理者

道路施設の被害により危険な状態が予想され、若しくは発見したとき、又は通報等により承知したときは、すみやかに必要な範囲の規制をするものとする。この場合に警察関係機関と緊密に連絡をするものとする。

(2) 市町村本部

市町村以外のものが管理する道路施設でその管理者に通知して規制をするいとまがないときは、

市町村本部は直ちに警察官に通報して道路交通法に基づく規制を実施し、又は市町村長が災対法第60条により避難の指示をし、又は同法第63条により警戒区域を設定し、立入りを制限し、若しくは禁止し、又は退去を命ずるなどの方法によって応急的な規制を行うものとする。

(3) 警察関係機関

道路交通法に基づき、危険防止及び交通の安全と円滑を図り、又は災対法第76条による緊急輸送を確保するために、一時通行を禁止し、又は制限を行う場合の計画は次のとおりとする。

ア 公安委員会の行う交通規制

(ア) 公安委員会は、当該管轄区域内の道路について、災害により道路交通に危険な状態が発生し、又はその他により必要があると認めるときは、道路交通法第4条第1項の規定に基づき、歩行者又は車両等の通行を禁止し、又は制限するものとする。この場合において必要があると認めるときは、まわり道を明示する等して、一般の交通に支障がないようするものとする。

(イ) 公安委員会は、当該管轄区域内又はこれに隣接する若しくは近接する都県において発生した災害について、緊急輸送を確保するため必要があると認めるときは、災対法第76条の規定に基づき緊急通行車両以外の通行を禁止又は制限するものとする。この場合において公安委員会は災害地の実態、道路及び交通の状況を把握するとともに、災害地を管轄する公安委員会、知事又は市町村長と緊密に連絡して、通行の禁止又は制限に関する資料を収集し、適正な判断を行うものとする。

(ウ) 公安委員会は、(イ)による通行の禁止又は制限を行ったときは、速やかにその規制の内容を当該道路の管理者に電話等により通知するとともに、報道機関の協力による広報、その他表示板等を掲示する等、一般に通知するよう努めるものとする。また、以上の措置をとったときは、関係都道府県公安委員会に対しても、速やかに電話等によりその規制の内容を通知するものとする。

イ 警察署長の行う交通規制

警察署長は、その管轄区域内の道路について災害により道路交通に危険な状態が発生し、又はその他の状況により必要があると認めるときは、道路交通法第5条第1項の規定に基づき、歩行者又は車両等の通行を禁止し又は制限するものとする。

ウ 警察官の行う交通規制

警察官は、災害発生その他の事情により道路の交通に危険の生ずるおそれのある場合において、これを防止するため緊急措置を行う必要があると認めるときは、道路交通法第6条第4項の規定に基づき一時的に歩行者又は車両等の通行を禁止し、又は制限するものとする。

エ 緊急通行車両の確認等

(ア) 公安委員会の行う緊急通行車両の確認事務の処理は、県警察本部及び警察署の交通主管課とする。

- (イ) 県警察本部及び警察署の交通主管課は、別に定める緊急通行車両の確認に関する緊急通行車両確認証明書交付簿を作成し、当該申し出があった場合は、その処理てん末を明確に記載しておくものとする。
- (ウ) 公安委員会は、あらかじめ災害対策基本法施行規則第5条に規定する標示並びに同規則第6条の2に規定する標章及び証明書の用紙を作成して、県警察本部及び警察署の交通主管課に配布しておくものとする。
- (エ) 標示及び標章並びに証明書の様式は次のとおりである。

標示

別記様式第2 (第5条関係)



- 備考 1 色彩は文字、縁線及び区分線を青色、斜めの線及び枠を赤色、地を白色とする。
- 2 縁線及び区分線の太さは、1センチメートルとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。
- 4 道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、図形の寸法の2倍まで拡大し、又は図形の寸法の2分の1まで縮小することができる。

標章

別記様式第4 (第6条の2関係)



- 備考1 色彩は記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施するものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

証明書

別記様式第5 (第6条の2関係)

第	号	年	月	日
緊急通行車両確認証明書				
茨城県知事 印				
茨城県公安委員会 印				
番号標に表示されている番号				
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）				
活動地域				
車両の使用者	住所	() 局番		
	氏名又は名称			
有効期限				
備考				

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

4 道路、橋梁の応急対策

道路、橋梁の被害によって、交通が阻害されることは、災害の救助作業、復旧作業等に重大な支障をきたす。従って、道路、橋梁の被災時は、地震災害対策計画第3章第4節第3「緊急輸送」に準じて応急対策を実施する。

応急対策の基本的な構想として、次の段階による対策を考慮する。

- (1) 所管土木・工事事務所、工務所の職員により交通制限等の処置をする。
- (2)迂回路を確保し、これを表示する。
- (3)隣接土木・工事事務所、工務所又は被害の少ない土木・工事事務所、工務所から機械、労力の応援をえて、上記処置にあたる。各土木・工事事務所、工務所の機械車両は次表のとおりである。

土木事務所現有車両数

(R2.1現在)

事務所名	トラック	パトロールカー	計
水戸土木	0	3	3
常陸大宮土木	2	2	4
大子工務	0	2	2
常陸太田工事	0	2	2
高萩工事	0	1	1
鉾田工事	0	1	1
潮来土木	0	1	1
竜ヶ崎工事	1	1	2
土浦土木	1	3	4
筑西土木	1	2	3
常総工事	0	1	1
境工事	0	1	1
計	5	20	25

5 東日本旅客鉄道株式会社の迂回計画

災害発生時における列車の迂回路は次のとおりである。

(1) 直通列車

ア 常磐線

不 通 区 間	迂 回 線	迂 回 地
取 手 ～ 岩 間	東北本線、水戸線	小山、笠間、友部
友 部 ～ 赤 塚	東北本線、水郡線	宇都宮、郡山、常陸大子、水戸
水戸～内郷（福島）	東北本線、磐越東線 水戸線、水郡線	宇都宮、小山、郡山、常陸大子 小野新町、いわき

イ 水戸線

不 通 区 間	迂 回 線	迂 回 地
結 城 ～ 宮 戸	東北本線、常磐線	小山、取手、水戸

(2) 小単位輸送

ア 各線（自動車代行輸送）

イ 常磐線

不 通 区 間	迂 回 線	迂 回 地
藤 代 ～ 岩 間	関東鉄道、水戸線	取手、水海道、下館、友部

ウ 水戸線

不 通 区 間	迂 回 線	迂 回 地
新 治 ～ 宮 戸	関東鉄道、常磐線	下館、水海道、取手

第12節 避 難

1 方針

市町村は、災害に際し、あらかじめ作成した避難誘導に係る計画（水害と土砂災害、複数河川の氾濫等の複合的な災害の発生を考慮する。）に基づき、危険地域の住民等を安全地域に避難させ、人身被害の軽減を図る。また、災害のために現に被害を受け避難しなければならない者を一時的に学校、公民館、神社、寺院、公園・緑地等の既存の建物又は野外に設置した仮設物等に受入れ保護する。

特に、避難準備・高齢者等避難開始の発令により、高齢者や障害者等、避難行動に時間要する

避難行動要支援者の迅速な避難や、風水害による被害のおそれが高い区域の居住者等の自主的な避難を促進するなど、あらかじめ定めるマニュアル・計画に沿った避難支援を行うことが重要である。

また、市町村は、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれがなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めるものとする。さらに、高齢者等の要配慮者に配慮するとともに、避難の長期化等必要に応じた男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努め、必要に応じ、県の「災害時支援協力に関する協定」に基づき、ゴルフ場の活用をはかるほか、被災地以外の地域にある施設を含め、旅館やホテル等多様な施設の確保に努めるものとする。

なお、指定避難所等の指定については、地震災害対策計画編に準じるものとする。

2 実施機関

(1) 緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難

避難指示等を行う権限のある者は、それぞれの法律によって次のように定められているが、災害応急対策の第一次的な実施責任者である市町村長を中心として相互に連携をとり実施するものとする。

なお、指定行政機関、指定地方行政機関及び県は、市町村から求めがあった場合、必要に応じて防災関係機関と協議の上、避難指示等の対象地域、対象者、判断時期等について、その所掌事務に関し、技術的に可能な範囲で助言するものとする。

また、国〔国土交通省〕及び県は、市町村長による洪水時における避難指示等の発令に資するよう、市町村長へ河川の状況や今後の見通し等を直接伝えるよう努めるものとする。

ア 市町村長（災対法第56条、第60条）

イ 警察官又は海上保安官（災対法第61条、警察官職務執行法第4条）

ウ 水防管理者「市町村長、市町村水防事務管理者」（水防法第29条）

エ 知事又はその命を受けた県職員（災対法第60条、水防法第29条、地すべり等防止法第25条）

オ 災害のために派遣を命ぜられた部隊等の自衛官（その場に警察官のいない場合に限る。自衛隊法第94条）

市町村長は、災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や具体的な数値に基づいた発令基準、伝達方法等を明確にしてあるマニュアルに基づき、発災時に避難指示等を適切に発令するよう努める。

なお、避難指示等の発令の際には、避難場所を開放していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難指示等を発令するものとする。また、そのような事態が生じ得ることを住民にも周知するものとする。

(2) 避難所の設置

ア 避難所の設置は、市町村長が実施する。ただし、救助法適用時に知事が自ら行うことを妨げ

ない。

イ 当該市町村限りで困難な場合は、近隣市町村、県、国、その他関係機関の応援を得て実施するものとする。

3 緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の内容

避難指示等を発令する場合は、次の内容を明示して実施するものとする。

- (1) 避難（準備）が必要な地域
- (2) 避難先
- (3) 避難経路
- (4) 避難（準備）の理由
- (5) その他必要な事項

4 避難措置の周知

避難指示等を発令した場合は、当該地域の住民に対してその内容を周知させるとともに、速やかに関係各機関に対して連絡するものとする。

(1) 住民への周知徹底

避難の措置を行うに当たっては、当該実施者はその内容を直接の広報、又は報道関係機関等を通じて住民に周知徹底を図るものとする。

また、市町村は、危険の切迫性に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。避難のための準備及び避難には多くの時間を要することから、5段階の警戒レベルに応じた住民がとるべき行動については、常に一段階上の警戒レベルに備えるよう住民に周知しておくものとする。

また、住民の安全な避難を可能とするため、夜間から翌朝までに強い降雨等が予想される場合や河川上流の水位の急激な上昇が予想される場合、線状降水帯など異常な降水が予想される場合には、避難指示等を早期に発令し、避難準備時間及び避難時間を確保するよう努めるものとする。

なお、避難時の周囲の状況等により、屋内で留まっていたほうが安全な場合等やむを得ないときは、「緊急安全確保」を行うべきことにも留意するものとする。

また、避難指示及び緊急安全確保を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努めるものとする。

また、市町村は、自主防災組織等の地域コミュニティとの協力・連携を図り、要配慮者をはじめ住民への周知漏れを防ぐよう努める。

(2) 関係機関相互の連絡

県、県警察本部、市町村、自衛隊及び海上保安部は、避難の措置を行ったときは、その内容を相互に連絡するものとする。

なお、市町村長は避難指示等を発令したときは、速やかに知事に報告しなければならない。

5 警戒区域の設定

(1) 警戒区域の設定

市町村長は、上記のような状況の場合、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域への立ち入りを制限、禁止又は退去を命ずる。

市町村長又はその職権を行う吏員が現場にいない場合、又は、これらの者から要請があった場合、警察官又は海上保安官は、市町村長の権限を代行する。この場合は、直ちに市町村長に対して通知する。

災害派遣を命ぜられた部隊などの自衛官は、市町村長、警察官、海上保安官が現場にいない場合に限り、市町村長の権限を代行する。この場合は、直ちにその旨を市町村長に通知する。

消防活動、水防活動を確保するために、消防又は水防関係者以外を現場近くに近づけないようすることができる、（消防法第28条、水防法第21条）

(2) 警戒区域設定の周知

警戒区域の設定を行った者は、避難の指示と同様に、住民への周知及び関係機関への連絡を行う。

6 避難の誘導

(1) 避難誘導の方法

市町村、警察、その他が行う避難誘導は、住民の安全のため次の事項に留意して速やかに行うものとする。

特に、要配慮者が迅速に避難できるよう、あらかじめ定めるマニュアル・計画に沿った避難支援を行うことが重要である。

- 1) 避難経路は、できる限り危険な道路、橋、堤防、その他新たな災害発生場所を避け、安全な経路を選定すること。
- 2) 危険な地点には標示、縄張りを行うほか、状況により誘導員を配置して安全を期すること。
- 3) 自主防災組織、その他適切な者に依頼して避難者の誘導措置を講ずること。
- 4) 住民に対し、高齢者、乳幼児、小児、障害者等要配慮者の安全確保の援助及び優先避難を呼びかけ、近隣者相互の助け合いによる全員安全避難を図ること。
- 5) 避難誘導は受入れ先での、救援物資の配給等を考慮して、できれば町内会等の単位で行うこと。
- 6) 保健所は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時

から、防災担当部局（管内の市町村の防災担当部局を含む。）との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めること。また、市町村の防災担当部局との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努めること。

7) ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保する事ができる場合は、住民自らの判断で「緊急安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うことについて周知徹底に努めるものとする。

(2) 住民の避難対応

1) 避難の優先

避難にあたっては、病弱者、高齢者、障害者等の避難を優先する。

2) 携行品の制限

緊急を要する場合は、貴重品（現金、貯金通帳、印鑑、有価証券等）等とし、比較的時間に余裕のある場合は、若干の食料、日用身の回り品等とする。

7 災害救助法による避難所の設置

地震災害対策計画編第3章第5節第2「避難生活の確保、健康管理」に準じて実施するものとする。

8 被災者台帳の作成

市町村は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。

なお、詳細は地震編に準じるものとする。

第13節 食糧供給

1 計画方針

災害時に、住家の被害等により自宅で炊飯ができず、また、食品の販売機構が麻痺し、食品の購入が困難な被災者に対し応急的に炊き出しを行い、又は、住家に被害を受け一時縁故先等へ避難する者に対し必要な食料品を支給し、一時的に被災者の食生活を保護する。

2 実施機関

- (1) 食糧の供給は、市町村長が実施する。ただし、救助法適用時に知事が自ら行うことを妨げない。
- (2) 当該市町村長限りで困難な場合は、近隣市町村、県、国、その他関係機関の応援を得て実施するものとする。

3 食糧の調達

県は、市町村から支援の要請を受けたとき、又は被害の状況等から判断して必要と認めたときは、県が備蓄している食糧を放出することはもとより、さらに不足が生じたときは、あらかじめ協力を依頼している食品製造業及び小売業等関係業界から食糧を調達し供給を行う。

(1) 公的備蓄

県は、次の手順により、食糧及び飲料水を迅速に供給する。

- ① 県は、市町村及び協定締結している都県から支援要請があった場合、又は被害の状況等から判断して県が必要と認めた場合は、県の備蓄物資の放出を決定する。同時に、輸送業者等へ緊急物資輸送の協力要請をする。
- ② 輸送業者等は、県の備蓄場所から市町村及び協定締結している都県が指定した引渡し場所までの物資の輸送及び引渡しを行う。

(2) 流通在庫備蓄

県は、次の手順により食糧及び飲料水を迅速に調達し供給する。

- ① 協定締結等をしている事業者等が輸送する場合
 - ア 県は、市町村及び協定締結している都県から支援要請があった場合、又は被害の状況等から判断して県が必要と認めた場合は、協定締結等をしている事業者等に対する物資の調達要請を決定する。
 - イ 県は、協定締結等をしている事業者等へ文書又は口頭により物資の調達要請をする。同時に、県が指定した物資の引渡し場所へ職員を派遣する。
 - ウ 当該事業者は、県が指定した引渡し場所までの物資の輸送及び引き渡しを行う。
 - エ 派遣の指示を受けた職員は、引渡し場所において物資を確認の上引取る。
 - ② 前記①による輸送が困難な場合
 - ア 自衛隊への輸送要請
 - イ トランク協会等への輸送要請
- 県は、被災状況により前記①による輸送が困難な場合は、自衛隊に航空機等による輸送を要請するものとする。
- 県は、被災状況により前記①による輸送が困難な場合は、あらかじめ協定を締結しているトランク協会等に輸送を要請する。
- ③ 調達先等

「災害救助に必要な物資の調達に関する協定」（資料13-2）、「流通在庫備蓄協定締結企業等一覧」（資料13-3）を参照。

(3) 他都道府県からの調達

県は、県のみでは十分な食糧の調達・供給ができないと認めた時は、応援協定締結都県及びその他道府県に応援を要請する。

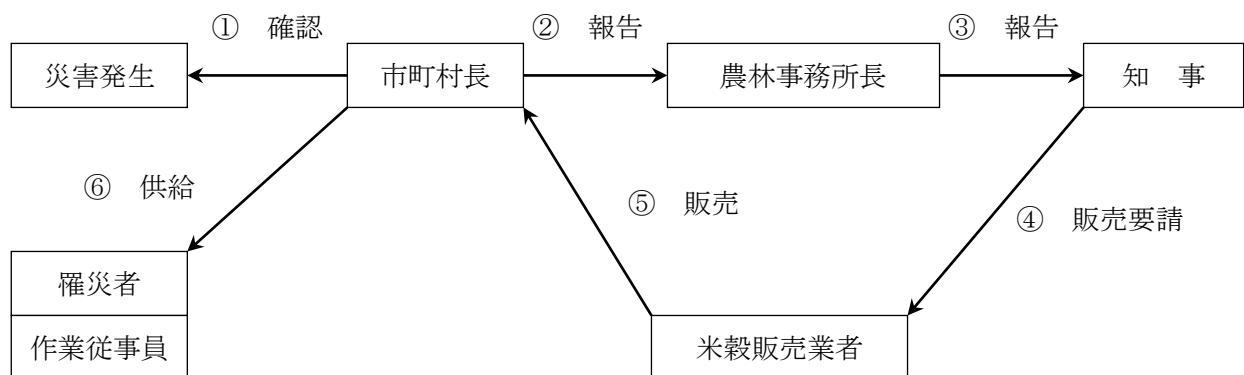
(4) 米穀の調達

ア 市町村長は、販売業者から所要の米穀を購入し、罹災者等に供給する。

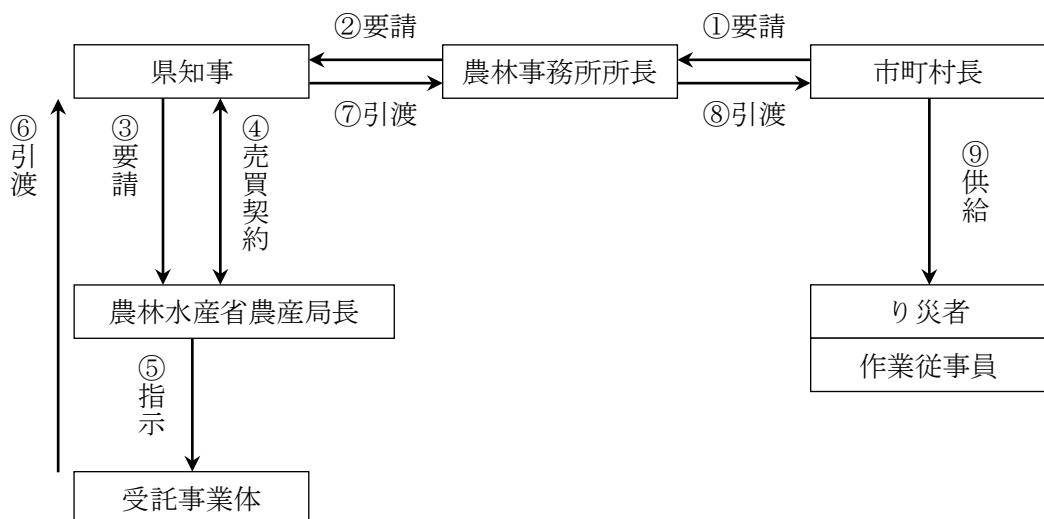
この場合の各関係機関の措置は次のとおりである。

a 市町村長は応急食糧の供給を必要とする人員を農林事務所長を通じ知事に報告する。

b 知事は、aの報告に基づき、必要とする応急用米穀の数量等を米穀販売業者に通知し、手持精米の販売を要請する。

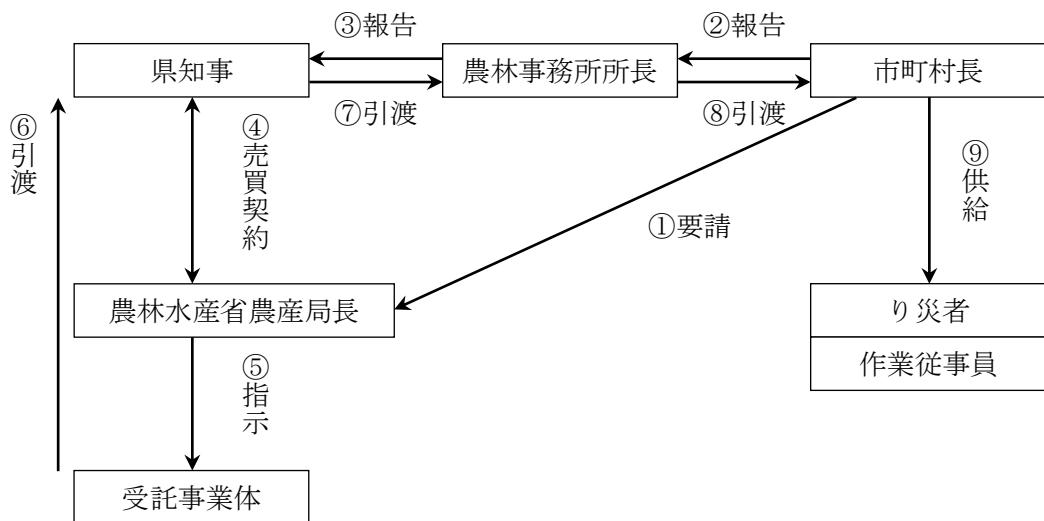


イ 知事は、災害の状況等により必要と認める場合は、市町村長の要請に基づき、農林水産省農産局長に対し、応急用米穀の調達を要請し、必要量を確保する。



ウ 市町村長は、交通通信の途絶によりイによる引渡しを受けられない場合は農林水産省農産

局長に対し、応急用米穀の調達を要請し、必要量を確保する。この場合市町村長は、事後速やかに知事に報告しなければならない。



4 食糧の給与

(1) 炊き出しの実施及び食品の配分

市町村は、あらかじめ定めた食糧供給計画に基づき、被災者等に対する食糧の調達、供給を行う。

(2) 県、近隣市町村への協力要請

市町村は、当該市町村が多大な被害を受けたことにより、市町村において炊き出し等による食糧の給与の実施が困難と認めたときは、県及び近隣市町村に炊き出し等について協力を要請する。

県は、市町村から要請を受けたときは、次により措置を講ずるものとする。

- ① 日赤奉仕団、自衛隊等への応援要請
- ② 集団給食施設への炊飯委託
- ③ 調理不要な乾パン、食パン等の供給

(3) 品 目

米穀（米飯を含む）、乾パン及び食パン等の主食のほか、必要に応じて漬物及び野菜等の副食、味噌、醤油及び食塩等の調味料についても給与するよう配慮する。なお、乳児に対する給与は、原則として粉ミルクとする。

第14節 衣料・生活必需品等供給

1 方針

災害による住家被害等により、日常生活に欠くことのできない被服、寝具、その他の衣料品及び生活必需品を喪失又は毀損し日常生活を営むことが困難な者に対し、急場をしのぐ程度の被服、寝具、その他の衣料品及び生活必需品を給与又は貸与する。

2 実施機関

- (1) 被服、寝具その他の生活必需品の給与又は貸与は、市町村が実施する。ただし、救助法適用時に知事が自ら行うことを妨げない。
- (2) 当該市町村限りで困難な場合は、近隣市町村、県、国、その他の関係機関の応援を得て実施するものとする。

3 生活必需品の調達

県は、市町村からの支援の要請を受けたとき、又は被害の状況等から判断して必要と認めたときは、県が備蓄している毛布等備蓄物資を放出することはもとより、さらに、不足が生じたときは、あらかじめ協力を依頼している小売業等関係業界から生活必需品を調達し供給を行う。

(1) 公的備蓄

県は、次の手順により、生活必需品を迅速に供給する。

- ① 県は、市町村及び協定締結している都県から支援要請があった場合、又は被害の状況等から判断して県が必要と認めた場合は、県の備蓄物資の放出を決定する。同時に輸送業者等へ緊急物資輸送の協力要請をする。
- ② 輸送業者等は、県の備蓄場所から市町村及び協定を締結している都県が指定した引渡し場所までの物資の輸送及び引渡しを行う。

(2) 流通在庫備蓄

県は、次の手順により生活必需品を迅速に調達し供給する。

- ① 協定締結等をしている事業者等が輸送する場合
 - ア 県は、市町村及び協定締結している都県から支援要請があった場合、又は被害の状況等から判断して県が必要と認めた場合は、協定締結等をしている事業者等に対する物資の調達要請を決定する。
 - イ 県は、協定締結等をしている事業者等へ文書又は口頭により物資の調達要請をする。同時に、県が指定した物資の引渡し場所へ職員を派遣する。
 - ウ 当該事業者は、県が指定した引渡し場所までの物資の輸送及び引渡しを行う。

エ 派遣の指示を受けた職員は、引渡し場所において物資を確認の上引取る。

② 前記①による輸送が困難な場合

ア 自衛隊への輸送要請

県は、被災状況により前記①による輸送が困難な場合は、自衛隊に航空機等による輸送を要請するものとする。

イ トラック協会等への輸送要請

県は、被災状況により前記①による輸送が困難な場合は、あらかじめ協定を締結しているトラック協会等に輸送を要請する。

③ 調達先

災害救助に必要な物資の調達に関する協定（資料13-2）に基づく。

(3) 他都道府県からの調達

県は、県のみでは十分な生活必需品の調達・供給ができないと認めた時は、応援協定締結都県及びその他道府県に応援を要請する。

4 生活必需品の給（貸）与

(1) 給（貸）与の実施

市町村は、あらかじめ定めた生活必需品供給計画に基づき、被災者に対する生活必需品の調達、供給を行う。

(2) 県、近隣市町村への協力要請

市町村は、当該市町村が、多大な被害を受けたことにより、市町村において生活必需品の給（貸）与の実施が困難と認めたときは、県及び近隣市町村に対して協力を要請する。

県は、市町村から要請を受けたときは、近隣市町村等の連携を図りながら生活必需品の給（貸）与を行う。

(3) 品目

① 寝具（毛布等、段ボール製ベッド・シート・間仕切り）

② 日用品雑貨（石鹼、タオル、歯ブラシ、歯磨き粉、マウスウォッシュ、トイレットペーパー、ゴミ袋、軍手、バケツ、洗剤、洗濯ロープ、洗濯バサミ、蚊取り線香、携帯ラジオ、老眼鏡、雨具、ポリタンク、生理用品、ティッシュペーパー、ウェットティッシュ、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、おしりふき、使い捨てカイロ、マスク、ガムテープ等）

③ 衣料品（作業着、下着（上下）、靴下、運動靴、雨具等）

④ 炊事用具（鍋、釜、やかん、ケトル、包丁、缶切等）

⑤ 食器（箸、スプーン、皿、茶碗、紙コップ、ほ乳ビン等）

⑥ 光熱材料（発電機、ローソク、マッチ、懐中電灯、乾電池、LPGガス容器一式、コンロ等）

付属器具、卓上ガスコンロ等)

⑦ その他の (ビニールシート、仮設トイレ、土嚢袋等)

第15節 給水

1 応急給水の実施

地震災害対策計画編第3章第5節第5「生活救援物資の供給」に準じる。

2 上水道施設の応急復旧

地震災害対策計画編第3章第7節第3「ライフライン施設の応急復旧」に準じる。

区分	所在地	電話	給水能力
県南水道事務所	〒300-0835 土浦市大岩田2972	029(821)3945	155、675m ³ ／日
鹿行水道事務所	〒314-0031 鹿嶋市宮中3761-1	0299(82)1121	54、000m ³ ／日
県中央水道事務所	〒311-0117 那珂市豊喰685	029(295)1545	54、000m ³ ／日
県西水道事務所	〒308-0103 筑西市辻2382	0296(37)7402	37、400m ³ ／日
利根川浄水場	〒302-0001 取手市小文間80	0297(73)5651	100、000m ³ ／日
新治浄水場	〒300-4102 土浦市本郷1839	029(862)4485	8、000m ³ ／日
涸沼川浄水場	〒309-1722 笠間市平町1100	0296(78)1001	24、000m ³ ／日
水海道浄水場	〒303-0045 常総市大塚戸町1956	0297(27)1410	34、600m ³ ／日
鰐川浄水場	〒314-0024 鹿嶋市鰐川234	0299(83)2551	30、000m ³ ／日
阿見浄水場	〒300-0314 稲敷郡阿見町追原2586	029(889)2330	50、400m ³ ／日

知事は、水道事業者相互間等の応援又は協力について必要なあっせん、指導及び要請、又は用水の緊急応援命令等適切な措置を講じ、被災地の生活用水確保に努めるものとする。

(1) 広報

水道事業者は、断水した場合、住民に対し応急給水の実施、復旧の見通し等について適切な広報を実施する。

第16節 要配慮者安全確保対策

1 方針

災害時に自力で避難が困難になる、視聴覚や音声・言語機能の障害からの確な避難情報の把握や地域住民との円滑なコミュニケーションが困難になる要配慮者に対し、避難誘導、安否確認、救助活動、搬送、情報提供、保健・福祉巡回サービスの実施、相談窓口の開設等あらゆる段階で要配慮者の実情に応じた配慮を行い、安全確保を図るとともに、必要な救助を行うものとする。

2 実施機関

- (1) 要配慮者利用施設入所者等に対する安全確保対策は、施設管理者が実施する。
- (2) 在宅の要配慮者に対する安全確保対策は、市町村長が実施する。
- (3) 当該施設及び市町村限りで困難な場合は、近隣市町村、県、国、その他関係機関の応援を得て実施するものとする。

3 要配慮者への配慮

市町村は、避難誘導、避難場所での生活環境、応急仮設住宅への入居に当たっては、要配慮者に十分配慮するものとする。特に避難場所での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障害者向け応急仮設住宅の提供等に努めるとともに、情報の提供についても、十分配慮するものとする。

また、市町村は、発災時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に問わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、在宅や避難所で生活する避難行動要支援者についての安全確保対策が的確に行われるよう努めるものとする。

4 要配慮者利用施設入所者等に対する安全確保対策

(1) 救助及び避難誘導

施設管理者は、避難誘導計画に基づき、入所者等を安全かつ速やかに救助及び避難誘導を実施する。

県及び市町村は、施設管理者の要請に基づき、施設入所者等の救助及び避難誘導を援助するため、職員を派遣するとともに、近隣市町村に応援を要請する。また、近隣の要配慮者利用施設、近隣住民（自主防災組織）、ボランティア組織等にも協力を要請する。

(2) 搬送及び受入先の確保

施設管理者は、災害により負傷した入所者等を搬送するための手段や受入先の確保を図る。

県及び市町村は、施設管理者の要請に基づき、救急自動車等確保するとともに、他の要配慮者利用施設に受入先を確保する。

(3) 食糧、飲料水及び生活必需品等の調達

施設管理者は、食糧、飲料水、生活必需品等についての必要数量を把握し供給するとともに、不足が生じた時は、市町村等に対し応援を要請する。

県及び市町村は、施設管理者の要請に基づき、食糧、飲料水、生活必需品等の調達及び配布を行う。

(4) 介護職員等の確保

施設管理者は、介護職員等を確保するため、施設間の応援協定に基づき、他の要配慮者利用施設及び市町村等に対し応援を要請する。

県及び市町村は、施設管理者の要請に基づき、介護職員等の確保を図るため、他の要配慮者利用施設やボランティア等へ協力を要請する。

(5) 巡回相談の実施

県及び市町村は、被災した施設入所者等や他の施設に避難した入所者等に対して、近隣住民（自主防災組織）、ボランティア等の協力により巡回相談を行い、要配慮者の状況やニーズを把握するとともに、各種サービスを提供する。

(6) ライフライン優先復旧

電気、ガス、水道等の各ライフライン事業者は、要配慮者関連利用機能の早期回復を図るため、優先復旧に努める。

5 在宅の要配慮者に対する安全確保対策

(1) 安否確認、救助活動

県及び市町村は、在宅サービス利用者名簿等を活用し、民生委員、近隣住民（自主防災組織）、福祉団体（社協、老人クラブ等）、ボランティア組織等の協力を得て、居宅に取り残された要配慮者の安否確認、救助活動を実施する。

特に、市町村は、あらかじめ定める避難の情報に関する伝達マニュアルや避難支援計画に基づく適切な避難支援を実施する。

(2) 搬送体制の確保

県及び市町村は、要配慮者の搬送手段として、近隣住民（自主防災組織）等の協力を得るとともに、救急自動車や要配慮者利用施設所有の自動車により行う。

また、これらが確保できない場合、県等が確保した輸送車両により、要配慮者の搬送活動を行う。

(3) 要配慮者の状況調査及び情報の提供

県及び市町村は、民生委員、ホームヘルパー、点訳・朗読・手話・要約筆記の奉仕員等及びボランティア等の協力を得てチームを編成し、住宅や避難所等で生活する要配慮者に対するニーズ把握など、状況調査を実施するとともに、保健・福祉サービス等の情報を隨時提供する。

(4) 食糧、飲料水及び生活必需品等の確保並びに配布を行う際の要配慮者への配慮

県及び市町村は、要配慮者に配慮した食糧、飲料水、生活必需品等を確保する。また、配布場所や配布時間を別に設けるなど要配慮者に配慮した配布を行う。

(5) 保健・医療・福祉巡回サービス

県及び市町村は、医師、薬剤師、民生委員、ホームヘルパー、保健師など在宅療養の支援者等によりチームを編成し、在宅、避難所等で生活する要配慮者に対し、巡回により介護サービス、メンタルケアなど各種保健・医療・福祉サービスを実施する。

(6) 保健・医療・福祉相談窓口の開設

県及び市町村は、災害発生後、直ちに保健・医療・福祉相談窓口を開設し、総合的な相談に応じる。

(7) DWATの派遣

県に対して県内の被災市町村、国（厚生労働省）又は被災都道府県からDWATの派遣要請があつた場合に、避難所等の高齢者、障害者等の生活機能の低下の防止等のため、災害福祉支援ネットワークに対して避難所の避難者、在宅避難者や車中泊避難者のもとへDWATの派遣要請を行う。

6 外国人に対する安全確保対策

地震災害対策計画編第3章第5節第6「要配慮者安全確保対策」に準じる。

第17節 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理

1 応急仮設住宅の提供

地震災害対策計画編第3章第7節第1「建築物の応急復旧」に準じて実施するものとする。

2 住宅の応急修理

地震災害対策計画編第3章第7節第1「建築物の応急復旧」に準じて実施するものとする。

第18節 医療・助産

1 方針

災害のため医療機関が混乱し、被災地の住民が医療及び助産の途を失ったときに応急的に医療及び助産を施し、被災者を保護する。

2 実施機関

- (1) 医療及び助産は、市町村長が実施する。ただし、災害救助法適用時に知事が自ら行うことを妨げない。
- (2) 当該市町村及び県限りで困難な場合は、国、その他関係機関の応援を得て実施するものとする。
- (3) (1)により知事が行う場合は、日本赤十字社茨城県支部（以下「日赤茨城県支部」という。）長と締結した委託契約に基づき日赤茨城県支部が組織する救護班及び県が組織する救護班により実施し、必要に応じて医師会、国立病院機構病院等の医療関係機関の協力を得て実施する。

3 災害救助法による医療及び助産

救助法を適用した場合の医療及び助産は、同法及び同法施行細則等によるがその概要は次のとおりである。

(1) 医療

ア 対象者

災害のため医療の途を失った者で応急的に医療を施す必要がある者

イ 実施方法

救護班が実施する。ただし、緊急患者等については病院、診療所に移送し治療するものとする。

ウ 医療の範囲及び費用の限度額

(ア) 医療の範囲

- ・診察
- ・薬剤又は治療材料の支給
- ・処置、手術、その他の治療及び施術
- ・病院又は診療所への受入れ
- ・看護

(イ) 費用の限度額

〈救護班による場合〉

使用した薬剤、治療材料及び医療器具の修繕費の実費

〈一般病院、診療所による場合〉

国民健康保険の診療報酬の額以内。

〈施術者による場合〉

当該地域における協定料金の額以内。

エ 実施期間

災害発生の日から14日以内とする。

(2) 心のケア対策

被災者に対する心のケアを行う必要がある場合は、県地域防災計画（震災対策計画編）第3章第5節第2「避難生活の確保、健康管理」の心のケア対策に準じて実施するものとする。

(3) 助産

ア 対象者

災害のため助産の途を失った者で現に助産を要する状態の者。

イ 実施方法

医療と同様救護班により実施するものとする。ただし、必要に応じて助産師、産院又は一般医療機関で行うものとする。

ウ 助産の範囲及び費用の限度額

(ア) 助産の範囲

- ・分べんの介助
- ・分べん前、分べん後の処置
- ・脱脂綿、ガーゼ、その他衛生材料の支給

(イ) 費用の限度額

〈救護班、産院、一般医療機関の場合〉

衛生材料費、処置費（救護班の場合を除く。）薬剤の実費

〈助産師による場合〉

当該地域における慣行料金の8割以内の額。

エ 実施期間

分べんした日から7日以内とする。

4 医薬品等の確保及び供給

茨城県災害用医薬品等確保対策要綱（資料11-4）により、災害用医薬品等の確保及び供給を行う。

茨城県災害薬事コーディネーターは、医薬品の供給に係る助言及び調整を行う。

また、輸血用血液製剤は、茨城県赤十字血液センターにおいて確保し、大規模災害時における輸血用血液製剤については、大量使用が予想されるので、関東甲信越ブロック血液センターを通して確保する。

なお、医薬品等の陸路での供給が困難な場合には、県はすみやかに防災ヘリコプター等による搬送を行う。

5 救護班の活動車両・活動機材

救護班の出動及び活動のための車両は、第2章第21節の「輸送計画」に定める車両等によるが、日赤県支部の編成する救護班の出動及び活動のための車両活動機材は資料13-5のとおりである。

第19節 防 疫

1 方針

被災地の防疫措置を迅速かつ適切に実施し、感染症の発生の予防やまん延の防止を図るため、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）及び予防接種法（以下「予法」という。）に基づき次の事項を行うものとする。

2 県の実施事項

- (1) 被災市町村の実情に応じた保健所職員による防疫班の編成
- (2) 被害状況の調査指導及び市町村指導
- (3) 法に基づき就業制限、入院勧告を要する患者に対する措置
- (4) 積極的疫学調査及び健康診断
- (5) 感染症の病原体に汚染された疑いのある物件の移動制限、移動禁止、消毒及び廃棄等の指示並びに消毒及び廃棄等の実施
- (6) 避難所への感染症予防対策物品の供給
- (7) 清潔方法・消毒方法の指示及び消毒の実施
- (8) 生活用水の使用制限、禁止及び市町村に対する用水供給の指示
- (9) そ族昆虫等駆除に係る区域の指定及び駆除の指示並びにその実施
- (10) 厚生労働大臣に対する応援要請
- (11) 臨時予防接種の実施又は指示

3 市町村の実施事項及び要請事項

- (1) 清潔方法及び消毒方法の施行（感染症法第27条第2項及び第29条第2項）
- (2) そ族昆虫等の駆除（感染症法第28条第2項）
- (3) 生活用水の供給（感染症法第31条第2項）
- (4) 避難所の衛生管理及び防疫指導

- (5) 臨時予防接種の実施（予法第6条）
- (6) 防疫用資材の調達方法の確立

4 医療ボランティア

県及び市町村は、必要に応じて、薬剤師会等関係団体に医療ボランティアの確保を要請し、消毒の指導等について協力を仰ぐ。

5 情報収集・報告

情報収集に当っては、迅速かつ的確を期し、保健所長は、早急に次の事項を県保健医療部長に報告する。

- (1) 被害状況
- (2) 防疫活動状況
- (3) 災害防疫所要見込額

6 災害防疫の実施については、「災害防疫実施要綱」（昭和40年5月10日衛発第302号厚生省公衆衛生局長通知）により行う。

第20節 災害廃棄物の処理

災害時には、住民による片付け作業が始まると同時に、災害で使用できなくなったものがごみとして搬出され、市町村のごみ処理能力を超える大量の廃棄物が発生する場合がある。また、施設の被災等により、市町村の一般廃棄物処理事業に支障が生じる可能性もある。

このため、被災市町村における災害時の適切な初動対応や、関係機関との連携・協力により、災害廃棄物の迅速かつ適正な処理を行う等、災害時における安定的な廃棄物処理体制を確保するものとする。

第1 市町村の措置

1 災害廃棄物の処理

- ・被災市町村は、被災状況を的確に把握した上で、市町村災害廃棄物処理計画に基づき、人員体制等の確保、仮置場の設置及び住民への周知広報等を迅速に行い、仮置場等へ災害廃棄物を円滑に誘導する。

加えて、ボランティア等の支援を得て、被災家屋等の片付けや廃棄物の運搬を行う場合には、社会福祉協議会等と連携して支援内容を調整するなど、効率的に作業を進めるものとする。

- ・市町村が仮置場を設置した場合には、当該仮置場において、廃棄物の飛散、流出、悪臭等によ

る生活環境への支障や、火災の発生を防止するとともに、廃棄物の処理方法に応じた分別を進める。

- ・災害廃棄物の処理にあたっては、適正な処理ルートを構築し、腐敗性のある廃棄物の早期処理や、廃棄物の再資源化に努める。

2 広域処理

- ・被災市町村は、災害時における廃棄物（災害廃棄物及び一般廃棄物処理施設の機能停止等によって通常の処理が困難なごみ及びし尿）の処理事業に支障が生じた場合には、県、市町村、関係一部事務組合及び（一社）茨城県産業資源循環協会と締結した協定、又は県及び（一社）茨城県環境保全協会と締結した協定に基づき、協定の当事者に対して協力を求めることができる。

第2 県の措置

- ・県は、あらかじめ関係機関との連携・協力による広域的な支援体制を確保し、被災市町村における災害時における廃棄物の迅速かつ円滑な処理を支援する。
- ・県内の廃棄物処理に関する社会資本を最大限活用した上で、県内での処理が困難と見込まれる場合には、国の災害廃棄物処理支援ネットワークの活用等による県域を越えた広域処理を支援する。

第3 一般廃棄物処理施設

県内市町村における廃棄物の処理施設の整備状況は、次の資料のとおりである。

※ 資料17-9（ごみ焼却施設一覧）

資料17-10（粗大ごみ処理施設）

資料17-11（し尿処理施設）

第21節 死体の搜索及び処理埋葬

1 方針

災害により現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者の死体を搜索し、又は災害の際に死亡した者について死体識別等のための処理を行い、かつ死体の応急的な埋葬を実施する。

2 実施機関

- (1) 死体の搜索、埋葬は、市町村長が実施する。ただし、救助法適用時に知事が自ら行うことを妨げない。
- (2) 死体の処理は、市町村長が実施するものとする。ただし、救助法を適用したときは知事及び市町村長が行う。
- (3) 当該市町村及び県限りでは困難な場合は、国、その他関係機関の応援を得て実施するものとする。
- (4) (2)により知事が行う死体の処理は、日赤茨城県支部長と締結した委託契約に基づき日赤茨城県支部が組織する救護班及び県が組織する救護班により実施し、必要に応じて国立病院等の医療関係機関の協力を得て実施する。

3 災害救助法による死体の搜索、処理及び埋葬

救助法を適用した場合の搜索、処理及び埋葬は同法及び同法施行細則等によるが、その概要は次のとおりである。

(1) 死体の搜索

ア 搜索を受ける者

行方不明の状態にある者で、周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者

イ 搜索の方法

市町村民の協力等により搜索に必要な機械、器具を借上げて実施する。

ウ 搜索の期間

災害発生の日から10日以内とする。

(2) 死体の処理

ア 死体の処理を行う場合

災害による社会混乱のため、死体の処理を行うことができない場合

イ 死体の処理の方法

(ア) 死体の一時保存のための施設等の設置、死体の洗浄、縫合、消毒、検査等を実施する。

(イ) 検査は救護班が実施する。ただし、死体が多数の場合等、救護班によることができない場

合は、一般開業の医師の協力を得て実施する。

ウ 死体処理の期間

災害発生の日から10日以内とする。

(3) 埋 葬

ア 埋葬を行う場合

(ア) 災害時の混乱の際に死亡した者

(イ) 災害のため埋葬を行うことが困難な場合

イ 埋葬の方法

埋葬の程度は応急的な仮葬とし、土葬又は火葬とする。

ウ 埋葬の期間

災害発生の日から10日以内とする。

第22節 障害物の除去

1 計画方針

災害により、住居又はその周辺に運びこまれた土石、竹木等で日常生活に著しい障害を及ぼしているものを除去し、被災者の日常生活を保護する。

2 実施機関

- (1) 障害物の除去は、市町村長が実施する。ただし、救助法適用時に知事が自ら行うことを妨げない。
- (2) 当該市町村限りで困難な場合は、近隣市町村、県、国、その他関係機関の応援を得て実施する。

3 障害物の除去

(1) 建築関係障害物の除去

市町村は、災害によって建物又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しく支障を及ぼす障害物について、被災地における状況を把握し、必要だと認められる場合は除去を実施する。当該市町村のみでは処理が困難な場合は、県に対し協力を要請する。

県は、市町村の協力要請を受け、比較的小規模な除去については各土木事務所等において実施し、大規模な除去については建設業協会等の協力を得ながら実施するものとする。

(2) 道路関係障害物の除去

各道路管理者（港湾管理者及び漁港管理者含む。）は、緊急輸送道路の確保を最優先に実施するため、管理区域内の道路について路上障害物の状況を把握し、必要と認められる場合は除去を

実施する。その際、各道路管理者間の情報交換を緊密に行うものとする。

(3) 河川・港湾・漁港関係障害物の除去

河川、港湾、及び漁港管理者は、所管する河川、港湾、漁港区域内の航路等について沈船、漂流物等障害物の状況を把握し、船舶の航行が危険と認められる場合は除去を実施する。

第23節 輸送

1 陸上輸送計画

(1) 本計画により実施する輸送は次に掲げるものを対象とする。

- ア 応急措置を実施するために必要な人員及び資機材
- イ 災害者並びに救助用物資及び飲料水

(2) 輸送体制

県、市町村及び輸送関係機関、団体等（資料10-2）はそれぞれ応急措置等を実施するための輸送体制を整備し、相互に協力するものとする。

輸送の実施に関し調整を要する場合は、自動車輸送については、関東運輸局茨城運輸支局長が、鉄道輸送については、東日本旅客鉄道（株）水戸支社、日本貨物鉄道（株）が、自衛隊による輸送並びに輸送の総合的な実施に関しては知事が、それぞれ関係機関、団体と協議し調整する。

ア 県

(ア) 組織

災害対策本部事務局物資調整班が総務部、土木部その他の対策部の協力を得て計画し、実施する。

(イ) 輸送手段

輸送手段の利用順位は、原則として次に掲げるところによる。

- ① 県有車両
- ② 日本通運（株）、茨城交通（株）、関東鉄道（株）及び（一社）茨城県トラック協会加盟自動車運送事業者（自動車、鉄道）
- ③ 東日本旅客鉄道（株）水戸支社、日本貨物鉄道（株）（鉄道）
- ④ 自衛隊（車両、航空機）

なお、緊急を要する輸送については、防災ヘリコプター、自衛隊・民間航空機等により実施する。

(3) 東日本旅客鉄道（株）水戸支社、日本貨物鉄道（株）の輸送計画

陸上輸送の鉄道部門は、水戸支社の災害対策本部の活動要領による。災害発生時、又は予想されるときは災害対策本部を設置して、災害対策活動を行う。

ア 災害対策用物資の緊急輸送

緊急物資を優先輸送する。

一般貨物の受託、発送を停止又は制限する。

(ア) 優先輸送を確保する。

① 生活必需品 ② 復旧材料

③ り災者用物資

(イ) 区間別輸送力

※ 資料10-4 (東日本旅客鉄道(株)の旅客輸送能力)

イ迂回計画

災害発生時における列車の迂回経路は次のとおりである。

(ア) 直通列車

① 常磐線 ② 水戸線

(イ) 小単位輸送

① 各線 ② 常磐線

③ 水郡線 ④ 水戸線

ウ り災者救じゅつ用寄贈品等に対する運賃の減免

運賃の減免は次のとおりである。

品名	発駅	着駅	扱種別	賃率
災害り災救じゅつ用寄贈品	J R線及び私線	同 左	小口扱(駅託、駅止)車扱	無賃
リ 救護材料	リ	リ	リ	リ
リ 救護物資	リ	リ	リ	5割減
り 災地用応急工事材	リ	リ	リ	リ

割引対象となる災害の程度及び適用条件は資料10-5、資料10-6のとおりである。

※ 資料10-1 (緊急輸送道路一覧)

資料10-7 (日本貨物鉄道(株)の災害り災者用物資証明書)

2 海上輸送計画

(1) 応急海上輸送

関東運輸局茨城運輸支局及び鹿島海事事務所は、災害時に陸上交通機関が途絶し、被災者・救援物資等の海上輸送を必要とする場合において、本部長の要請に基づき応急海上輸送に従事する船舶の調達及び緊急修理造船所(工場)のあっせん等について協力するものとする。

(2) 配備計画

応急海上輸送体制を確保するための配備計画は、下記によるものとする。

ア 船舶

関東運輸局茨城運輸支局及び鹿島海事事務所は災害対策要領の定めるところによる。

イ 造船所

平時から関係事業者と連携を保ち修理能力等の現況を把握しておくものとする。

(3) 第三管区海上保安本部・茨城海上保安部の協力

第三管区海上保安本部及び茨城海上保安部は、災害発生に伴い県が緊急に船舶・ヘリコプター等の必要が生じたときは、県からの要請に基づき、巡視船艇及びヘリコプター等の供給に協力するものとする。

第24節 労務計画

- 1 労働者の確保については、産業戦略部が関係機関等の協力により、万全を期するものとする。
- 2 産業戦略部長は福祉部長から必要労働者数についての要請をうけたときは、労働政策課長から労働者の充足について迅速なる方策の樹立を求める。
- 3 労働政策課長は、出動要請のあった場所及び人員に基づき、茨城労働局に労働者の充足を要請する。
- 4 あっせんされた労働者の指揮は福祉部救助班長又は市町村の救助担当班長が行う。

第25節 児童生徒等の安全確保・応急教育等

災害のため、平常の学校教育の実施が困難となった場合は、県及び市町村の教育委員会並びに私立学校設置者は、緊密に連携し、関係機関の協力を得て児童生徒等の安全及び教育を確保するものとする。

第1 児童生徒等の安全確保

1 情報等の収集・伝達

- (1) 市町村は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、校長等に対し、災害に関する情報を迅速・的確に伝達するとともに、必要な措置を指示する。
 - (2) 校長等は、関係機関から災害に関する情報を受けた場合は、教職員に対して速やかに伝達するとともに、自らラジオ・テレビ等により地域の被害状況等災害情報の収集に努める。
- なお、児童生徒等への伝達に当たっては、混乱を防止するよう配慮するものとする。

(3) 校長等は、児童生徒等及び学校施設に被害を受け、又は、そのおそれがある場合は、直ちにその状況を、市町村その他関係機関に報告する。

2 児童生徒等の避難等

(1) 避難の指示

校長等は、的確に災害の状況を判断し、屋外への避難の要否、避難場所等を迅速に指示する。

なお、状況によっては、教職員は個々に適切な指示を行うものとする。

(2) 避難の誘導

校長等及び教職員は、避難を指示した場合は、児童生徒等の安全を確保するためあらかじめ定める計画に基づき誘導を行う。

なお、状況により校外への避難が必要である場合は、市町村その他関係機関の指示及び協力を得て行うものとする。

(3) 下校時の危険防止

校長等は、下校途中における危険を防止するため、児童生徒等に必要な注意を与えるとともに、状況に応じ、通学区域毎の集団下校、又は教員による引率等の措置を講ずるものとする。

(4) 校内保護

校長等は、災害の状況により、児童生徒等を下校させることが危険であると認める場合は、校内に保護し、速やかに保護者へ連絡し、引渡しの措置を講ずるものとする。

なお、この場合、速やかに県や市町村に対し、児童生徒数児童生徒数や保護者の状況等必要な事項を報告する。

また、保護者との連絡がとれない場合や保護者が迎えに来ることが困難な場合は、保護者への引渡しができるまで校内での保護を継続するものとする。

(5) 保健衛生

校長等は、災害時においては、建物内外の清掃、給食、飲料水等に留意し、児童生徒等の保健衛生について必要な措置を講ずるものとする。

第2 応急教育

1 教育施設及び授業

県及び市町村の教育委員会並びに私立学校設置者は、相互に協力し教育施設等を確保して、教育活動を早期に展開するため次の措置を講ずる。

(1) 校舎の被害が軽微なときは、速やかに応急修理をして授業を行う。

(2) 校舎の被害が相当に大きいが、一部校舎の使用が可能な場合は、残存の安全な校舎で、合併又は二部授業を行う。

- (3) 学校施設の使用不可能又は通学が不能の状態にあるが、短期間に復旧できる場合は臨時休校し、家庭学習等の適切な指導を行う。
- (4) 校舎が全面的な被害を受け、復旧に長期間を要する場合は、公民館・体育館その他の公共施設の利用、又は他の学校の一部を使用し授業を行う。

2 教科書・学用品等の給与

- (1) 市町村は、災害により教科書・学用品等（以下「学用品等」という。）を喪失又は損傷し、就学上支障を来している小学校、中学校及び義務教育学校の児童生徒等に対して学用品等を給与するよう努めるものとする。
なお、救助法が適用された場合の学用品等の給与についての対象者、期間及び費用の限度額については、茨城県災害救助法施行細則による。
- (2) 市町村は、自ら学用品等の給与の実施が困難な場合は、県へ学用品等の給与の実施、調達について応援を要請する。

3 教職員の確保

県及び市町村の教育委員会並びに私立学校設置者は、災害に伴い、教職員の不足により、応急教育の実施に支障がある場合は、学校間における教職員の応援、教職員の臨時採用等必要な教職員確保の措置を講ずるものとする。

4 県立学校の授業料等の徴収猶予及び免除

県は、県立学校の授業料、入学料、入学者選抜手数料、受講料及び聴講料（以下「授業料等」という。）の納入義務者が被災により授業料等の徴収猶予若しくは免除が必要であると認められるときには、関係条例及び規則の規定により授業料等の徴収猶予若しくは免除の措置を講ずる。

5 避難所との共存

学校が教育の場としての機能と避難所としての機能を有するために、災害応急対策を行う担当部局、教育委員会、学校は事前に次の措置を講ずるものとする。

- (1) 市町村は、学校を指定避難所に指定する場合、教育機能維持の視点から使用施設について、優先順位を教育委員会と協議する。
- (2) 市町村は、指定避難所に指定する学校の担当職員を決め、教育委員会、学校、自主防災組織等と災害時の対応を協議する。
- (3) 指定避難所に指定された学校は、あらかじめ教職員の役割を明確にし、教職員間で共通理解しておくとともに、マニュアル等を整備する。
- (4) 学校は、帰宅できず校内で保護している自校の児童生徒等への対応と、避難してきた地域住民

等への対応の双方に留意する。

- (5) 指定避難所に指定されていない学校においても、災害時には地域住民等が避難してくることを想定し、指定避難所と同様の対応ができるよう努める。

第3 学校以外の教育機関の対策

学校以外の教育機関の長は、災害が発生し又は発生の恐れがある場合は、上記第1に準じて、施設の利用者の安全を図る措置を講ずるものとする。

第26節 自衛隊に対する災害派遣要請

第1 災害派遣要請権者

茨城県知事

第2 災害派遣要請先

災害派遣の要請は、原則として茨城隊区担任官である陸上自衛隊施設学校長を通じて、次の要請先に要請する。

ただし、人命の救助等のため、緊急に災害派遣を必要とする場合は、直接駐屯地（基地）司令の職にある部隊等の長に対し要請するとともに、その旨を施設学校長に通報する。

部 隊 等 の 長 (所 在 地)		連絡責任者		電話番号
		課業時間内	課業時間外	
陸上自衛隊	東 部 方 面 総 監 部 (東京都練馬区大泉学園町)	防 衛 部 長 (防衛課長)	運 用 当 直 長	048(460)1711 内線 時間中 2250、2251 時間外 2301
	第 1 師 団 長 (東京都練馬区北町4-1-1)	第 3 部 長 (防衛班長)	司 令 部 当 直 長	03(3933)1161 内線 時間中 238、239 時間外 207、228
	施 設 学 校 長 (勝田駐屯地司令) (ひたちなか市勝倉3433)	警 備 課 長 (防衛班長)	駐屯地当直司令	029(274)3211 内線 時間中 234 時間外 302
	武 器 学 校 長 (土浦駐屯地司令) (稻敷郡阿見町青宿121-1)	警 備 科 長	駐屯地当直司令	029(887)1171 内線 時間中 285 時間外 300、302
	第 1 施 設 団 長 (古河駐屯地司令) (古河市上辺見1195)	第 3 科 長	団 当 直 長	0280(32)4141 内線 時間中 236、237 時間外 203
	関 東 補 給 処 長 (霞ヶ浦駐屯地司令) (土浦市右糸町2410)	警 備 課 長	駐屯地当直司令	029(842)1211 内線 時間中 2410 時間外 2302
航空自衛隊	第 7 航 空 団 司 令 (百里基地司令) (小美玉市百里170)	防 衛 部 長 (防衛班長)	基 地 当 直 幹 部	0299(52)1331 内線 時間中 2231 時間外 2215
海上自衛隊	要 請 先	横須賀地方総監 (神奈川県横須賀市 西逸見町1丁目無番地)	第 3 幕 僚 室 長	オペレーション 室 当 直 幕 僚 046(822)3500 内線 時間中 2213 課業外直通 046(822)3508
海上自衛隊	派 遣 先	下総教育航空群司令 (千葉県東葛飾郡 沼南町藤ヶ谷1614)	運 用 幕 僚	群 当 直 04(7191)2321 内線 時間中 213 時間外 220

第3 災害派遣要請の手続

- 1 市町村長又は警察署長、指定地方行政機関の長は、当該地域に係る災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、様式1「自衛隊の災害派遣要請について」により、知事に対してその旨を申し出る。ただし、緊急を要する場合は電話等により行い、事後速やかに文書を提出する。
知事は、前記の要求を受けたときは、その内容を検討し必要があると認められるときは、直ちに様式2「自衛隊の災害派遣について」により要請する。
- 2 市町村長等は前記1の要求ができない場合には、その旨及び当該地域に係る災害の状況を、直接最寄りの部隊に通知するものとし、速やかに知事に対してその旨を通知するものとする。

第4 自衛隊の判断による災害派遣

自衛隊は、災害が発生又は発生するおそれがある場合で、災害派遣要請を受けた場合は、要請の内容及び自ら収集した情報に基づいて部隊等の派遣の必要性の有無を判断し、部隊等を派遣する。

ただし、災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、要請を待たないで部隊等を派遣する。

なお、要請を待たないで災害派遣を行う場合、その判断の基準とすべき事項については、次にかかげるとおりである。

- (1) 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。
- (2) 災害に際し、都道府県知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。
- (3) 災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められること。
- (4) その他災害に際し、上記に準じ特に緊急を要し、都道府県知事等からの要請を待ついとまがないと認められること。

様式 1

文書番号	令和 年 月 日	
茨城県知事 殿	機関・職・氏名	印
<p>自衛隊の災害派遣要請について（依頼）</p> <p>うえのことについて、自衛隊法第83条の規定による自衛隊の派遣を、下記のとおり依頼します。</p> <p>記</p> <p>1 災害の状況及び派遣要請の理由</p> <p>(1) 災害の種類 水害、地震、津波、風害、火災、土砂崩れ、遭難、交通事故、 その他（ ）</p> <p>(2) 災害発生の日時 令和 年 月 日 時 分</p> <p>(3) 場所 県 郡 町 市 村</p> <p>(4) 被害状況</p> <p>(5) 要請する理由</p> <p>2 派遣を希望する期間 自 令和 年 月 日 時 分 至 令和 年 月 日 時 分</p> <p>3 派遣を希望する区域及び活動内容</p> <p>(1) 派遣希望区域 県 郡 町 市 村</p> <p>(2) 活動内容</p> <p>4 その他参考事項</p> <p>(1) 現地において協力しうる団体、人員、器材等の数量及びその状況</p> <p>(2) 派遣部隊の宿営（宿泊）地又は宿泊施設の状況</p> <p>(3) 現地における要請者側の責任及び連絡方法</p> <p>(4) 気象の概況</p> <p>(5) その他</p>		

様式2

自衛隊	殿	第 号
(陸上自衛隊施設学校経由)		令和 年 月 日
		茨城県知事 印
自衛隊の災害派遣について (要請)		
うえのことについて、自衛隊法第83条の規定により、下記のとおり自衛隊の派遣を要請します。		
記		
1 災害の状況及び派遣要請の理由		
(1) 災害の種類 水害、地震、津波、風害、火災、土砂崩れ、遭難、交通事故、 その他 ()		
(2) 災害発生の日時 令和 年 月 日 時 分		
(3) 場所 県 郡 町 市 村		
(4) 被害状況		
(5) 要請する理由		
2 派遣を希望する期間 自 令和 年 月 日 時 分 至 令和 年 月 日 時 分		
3 派遣を希望する区域及び活動内容		
(1) 派遣希望区域 県 郡 町 市 村		
(2) 活動内容		
4 その他参考事項		
(1) 現地において協力しうる団体、人員、器材等の数量及びその状況		
(2) 派遣部隊の宿営(宿泊)地又は宿泊施設の状況		
(3) 現地における要請者側の責任及び連絡方法		
(4) 気象の概況		
(5) その他		

第5 災害派遣の活動範囲

自衛隊の災害派遣の活動範囲は概ね次による。

項目	内容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行なって被害状況を把握する。
避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行なわれる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
遭難者等の捜索救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して捜索活動を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に際しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。
消防活動	火災に際しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火にあたるが、消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用するものとする。
道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去にあたる。
応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療、及び防疫を行うが、薬剤等は通常関係機関の提供するものを使用するものとする。
人員及び物資の緊急輸送	緊急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び援助物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行なう。
給食、給水及び入浴支援	被災者に対し、給食、給水及び入浴支援を実施する。
救援物資の無償貸与又は譲与	「防衛庁の管理に属する物品の無償貸与及び譲与等に関する総理府令」（S. 33. 総理府令第1号）に基づき、被災者に対し救援物資を無償貸付けし又は譲与する。
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。
その他の	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

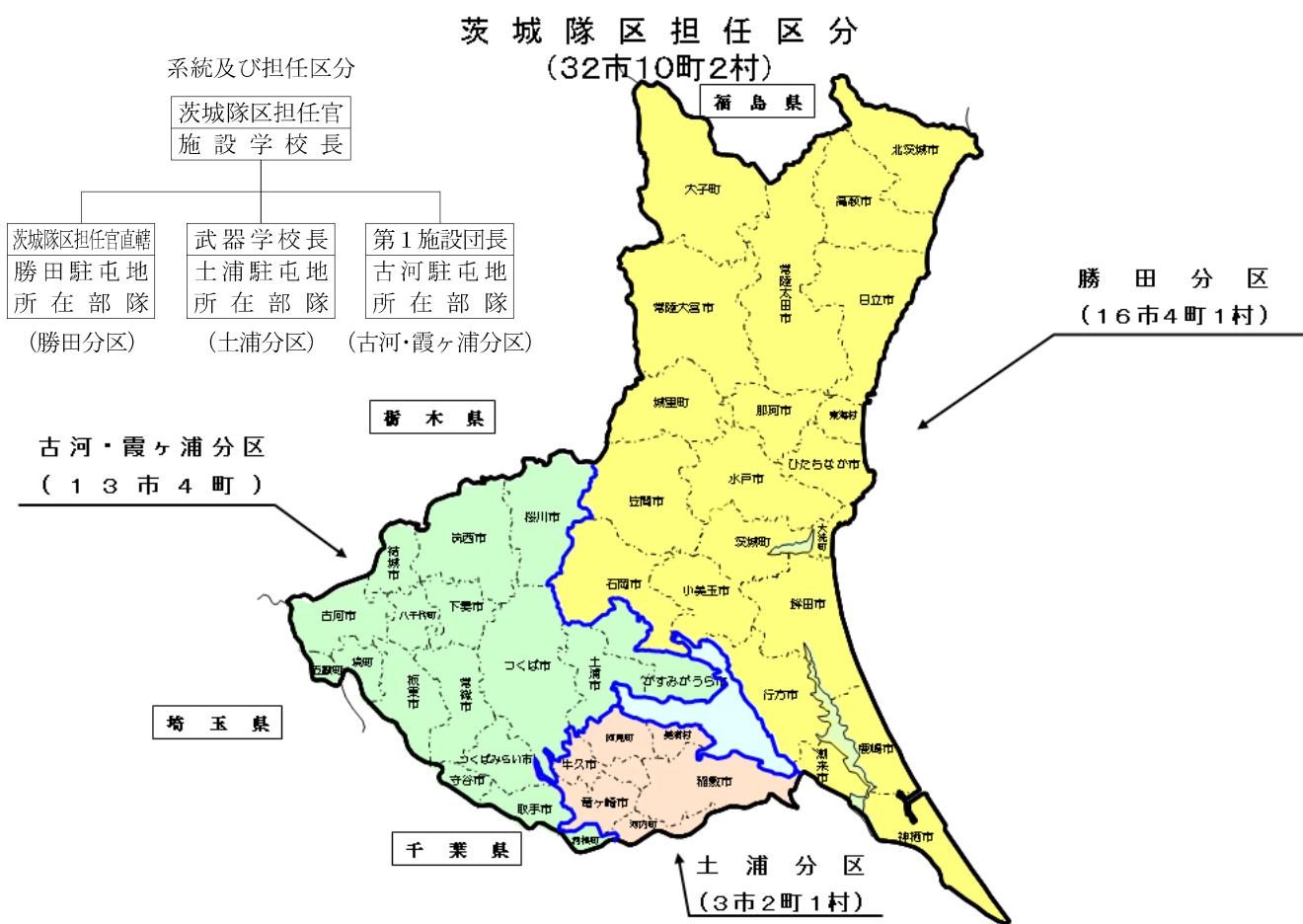
第6 自衛隊との連絡

1 情報の交換等

知事及び市町村長は、自衛隊の派遣要請が予測される災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、迅速・的確にその状況を把握し、陸上自衛隊施設学校（警備課）又は当該地域を担任する部隊等に通報するほか、必要な情報の交換をするものとする。

2 連絡班の派遣依頼

知事は、災害が発生し又は発生するおそれがあり、必要と認める場合は、陸上自衛隊施設学校長に対し県災害対策本部（本部開設前にあっては防災・危機管理部防災・危機管理課）に連絡班の派遣を依頼し、災害派遣活動の迅速・円滑化を図る。



第7 災害派遣部隊の受入れ

1 知事は、自衛隊の災害派遣が決定したときは、関係市町村又は関係機関の長に派遣部隊の受入れ体制を整備させるとともに、派遣部隊及び関係市町村又は関係機関との連絡にあたるため、必要に応じ職員を派遣する。

2 災害派遣を依頼した市町村又は関係機関の長は、派遣部隊の受入れに際しては、次の事項に留意して、派遣部隊の救援目的が十分に達成できるように努めなければならない。

(1) 災害派遣部隊到着前

ア 応援を求める活動内容について、速やかに作業が開始できるよう計画し、資機材等を準備する。

イ 連絡職員を指名する。

ウ 派遣部隊の展開や宿営のための後方支援拠点等を提供する。

(2) 災害派遣部隊到着後

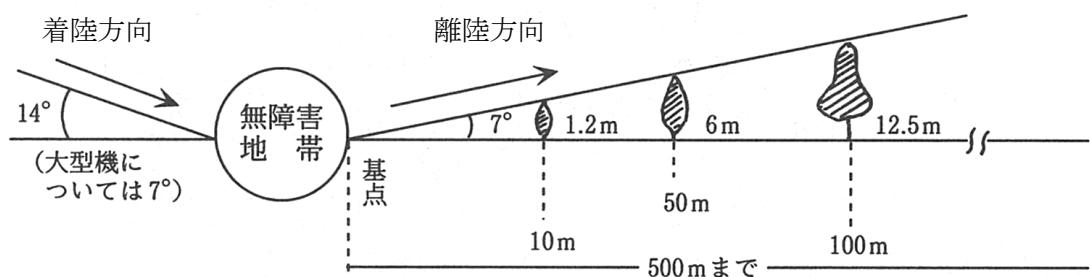
ア 派遣部隊を目的地に誘導するとともに、作業が他の機関と競合重複しないよう、かつ最も効果的に分担できるよう派遣部隊指揮官と協議する。

イ 派遣部隊指揮官名、編成装備、到着日時、作業内容及び作業進捗状況等を災害派遣要請者に報告する。

3 ヘリコプターの受け入れ

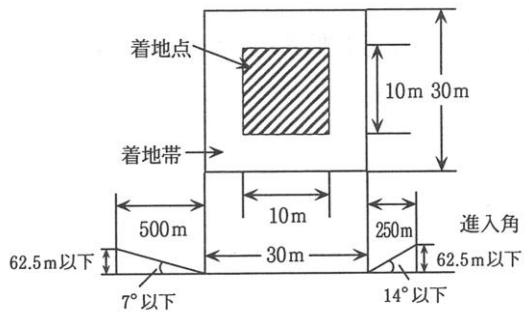
市町村長及び防災機関等の長は、ヘリコプターの派遣要請を依頼した場合は、次の事項に留意し受入態勢を整えるものとする。

(1) 下記内容を参考とした地積（ヘリポート）を確保する。この際、土地の所有者又は管理者との調整を確実に実施する。

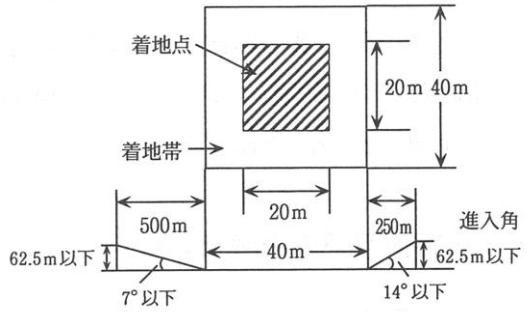


ア 離着地点及び無障害地帯の基準

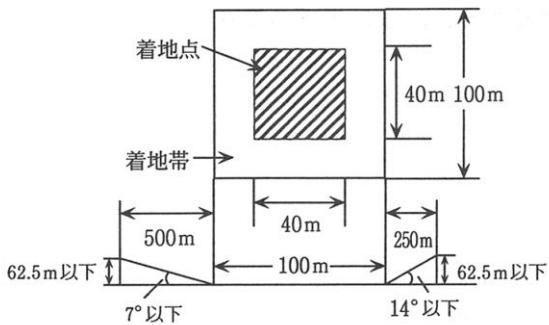
(ア) 小型機 (O H-6) の場合



(イ) 中型機 (UH-1, UH-60 J) の場合



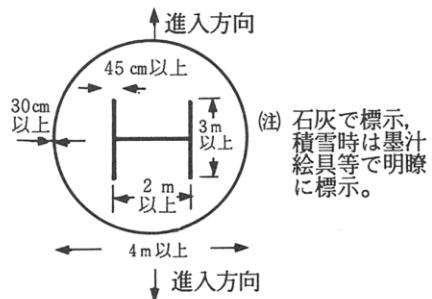
(ウ) 大型機 (CH-47) の場合



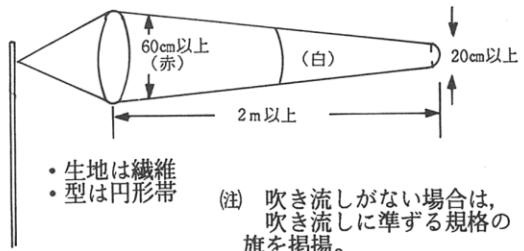
イ 離着地点の地盤は堅固で平坦地であること。

(2) 離着地点には、下記基準のH記号を風と平行方向に向けて標示するとともに、ヘリポートの近くに上空から風向、風速の判定ができる吹き流しを掲揚する。なお、夜間使用時においては、着陸に必要な灯火施設を設置する。

ア H記号の基準



イ 吹き流しの基準



(3) 危害予防の措置

ア 離着陸地帯への立入禁止

離着陸地帯及びその近傍において運行上の障害となるおそれのある範囲には、立ち入らせな

い。

イ 防塵措置

表土が砂塵の発生しやすいところでは、航空機の進入方向に留意して散水等の措置を講ずるものとする。

(4) 市町村災害用応急ヘリコプター発着場

市町村長等が災害応急対策のため自衛隊ヘリコプターの派遣を要請する場合は、市町村地域防災計画に定める箇所（資料23-1：茨城県防災航空隊離発着場）、又は他の適切な箇所に前記(1)及び(2)の要領により設営する。

第8 災害派遣部隊の撤収要請

- 1 市町村長又は関係機関の長は、自衛隊の災害派遣の目的を達成したときは、次に掲げる様式1の撤収要請依頼書により、速やかに知事に対して撤収要請を依頼する。
- 2 知事は、前記1の依頼を受けた場合は、又は災害派遣の目的を達成したと認めるとき若しくは他の理由により必要と認めるときは、部隊の長と協議のうえ、次に掲げる様式2の撤収要請書により速やかに撤収要請を行う。

様式 1

文	書	番	号		
令和	年	月	日		
茨城県知事	殿	機関・職・氏名	印		
自衛隊の災害派遣部隊の撤収について（依頼）					
令和	年	月	日付	号	で依頼した自衛隊の災害派遣については、下記のとおり
部隊の撤収要請を依頼します。					
記					
1	撤収要請理由				
2	撤収期日	令和	年	月	日 時 分
3	その他必要事項				

様式2

自衛隊	殿	第	号
(陸上自衛隊施設学校長経由)		令和	年 月 日
		茨城県知事	印

自衛隊の災害派遣部隊の撤収について (要請)

令和 年 月 日付消 号で依頼した自衛隊の災害派遣については、下記の
とおり 部隊の撤収要請を依頼します。

記

1 撤収要請理由

2 撤収期日 令和 年 月 日 時 分

3 その他必要事項

第9 経費の負担

自衛隊の災害派遣活動に要した経費のうち、依頼者が負担する経費は概ね次のとおりである。

- 1 派遣活動に必要な資機材（自衛隊装備に係るものは除く。）等の購入費、借上げ料及び修繕費
 - 2 派遣部隊の宿営に必要な土地・建物等の使用料及び借上げ料
 - 3 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費・電話料等
 - 4 派遣部隊の救援活動の実施に際し生じた損害（自衛隊装備に係るものを除く。）の補償
- なお、疑義が生じた場合は、自衛隊と依頼者が協議するものとする。

第27節 応援・受援

災害応急対策又は災害復旧のために国又は他の地方公共団体等に応援を求めるとき、又は応援を行うときは、本計画により行うものとする。

1 応援要請の実施

(1) 県の応援要請

1) 他市町村への応援指示

知事は、市町村の行う災害応急対策の的確かつ円滑な実施を確保するため、特に必要があると認めるときは、他の市町村長に対し次の事項を示し、当該地の市町村が行う災害応急対策の実施状況を勘案しながら、必要な指示又は調整を行う。

- ① 応援を求める理由
- ② 応援を求める職種別人員、車両、資機材、物資等
- ③ 応援を求める場所
- ④ 応援を求める期間
- ⑤ その他応援に関し必要な事項

2) 他都道府県への要請

① 震災時等の相互応援に関する協定に基づく要請

知事は、災害応急対策を実施するにあたり、特に必要があると認めるときは、あらかじめ締結した応援協定に基づき、次の事項を明らかにして、隣接都県の知事に対し応援を求める。その際、とりあえず口頭、電話又は電信により要請を行い、後に文書を速やかに提出するものとする。

ア 被害の状況

イ 次に掲げるものの品名、数量等

(ア) 食糧、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材

(イ) 救援及び救助活動に必要な車両、船艇等

ウ 救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の職種別人員

エ 応援の場所及び応援場所への経路

オ 応援の期間

カ その他必要な事項

② 災対法第74条に基づく要請

知事は、上記協定締結都県の応援でもなお十分な災害応急対策が実施できないと認めたときは、協定外の道府県知事に対し次の事項を示し、応援を要請する。

ア 応援を必要とする理由

イ 応援を必要とする職種別人員、車両、航空機、資機材、物資等

ウ 応援を必要とする場所及び経路

エ 応援を必要とする期間

オ その他応援に関し必要な事項

3) 国の機関に対する職員派遣の要請及びあっせん

① 指定行政機関（指定地方行政機関を含む。）に対する職員派遣要請

知事は、県内における災害応急対策又は災害復旧のため、必要があると認めるときは、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、次の事項を記載した文書をもって、当該機関の職員の派遣を要請する。

ア 派遣を要請する理由

イ 派遣を要請する職員の職種別人員

ウ 派遣を必要とする期間

エ その他職員の派遣について必要な事項

② 内閣総理大臣に対する職員派遣のあっせん

知事は、災害応急対策又は災害復旧のため、必要があると認めたときは、内閣総理大臣に対し、次の事項を記載した文書をもって指定行政機関（指定地方行政機関を含む。）の職員の派遣についてあっせんを求める。

ア 派遣のあっせんを求める理由

イ 派遣のあっせんを求める職員の職種別人員

ウ 派遣を必要とする期間

エ その他職員の派遣のあっせんについて必要な事項

4) 指定行政機関（指定地方行政機関を含む。）又は指定公共機関（指定地方公共機関を含む。）に対する応急対策の要請

知事は、県内における災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、必要があると認めるときは、指定行政機関の長（指定地方行政機関の長を含む。）又は指定公共機関（指

定地方公共機関を含む。) に対し、当該機関が実施すべき応急対策の実施を要請する。

5) 民間団体等に対する要請

知事は、県内における災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようするため、必要があると認めるときは、県域を統括する民間団体等に対し協力を要請する。

(2) 市町村の応援要請

1) 他市町村への要請

市町村長は、当該市町村の地域にかかる災害について適切な災害応急対策を実施する必要があると認めるときは、あらかじめ締結した応援協定に基づき、他の市町村長に対し応援要請を行う。

2) 県への応援要請又は職員派遣のあっせん

市町村長は、知事又は指定地方行政機関等に応援又は職員派遣のあっせんを求める場合は、県に対し、次の事項を記載した文書をもって要請する。

ただし、緊急を要し、文書をもってすることができないときは、口頭又は電話等により要請し、事後速やかに文書を送付するものとする。

① 応援要請時に記載する事項

- ア 災害の状況
- イ 応援（応急措置の実施）を要請する理由
- ウ 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量
- エ 応援（応急措置の実施）を必要とする場所
- オ 応援を必要とする活動内容（必要とする応急措置内容）
- カ その他必要な事項

② 職員派遣あっせん時に記載する事項

- ア 派遣のあっせんを求める理由
- イ 派遣のあっせんを求める職員の職種別人員
- ウ 派遣を必要とする期間
- エ その他職員の派遣のあっせんについて必要な事項

3) 国の機関に対する職員派遣の要請

市町村長は、当該市町村区域における災害応急対策又は災害復旧のため、必要があると認めるときは、指定地方行政機関の長に対し、次の事項を記載した文書をもって当該機関の職員の派遣を要請する。

- ① 派遣を要請する理由
- ② 派遣を要請する職員の職種別人員
- ③ 派遣を必要とする期間
- ④ その他職員の派遣について必要な事項

4) 民間団体等に対する要請

市町村長は、当該市町村区域における災害応急対策又は災害復旧のため、必要があると認めるときは、民間団体に協力を要請する。

2 応援受入体制の確保

(1) 連絡体制の確保

知事及び市町村長は、応援要請が予測される災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、迅速・的確にその状況を把握し、国及び関係都道府県・市町村等に通報するほか、必要な情報交換を行うものとする。

(2) 受入体制の確保

1) 連絡窓口の明確化

知事及び市町村長は、国及び関係都道府県・市町村等との連絡を速やかに行うため連絡窓口を定めておくものとする。

2) 受入施設の整備

知事及び市町村長は、国及び関係都道府県・市町村等からの物資等の応援を速やかに受入れための施設をあらかじめ整備しておくものとする。

また、防災ボランティア等の人的応援についてあらかじめ受入施設を定めておくものとする。

なお、他都道府県からの応援職員等が宿泊場所を確保することが困難な場合には、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。

(3) 経費の負担

応援に要した費用は次に掲げるものとし、原則として応援を受けた地方公共団体の負担とする。

1) 職員等の応援に要した交通費、諸手当、食糧費

2) 応援のために提供した資機材等物品の費用及び輸送費等

また、指定公共機関等が県に協力した場合の経費負担については、各計画に定めるもののほかは、その都度定めたもの、あるいは事前に相互に協議して定めた方法に従うものとする。

3 消防機関の応援要請・受入体制の確保

(1) 応援要請

1) 市町村間の要請

被災市町村は、被災地の消防機関の消防力では十分な活動が困難である場合、県下の他の消防機関に対し、茨城県広域消防相互応援協定に基づく応援要請を速やかに行うものとする。

また、県境にある市町村は隣接県の市町村に対する応援要請が必要であると判断した場合に

は、消防相互応援協定に基づき応援を要請する。

2) 都道府県間の要請

知事は、県内の消防力をもってしても被災地の災害防御に対処できない場合には、消防組織法第44条の規定により、緊急消防援助隊又は「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく他の都道府県及び消防機関所有のヘリコプターの派遣等を消防庁長官に要請するものとする。

〈応援派遣要請を必要とする災害規模〉

- ① 大規模災害又は災害の多発等により、災害の防御が困難又は困難が予想される災害
- ② 災害が拡大し茨城県内の他市町村又は茨城県外に被害が及ぶ恐れのある災害
- ③ 多数の要救助者があり、早期に多数の人員、資機材等が必要な災害
- ④ 特殊資機材を使用することが災害防御に有効である災害
- ⑤ その他応援派遣要請の必要があると判断される災害

3) 「大規模特殊災害時における広域航空応援実施要綱」の円滑な運用体制の整備

① 事前計画の作成

円滑な広域航空消防応援を受けるため、知事及び市町村長は、広域消防応援による災害応急対策活動を実施するにあたって必要な事項をあらかじめ定めておくものとする。

② ヘリコプター活動体制の整備

知事及び市町村長は、ヘリコプターによる災害応急対策活動を円滑に実施するため、必要な活動体制を整備するものとする。

ア 知事は、ヘリコプターの応援要請の受理、各ヘリコプターの活動内容・場所等の指示、燃料の確保・手配、その他について総合的な運用・調整を行う。

イ 知事及び市町村長は、ヘリコプター活動のための飛行場外着陸場を確保する。

(2) 応援受入体制の確保

1) 受入窓口の明確化

① 県の応援受入窓口は、茨城県防災・危機管理部消防安全課とする。

ただし、災害対策本部が設置された場合は、茨城県災害対策本部とする。

② 被災市町村の応援受入窓口は、原則的に被災市町村総務課又は消防本部総務課とする。

ただし、災害対策本部が設置された場合は、市町村災害対策本部とする。

2) 受入施設の整備

知事及び市町村長は、人、物資等の応援を速やかに受け入れるための施設をあらかじめ整備しておくものとする。

3) 応援隊との連携

指揮系統、情報伝達方法等を明確にし、茨城県消防広域応援基本計画に基づき、応援隊との連携により効果的な消防応援活動を行う。

- ① 災害状況の情報提供、連絡・調整（応援部隊指揮本部等の設置）
- ② 応援部隊の配置・活動場所の協議及び指示（指揮本部と代表消防機関協議）
- ③ 部隊の活動・宿営等の拠点の整備・提供（公園等）
- ④ 消防活動資機材の調達・提供

4) 経費負担

応援隊が応援活動に要した費用は、原則として応援を受けた地方公共団体の負担とする。

4 他都道府県への応援・派遣

県は、他都道府県において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で自力による応急対策が困難のため応援要請がされた場合は、災対法に基づき、他都道府県に対し応援を実施するものとする。

ただし、緊急を要し要請を待つ暇がないと認められる場合は、自主的に他都道府県に応援をすることができるものとする。

(1) 支援対策本部の設置

県は、他都道府県において大規模な災害が発生した場合には、関係部局から構成する支援対策本部を速やかに設置し、被災都道府県への物資の供給や職員の派遣等の指示及び調整を行うものとする。

(2) 被害情報の収集

支援対策本部は、応援を迅速かつ的確に行うため被災都道府県へ職員を派遣するなどし、被害情報の収集を速やかに行うものとする。

(3) 応援の実施

支援対策本部は、収集した被害情報等に基づき応援の決定を行い、被災都道府県への職員の派遣、物資の供給等の応援を実施する。その際、職員は派遣先において援助を受けることのないよう、食料、衣料から情報伝達手段に至るまで各自で賄うことができる自己完結型の体制とする。

(4) 被災者受入れ施設の提供等

支援対策本部は、被災都道府県の被災者を一時受入れするための公的住宅、医療機関並びに要配慮者を受け入れるための社会福祉施設等の提供もしくはあっせんを行うものとする。

第28節 農地農業

災害時、特に水害における農作物及び農地に対する応急対策は本計画の定めるところによるものとする。

1 農地

(1) 土地改良区等は、農地が湛水し農作物の生産に重大な支障を生ずるおそれがある場合は応急ポンプ排水等の応急仮工事を行う。

(2) 農業用施設

ア 堤防

土地改良区等は、湖岸堤防、干拓堤防、ため池堤防ののり崩れの場合は腹付工及び土止杭柵工等の工事を行う。

イ 水路

土地改良区等は、素堀仮水路の設置及び必要に応じ管敷設工事等を行う。

(3) 頭首工

土地改良区等は、一部被災の場合は土のう積等、全体被災の場合は石積工、杭柵工等を行う。

(4) 農道

市町村は、特に重要な農道については必要最小限度の仮設道の建設を行う。

2 農業

(1) 農作物の応急措置

災害時においては、所要の応急措置を行い、被害の発生又は拡大の防止を図る。

(2) 畜産関連の応急措置

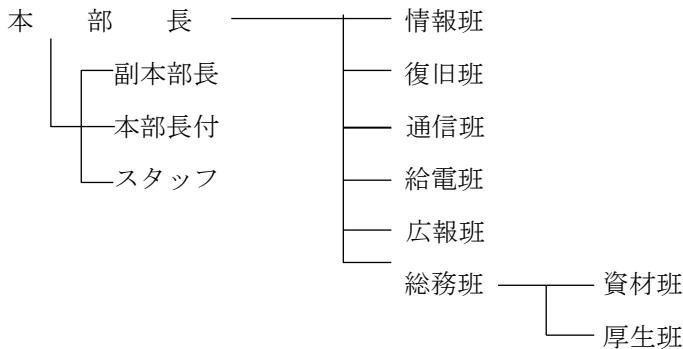
ア 県は、市町村が行う畜舎等の応急復旧措置に対して指導等を行う。

イ 県は、家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延を防止するため必要と認められる場合は、家畜伝染病予防法の定めるところにより必要な措置を実施する。

第29節 電力施設の復旧

東京電力パワーグリッド株式会社茨城総支社県域において災害が発生した場合は、電力設備被害の早期復旧並びに被災地に対する電力供給の確保を図るため、下記に基づき対策を講ずるものとする。

1 非常災害対策本部の構成



2 非常態勢の発令

非常態勢の発令は、非常災害の情勢に応じ、次表のとおり区分して行う。

区分	情勢
第1非常態勢	<input type="checkbox"/> 被害の発生が予想される場合 <input type="checkbox"/> 被害が発生した場合
第2非常態勢	<input type="checkbox"/> 大規模な被害が発生した場合（大規模な被害の発生が予想される場合を含む）
第3非常態勢	<input type="checkbox"/> 大規模な被害が発生し、復電復旧に長期化が予想される場合 <input type="checkbox"/> 警戒宣言が発せられた場合

- 警戒宣言が発せられた場合は、上記区分に基づき、全ての事業所は非常態勢を発令する。
- 第1～第3非常態勢は、地震・台風・雪等の自然災害、社会的影響の大きい設備事故等の電力供給上著しく支障となる災害について、被害の規模（局地的・広範囲）、停電復旧の状況に応じて関係部門と協議のうえ、適用区分を決める。

3 組織の運営

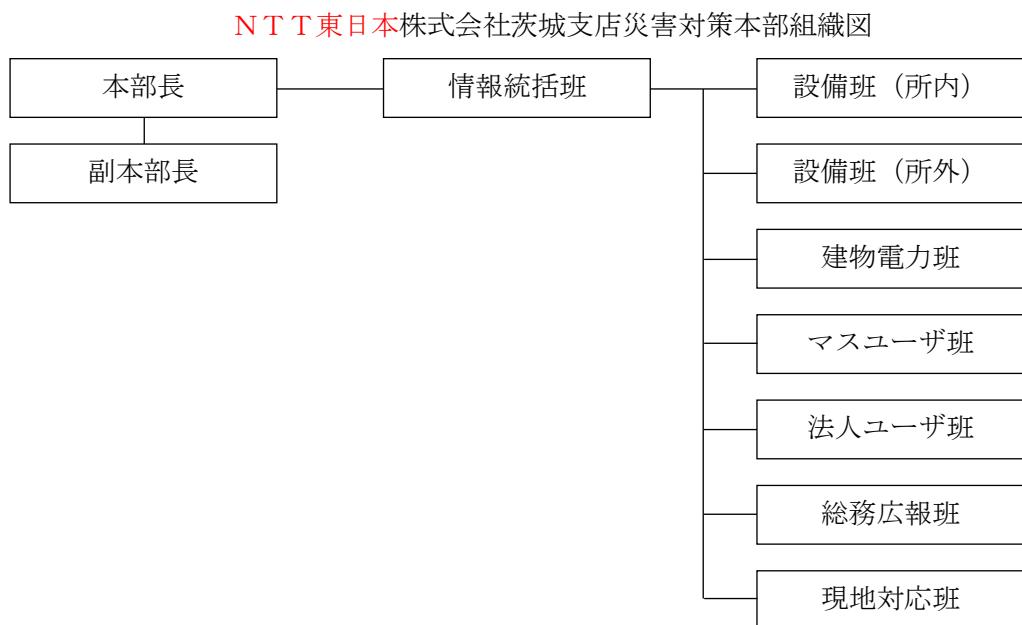
(1) 非常態勢の発令手続き

総支社長および支社長は、情勢に応じ適用すべき態勢区分（第1～第3非常態勢）を発令する。

第30節 NTT東日本株式会社茨城支店の災害対策計画

管内において災害が発生した場合、通信設備被害の早期復旧を図るための計画である。

1 組織（茨城支店災害対策本部）



2 各班の分担

(1) 茨城支店災害対策本部

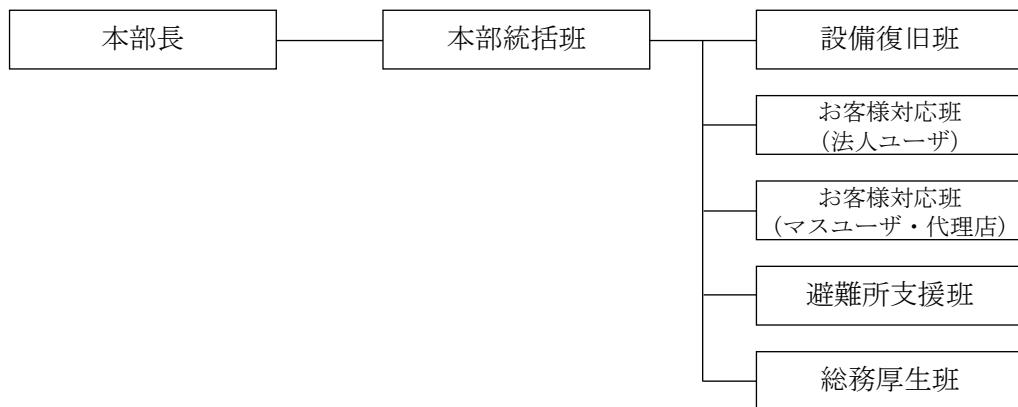
本部長	本部の統括・指揮に関すること。
副本部長	本部長の補佐および本部長不在時代行に関すること
情報統制班	本部の運営・調整に関すること。 本部全体の情報（収集／記録／発出）に関すること。 行政対応（県・市町村・警察・消防等）に関すること。 電気通信サービスの提供状況（被災及び復旧）に関すること。
設備班（所内）	応急復旧に関すること。 現場調査に関すること。
設備班（所外）	応急復旧に関すること。 現場調査に関すること。 調達に関すること。 緊急輸送に関すること。
建物電力班	電力設備、空調設備の状況（被災および復旧）に関すること。 建物（電気通信ビル）の状況（被災および復旧）に関すること。
マスユーザ班	利用者の利便に関する事項の指導に関すること。 災害時用公衆電話（特設公衆電話）のニーズ把握、お客様案内および提供状況に関すること。
法人ユーザ班	ユーザ情報の収集および意向調査に関すること。 重要ユーザ等の復旧優先調査に関すること。

総務広報班	社員の安否、住宅被災状況調査、その措置に関すること。 後方支援活動に関すること。 社内外広報に関すること。 お客様の声の収集等に関すること。
現地対応班	現地復旧に関すること。

第31節 株式会社NTTドコモ茨城支店の非常災害対策計画

管内において災害が発生した場合は、電気通信設備被害の早期復旧を計るための計画である。

1 組織（株式会社NTTドコモ茨城支店災害対策本部組織図）



2 各班の役割

班	主な役割
本部長	支店全体の基本方針決定、総指揮・判断の実施
本部統括班	災害対策本部の運営・調整、各班の取りまとめ業務
設備復旧班	設備の復旧・応急復旧に関する業務
お客様対応班 （法人ユーザ）	重要法人・自治体・代理店法人等の支援に関する業務
お客様対応班 （マスユーザ・代理店）	ドコモショッピングの運営に関する業務
避難所支援班	避難所等での避難者支援業務
総務厚生班	社員等の安否/服務/経理、報道機関等に関する業務

第32節 県防災ヘリコプターによる災害応急対策

災害時における県防災ヘリコプターによる応急対策としては、その機動性を活かして被災状況等の情報収集、緊急物資輸送などの措置を実施する。

1 活動体制

県防災ヘリコプターの運航については、関係法令によるもののほか、「茨城県防災ヘリコプター運航管理要綱」、「茨城県防災ヘリコプター緊急運航要領」及び「茨城県防災ヘリコプター緊急運航要請基準」の定めるところによる。

2 市町村等からの応援要請

市町村等（含む：消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合）の長は茨城県知事に対して、「茨城県防災ヘリコプター応援要綱」の定めるところにより、応援要請を行うことができる。

資料23-2 (茨城県防災ヘリコプター応援要綱)

資料23-3 (茨城県防災ヘリコプター運航管理要綱)

資料23-4 (茨城県防災ヘリコプター緊急運航要領)

資料23-5 (茨城県防災ヘリコプター緊急運航要請基準)

第33節 郵政事業に係る措置

1 郵便関係

(1) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付

救助法が発動された場合、被災1世帯あたり、郵便葉書5枚及び郵便書簡1枚の範囲内で無償交付する。

(2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除

被災者が差し出す郵便物（速達郵便及び電子郵便を含む）の料金免除を実施する。

なお、取り扱いは日本郵便株式会社が指定した郵便局とする。

(3) 被災地あて救助用郵便物等の料金免除

日本郵便株式会社は、公示して、被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会又は共同募金会連合会にあてた救助用物品を内容とするゆうパック及び救助用又は見舞用の現金書留郵便物の料金免除を実施する。なお、引受場所は全ての郵便局（簡易郵便局を含む）とする。

(4) 利用の制限及び業務の停止

重要な郵便物の送達の確保又は交通の途絶のため、やむを得ないと認められる場合は、郵便の利用を制限し、又は郵便の業務の一部を停止することがある。

(5) 郵便局窓口業務関係

災害時において、被災地における郵便局の窓口業務の維持を図るため、被災により業務継続が不能となった郵便局について、仮局舎急設による窓口業務の迅速な再開、臨時窓口の開設、窓口取扱時間又は取扱日の変更等の措置を講ずる。

2 風水害対策計画

第3章 災害復旧計画

第3章 災害復旧計画

第1節 公共施設の災害復旧

災害復旧計画は、災害発生後被災した施設の原形復旧にあわせて、災害の再発を防止するため、必要な施設の新設または改良を行う等、将来の災害に備える事業計画を樹立し、早期復旧を目標に、その実施を図る。

また、この計画は、災害応急対策を講じた後に被害の程度を十分検討して作成するものとし、ここに記載がないものについては、地震災害対策計画編に準じて実施するものとする。

第1 災害復旧事業の種類

- 1 公共土木施設災害復旧計画
 - (1) 河川公共土木施設事業復旧計画
 - (2) 砂防設備事業復旧計画
 - (3) 林地荒廃防止施設事業復旧計画
 - (4) 道路公共土木施設事業復旧計画
 - (5) 港湾公共土木施設事業復旧計画
 - (6) 海岸公共土木施設事業復旧計画
- 2 農林水産施設事業復旧計画
 - (1) 農地、農業用施設事業復旧計画
 - (2) その他施設
 - 1) 林業施設事業復旧計画
 - 2) 漁業用施設事業復旧計画
 - 3) 共同利用施設事業復旧計画
- 3 都市災害復旧事業計画
- 4 上、下水道災害復旧事業計画
- 5 住宅災害復旧事業計画
- 6 社会福祉施設災害復旧事業計画
- 7 公立医療施設、病院等災害復旧事業計画
- 8 学校教育施設災害復旧事業計画
- 9 社会教育施設災害復旧事業計画
- 10 復旧上必要な金融その他資金計画
- 11 その他の計画

第2 復旧事業の方針

1 復旧事業実施体制

災害により被害を受けた施設の復旧を迅速に行うため、指定地方行政機関、県、市町村、指定公共機関、指定地方公共機関等は、復旧事業の実施に必要な職員の配備、職員の応援、派遣等活動体制について、必要な措置をとること。

2 災害復旧事業計画

被災施設の復旧事業計画を速やかに作成し、国又は県が費用の全部又は一部を負担又は補助するものについて、県又は市町村、その他の機関は、復旧事業費の決定及び決定を受けるための査定計画を以て、査定実施が速やかに行えるよう努める。

3 緊急査定の促進

被災施設の災害の程度により、緊急の場合に応じて公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法等に規定する緊急査定が実施されるよう必要な措置を講じて復旧工事が迅速に行われるよう努める。

4 災害復旧事業期間の短縮

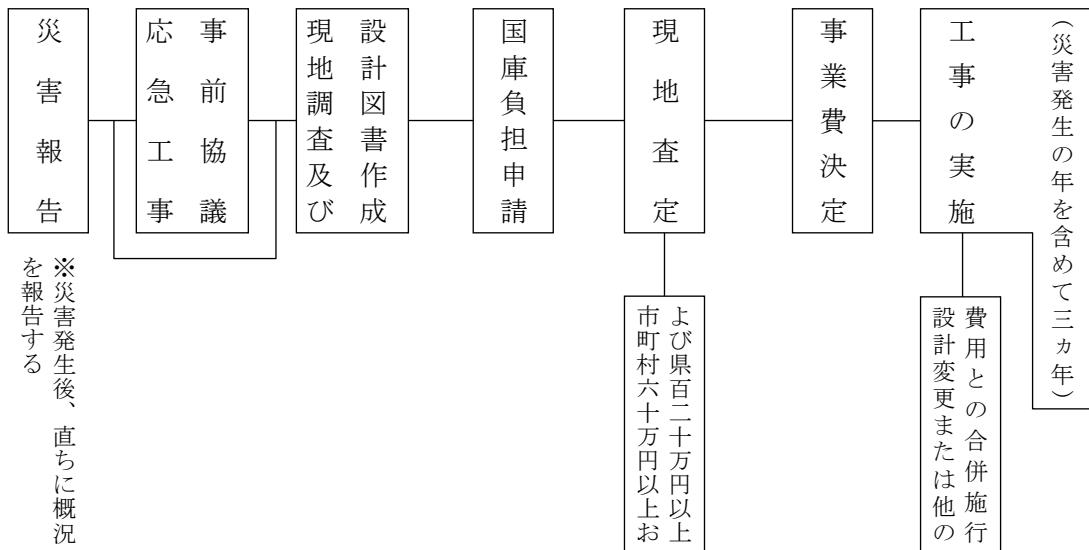
復旧事業計画の樹立にあたっては、災害地の状況、被害の発生原因を考慮し、災害の再発防止及び速やかな復旧が図られるよう関係機関は、十分連絡調整を図り、事業期間の短縮に努める。

5 復旧事業の促進

復旧事業の決定したものについては、速やかに実施できるよう措置し、復旧事業の実施効果をあげるよう努める。

6 公共土木施設災害復旧（河川、海岸、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、橋梁、道路、港湾、漁港、下水道、公園）の取扱い手続は次のとおりである。

(1) 公共事業について



なお、現在は、災害復旧事業として採択され得る限度及び範囲については、国庫負担法、同施行令、同施行規則、国庫負担法事務取扱要綱、同査定方針により運営される。

(2) 小災害の措置について

上記以外の小災害（上記の国庫災害からはずしたもの）で、将来再び出水等の際に被害の因をなすと認められるものは、県単事業として災害復旧を速やかに実施する。

また、これらの実施に必要な資金需要額については、財源を確保するために起債その他の措置を講ずる等災害復旧事業の早期実施に努めるものとする。

第2節 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成

災害復旧事業の決定は、知事の報告その他地方公共団体が提出する資料及び実施調査に基づき決定されるが、法律又は予算の範囲内において国が全部又は一部を負担し、又は補助して行なう災害復旧実施並びに激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づき援助される事業は、次のとおりである。

- ・法律に基づき一部負担又は補助するもの
- ・激甚災害に係る財政援助措置
- ・県が管理している国立公園施設に関する災害復旧助成措置

第1 法律に基づき一部負担又は補助するもの

- 1 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- 2 公立学校施設災害復旧費国庫負担法
- 3 公営住宅法
- 4 土地区画整理法
- 5 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- 6 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- 7 予防接種法
- 8 都市災害復旧は、都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針に基づき、予算の範囲内で事業費の1/2を国庫補助する。
- 9 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律

第2 激甚災害に係る財政援助措置

災害対策基本法に規定する著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生した場合には、県及び市町村は災害の状況を速やかに調査して早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置するものとする。

なお、激甚災害に係る財政援助措置の対象は次のとおりである。

- 1 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助（激甚法第3条、同法施行令第2～3条）
 - (1) 公共土木施設災害復旧事業
公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の規定の適用を受ける公共土木施設の災害復旧事業
 - (2) 公共土木施設災害関連事業
公共土木施設災害復旧事業のみでは災害の再発防止に十分な効果が期待できないと認められるため、これと合併施行する公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令第1条各号の施設の新設又は改良に関する事業で、国の負担割合が2/3未満のもの（道路、砂防を除く。）
 - (3) 公立学校施設災害復旧事業
公立学校施設災害復旧費国庫負担法の規定の適用を受ける公立学校の施設の災害復旧事業
 - (4) 公営住宅災害復旧事業
公営住宅法第8条第3項の規定の適用を受ける公営住宅又は共同施設の建設又は補修に関する事業
 - (5) 生活保護施設災害復旧事業
生活保護法第40条（地方公共団体が設置するもの）又は第41条（社会福祉法人又は日赤が設置するもの）の規定により設置された施設の災害復旧事業

(6) 児童福祉施設災害復旧事業

児童福祉法第35条第2項から第4項までの規定により設置された施設の災害復旧事業

(7) 老人福祉施設災害復旧事業

老人福祉法第15条の規定により設置された養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの災害復旧事業

(8) 身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業

身体障害者福祉法第28条第1項又は第2項の規定により、県又は市町村が設置した施設の災害復旧事業

(9) 障害者支援施設災害復旧事業

障害者自立支援法第79条第1項若しくは第2項又は第83条第2項若しくは第3項の規定により県又は市町村が設置した施設の災害復旧事業

(10) 婦人保護施設災害復旧事業

売春防止法第36条の規定により県が設置した婦人保護施設の災害復旧事業

(11) 感染症指定医療機関災害復旧事業

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定する感染症指定医療機関の災害復旧事業

(12) 感染症予防事業

激甚災害のための感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第58条の規定による県の支弁に係る感染症予防事業

(13) 堆積土砂排除事業

ア 公共施設の区域内の排除事業

激甚災害に伴い公共施設の区域内で堆積した政令で定めた程度に達する異常に多量の泥土、砂礫、岩石、樹木等の排除事業で地方公共団体又はその機関が施行するもの

イ 公共的施設区域外の排除事業

激甚災害に伴い発生した堆積土砂で、市町村長が指定した場所に集積されたもの又は市町村長が、これを放置することが公益上重大な支障があると認めたものについて、市町村が行う排除事業

(14) たん水排除事業

激甚災害の発生に伴う破堤又は溢流により浸水した一団の地域について、浸水面積が30ヘクタール以上に達するものの排除事業で地方公共団体が施行するもの

2 農林水産業に関する特別の助成

(1) 農林水産業の災害復旧事業に係る補助の特別措置

この特別措置は、その年に発生した激甚災害に係る災害復旧事業及び災害関連事業に要する経

費の額から、災害復旧事業については、暫定措置法第3条第1項の規定により補助する額、関連事業については、通常補助する額を、それぞれ控除した額に対して一定の区分に従い超過累進率により嵩上げを行い措置する。

(2) 農林水産業共同利用施設災害復旧事業の補助の特例

激甚災害を受けた共同利用施設については、法令及び政令に従い、採択限度額の引下げや補助率の嵩上げを行う。

(3) 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助

(4) 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（以下「天災融資法」という。）第2条第1項の規定による天災が激甚災害として指定された場合、次の2点の特別措置を行う。

ア 天災融資法の対象となる経営資金の貸付限度額を250万円（果樹等政令で定める資金として貸し付ける場合の貸付限度額については600万円）に引き上げ、償還期限を1年延長し、7年以内とする。

イ 政令で定める地域において被害を受けた農業協同組合等又は農業協同組合連合会に対する天災融資法の対象となる事業資金の貸付限度額を引き上げる。

(5) 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助

(6) 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助

激甚災害に伴う破堤又は溢流により浸水した一団の地域について浸水面積が引き続き、1週間以上にわたり30ヘクタール以上である区域で農林水産大臣が告示した場所の湛水排除事業費の補助

3 中小企業に関する特別の助成

(1) 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例

ア 激甚災害法による指定がなされた場合、被災地域内に事業所を有し、かつ、激甚災害を受けた中小企業者、事業協同組合等の再建資金の借入に関する保証の特例が定められている。

イ 災害等の突発的事由により、経営の安定に支障を生じている中小企業者について、中小企業信用保険法に基づき、資金の借入について保証の特例が定められている。

(2) 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助

4 その他の財政援助及び助成

(1) 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助の対象となるものは法第3条第1項の特定地方公共団体が設置する公民館、図書館、体育館、運動場、水泳プールその他文部科学大臣が財務大臣と協議して定める施設でその災害の復旧に要する経費の額が1の公立社会教育施設ごとに60万円以上のものである。

(2) 私立学校施設災害復旧事業に対する補助

激甚災害を受けた私立の学校の建物等の復旧に要する1つの学校の工事費の額をその学校の児童あるいは生徒の数で除して得た額が750円以上で、1つの学校について、幼稚園は60万円以上、特別支援学校は90万円以上、小、中学校は150万円以上、高等学校は210万円以上、短大は240万円以上、大学は300万円以上の場合である。

(3) 日本私立学校振興・共済事業団による被災私立学校施設の災害復旧に必要な資金の貸付

(4) 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例

(5) 母子及び寡婦福祉資金に関する国の貸付の特例

国は、特定地方公共団体である県が被災者に対する母子及び寡婦福祉資金の貸付金の財源として特別会計に繰り入れた額の3倍に相当する金額を県に対して貸付ける。

(6) 水防資材費の補助の特例

次のいずれかの地域で国土交通大臣が告示する地域に補助される。

ア 県に対して補助する場合は、激甚災害に対し県が水防のため使用した資材の取得に要した費用が190万円を超える県

イ 水防管理団体に対しては、激甚災害に関し、当該水防管理団体が水防のため使用した資材の取得に要した費用が35万円をこえる水防管理団体

なお、補助率は2／3である。

(7) 災害公営住宅建設等事業に対する補助の特例

(8) 公共土木施設、公立学校施設、農地農業用施設及び林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助

第3 県が管理している国立公園施設に関する災害復旧助成措置

自然公園法（以下「法」という。）第12条により公園計画及び公園事業決定をし、第14条により事業執行の承認をうけて都道府県知事が執行した国立公園施設のうち、法第26条による国庫補助対象事業の施設が災害を受けた場合は、1施設当たりの復旧費が500千円以上のものについて、災害復旧対象事業として国庫補助事業としている実績がある。

第3節 災害復旧資金

災害復旧計画の実施に必要な資金需要額を、速やかに把握し、それぞれ負担を要する財源を確保するために、起債その他所要の措置を講ずる等、災害復旧事業の早期実施に努める。

第1 県の措置

- 1 災害復旧経費の資金需要額の把握
- 2 歳入欠陥債、災害対策債、災害復旧事業債について調査し、事業執行に万全を期する。
- 3 普通交付税の繰上交付及び特別交付税の交付を国に要請する。
- 4 一時借入金及び起債の前借等により災害関係経費を確保する。

第2 関東財務局の措置

1 必要資金の調査及び指導

災害発生の際は関係機関と緊密に連絡の上、県、市町村等の必要資金量を把握し、その確保の措置をとる。

2 応急資金の融資

県、市町村に対し、災害応急資金枠の特別配分を受けて融資を行う。

第4節 災害復旧事業に必要な金融及びその他の資金

第1 農林漁業復旧資金

災害により被害を受けた農林漁業者又は団体に対し復旧を促進し、農林漁業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、天災融資法及び茨城県農林漁業災害対策特別措置条例並びに株式会社日本政策金融公庫法により融資する。

- 1 天災融資法第2条第1項の規定に基づき、政令で指定された天災による被害を受けた農林漁業者に必要な経営資金を融資する。

(1) 貸付の内容

ア 貸付の相手方

被害農林漁業者

イ 貸付対象事業

種苗、肥料、飼料、薬剤、農機具（政令で定めるものに限る）、家畜、家きん、しいたけほど木、漁具（政令で定めるものに限る）、稚魚、稚貝、餌料、漁業用燃油等の購入資金、漁船（政令で定めるものに限る）の建造又は取得資金、その他農林漁業経営に必要な資金

ウ 貸付利率 年6.5%以内（利率はその都度定める。）

エ 償還期限 6年以内（ただし、激甚災害のときは7年以内）

オ 貸付の限度額 被害農林漁業者当たり200万円以内（激甚災害のときは250万円）
カ 貸付機関 農業協同組合、森林組合、漁業協同組合又は金融機関
キ その他当該市町村長の被害認定が必要である。

2 茨城県農林漁業災害対策特別措置条例に基づく融資

(1) 茨城県農林漁業災害対策特別措置条例第2条第12号に基づき、条例で指定された災害に係る被害農業地域等の被害農林漁業者に必要な経営資金を融資する。

ア 貸付の相手方 被害農林漁業者
イ 貸付対象事業 種苗、肥料、飼料、薬剤、農機具、家畜、しいたけほだ木、漁具、稚魚、稚貝、餌料、漁業用燃油等の購入資金、漁船の建造又は取得に必要な資金その他農林漁業経営に必要な資金
ウ 貸付利率 5%以内（特別被害地域内の特別被害農林漁業者は3%以内）
エ 償還期限 6年以内
オ 貸付限度額 被害農林漁業者当たり200万円以内
カ 貸付機関 農業協同組合、森林組合、漁業協同組合又は金融機関
キ その他 当該市町村長の被害認定が必要

(2) 茨城県農林漁業災害対策特別措置条例第2条第13号に基づき、被害組合に対し、条例で指定された災害により、被害を受けたために事業運営に必要となった資金を融資する。

ア 貸付の相手方 被害組合
イ 貸付対象事業 被害を受けたために必要となった事業運営に要する資金
ウ 貸付利率 6.5%以内
エ 償還期限 3年以内
オ 貸付の限度額 2,500万円以内（連合会は5,000万円以内）
カ 貸付機関 農業協同組合連合会、森林組合連合会、漁業協同組合連合会又は金融機関

(3) 茨城県農林漁業災害対策特別措置条例第2条第14号に基づき、被害農業者等に指定災害により、被害を受けた農業用施設の復旧に必要な資金を融資する。

ア 貸付の相手方 被害農業者又は特別被害農業者
イ 貸付対象事業 指定災害により被害を受けた農業用施設の復旧に必要な資金
ウ 貸付利率 5%以内（特別被害地域内の特別被害農林漁業者は3%以内）
エ 償還期限 12年以内（共同利用施設は15年以内）
オ 貸付限度額 被害農林漁業者当たり200万円以内（共同利用施設は2,000万円以内）
カ 貸付機関 農業協同組合、農業協同組合連合会又は金融機関
キ その他 当該市町村長の被害認定が必要

3 株式会社日本政策金融公庫（農林漁業施設資金）

農林漁業者に対し、被害を受けた施設の復旧資金の概要は次のとおりである。

(1) 償還期限 <共同利用施設>

20年（据置3年を含む。）以内

<主務大臣指定施設>

果樹の改樹等 25年（据置10年を含む。）以内

その他 15年（据置3年を含む。）以内

(2) 貸付利率 公庫所定の利率による

(3) 貸付限度額 <共同利用施設>

貸付対象事業費の80%

<主務大臣指定施設>

貸付対象事業費の80%又は1施設当たり300万円（特認600万円、漁船20トン未満：1,000万円、20トン以上：最大11億円）のいずれか低い額

(4) 担保 保証もしくは担保

(5) その他 日本政策金融公庫のほか、農業協同組合、漁業協同組合、同連合会、農林中央金庫等で申し込み可能

市町村長が発行する「り災証明書」が必要

4 農業災害補償

農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく収入保険及び農業共済について、災害時に農業共済組合等の補償業務の迅速、適正化を図るとともに、早期に保険金及び共済金等の支払いをするよう指導する。

第2 中小企業復興資金

地震災害対策計画編第4章第1節第2「災害弔慰金等の支給及び災害援護資金等の貸付」に準じる。

第3 住宅復興資金

地震災害対策計画編第4章第1節第2「災害弔慰金等の支給及び災害援護資金等の貸付」に準じる。

第4 生活福祉資金

地震災害対策計画編第4章第1節第2「災害弔慰金等の支給及び災害援護資金等の貸付」に準じる。

第5 母子・父子・寡婦福祉資金

「母子及び父子並びに寡婦福祉法」（昭和39年法律第129号）に基づき、災害により被害を受けた母子家庭及び父子家庭並びに寡婦に対し、その経済的自立と生活意欲の助長促進を図るため、母子・父子・寡婦福祉資金の貸付を行う。

（住宅資金）

- | | |
|--------|---|
| 1 対象者 | 母子家庭の母、父子家庭の父または寡婦 |
| 2 貸付限度 | 150万円以内（災害等による増改築及び住宅建設・購入の場合200万円以内） |
| 3 償還期間 | 6月以内の据置期間経過後6年以内（災害等による増改築及び住宅建設・購入の場合7年以内） |
| 4 貸付利率 | 無利子（保証人のいない場合年1.0%。ただし据置期間中は無利子） |

第6 義援金の募集及び配分

1 義援金の募集及び受付

県（福祉部）、市町村、日赤茨城県支部、茨城県共同募金会は、一般県民及び他都道府県民等への義援金の募集が必要と認められる災害が発生した場合、直ちに義援金の受付窓口を設置し、義援金の募集及び受付を実施する。

また、募集に当たっては、新聞、テレビ、ラジオ等の報道機関と協力し、義援金の受付方法等について広報・周知を図る。

2 委員会の設置

（1）委員会の設置

県は被災者あてに寄託された義援金を、被災者に公平かつ適正に配分することを目的として委員会を設置する。

（2）委員会の構成

委員会は、次の関係機関をもって構成するが、被害の状況によりその他の関係機関、団体等を構成員に加えることができる。

- 1) 茨城県
- 2) 茨城県市長会
- 3) 茨城県町村会
- 4) 日本赤十字社茨城県支部
- 5) 茨城県共同募金会
- 6) 株式会社茨城新聞社
- 7) 株式会社LuckyFM茨城放送

3 義援金の保管

一般県民及び他都道府県民等から寄託された被災者に対する義援金については、各受付機関において適正に保管する。

なお、委員会が設置された場合は、委員会が各受付機関より義援金の引継ぎを受け、市町村を通じて被災者に配分するまでの間、適正に保管する。

4 義援金の配分

(1) 配分方法の決定

委員会は、各受付機関で受け付けた義援金の被災者に対する配分方法（対象、基準、時期並びにその他必要な事項）について、協議の上決定する。

なお、県で受け付けた義援品については、被災市町村の需給状況を勘案し、効果的に配分する。

(2) 配分の実施

市町村は、委員会において決定された義援金の配分方法により、被災者に対し迅速かつ適正に配分する。

(3) 配分の公表

委員会は、被災者に対する義援金の配分結果について、茨城県防災会議に報告するとともに報道機関等を通じて公表する。

第7 災害弔慰金、災害障害見舞金及び災害援護資金

災害により家族を失い、若しくは精神又は身体に障害を受け、あるいは住家、家財を失った個人を救済するため、市町村は、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく市町村条例の定めるところにより災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けを行う。

また、市町村等は各種支援措置の実施に資するため、発災後早期に罹災証明書の交付体制を確立し、被災者に罹災証明を交付するものとする。

1 災害弔慰金の支給

対象災害	<ul style="list-style-type: none"> 当該市町村において住居が5世帯以上滅失した自然災害 県内において、住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の自然災害 県内において、災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の自然災害 災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の自然災害
受給遺族	<p>ア. 配偶者、子、父母、孫、祖父母</p> <p>イ. アの遺族がいざれも存在しない場合は、死亡した者の死亡当時における兄弟姉妹（死亡した者と死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。）</p>
支給限度額	<p>① 生計維持者が死亡した場合 500万円</p> <p>② その他の者が死亡した場合 250万円</p>
費用負担割合	国（1／2）、県（1／4）、市町村（1／4）

2 災害障害見舞金の支給

対象災害	<ul style="list-style-type: none"> 当該市町村において住居が5世帯以上滅失した自然災害 県内において、住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の自然災害 県内において、災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の自然災害 災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の自然災害
受給者及び障害の程度	<p>上記の災害により精神又は身体に次に掲げる程度の障害を受けた者</p> <p>① 両眼が失明したもの</p> <p>② 咀嚼及び言語の機能を廃したもの</p> <p>③ 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの</p> <p>④ 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの</p> <p>⑤ 両上肢をひじ関節以上で失ったもの</p> <p>⑥ 両上肢の用を全廃したもの</p> <p>⑦ 両下肢をひざ関節以上で失ったもの</p> <p>⑧ 両下肢の用を全廃したもの</p> <p>⑨ 精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各号の同程度以上と認められるもの</p>
支給限度額	<p>① 生計維持者が障害を受けた場合 250万円</p> <p>② その他の者が障害を受けた場合 125万円</p>
費用負担割合	国（1／2）、県（1／4）、市町村（1／4）

3 災害援護資金の貸付

対象災害	・県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の自然災害	
貸付限度額	① 世帯主の1ヵ月以上の負傷 ② 家財の1/3以上の損害 ③ 住居の半壊 ④ 住居の全壊 ⑤ 住居の全体が滅失 ⑥ ①と②が重複 ⑦ ①と③が重複 ⑧ ①と④が重複 ()は特別の事情がある場合	150万円 150万円 170(250)万円 250(350)万円 350万円 250万円 270(350)万円 350万円
貸付条件	世帯人員	市町村民税における前年の総所得金額
	1人	220万円
	2人	430万円
	3人	620万円
	4人	730万円
	5人以上	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額 ただし、その世帯の住居が滅失した場合にあっては、1、270万円とする
	貸付利率	年3%以内で市町村条例で定める率(据置期間中は無利子)
	措置期間	3年(特別な事情のある場合は5年)
	償還期間	10年(据置期間を含む)
	償還方法	年賦、半年賦又は月賦
貸付原資負担	国(2/3)、県(1/3)	

第8 災害見舞金の支給

県内において発生した災害により被害を受けた者等に対して、「茨城県災害見舞金支給要項」

(平成21年11月24日制定。平成21年10月8日から適用)に基づき、見舞金を支給する。

対象災害	県内において発生した自然災害であって、以下の要件に該当するもの (1) 一の市町村の区域内において、5世帯以上の住家が全壊又は半壊した災害 (2) (1)の災害により発生したその他の市町村での被害 ただし、以下に規定する者には見舞金は支給しない。 (1) 「災害弔慰金の支給等に関する法律」に規定する災害弔慰金又は災害障害見舞金の支給要件に該当する者 (2) 「被災者生活再建支援法」に規定する全壊・大規模半壊による被災者生活再建支援金の支給要件に該当する者 (3) 茨城県被災者生活再建支援補助金交付要項第3条第2項に規定する補助対象事業の支給の要件に該当する者
支給額	・死 亡 1人当たり 10万円 ・重度障害 1人当たり 5万円 ・住家全壊 1世帯当たり 5万円 ・住家半壊 1世帯当たり 3万円 ・床上浸水 1世帯当たり 2万円
費用負担割合	県(10/10)

第9 郵政関係保護

1 郵便関係

(1) 被災地あて救助用郵便物等の料金免除

日本郵便株式会社が公示して、被災者の救助などを行う地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会又は共同募金連合会にあてた救助用物品を内容とするゆうパック及び救助用又は見舞い用の現金書留郵便物の料金免除を実施する。なお、引受場所は全ての郵便局（簡易郵便局を含む）とする。

(2) 被災者に対する郵便葉書などの無償交付

災害救助法が発動された場合、被災1世帯あたり郵便葉書5枚及び郵便書簡1枚の範囲内で無償交付する。なお交付場所は日本郵便株式会社が指定した郵便局とする。

(3) 被災者が差し出す郵便物の料金免除

被災者が差し出す郵便物（速達郵便及び電子郵便郵便を含む）の料金免除を実施する。なお、取扱場所は日本郵便株式会社が指定した郵便局とする。

(4) 利用の制限および業務の停止

重要な郵便物の送達の確保又は交通の途絶のため、やむを得ないと認められる場合は、郵便の利用を制限し、又は郵便の業務の一部を停止することがある。

第10 被災者生活再建支援法による支援金の支給

市町村単位又は県域の住家全壊世帯数が一定基準以上となった場合等、法に定める基準を満たした場合に、被災者生活再建支援法（以下「支援法」という。）を適用し、支援金を支給することにより、生活再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資する。

1 被害状況の把握及び被災世帯の認定

支援法の適用にあたっては、当該市町村が住家の被害状況を把握し、次の基準で被災世帯の認定を行う。

(1) 被災世帯の認定

支援法の対象となる被災世帯は、次に掲げるものをいう。（支援法第2条第2号）

- ① 当該自然災害によりその居住する住宅が全壊した世帯。
- ② 当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、又はその居住する住宅の敷地に被害が生じ、当該住宅の倒壊による危険を防止するため必要があること、当該住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となることその他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯。

- ③ 当該自然災害により火砕流等による被害が発生する危険な状況が継続することその他の事由により、その居住する住宅が居住不能のものとなり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯。
 - ④ 当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、基礎、基礎ぐい、壁、柱等であって構造耐力上主要な部分として政令で定めるものの補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯。（②及び③に掲げる世帯を除く。）
- (2) 住家の滅失等の算定及び住家及び世帯の単位
災害救助法における基準を参照

2 支援法の適用基準

支援法の対象となる自然災害は、支援法施行令第1条の定めにより次に掲げるとおりである。

- (1) 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害（同条第2項のいわゆるみなし規定により該当することとなるものを含む）が発生した市町村の区域に係る自然災害（支援法施行令第1条第1号）
- (2) 10以上の世帯の住家が全壊する被害が発生した市町村の区域に係る自然災害（支援法施行令第1条第2号）
- (3) 100以上の世帯の住家が全壊する被害が発生した都道府県の区域に係る自然災害（支援法施行令第1条第3号）
- (4) (1)又は(2)に規定する被害が発生した都道府県の区域内の他の市町村（人口10万人未満のものに限る。）の区域で、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した自然災害（支援法施行令第1条第4号）
- (5) (3)又は(4)に規定する都道府県の区域に隣接する都道府県の区域内の市町村（人口10万人未満のものに限る。）の区域で(1)～(3)に規定する区域のいずれかに隣接し、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した自然災害（支援法施行令第1条第5号）

3 支援法の適用手続

- (1) 市町村の被害状況報告

市町村長は、当該自然災害に係る被害状況を収集し、知事に対して報告する。

- (2) 県の被害状況報告及び支援法の適用

知事は、市町村長の報告を精査した結果、発生した災害が支援法の適用基準に該当すると認めたときは、内閣府政策統括官（防災担当）及び被災者生活再建支援法人に報告するとともに、支援法対象の自然災害であることを速やかに公示するものとする。なお、当該市町村には、支援法が適用されたことを通知する。

4 支援金支給の基準

(1) 複数世帯の場合

(単位：万円)

区分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計
全壊(1-(1)-①) 解体(1-(1)-②) 長期避難(1-(1)-③)	建設・購入	100	200	300
	補修	100	100	200
	賃借	100	50	150
大規模半壊 (1-(1)-④)	建設・購入	50	200	250
	補修	50	100	150
	賃借	50	50	100

(2) 単数世帯の場合

(単位：万円)

区分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計
全壊(1-(1)-①) 解体(1-(1)-②) 長期避難(1-(1)-③)	建設・購入	75	150	225
	補修	75	75	150
	賃借	75	37.5	112.5
大規模半壊 (1-(1)-④)	建設・購入	37.5	150	187.5
	補修	37.5	75	112.5
	賃借	37.5	37.5	75

5 支援金支給申請手続

(1) 支給申請手続等の説明

市町村は、制度の対象となる被災世帯に対して支給申請手続等について説明する。

(2) 必要書類の発行

市町村は、支給申請書に添付する必要のある書類について、被災者からの請求に基づき発行する。

- ① 住民票など世帯が居住する住所の所在、世帯の構成が確認できる証明書類
- ② 罹災証明書（交付は地震災害対策計画編に準じる）

(3) 支給申請書等の取りまとめ

市町村は、被災者から提出された支給申請書及び添付書類を確認等とりまとめの上、速やかに県に送付する。

(4) 支給申請書等の被災者生活再建支援法人への送付

県は、市町村から送付された申請書類等を確認・点検するとともに速やかに被災者生活再建支援法人まで送付する。

6 支援金の支給

支給申請書類は、被災者生活再建支援法人で審査が行われ支援金の支給が決定される。

決定内容は、被災者生活再建支援法人から申請者に通知書が交付されるとともに、支援金は支給決定に基づき原則として被災者生活再建支援法人から直接口座振替払いにより、申請者に支給

される。

(1) 支援金の現金支給

市町村は、口座振替払いによる支援金支給ができないものについて、被災者生活再建支援法人からの委託に基づき、申請者に現金による支援金の支給事務を行う。

第11 茨城県被災者生活再建支援補助事業による支援金の支給

自然災害によりその居住する住宅に著しい被害を負った世帯のうち、被災者生活再建支援法（以下「法」）の適用の対象とならない世帯の生活再建のため、茨城県被災者生活再建支援補助事業（以下「補助事業」）により、法と同趣旨の支援金を支給することで、被災者間の不公平を是正し、被災者の速やかな復興を支援する。

1 被害状況の把握及び被災世帯の認定

補助事業の適用にあたっては、当該市町村が住家の被害状況を把握し、次の基準で被災世帯の認定を行う。

(1) 被災世帯の認定

補助事業の対象となる被災世帯は次に掲げるものをいう。

- ① 当該自然災害により住家が全壊した世帯
- ② 当該自然災害により住家が半壊し、又はその住家の敷地に被害が生じ、当該住家の倒壊による危険を防止するため必要があること、当該住家に居住するために必要な補修費等が著しく高額となることその他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住家を解体し、又は解体されるに至った世帯
- ③ 当該自然災害により住家が半壊し、基礎、基礎ぐい、壁、柱等であって構造耐力上主要な部分として被災者生活再建支援法施行令（平成10年政令第361号）第2条に定めるものの補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住家に居住することが困難であると認められる世帯（②に掲げる世帯を除く。以下「大規模半壊世帯」という。）
- ④ 当該自然災害により住家が半壊した世帯（②及び③に掲げる世帯を除く。）

(2) 住家の滅失等の算定及び住家及び世帯の単位

災害救助法における基準を参照

2 補助事業の適用基準

補助事業の対象となる自然災害は、茨城県被災者生活再建支援補助金交付要項第3条の規定により、次に掲げるとおりである。

- (1) 県内において法が適用された市町村が1以上ある自然災害
- (2) 県内において法の適用がないが、住家全壊被害が1世帯以上発生した自然災害

3 補助事業の適用手続

(1) 市町村の被害状況報告

市町村長は、当該自然災害に係る被害状況を収集し、知事に対して報告する。

(2) 補助事業適用の通知

知事は、市町村長の報告を精査した結果、発生した災害が補助事業の適用基準に該当すると認めたときは、県内市町村長に対し、補助事業適用を通知する。

4 支援金の支給額

(1) 複数世帯の場合

(単位：万円)

区分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計
全壊 解体	建設・購入	100	200	300
	補修	100	100	200
	賃借	100	50	150
大規模半壊	建設・購入	50	200	250
	補修	50	100	150
	賃借	50	50	100
半壊		25		25

(2) 単数世帯の場合

(単位：万円)

区分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計
全壊 解体	建設・購入	75	150	225
	補修	75	75	150
	賃借	75	37.5	112.5
大規模半壊	建設・購入	37.5	150	187.5
	補修	37.5	75	112.5
	賃借	37.5	37.5	75
半壊		18.75		18.75

5 支援金支給申請手続

(1) 支給申請手続等の説明

市町村は、制度の対象となる被災世帯に対して、支給申請手続等について説明する。

(2) 必要書類の発行

市町村は、支給申請書に添付する必要のある書類について、被災者からの請求に基づき発行する。

- ① 住民票など世帯が居住する住所の所在、世帯の構成が確認できる証明書類
- ② 罹災証明書類

6 支援金の支給

市町村において、被災世帯から提出された支給申請書類を審査し、適正と認められる場合は、直接口座振替払いにより申請者に支援金を支給する。

7 市町村への補助

県は、被災世帯へ支援金を支給した市町村に対し、支給の実績に基づいてその費用の一部を補助する。

第5節 その他の保護計画

被害を受けた地域の民生を安定させるため、前各節に掲げるほか、被災地に対する次の対策を講ずるものとする。

第1 被災者に対する就職の支援

- 1 公共職業安定所及び県は、被災により他に転職を希望する者に対して、本人の希望適性等を考慮し、就職の支援を行う。
- 2 被災者の就職を支援するため、職業訓練校において職業訓練を実施するよう努める。

第2 国税等の徴収猶予及び減免の措置

国、県及び市町村は、災害により被災者の納付すべき国税及び地方税について、法令及び条例の規定に基づき、申告、申請、請求、その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期日の延長、国税、地方税（滞納金等を含む）の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

第3 生活保護

被災者の恒久的生活確保のため県及び市町村は、低所得者に対しおおむね次の措置を講ずるものとする。

生活保護に基づく保護の要件に適合している被災者に対しては、その実情を調査のうえ困窮の程度に応じ最低生活を保障する措置をする。

第6節 防災関係機関の復旧計画

第1 東日本旅客鉄道株式会社水戸支社の災害復旧計画

1 災害復旧本部の設置

被害の程度に応じ災害現場に復旧本部を設置し、災害に対する非常措置、輸送、調査、連絡、警備、給与、救護、情報の発表、その他これに付帯することについて指揮をとる。

支社に対策本部が設置されたときは、前項の任務について指示をうけるとともに復旧状況を報告する。

急を要するものは、専決施行後速やかに対策本部長の承認を受ける。

2 災害復旧の組織

支社対策本部（支社・設備班） 公衆電話 232-0022

現地対策本部

3 復旧計画のすべて

災害の程度に応じ第1、第2、第3種に分け、必要に応じいつでも適當な人員、資材、機材及び救護材料等を派遣又は携行できるように定めている。

第1種 災害が大きく、輸送が長期にわたり途絶するような場合、交替で最大限の構成人員を必要とするものとする。

第2種 災害が比較的大きく、相当人数の編成を必要とするもの

第3種 災害が軽微で小人数の編成で間に合うもの

第2 茨城海上保安部の災害復旧計画

海上保安部における災害復旧計画は次のとおりである。

- 1 水路測量及び緊急告示の実施
- 2 航路標識の復旧
- 3 信号所の復旧
- 4 通信施設の復旧
- 5 災害復旧物資の輸送
- 6 航路障害物の除去
- 7 治安対策

第3 NTT東日本株式会社茨城支店における災害復旧計画

1 電話停止時の応急措置

(1) 通信のそ通に対する応急措置

災害時措置計画に沿った臨時回線の作成、中継順路の変更等そ通確保の措置及び臨時公衆電話の設置等を実施する。

(2) 災害時用公衆電話（特設公衆電話）の設置

市が指定する避難所等に設置され、災害発生時に緊急連絡手段として使用できる。

(3) 通信の利用制限

通信が著しく幅そうした場合は、重要通信を確保するため、通話の利用制限等の措置を行う。

(4) 災害用伝言サービスの運用

大規模災害時における電話の幅そうの影響を避けながら、家族や知人との間での安否の確認や避難場所の連絡等を可能とする災害用伝言ダイヤル“171”を提供する。

2 災害等応急復旧の実施

重要通信の確保に留意し、災害等の状況、電気通信設備の被害状況に応じ、次の各号に示す復旧順位を参考とし、適切な措置をもって復旧に努める。

〔電気通信設備及び回線の復旧を優先する機関等〕

重要通信を確保する機関（各社の契約約款に別の定めがある場合はその定めによる）	
第一順位	気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送の確保に直接関係のある機関、通信の確保に直接関係のある機関、電力の供給の確保に直接関係のある機関
第二順位	ガス・水道の供給の確保に直接関係のある機関、選挙管理機関、預貯金業務を行う金融機関、新聞社、通信社、放送事業者、及び第一順位以外の国又は地方公共団体
第三順位	第一順位、第二順位に該当しないもの

※上記のうち、特に重要なユーザー（緊急通報受理機関、内閣府、防衛省、主要自治体本庁等）については、最優先での対応に努める。

3 復旧を優先する電気通信サービス

(1) 電話サービス（固定系・移動系）

(2) 総合ディジタル通信サービス

(3) 専用サービス（国際・国内通信事業者回線、社内専用線含）

(4) パケット交換サービス（インターネット接続サービスを含む）

(5) 衛星電話サービス

4 大規模災害時における復旧順位と応急復旧の目標

復旧順位	応急復旧の目標	
第一段階	2に示す復旧第一順位及び第二順位機関が利用する、3に示す復旧優先サービスの復旧の他、避難場所への災害時用公衆電話（特設公衆電話）の取付け及び街頭公衆電話の復旧を行う。	災害救助機関等、重要通信を扱う機関の業務継続及び災害等応急復旧に最低限必要となるサービスについては24時間以内、その他サービス及び重要加入者については3日以内を目標とする。
第二段階	第一段階の復旧を拡大するとともに、住民の復帰状況等に合わせて一般加入電話等の復旧も逐次行う。	第一段階に引き継ぎ出来るだけ迅速に行う。長くとも10日以内※を目標とする。

※激甚な災害等発生時は、被災状況により最大約1ヶ月程度を要する場合（阪神・淡路大震災の場合で、約2週間、東日本大震災の場合で約1ヶ月）も想定されるが、応急復旧期間の短縮に最大限努めるものとする。

第4 株式会社NTTドコモ茨城支店、KDDI株式会社における災害復旧計画

1 災害が発生した場合には地方自治体の要請により避難所、現地災害対策本部機関等へ携帯電話の貸出しに努める。

2 応急復旧の実施

(1) 災害対策本部の設置

震災等による災害が生じた場合は、災害対策本部を設置し当該設備及び回線の復旧に関し応急の措置を行う。

第5 警察通信の災害復旧計画

1 通信の確保措置

災害により警察専用有線電話及び極超短波、超短波無線電話の常用通信が途絶した場合は、これらが復旧する間、応急用無線局、携帯用無線局及び有線電話の応急架設等をもって通信の確保を図る。

2 通信施設の復旧

通信の復旧に当たっては、特に急速に復旧を要する施設の外は、次の順位により復旧を図る。

(1) 有線電話の復旧順位

ア 専用回線

(ア) 県警察本部～関東管区警察局線

(イ) 県警察本部～各警察署線

(ウ) 警察署～交番、駐在所線

(エ) 加入電話

(オ) 官公舎電話

イ 構内施設

(ア) 県警察本部施設

(イ) 警察署施設

(ウ) 県警察学校、その他の施設

(2) 無線施設の復旧順位

ア 極超短波通信施設

イ 県警察本部超短波施設

ウ 警察署超短波施設

3 海上災害対策計画

3 海上災害対策計画

本計画は、県内において海上における船舶の衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難の発生により多数の遭難者、行方不明者、死傷者等が生じた場合、又は、船舶からの危険物等の大量流出等により著しい海洋汚染、火災、爆発等が発生した場合に、関係機関がとるべき対策について定める。

第1章 災害予防

海上災害の発生を予防するとともに、海上災害が発生した場合に被害の軽減を図るため、関係機関及び関係団体は、次の対策を講じるものとする。

第1節 海上交通安全の確保

1 気象情報発表伝達体制の確保

〔水戸地方気象台〕

海上交通の安全に資するため、沿岸における海上風、海霧、波浪、津波等に関する情報を適切に発表・伝達するものとする。

2 漁船の安全操業に関する指導

〔県（農林水産部）〕

水産試験場漁業無線局において、沿岸及び沖合の気象、海象に関する資料の収集及び広報を行うとともに、危険水域等の情報の提供を行う。

第2節 船舶の安全な運航の確保

1 船舶の安全指導

〔海上保安部、関東運輸局茨城運輸支局〕

船舶に対し、船舶安全法、港則法、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の遵守について指導監督するものとする。

2 海上交通安全の整備

〔海上保安部〕

港湾部における航行管制、海上交通情報の提供、航路標識等を整備し、海上交通の安全性の向上に努めるものとする。

3 港湾部の安全性の確保

〔港湾管理者〕

防波堤、航路等の整備により海上交通の安全性の向上に努めるとともに、港湾施設の技術基準の充実を図るものとする。

4 危険行為の警戒取締り

〔海上保安部、県（警察本部）〕

海上への可燃物投棄などの危険行為の警戒取締りを行い、災害の未然防止を図るものとする。

第3節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

1 情報の収集・伝達体制の整備

防災関係機関は、気象情報等の伝達並びに海上災害が発生した場合において、迅速・的確な応急対策がとれるよう、休日・夜間を含めた情報収集・伝達体制の整備を図るものとする。また、災害時の情報通信手段について、防災情報ネットワークシステム、ネットワーク間の連携等、平常時からその確保と管理・運用体制の構築に努めるものとする。

〔海上保安部〕

機動的な情報収集活動を行うため、巡視船艇、航空機など多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するとともに、発災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員を指定するなどの体制の整備を推進するものとする。

また、航行船舶、民間企業等からの情報など、多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努めるものとする。

〔県（防災・危機管理部、保健医療部）〕

ヘリコプターテレビシステム等の画像による情報収集システムの整備を推進するとともに、災害現場や防災関係機関等で情報収集・連絡にあたる要員をあらかじめ定めるなど、情報収集体制を整備するものとする。

また、市町村、消防機関等から速やかに災害関連情報等の収集ができるよう、防災関係機関相互

の連携の強化に努めるとともに、家族等からの問合わせ等に対応する体制について整備を図るものとする。

〔県（警察本部）〕

機動的な情報収集や搜索活動等応急対策の実施のために、船舶・航空機等の整備に努めるものとする。

〔市町村〕

緊急時の通報連絡体制を確立するとともに、災害現場や関係機関等で情報収集・連絡にあたる要員をあらかじめ定めるなどして緊急時の体制を整備するものとする。

2 災害応急体制の整備

（1）職員の活動体制の整備

〔海上保安部、県（各部局）、港湾管理者、市町村等防災関係機関〕

それぞれの機関の実情に応じ、非常参集体制の整備を図るとともに、それぞれ災害活動マニュアルを作成して職員に災害時の活動内容等を周知させるものとする。

また、港湾における高潮・暴風リスクを低減するため、タイムラインの考え方を取り入れた防災対策を推進するものとする。

さらに、コンテナ等の野外蔵置貨物の流出防止対策を推進するものとする。

（2）防災関係機関相互の連携体制

〔海上保安部、県（各部局）、市町村等防災関係機関〕

災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であることから、それぞれの機関は、応急活動及び復旧活動に関し、相互応援の協定を締結する等平常時より連携を強化しておくものとする。

なお、県及び市町村においては、既に以下の協定を締結しており、今後は、より具体的、実践的なものとするよう連携体制の強化を図っていくものとする。

（県）

- ・「震災時等の相互応援に関する協定」（東京都、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県、静岡県、長野県）

（市町村）

- ・「災害時等の相互応援に関する協定」（県下全市町村）
- ・「茨城県広域消防相互応援協定」（県下全消防本部）

（3）茨城県沿岸排出油等防除協議会等の円滑な運営

〔海上保安部、県（防災・危機管理部、農林水産部、土木部）、市町村等防災関係機関〕

海上保安部、県、関係団体、事業者等からなる茨城県沿岸排出油等防除協議会や安全対策協議会の適切な運営を推進することにより、関係機関及び関係団体等の相互の連絡調整を図るととも

に、応急体制の整備を推進するものとする。

3 捜索、救出・救助及び消火活動への備え

(1) 資機材等の整備

〔海上保安部、県（防災・危機管理部）、市町村等防災関係機関〕

災害時に迅速に応急対策活動が行えるよう、それぞれの防災機関の実情に応じ、救急・救助用資機材、消火用資機材、船艇及び航空機等の整備に努めるものとする。

4 危険物等の大量流出時における防除活動への備え

(1) 流出油等防除体制の確立

〔海上保安部、県（防災・危機管理部）〕

関係機関及び関係団体の保有するオイルフェンス、油処理剤、油吸着剤等の流出油等防除資機材、化学消火薬剤、作業船舶等を把握確認するとともに、緊急時における防災関係機関の協力体制の確立に努めるものとする。

(2) 流出油等防除資機材の整備

〔海上保安部、県（防災・危機管理部、農林水産部、土木部）、市町村等防災関係機関〕

オイルフェンス、油吸着剤、油処理剤等の流出油等防除資機材、化学消火薬剤等消火機材及び避難誘導に必要な資機材の整備に努めるものとする。

(3) 回収油の一時保管等の検討

〔市町村〕

沿岸へ漂着した油を回収する際に備えて、回収方法、回収資機材の調達方法、回収油の一時保管方法等をあらかじめ定めておくものとする。

第4節 緊急輸送活動への備え

1 緊急輸送活動体制の整備

〔海上保安部、関東運輸局茨城運輸支局〕

海上における資機材等の円滑な輸送を行うため、船舶交通体制の整備を図るものとする。

第5節 防災関係機関の防災訓練の実施

1 防災訓練の実施

〔海上保安部、県（各部局）、市町村等防災関係機関〕

大規模海難、危険物大量流出等の海上災害及び被害の想定を明らかにし、実践的で、相互に連携した訓練を定期的・継続的に実施し、専門的知識・技能を有する職員の育成に努めるとともに、油防除能力の向上を図るものとする。

第6節 災害復旧への備え

1 重要な所管施設の構造図等の整備

〔県（土木部）、港湾管理者、市町村等防災関係機関〕

円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努めるものとする。

第2章 災害応急対策

海上災害が発生した場合、できるだけ被害を最小限にとどめるため、関係機関及び関係団体は次の対策を講じるものとする。

第1節 発災直後の情報の収集・連絡

1 災害情報の収集・連絡

〔海上保安部〕

海上災害が発生したことを覚知したときは、その状況の把握に努め、海上災害情報伝達系統に基づき、関係機関及び関係団体等へ情報を伝達するものとする。

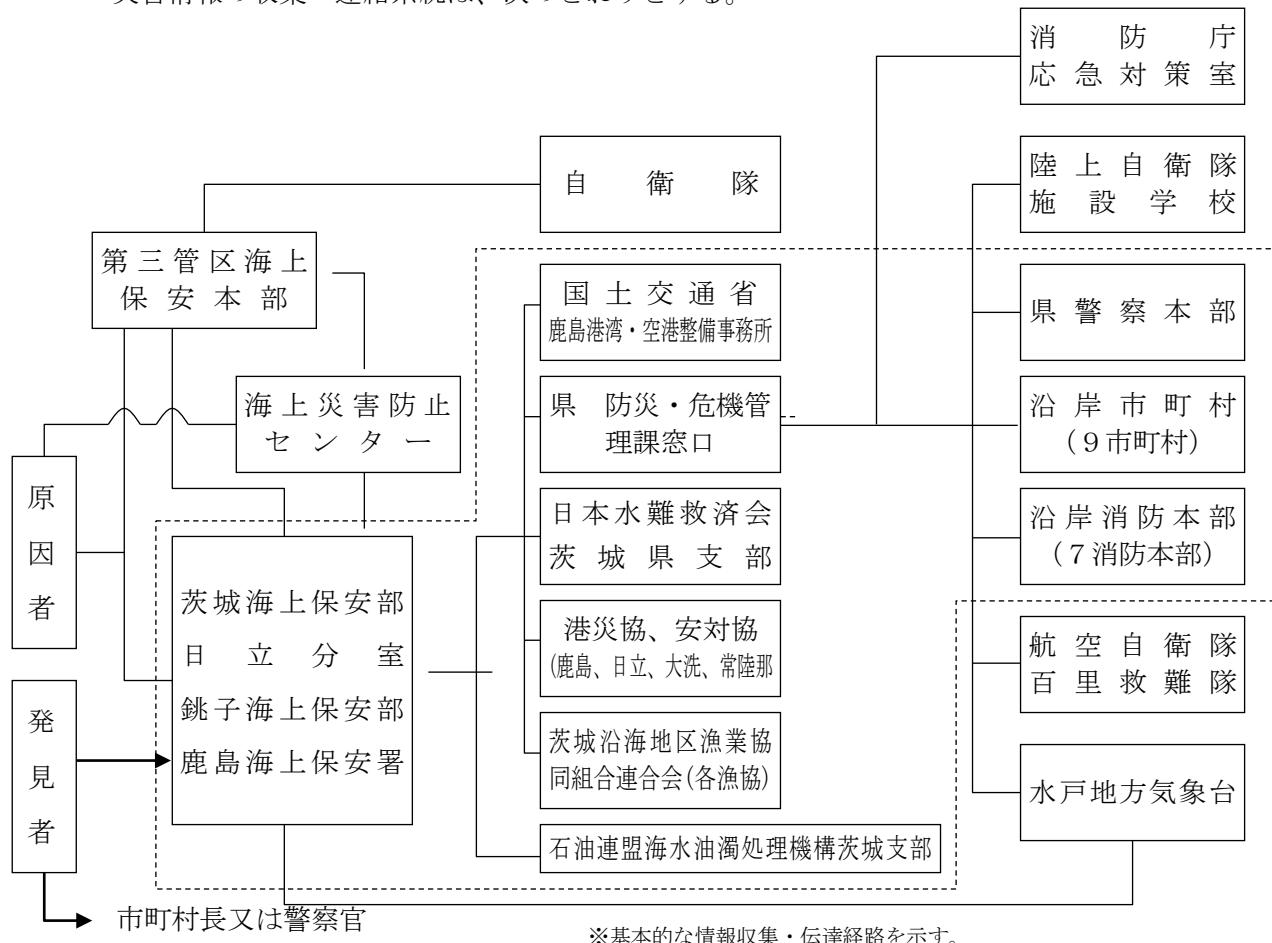
また、必要に応じ、被害情報や活動状況を逐次関係機関及び関係団体等へ伝達するものとする。

〔県（防災・危機管理部）〕

海上災害の情報を受理したときは、その状況把握に努め、関係機関に伝達するとともに、消防庁に対して、速やかに災害の概況を報告するものとする。

2 災害情報の収集・連絡系統

災害情報の収集・連絡系統は、次のとおりとする。



3 被害概況の収集・把握

〔海上保安部、県（防災・危機管理部、警察本部）〕

海上保安部及び県は、緊密な連携のもとに被害情報の把握に努める。

また、船艇、ヘリコプター等で目視、撮影、画像情報等の利用により被害規模の把握を行う。

〔市町村、消防機関〕

市町村及び消防機関は、自地域内に被害が発生した場合又は発生するおそれのある場合は、直ちに、被害の状況及び応急対策の実施状況に関する情報を収集し、県に報告するものとする。併せて、「火災・災害等即報要領」に基づき、消防庁に対しても、原則として覚知後30分以内で可能な限り早く報告するものとする。

4 災害情報の通報

〔発見者〕

海上災害が発生するおそれのある異常な現象を発見した者は、直ちに、その旨を市町村長又は警察官若しくは海上保安官に通報しなければならない。

また、何人も、この通報が最も迅速に到達するよう協力しなければならない。

この通報を受けた警察官又は海上保安官はその旨を速やかに市町村長に、また市町村長は水戸地方気象台、県、海上保安部、その他関係機関に通報しなければならない。

5 県民等への情報提供

〔海上保安部、県（総務部、防災・危機管理部、営業戦略部）、市町村〕

防災関係機関相互の連絡を密にし、海上災害の状況、安否、各機関が講じる施策等の情報について、適切に提供するものとする。

また、情報の伝達にあたっては、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得るものとする。この際、テレビ放送については字幕を付けるよう併せて依頼する。

第2節 活動体制の確立

1 県の活動体制

（1）職員の動員配備体制区分の基準及び内容

職員配備の決定基準の海上災害の状況等により次のとおり定める。

体制区分	基 準	配備人員	災害対策本部等の設置
警戒体制 (事前配備)	海上事故により、多数の遭難者が発生するおそれのある場合、流出油等により厳重な警戒体制をとる必要が生じた場合、または、他の状況により防災・危機管理部長が必要と認めた場合	あらかじめ定める防災関係職員（次表参照）	災害警戒本部を設置する。
非常体制	海上事故により、多数の遭難者、死傷者等が発生したとき、流出油等が沿岸に漂着するおそれがあるなど相当な被害が予想される場合、または、他の状況により本部長が必要と認めた場合	海上災害応急対策が円滑に行える体制	災害対策本部を設置する。

〔警戒体制時の配備人員〕

部局名	配備人員
総務部	報道・広聴課 2
県民生活環境部	生活文化課 2
	環境政策課 2
	環境対策課 5
	廃棄物規制課 1
	資源循環推進課 1
保健医療部	保健政策課 2
	医療政策課 2
福祉部	福祉政策課 2
農林水産部	漁政課 2
	(水産振興課) (5)
土木部	河川課 5
	港湾課 5
(土木・工事事務所)	管轄土木・工事事務所 (工務所を含む) 各5
(港湾事務所)	管轄港湾事務所 各5前後
警察本部	警備課 3
	地域課 2

※ () は、危険物流出事故の場合で、状況に応じ配備する。

(2) 職員の動員配備体制の決定

〔県（防災・危機管理部）〕

〈警戒体制〉

海上事故情報、被害情報等に基づく防災・危機管理課長の報告をもとに、防災・危機管理部長が職員の動員配備区分の決定基準に基づき決定する。

〈非常体制〉

防災・危機管理課長の報告をもとに、防災・危機管理部長が状況を判断し、知事の承認を得て決定する。ただし、緊急を要し、防災・危機管理部長が不在かつ連絡不能の場合は、防災・危機管理部次長が代行する。

また、知事が不在かつ連絡不能の場合は、副知事が代行する。

〈決定者〉

上記体制の決定者は次のとおりとする。

	決 定 者	代 決 者	
		1	2
警戒体制	防災・危機管理部長	防災・危機管理部次長	防災・危機管理課長
非常体制	知 事	副 知 事	防災・危機管理部長

(3) 職員の動員

〔県（各部局）〕

県地域防災計画（地震災害対策計画編）第3章第1節第1「職員参集・動員」に準ずる。

(4) 災害対策本部等の設置基準等

〈災害警戒本部設置基準〉

- ① 海上事故により、多数の遭難者が発生するおそれのある場合
- ② 流出油等により厳重な警戒体制をとる必要が生じた場合
- ③ その他防災・危機管理部長が必要と認めた場合

〈災害警戒本部廃止基準〉

- ① 海上事故により、多数の遭難者が発生する恐れがなくなった場合
- ② 流出油等により厳重な警戒体制をとる必要がない場合
- ③ その他防災・危機管理部長が必要なしと認めた場合

〈災害対策本部設置基準〉

- ① 海上事故により、多数の遭難者、死傷者等が発生した場合
- ② 流出油等が沿岸に多量に漂着するおそれがあるなど相当な被害が予想される場合
- ③ その他知事が必要と認めた場合

〈災害対策本部廃止基準〉

- ① 事故災害応急対策を概ね完了した場合
- ② その他知事が必要なしと認めた場合

〈動員配備基準との対応〉

災害対策本部及び災害警戒本部の設置基準と動員配備基準との対応は「第2章第2節1の(1)職員の動員配備体制区分の基準及び内容」に示したとおりである。

(5) 現地災害対策本部の設置

〔県（防災・危機管理部）〕

災害が局地的であり、かつ、特定の地域に著しい被害が生じたときは、茨城県災害対策本部条例第4条の規定に基づき、より被災地に近い場所に現地災害対策本部を設置する。

〈現地災害対策本部の組織〉

現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって

充てる。

〈現地災害対策本部の設置基準〉

- ・災害が局地的なもので、災害対策本部から遠隔地の場合
- ・被害が広域にわたる場合であっても、特定の地域に著しい被害が生じた場合

〈現地災害対策本部の分掌事務〉

- ・現地の被害状況、復旧状況等の情報収集及び分析に関すること
- ・現地における災害応急対策の指揮、指令及び実施に関すること

〈現地災害対策本部への派遣〉

組織体制・人員配置については、災害の規模等に応じ別に定める基準によることとする。

(6) 災害対策本部等の組織、設置の決定及び本部の設置等

県地域防災計画（地震災害対策計画編）第3章第1節第2「災害対策本部」に準ずる。

第3節 捜索、救出・救助及び消火活動

1 洋上、海岸部及び港湾内部での災害

(1) 捜索及び救出・救助

〔海上保安部〕

洋上、海岸部及び港湾内部において災害が発生し、捜索及び被害者の救助等の必要がある場合は、直ちに、船艇及び航空機等を災害現場に派遣し、資機材等を使用して捜索や救出・救助活動を行うものとする。

また、必要に応じて警察、消防機関、日本水難救済会茨城県支部と連携を図りながら、救助等を行うとともに、県、市町村等防災関係機関に協力を要請するものとする。

特に、洋上での災害については、船位通報制度、航行警報を活用する等、付近の航行船舶についてもできる限り捜索、救助活動等の協力を求めるものとする。

〔県（防災・危機管理部、農林水産部）〕

海上保安部と緊密な連絡を取り合い、必要に応じて防災ヘリコプター及び船艇等を災害現場に派遣し、捜索や救助活動に協力するものとする。

〔県（警察本部）、消防機関〕

災害の状況によりヘリコプター、警備艇、消防艇等を出動し、海上保安部と連携して捜索、救助活動を行うものとする。

(2) 消火活動

〔海上保安部〕

船舶等の火災が発生したときは、原因者が所有する消火資機材を有効に活用するよう指導する

とともに、船艇等により迅速な消火活動を実施し、必要に応じて消防機関等関係機関に対し協力を要請するものとする。

〔消防機関〕

災害の状況により消防艇、消防ポンプ車等を出動し、海上保安部と連携して消火活動を実施するものとする。

2 資機材の携行

〔海上保安部、県（防災・危機管理部）、市町村等防災関係機関〕

救助・救急活動に必要な資機材は、当該活動を実施する機関が携行するものとする。

また、必要に応じ、他機関からの協力等により、救助活動等のための資機材を確保し、救助活動等を実施するものとする。

3 医療救護活動

〔県（保健医療部）、市町村、日赤茨城県支部、病院、医療ボランティア〕

県地域防災計画（地震災害対策計画編）第3章第4節第5「応急医療」に準じて実施するものとする。

また、被災者に対する心のケアを行う必要がある場合は、県地域防災計画（地震災害対策計画編）第3章第5節第2「避難生活の確保、健康管理」の心のケア対策に準じて実施するものとする。

第4節 危険物等の大量流出に対する応急対策

茨城県沿岸海域における流出油等災害の発生については、水産資源の保護、生活地域の安全確保は当然のこととして、海岸の自然景観及び海浜の動植物生態系の保全を重要課題とすることから、沿岸への油等の漂着防止が極めて重要であり、このことから海上での防除活動に全力をあげるものとする。

1 海上での防除活動の実施

〔排出の原因者（防除措置等義務者）〕

危険物等の回収、処理等の防除措置を速やかに講ずるとともに、回収された油等廃棄物の処分を速やかに行うものとする。

また、自らの実施が不可能な場合は、海上災害防止センター等にこれを委託するものとする。

〔海上保安部〕

事故発生時には直ちに、危険物等の拡散の抑制のため、排出の原因者をしてオイルフェンスの展張等応急的な流出油等防除措置をとらせるものとする。

また、排出の原因者が適切な防除措置を講じていないと認められるときは、これらの者に対し防除措置を講ずべきことを命ずるとともに、緊急に防除措置を講ずる必要があるときは海上災害防止センターに指示し、又は自ら流出油の拡散防止、漏洩防止、回収措置等応急的な措置を排出の原因者に協力して実施するものとする。

さらに、必要に応じて県、市町村等関係機関、関係団体等に協力を要請するものとする。

〔県（防災・危機管理部、農林水産部、土木部）〕

排出油の種類及び性状、排出油の拡散状況、気象、海象の状況、その他情報を関係機関に逐次提供するものとする。

海上保安部の協力要請があり知事が必要と判断した場合は、海上保安部との緊密な連携のもと、オイルフェンスや油処理剤等を使用して、流出油等防除作業に協力し又は備蓄資機材を確保し関係機関へ提供するものとする。

〔県（警察本部）、消防機関〕

必要に応じて防除活動等を実施するものとする。

〔鹿島港災害対策協議会、日立港安全対策協議会、大洗港出入港安全対策協議会、常陸那珂港船舶安全対策協議会、石油連盟海水油濁機構茨城支部〕

オイルフェンス、油処理剤、油吸着剤等の流出油等防除資機材及び化学消火薬剤等の消火機材を保有する当該関係団体は、防除作業や資機材の提供などに協力するものとする。

〔漁業協同組合〕

海上保安部の協力要請に基づき、海上保安部の推進する防除活動に対し協力するものとする。

〔海上災害防止センター〕

海上保安庁より指示を受けた場合、又は排出の原因者より委託を受けた場合は流出油等の防除措置を速やかに実施するものとする。

〔海上災害防止センター契約防災措置実施者〕

海上災害防止センターと流出油防除の契約をした機関は、海上保安庁長官の指示又は船舶所有者等から委託を受けたセンターの指示に基づき、必要な防除措置を実施するものとする。

〔茨城県沿岸排出油等防除協議会〕

海上災害防止センター、原因者又はその代理人を加えた総合調整本部会議を開催し、海上防除機関が実施する油回収、油処理等の防除作業や資機材配分等の調整を行うものとする。

2 沿岸の監視及び住民への避難指示等

〔市町村〕

流出油等の漂流、漂着又は流出油火災に対処するため、地先水面の巡回監視を実施するものとする。

流出油が漂着し、又は漂着するおそれがある場合には、必要に応じ沿岸住民に対し流出油等の状

況や火気使用の制限又は禁止等の危険防止措置を広報するものとする。

また、市町村長（市町村長が指示できないと認めるときは警察官、海上保安官等）は、住民の生命、身体に危険を及ぼすと認めるときは、危険区域の住民に対し、速やかに避難の指示を行うものとする。この際、聴覚障害者に対する広報は、正確でわかりやすい文書や字幕付き放送、文字放送によるものとする。

3 警戒区域の設定

〔海上保安部〕

人命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要が認められるときは警戒区域を設定し、巡視船艇等により船舶等に対し、区域外への退去及び入域の制限又は禁止の指示を行うとともに、最寄りの市町村長に対し警戒区域設定に係る通知を行うものとする。

4 漂着油等の防除活動の実施

〔排出油の原因者（防除措置等義務者）〕

漂着油の除去等の防除措置を速やかに講ずるとともに、回収された油等廃棄物の処分を速やかに行うものとする。

また、自らの実施が不可能な場合は、海上災害防止センター等にこれを委託するものとする。

〔海上保安部〕

危険物等の海岸等への漂着（おそれを含む）に対処するため、危険物等の防除等の速やかな実施を防除措置等義務者に指示し、必要な場合は防除措置等を関係機関の協力を得るなどして実施するものとする。

また、漂着油等防除による回収油等廃棄物の処分を、排出の原因者等に速やかに実施するよう命じるものとする。

〔県（県民生活環境部、土木部、農林水産部）〕

海岸等への危険物等の漂着に対処するため、海上保安部の協力要請を受け、又は知事が必要と判断した場合は、防除措置等義務者に協力し、危険物等の防除等必要な措置を講じる。この際、自然浄化（バイオレメデレーション法の活用を含む。）を考慮し、効率的な実施に配慮するものとする。

漂着油等の防除活動で回収された油等廃棄物の処理について、廃棄物処理法に基づく適正な処理の指示、監督を行うものとする。

また、地域住民や油回収従事者の健康を守ることを目的として、周辺の大気性状等環境モニタリングを実施し、把握情報を隨時関係機関へ提供するものとする。

〔市町村〕

危険物等の海岸等への漂着に対処するため、海上保安部の協力要請に基づき、又は県と協議し必要と認めた場合、防除措置等義務者に協力し、危険物等の防除等必要な措置を講じるものとする。

漂着油等の防除活動で回収された油等廃棄物について、県又は海上保安部をとおして、排出した原因者側に速やかに処分させるものとする。なお、処分までの一時保管については、環境と安全を考慮し、場所の選択と保管方法の適切な管理につき指導するものとする。

〔県（警察本部）、消防機関〕

危険物等の海岸等への漂着に対処するため、直ちに関係機関と協力のうえ、危険物等の防除等必要な措置を講じるものとする。

〔茨城県沿岸排出油等防除協議会〕

漂着又はそのおそれが生じた場合、排出の原因者等（防除措置等義務者及びその代理人（サーベイヤー））、海上災害防止センター、学識経験者等を加えた総合調整本部会議を開催し、漂着油の性状や海岸の状況等を考慮し、海岸別防除方法、回収人員の配備計画、防除資機材の配分など防除方針を策定する。

5 資機材の迅速な調達

〔海上保安部、県（防災・危機管理部、農林水産部、土木部）、市町村等防災関係機関〕

防除措置を実施するに当たっては、必要な資機材を迅速に調達し、拡散を最小限に抑える措置を講ずるものとする。

なお、市町村の資機材の調達については、県が一元化して行うのを原則とする。

6 航行船舶等の安全確保

〔海上保安部〕

船舶交通の危険が生じ、又は生じるおそれがあるときは、必要に応じて船舶交通を制限し又は禁止するとともに、船舶の安全な運行に必要と思われる情報について、関係機関を通じ船舶への情報提供を行うものとする。

7 災害ボランティアの受入れ

〔県社会福祉協議会、市町村社会福祉協議会〕

県地域防災計画（地震災害対策計画編）第3章第5節第3「ボランティア活動の支援」に準じて実施するものとする。

8 義援金品の受入れ

〔県（防災・危機管理部、福祉部）、市町村、日赤茨城県支部〕

県地域防災計画（地震災害対策計画編）第4章第1節第1「義援金の募集及び配分」及び同計画編第3章第5節第9「義援物資対策」に準じて実施するものとする。

なお、防除資機材に係る義援品の県の受入れ集積センターは、当面は消防学校とする。

9 油回収作業従事者の健康確認

〔県（保健医療部）、市町村〕

回収作業の長期化に伴う精神的・身体的疲労等からの健康状態の悪化を防止するため、油回収に従事している者の健康状態を常に把握し、その状況を速やかに管轄保健所に報告するものとする。

10 自然環境保全への措置

〔県（県民生活環境部、農林水産部）、市町村〕

被害を受けた海鳥等海洋動物の保護に努めるとともに、状況に応じて国と連携するなどして、海草、海洋プランクトン、魚介類等海洋生物及びその生態系への影響や、海水、底質等海洋汚染の実態など、風評被害対策をも考慮しつつ、必要な機関調査を実施しデータを収集するものとする。

また、史跡名勝天然記念物への被害状況を調査して、必要に応じ対策を講じるなど自然環境保全への措置を行うものとする。

第5節 緊急輸送の確保

〔海上保安部〕

緊急輸送を円滑に行うため、船舶交通の輻輳が予想される海域においては、必要に応じて船舶交通の整とん、指導を行うものとする。

〔県（土木部、警察本部）、市町村、道路管理者〕

現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通流監視カメラ、車両感知器等を活用して、交通状況を迅速に把握するものとする。

また、緊急輸送を確保するため、直ちに一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うものとし、必要に応じて警備業者等に、交通誘導の実施等を要請するものとする。

交通規制にあたっては、関係機関は、相互に密接な連絡をとるものとする。

第6節 治 安 の 維 持

〔海上保安部、県（警察本部）〕

巡視船艇等を災害発生地域の周辺海域に配備し、犯罪の予防・取締りを行うものとする。

第7節 応援の要請

1 自衛隊の災害派遣要請

〔海上保安部、県（防災・危機管理部）〕

自衛隊の災害派遣の必要性を災害の規模や被害情報から判断し、必要と認められた場合、県地域防災計画（地震災害対策計画編）第3章第3節第1「自衛隊派遣要請・受入体制の確保」に準じて要請するものとする。海上保安部は海上災害全般についての応援要請を実施し、県は主に漂着油対策に関して応援要請を行うものとする。

2 応援要請・受入体制

〔県（防災・危機管理部、保健医療部）、市町村、消防本部〕

県地域防災計画（地震災害対策計画編）第3章第3節第2「応援要請・受入体制の確保」に準じるものとする。

第8節 流出油等災害の補償対策

1 補償請求の円滑な実施

〔海上保安部〕

事後の補償請求事務の円滑な推進のため、原因者及びその代理人の速やかな対応について指導するものとする。

2 証拠の保全措置

〔県（県民生活環境部、農林水産部）、市町村〕

海上流出油、漂着油等を直ちに採取保存し、また成分分析を実施し、証拠の保全を行うものとする。

3 保険請求資料の記録と保存

〔県（防災・危機管理部）、市町村等防災関係機関〕

災害発生時からの保険請求の基礎となる資料の記録と保存に努めるものとする。

4 流出油等防除費用の請求

〔県（農林水産部、土木部）、市町村、漁業協同組合連合会等〕

海上災害防止センターとの流出油防除に係る委託契約に基づき流出油等防除を実施した機関は、防除に要した費用を海上災害防止センターに請求するものとする。

また、海上保安部の協力要請（海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第41条の2の規定による）に応じ、流出油防除を実施した場合は、県及び市町村は、防除に要した費用を防除措置等の義務者に請求するものとする。

5 被害補償請求

〔県（防災・危機管理部、営業戦略部、農林水産部）、市町村〕

流出油等の防除、清掃等に要した経費、漁業被害、旅館・観光業者等の被害について、被害等を受けたものがそれぞれ「油による汚染被害についての民事責任に関する国際条約」、「油による汚染被害の補償のための国際基金の設立に関する国際条約」、「油濁損害賠償保障法」等慣例法令に基づき、船舶所有者、P & I 保険及び国際油濁補償基金に対し補償請求するに際して、県及び市町村はこれに助言を行うものとする。

4 航空災害対策計画

4 航空災害対策計画

本計画は、県内において航空機の墜落等の航空事故による多数の死傷者等の発生といった航空災害が発生した場合に関係機関がとるべき対策について定める。

第1章 災害予防

航空災害の発生を未然に防止するため、防災関係機関は平常時から次に掲げる対策を講じるものとする。

第1節 茨城県の航空状況

本県には、非公用飛行場が2か所（阿見、龍ヶ崎）、非公用ヘリポートが2か所（前山下妻、茨城県庁）、自衛隊の飛行場が2か所（霞ヶ浦（陸上自衛隊）、百里（航空自衛隊））及び茨城空港がある。また、本県の上空には、成田、羽田及び百里の管制区が設定されている。

第2節 航空交通の安全のための情報の充実

(1) 安全確保情報伝達体制の確保

〔百里空港事務所〕

航空運送事業者に航空交通の安全確保に関する情報を適時・適切に提供するものとする。

(2) 気象情報発表伝達体制の確保

〔水戸地方気象台〕

航空機の安全に係る気象、地象、水象の現象を的確に観測し、これらに関する実況あるいは予・警報等の情報を適時・的確に発表するものとする。

(3) 航空交通の安全情報の活用

〔航空運送事業者〕

航空交通の安全に関する各種情報を態様、要因毎等に分類、整理し、事故予防のために活用し必要な措置を講ずるものとする。また、分類整理した各種情報を事業者相互間において交換し、情報の活用を促進するものとする。

第3節 航空機の安全な運行の確保

1 航空運送事業者等への安全指導

(1) 航空関係諸規則の遵守の徹底等

〔百里空港事務所〕

航空運送事業者等に対し、航空関係諸規則の遵守の徹底を指導するものとする。

(2) 定期的な安全指導

〔東京航空局〕

航空運送事業者等に対し、定期的に行う安全指導において、適切な運航管理体制の整備、安全意識の高揚その他事故防止に資する事項について重点点検を行うものとする。

第4節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

1 情報の収集・連絡体制の整備

(1) 情報の収集・連絡

〔県（防災・危機管理部）、市町村、公共機関、航空運送事業者〕

大規模な航空災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合に備え、それぞれ次の対策を講じるとともに、機関相互間において情報の収集・連絡体制の整備を図るものとする。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図るものとする。

〔百里空港事務所〕

民間企業、報道機関、住民等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努めるものとする。

〔県（防災・危機管理部、警察本部）〕

大規模な航空災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合には、現地において機動的な情報収集を行うため、ヘリコプターテレビシステム等の画像による情報収集システムの整備を推進するとともに、災害現場で情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ定めるなど、情報収集体制を整備するものとする。

また、民間企業、報道機関、住民等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努めるものとする。

〔市町村〕

緊急時の通報連絡体制を確立するとともに、発災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど、体制の整備を推進するものとする。

また、民間企業、報道機関、住民等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努めるものとする。

(2) 情報の分析整理

〔県（防災・危機管理部）〕

収集した情報を的確に分析整理するため、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう努めるものとする。

(3) 通信手段の確保

〔百里空港事務所、県（防災・危機管理部、警察本部）、市町村等防災関係機関〕

非常通信体制を含めた航空災害時における通信手段については、県地域防災計画（地震災害対策計画編）第2章第1節第4「情報通信ネットワークの整備」に準ずるものとする。

2 災害応急体制の整備

(1) 職員の体制

〔百里空港事務所、県（防災・危機管理部）、市町村等防災関係機関〕

防災関係機関は、それぞれの機関において実情に応じ職員の非常参集体制の整備を図るとともに、それぞれの機関の実情を踏まえ、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成して職員に災害時の活動内容等を周知させるものとする。

(2) 防災関係機関相互の連携体制

〔百里空港事務所、県（各部局）、市町村等防災関係機関〕

災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であることから、それぞれの機関は、応急活動及び復旧活動に関し、相互応援の協定を締結する等平常時より連携を強化しておくものとする。

なお、県及び市町村においては、既に以下の協定を締結しており、今後は、より具体的、実践的なものとするよう連携体制の強化を図っていくものとする。

（県）

- ・「震災時等の相互応援に関する協定」（東京都、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県、静岡県、長野県）

（市町村）

- ・「災害時等の相互応援に関する協定」（県下全市町村）
- ・「茨城県広域消防相互応援協定」（県下全消防本部）

〔県（警察本部）〕

緊急かつ広域的な救助活動等を行うための警察災害派遣隊の整備・推進を図るものとする。

〔消防機関〕

緊急消防援助隊による人命救助活動等の支援体制の整備に努めるものとする。

3 捜索、救助・救急、医療及び消火活動への備え

(1) 捜索活動への備え

〔県（警察本部）〕

検索活動を行うため有効な装備、資機材、車両等の整備に努めるものとする。

〔第三管区海上保安本部〕

検索活動を迅速かつ的確に実施するため、検索活動に有効な資機材の整備を行うものとする。

(2) 消火救難及び救助・救急、消火活動への備え

〔第三管区海上保安本部、県（防災・危機管理部、警察本部）、市町村等防災関係機関〕

災害時に迅速に応急活動ができるよう、それぞれの防災機関の実情に応じ、救助・救急用資機材、消火用資機材、車両、船舶、航空機等の整備に努めるものとする。

(3) 医療活動への備え

〔県（防災・危機管理部、保健医療部）、市町村、日赤茨城県支部、病院、各医療関係団体〕

災害時の迅速な医療活動実施のための事前対策については、県地域防災計画（地震災害対策計画編）第2章第3節第3「医療救護活動への備え」に準ずるものとする。

4 緊急輸送活動への備え

発災時の緊急輸送活動の効果的な実施のための事前対策としては、県地域防災計画（地震災害対策計画編）第2章第3節第1「緊急輸送への備え」に準ずるほか、次により実施するものとする。

〔県（土木部、警察本部）、市町村等〕

信号機、情報板等の道路交通関連施設について、災害時の道路交通管理体制の整備に努めるものとする。

また、災害時の交通規制を円滑に行うため、整備業者等との間で締結している「交通誘導の実施等応急対策業務に関する協定」等の推進を図るとともに、発災後において交通規制が実施された場合の車両の運転者の義務等について平常時から周知を図るものとする。

5 関係者等への的確な情報伝達活動への備え

〔県（防災・危機管理部）、市町村〕

家族等からの問い合わせ等に対応する体制について、あらかじめ計画を作成するよう努めるものとする。

6 防災関係機関の防災訓練の実施

〔百里空港事務所、県（各部局）、市町村、防災関係機関〕

大規模な航空災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合に、応急対策が迅速かつ円滑に行えるよう、墜落事故及び空中衝突事故等によるあらゆる被害を想定し、関係機関と連携した実践的な訓練を定期的・継続的に実施し、大規模な航空災害への対応能力の向上に努めるものとする。

第2章 災害応急対策

航空災害が発生した場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防止し被害の軽減を図るため、関係機関は次の対策を講じるものとする。

第1節 発災直後の情報の収集・連絡

1 災害情報の収集・連絡

(1) 航空事故情報等の収集・連絡

〔発見者〕

航空災害の発生等異常な事態を発見した者は、直ちに、その旨を市町村長、警察官、海上保安官又は百里空港事務所長に通報しなければならないものとする。

また、何人も、この通報が最も迅速に到達するよう協力しなければならないものとする。

〔百里空港事務所〕

航空機の墜落等の大規模な航空事故が発生した場合又は発生するおそれがある場合、事故情報等の連絡を県に行うものとする。

〔県（防災・危機管理部）〕

百里空港事務所又は自衛隊等から受けた情報を、関係市町村及び関係機関へ連絡するものとする。また、県に航空機の墜落等の大規模な航空事故の発生の連絡があった場合は、市町村等から情報を収集するとともに、自らも必要な被害規模に関する概略的な情報を把握し、これらの情報を消防庁に報告するとともに必要に応じ、国土交通省等に連絡するものとする。

〔市町村〕

航空機の墜落等の大規模な航空事故の発生の連絡を受けた場合は、直ちに事故情報等の報告を県に行うものとする。また、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概略的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県に報告するものとする。併せて、「火災・災害等即報要領」に基づく、直接即報基準に該当する事案については、消防庁に対しても、原則として覚知後30分以内で可能な限り早く報告するものとする。

〔自衛隊〕

自衛隊機による事故災害発生の場合は、陸上自衛隊又は航空自衛隊は速やかに県及び関係機関に連絡するものとする。

なお、「霞ヶ浦飛行場周辺における航空事故及び航空事故に伴う災害発生の場合における連絡調整に関する協定」（昭和54年10月）、「百里基地に係る事故の通報に関する協定」（昭和61年11月）及び「百里基地周辺における航空事故及び航空事故に伴う災害発生の場合における連絡調

整に関する協定」（昭和54年3月）に基づく事故については、協定に基づき連絡するものとする。

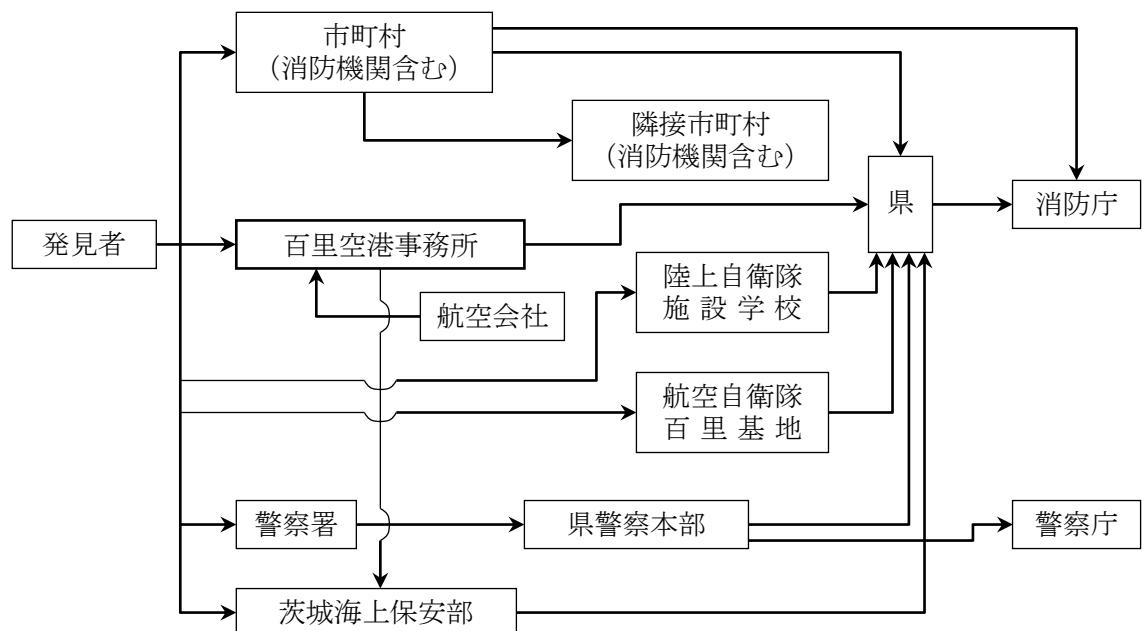
〔航空運送事業者〕

自己の運航する航空機について緊急事態又は事故が発生した場合には、直ちにその情報を百里空港事務所へ連絡するものとする。また、それによる被害状況を把握できた範囲から直ちに百里空港事務所へ連絡するものとする。

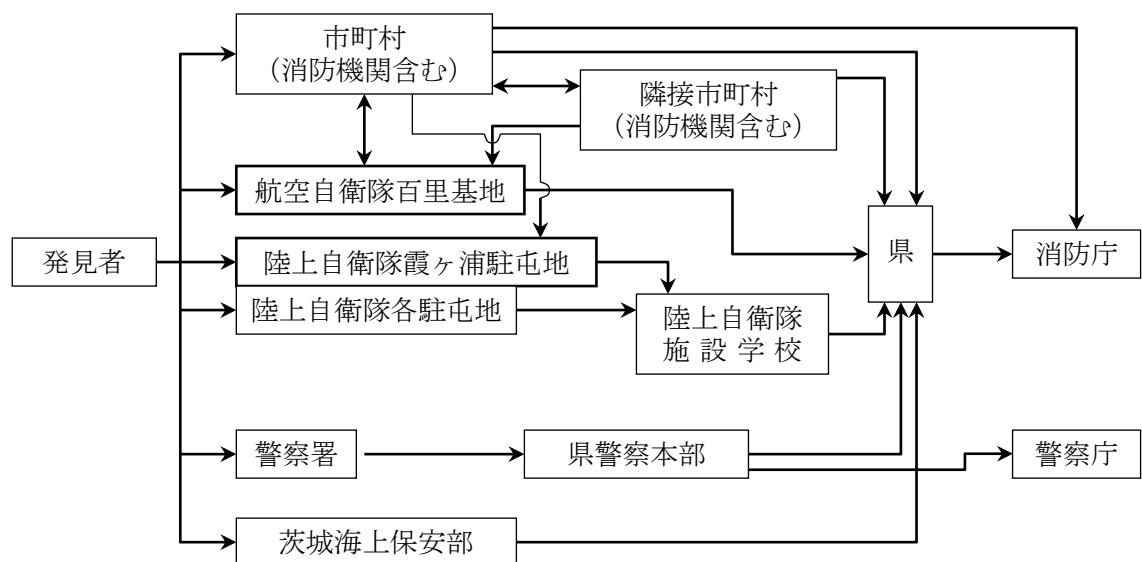
(2) 航空事故情報等の収集・連絡系統

航空事故情報等の収集・連絡系統及び連絡先は次のとおりとする。

(民間機の場合)



(自衛隊機の場合)



(連絡先一覧)

機 関 名	担 当 部 署	電話番号 (夜間・休日の場合)
消 防 庁	応 急 対 策 室	03-5253-7527 [宿直室 03-5253-7777]
百 里 空 港 事 務 所	航空管制運航情報官	0299-54-0672 (同 左)
茨 城 海 上 保 安 部	警 備 救 難 課	029-262-4304 (同 左)
陸 上 自 衛 隊 施 設 学 校	警 備 課 防 衛 班	029-274-3211 内線234 (同 内線302)
陸 上 自 衛 隊 霞ヶ浦 駐屯地	警 備 課	029-842-1211 内線2410 (同 内線2302)
航 空 自 衛 隊 第 7 航 空 団	防 衛 班	0299-52-1331 内線231 (同 内線215)
茨 城 県	消 防 安 全 課 防 災 ・ 危 機 管 理 課	029-301-2896 029-301-2885 (同 左)
茨 城 県 警 察 本 部	警 備 課	029-301-0110 内線5751 (総合当直)
各 市 町 村	資 料 編 に 記 載	
各 消 防 本 部	資 料 編 に 記 載	

(3) 応急対策活動情報の連絡

〔県 (防災・危機管理部) 〕

指定地方行政機関に応急対策の活動状況、災害対策本部設置状況等を隨時連絡するとともに、自ら実施する応急対策の活動状況等を市町村に連絡する。

〔市町村〕

県に応急対策の活動状況、災害対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。

〔百里空港事務所、県 (防災・危機管理部) 、市町村等防災関係機関〕

応急対策活動情報に関し、必要に応じて相互に緊密な情報交換を行うものとする。

第2節 活動体制の確立

1 県の活動体制

(1) 職員の動員配備体制区分の基準及び内容

職員配備の決定基準は、航空災害の状況等により次のとおり定める。

体制区分	基 準	配 備 人 員	災害対策本部等の設置
警戒体制 (事前配備)	航空事故により、多数の死傷者等が発生するおそれのある場合、または、その他の状況により防災・危機管理部長が必要と認めた場合	あらかじめ定める防災関係職員 (次表参照)	災害警戒本部を設置する。
非常体制	航空事故により、多数の死傷者等が発生した場合、又はその他の状況により本部長が必要と認めた場合	航空事故災害応急対策が円滑に行える体制	災害対策本部を設置する。

〔警戒体制時の配備人員〕

部局名	配備人員
総務部 (4県民センター)	報道・広聴課 2 管轄県民センター 各2名
県民生活環境部	生活文化課 2
防災・危機管理部	消防安全課 10 防災・危機管理課 8
保健医療部	保健政策課 2 医療政策課 2
福祉部	福祉政策課 2
警察本部	警備課 2

(2) 職員動員配備体制の決定

〔県（防災・危機管理部）〕

〈警戒体制〉

航空事故情報、被害情報等に基づく消防安全課長の報告をもとに、防災・危機管理部長が職員の動員配備区分の決定基準に基づき決定する。

〈非常体制〉

消防安全課長の報告をもとに、防災・危機管理部長が状況を判断し、知事の承認を得て決定する。ただし、緊急を要し、防災・危機管理部長が不在かつ連絡不能の場合は、防災・危機管理部次長が代行する。

また、知事が不在かつ連絡不能の場合は、副知事が代行する。

〈決定者〉

上記体制の決定者は次のとおりとする。

	決定者	代決者	
		1	2
警戒体制	防災・危機管理部長	防災・危機管理部次長	防災・危機管理課長
非常体制	知事	副知事	防災・危機管理部長

(3) 職員の動員

〔県（各部局）〕

県地域防災計画（地震災害対策計画編）第3章第1節第1「職員参集・動員」に準ずる。

(4) 災害対策本部等の設置基準等

〈災害警戒本部設置基準〉

- ① 航空事故により、多数の死傷者が発生する恐れのある場合
- ② その他防災・危機管理部長が必要と認めた場合

〈災害警戒本部廃止基準〉

- ① 航空事故による多数の死傷者発生の恐れがなくなった場合
- ② その他防災・危機管理部長が必要なしと認めた場合

〈災害対策本部設置基準〉

- ① 航空事故により、多数の死傷者が発生した場合
- ② その他知事が必要と認めた場合

〈災害対策本部廃止基準〉

- ① 航空事故災害応急対策を概ね完了した場合
- ② その他知事が必要なしと認めた場合

〈動員配備基準との対応〉

災害対策本部及び災害警戒本部の設置基準と動員配備基準との対応は「第2章第2節1の(1)職員の動員配備体制区分の基準及び内容」に示したとおりである。

(5) 現地災害対策本部の設置

〔県（防災・危機管理部）〕

災害が局地的であり、かつ、特定の地域に著しい被害が生じたときは、茨城県災害対策本部条例第4条の規定に基づき、より被災地に近い場所に現地災害対策本部を設置する。

〈現地災害対策本部の組織〉

現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

〈現地災害対策本部の設置基準〉

- ・災害が局地的なもので、災害対策本部から遠隔地の場合
- ・被害が広域にわたる場合であっても、特定の地域に著しい被害が生じた場合

〈現地災害対策本部の分掌事務〉

- ・現地の被害状況、復旧状況等の情報収集及び分析に関すること
- ・現地における災害応急対策の指揮・指令に関すること

〈現地災害対策本部への派遣〉

組織体制・人員配置については、災害の規模等に応じ別に定める基準によることとする。

(6) 災害対策本部等の組織、設置の決定及び本部の設置等

県地域防災計画（地震災害対策計画編）第3章第1節第2「災害対策本部」に準ずる。

2 市町村の活動体制

発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制を県地域防災計画との整合性を考慮してとるものとする。

3 広域的な応援体制

〔県（防災・危機管理部）、市町村〕

県内において航空事故による災害が発生し、自力による応急対策等が困難な場合、県地域防災計画（地震災害対策計画編）第3章第3節第2「応援要請・受入対策の確保」に準じて、迅速・的確な応援要請の手続きを行うとともに、受入れ体制の確保を図るものとする。

4 自衛隊の災害派遣

〔百里空港事務所、県（防災・危機管理部）、市町村等〕

自衛隊の災害派遣の必要性を航空事故の規模や収集した被害情報から判断し、必要と認められた場合は、直ちに要請するものとする。

県、市町村においては、県地域防災計画（地震災害対策計画編）第3章第3節第1「自衛隊派遣要請・受入体制の確保」に準じて要請するものとする。

第3節 捜索、救助・救急、医療及び消火活動

1 捜索活動

〔県（防災・危機管理部、警察本部）〕

消防機関と相互に連携して、必要に応じてヘリコプターなど多様な手段を活用し捜索を実施するものとする。

〔消防機関〕

災害の状況により、多様な手段を活用して県と相互に連携して捜索を実施するものとする。

〔第三管区海上保安本部〕

海上における捜索活動を行うものとし、更に可能な場合は、必要に応じ、県の活動を支援するものとする。

2 救難、救助・救急及び消火活動

〔県（防災・危機管理部、警察本部）〕

被害状況の早急な把握に努めるとともに、消防機関、自衛隊等の関係機関と連携し、傷病者等の救出・救助にあたるものとする。また、必要に応じ、非常災害対策本部、現地災害対策本部等国の各機関、他の都道府県に応援を要請するものとする。

〔自衛隊〕

必要に応じ、又は県の要請に基づき、救助・救急活動を行うものとする。

〔第三管区海上保安本部〕

海上における災害に係る救助・救急活動を行うものとする。

〔消防機関〕

地元消防機関は、速やかに火災の発生状況を把握するとともに、化学消防車、化学消火剤等による消防活動を重点的に実施するとともに、必要に応じて地域住民及び旅客等の生命、身体の安全確保と消防活動の円滑化を図るため、警戒区域を設定するものとする。

また、隣接市町村等は、発災現場の市町村からの要請又は相互応援協定に基づき、応援の迅速かつ円滑な実施に努めるものとする。

3 資機材等の調達等

〔県（各部局）、市町村等災害関係機関〕

消火、救難及び救助・救急活動に必要な資機材は、原則として、当該活動を実施する機関が携行するものとする。

〔県（各部局）、市町村〕

必要に応じ、民間からの協力等により、救助・救急活動のための資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行うものとする。

4 医療活動

〔県（防災・危機管理部、保健医療部、警察本部）、市町村、日赤茨城県支部、病院、医療ボランティア等〕

発災時には、医療救護を必要とする多数の傷病者の発生が予想されることから、県地域防災計画（地震災害対策計画編）第3章第4節第5「応急医療」に準じ、関係防災関係機関との密接な連携の下に、医療機関及び各救護所の設置、応急処置の実施、あらかじめ指定した医療機関への搬送、応急仮設救護所の開設等一刻も早い医療救護活動を行うものとする。

また、被災者に対する心のケアを行う必要がある場合は、県地域防災計画（地震災害対策計画編）第3章第5節第2「避難生活の確保、健康管理」の心のケア対策に準じて実施するものとする。

第4節 避難指示、誘導

〔第三管区海上保安本部、県（警察本部）、自衛隊、市町村等〕

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市町村等が行う避難指示等については、県地域防災計画（地震災害対策計画編）第3章第4節第2「避難指示、誘導」に準じて実施するものとする。

第5節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

1 交通の確保

〔県（土木部、警察本部）、市町村、道路管理者〕

現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通流監視カメラ、車両感知器等を活用して、交通状況を迅速に把握するものとする。

また、緊急輸送を確保するため、直ちに一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うものとし、必要に応じて警備業者等に、交通誘導の実施等を要請するものとする。

交通規制にあたっては、関係機関は、相互に密接な連絡をとるものとする。

〔第三管区海上保安本部〕

緊急輸送を円滑に行うため、必要に応じて、船舶の交通を制限し、又は禁止するものとする。

〔県（総務部、警察本部）、市町村、道路管理者〕

被災地周辺道路の一時的な通行禁止又は制限を行うとともに、交通関係者及び地域住民に広報し理解を求めるものとする。

また、遺族等事故関係者に対しては、地域住民の協力を得て道路案内等を適切に実施するものとする。

第6節 関係者等への的確な情報伝達活動

関係者等への的確な情報伝達については、県地域防災計画（地震災害対策計画編）第3章第2節第3「災害情報の広報」に準ずるほか、次により実施するものとする。

1 情報伝達活動

〔県（総務部）、市町村〕

航空災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者の家族等に役立つ正確かつきめ細かな情報を、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て適切に提供するものとする。この際、聴覚障害者に対する広報は、正確でわかりやすい文書や字幕付き放送、文字放送等によるものとする。

- ・市町村及び関係機関の実施する応急対策の概要
- ・避難指示及び避難先の指示
- ・旅客及び乗務員の氏名・住所
- ・地域住民等への協力依頼
- ・その他必要な事項

2 関係者等からの問い合わせに対する対応

〔県（各部局）、市町村〕

必要に応じ災害発生後、速やかに関係者からの問い合わせに対する窓口設置、人員の配置等の体制の整備に努めるものとする。

第7節 遺族等事故災害関係者の対応

〔市町村〕

遺族等事故災害関係者の控室及び宿泊施設を確保するとともに、地域住民やバス会社等の協力を得て、輸送等の各種サービスを実施し、遺族等事故災害関係者に対し適切に対応するものとする。

第8節 防疫及び遺体の処理

〔県（県民生活環境部、保健医療部、土木部、警察本部）、市町村、日赤茨城県支部〕

発災時の防疫及び遺体の処理については、県地域防災計画（地震災害対策計画編）第3章第7節第4「災害廃棄物の処理・防疫・障害物の除去」及び同節第5「行方不明者等の搜索」に準じて実施するものとし、特に、地元市町村にあっては、遺体の一時保存及び検視場所の設置、し尿及び廃棄物処理に留意するものとする。

5 鉄道災害対策計画

5 鉄道災害対策計画

本計画は、県内において列車の脱線・転覆・衝突・火災・貨車からの危険物の流出等により、多数の死傷者が発生、又は地域住民に相当の被害がおよぶといった大規模な鉄道災害が発生した場合に、関係機関がとるべき対策について定める。

第1章 災害予防

鉄道災害の発生を予防するとともに、鉄道災害が発生した場合に被害の軽減を図るため、関係機関及び関係団体は、次の対策を講じるものとする。

第1節 茨城県の鉄道状況

〈県内鉄道概況〉

(単位=km、人)

鉄道事業者名	路線名	営業キロ	輸送人員 (一日平均)	区間
東日本旅客鉄道(株)	常磐線	141.3	289,514	取手～大津港
	水戸線	45.3	23,295	友部～小田林
	水郡線	62.0	14,563	水戸～下野宮
	鹿島線	9.5		上菅谷～常陸太田
	宇都宮線	12.2	3,996	潮来～鹿島サッカースタジアム
鹿島臨海鉄道(株)	大洗鹿島線	53.0	5,749	水戸～鹿島サッカースタジアム
〔貨物線〕	鹿島臨港線	19.2	—	鹿島サッカースタジアム～奥野谷浜
関東鉄道(株)	竜ヶ崎線	4.5	2,559	佐貫～竜ヶ崎
	常総線	51.1	28,472	取手～下館
ひたちなか海浜鉄道(株)	湊線	14.3	2,027	勝田～阿字ヶ浦
真岡鐵道(株)	真岡線	6.6	3,130	下館～ひぐち
日本貨物鉄道(株)	常磐線	(141.3)	—	取手～大津港
	水戸線	(45.3)	—	友部～小田林
首都圏新都市鉄道(株)	つくば エクスプレス線	24.2	44,100	守谷～つくば
合計				

※日本貨物鉄道(株)の営業キロは東日本旅客鉄道(株)と路線が同じであるため合計では除いてある。

※一日平均輸送人員は、平成27年度の各営業線の輸送実績である。

なお、JR線（常磐線、水戸線、水郡線）については、JR東日本水戸支社営業管内の輸送実績、真岡線については、全区間（下館～茂木）平均の輸送実績である。

第2節 鉄道交通の安全のための情報の充実

1 気象情報発表伝達体制の確保

〔水戸地方気象台〕

鉄道交通安全にかかる気象、地象、水象の現象を的確に観測し、これらに関する実況、あるいは予・警報等の情報を適時、的確に発表するものとする。

また、発表情報の内容の改善、情報を迅速かつ適切に収集・伝達するための体制及び施設、設備の充実を図るものとする。

2 鉄道の異常に関する情報の伝達

〔道路管理者〕

道路パトロール等の実施により、鉄道と隣接する道路において異常が発見され、鉄道の災害が発生するおそれがある場合に、鉄道事業者にその情報を迅速に提供する体制の整備を図るものとする。

3 事故防止に関する知識の普及

〔鉄道事業者〕

踏切における自動車等との衝突、置き石等による列車の脱線等の外部要因による事故を防止するため、事故防止に関する知識を広く一般に普及するよう努めるものとする。

このため、ポスターの掲示、チラシ類の配布等を行うよう努めるものとする。

第3節 鉄道交通安全運行の確保

1 異常気象時・地震等に対する予防対策の確立

〔鉄道事業者〕

豪雨、強風、濃霧、吹雪等異常気象時及び地震等に対応する予防対策をマニュアル化するなど予防対策を確立することに努めるものとする。具体的な対策としては、以下に記すもののほか、各鉄道事業者が定めるものとする。

・施設の巡回検査の実施

事故災害防止のため日常線路を巡回し、線路全般にわたり巡視及び保安監視等を行うものとする。検査の基準及び方法は各鉄道事業者が定めるものとする。

・運転規制の実施

列車運転中に災害による異常を感じたとき、又は各種警報機が動作した場合は、鉄道の安全な運行を確保するため運転規制を行うものとする。この場合、輸送指令員等は、運転規制区間を運転する全列車の運転士に対しその旨を通告するものとする。

・教育訓練体制の充実

乗務員及び保安要員に対する教育訓練と教育内容について、教育成果の向上を図るとともに、科学的な適性検査の定期的な実施に努めるものとする。

第4節 鉄道車両の安全性の確保

〔鉄道事業者〕

新技術を取り入れた検査機器の導入を進めることにより、検査精度の向上を図るとともに、車両検査修繕担当者の教育訓練内容の充実に努めるものとする。

第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

1 情報の収集・連絡体制の整備

(1) 情報の収集・連絡

〔県（防災・危機管理部、警察本部）、市町村、鉄道事業者〕

機関相互間において情報の収集・連絡体制の整備を図るものとする。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図るものとする。

〔県（防災・危機管理部）〕

機動的な情報収集活動を行うため、ヘリコプター・テレビシステム等画像情報の収集・連絡システムの整備を推進するものとする。

〔鉄道事業者〕

気象台との連絡を密に行い、予報及び警報の伝達・情報の収集体制、通信連絡設備・警報装置等を整備しておくものとする。

〔市町村〕

迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性に鑑み、発災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなどの整備を推進するものとする。

〔県（防災・危機管理部）、市町村〕

民間企業、報道機関、住民等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努めるものとする。

(2) 情報の分析整理

〔県（防災・危機管理部）〕

収集した情報を的確に分析整理するため、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう努めるものとする。

（3）通信手段の確保

〔関東運輸局、県（防災・危機管理部、警察本部）、市町村等防災関係機関〕

非常通信体制を含めた鉄道災害時における通信手段については、県地域防災計画（地震災害対策計画編）第2章第1節第4「情報通信ネットワークの整備」に準ずるものとする。

2 災害応急体制の整備

（1）職員の体制

〔関東運輸局、県（防災・危機管理部）、市町村、鉄道事業者等防災関係機関〕

職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、災害応急体制を整備するとともに、実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図り、体制の整備等、必要な措置を講じるものとする。

また、災害発生直後における旅客の避難等のための体制の整備に努めるほか、火災による被害の拡大を最小限とするため、初期消火体制の整備に努めるものとする。

（2）防災関係機関相互の連携体制

〔県（各部局）、市町村、鉄道事業者〕

災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であることから、それぞれの機関は、応急活動及び復旧活動に関し、相互応援の協定を締結する等平常時より連携を強化しておくものとする。

なお、県及び市町村においては、既に以下の協定を締結しており、今後は、より具体的、実践的なものとするよう連携体制の強化を図っていくものとする。

（県）

- ・「震災時等の相互応援に関する協定」（東京都、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県、静岡県、長野県）

（市町村）

- ・「災害時等の相互応援に関する協定」（県下全市町村）
- ・「茨城県広域消防相互応援協定」（県下全消防本部）

〔県（警察本部）〕

緊急かつ広域的な救助活動等を行うための警察災害派遣隊の整備・推進を図るものとする。

〔消防機関〕

消防相互応援体制の整備に努めるとともに、緊急消防援助隊による人命救助活動等の支援体制の整備に努めるものとする。

〔県（防災・危機管理部）〕

知事から自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに連絡先を徹底しておくなど必要な準備を備えておくものとする。

3 救助・救急、医療及び消火活動への備え

(1) 救助・救急活動への備え

〔鉄道事業者〕

事故災害発生直後における旅客の避難等のための体制の整備に努めるとともに、消防機関との連携の強化に努めるものとする。

特に、旅客の避難に関しては、高齢者、障害者、子供等の弱者に配慮した迅速かつ安全な避難誘導を実施するため、あらかじめマニュアルの整備に努めるとともに、職員への周知徹底を図るものとする。

〔県（防災・危機管理部、警察本部）、市町村等〕

迅速な救助・救急活動を行うため、救助工作車、救急車、照明車等の車両、ヘリコプター及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努めるものとする。

(2) 医療活動への備え

〔県（防災・危機管理部、保健医療部）、市町村、日赤茨城県支部、病院、医療関係団体〕

医療活動への備えとしては、県地域防災計画（地震災害対策計画編）第2章第3節第3「医療救護活動への備え」に準ずるものとする。

(3) 消火活動への備え

〔消防機関〕

平常時より機関相互間の連携の強化を図るものとする。

〔鉄道事業者〕

火災による被害の拡大を最小限にとどめるため、初期消火のための体制の整備に努めるとともに、消防機関との連携の強化に努めるものとする。

4 緊急輸送活動への備え

発災時の緊急輸送活動の効果的な実施のための事前対策としては、県地域防災計画（地震災害対策計画編）第2章第3節第1「緊急輸送への備え」に準ずるほか、次により実施するものとする。

〔鉄道事業者〕

発災時に応急対策を実施するために必要な人員及び資機材を輸送するため、緊急自動車の整備に努めるものとする。

〔県（土木部、警察本部）、市町村等〕

信号機、情報板等の道路交通関連施設について災害時の道路交通管理体制の整備に努めるものとする。

また、災害時の交通規制を円滑に行うため、必要に応じて警備業者等に交通誘導の実施等を要

請するとともに、交通規制が実施された場合の運転者の義務等について、平常時から周知を図るものとする。

5 関係者等への的確な情報伝達活動への備え

〔県（防災・危機管理部）、市町村等、放送事業者等〕

事故災害に関する情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設、設備の整備を図るものとする。また、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制についてあらかじめ計画するよう努めるものとする。

6 防災関係機関の防災訓練の実施

〔鉄道事業者〕

事故災害を想定した情報伝達訓練を実施するよう努めるとともに、警察機関、消防機関を始めとする地方公共団体の防災訓練に積極的に参加するよう努めるものとする。

〔県（各部局）、市町村等〕

相互に連携した訓練を実施するものとし、訓練の実施にあたっては鉄道事故及び被害の想定を明らかにするとともに様々な条件での設定をするなど実践的な訓練に努めるものとする。

7 災害復旧への備え

〔鉄道事業者〕

円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ施設・車両の構造図等の資料を整備するよう努めるものとする。また、所要の手続きを行った上で、隣接地等を復旧作業に必要な資材置場や土石の捨場等として一時的に使用することなどにより、鉄道の迅速な復旧に努めるものとする。

8 鉄道交通安全環境の整備

〔鉄道事業者〕

軌道や路盤等の施設の保守を適切に実施するとともに、路線防護施設の整備促進に努めるものとする。

また、列車集中制御装置（C T C）の整備、自動列車停止装置（A T S）の高機能化等の運転保安設備の整備・充実に努めるものとする。

〔県（土木部、警察本部）、道路管理者、鉄道事業者〕

事故未然防止のため、踏切道の立体交差化・構造の改良・踏切保安設備の整備・交通規制の実施・踏切道の統廃合の促進など安全環境整備に努めるものとする。

9 再発防止対策の実施

〔鉄道事業者〕

事故災害の発生後、警察機関、消防機関等との協力を得て、事故災害発生の直接又は間接の要因となる事実について調査を進め、事実の整理を行うものとする。

また、事故の再発防止に資するため、必要に応じ、専門家等による総合的な調査研究を行うよう努めるものとする。事故災害の原因が判明した場合には、その成果を速やかに安全対策に反映させることにより、同種の事故災害の再発防止に努めるものとする。

第2章 災害応急対策

鉄道災害が発生した場合に、早急に初動体制を確立して、その拡大を防止し被害の軽減を図るため、関係機関は次の対策を講じるものとする。

第1節 発災直後の情報の収集・連絡

1 災害情報の収集・連絡

(1) 鉄道災害情報等の収集・連絡

〔関東運輸局〕

大規模な鉄道事故が発生した場合、又は発生するおそれがある場合、事故情報等の連絡を県に行うものとする。

〔県（防災・危機管理部）〕

鉄道事業者、又は関東運輸局から受けた情報を、関係市町村及び関係機関へ連絡するものとする。また、県に大規模な鉄道事故の発生があった場合は、市町村等から情報を収集するとともに、自らも必要な被害規模に関する概略的な情報を把握し、これらの情報を消防庁に報告するとともに、必要に応じ国土交通省等に連絡するものとする。

〔市町村〕

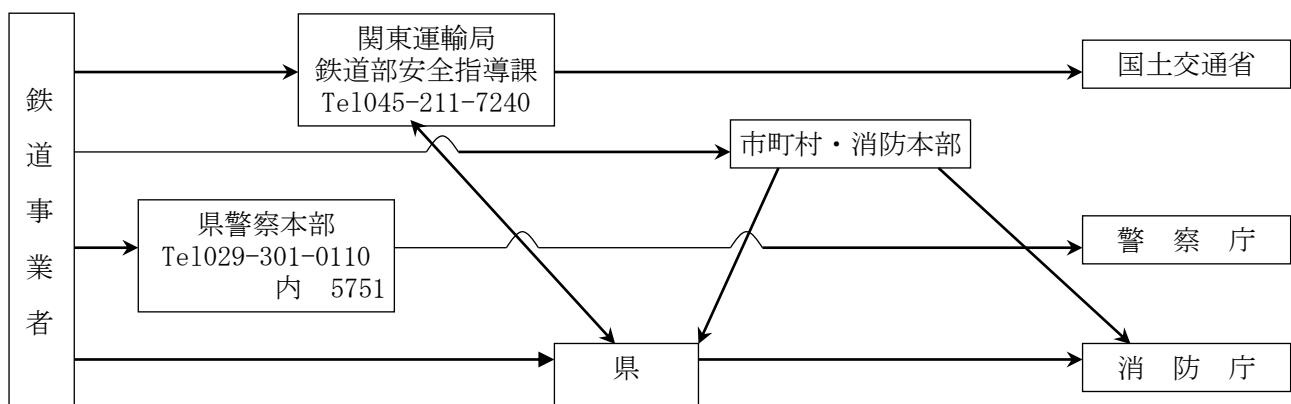
大規模な鉄道事故の発生の連絡を受けた場合は、直ちに事故情報等の報告を県に行うものとする。また、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概略的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県に報告するものとする。併せて、「火災・災害等即報要領」に基づき、消防庁に対しても原則として覚知後30分以内で可能な限り早く報告するものとする。

〔鉄道事業者〕

自己の管理する鉄道上で事故災害発生の通報を受けた場合は、事故災害の状況確認を行い、直ちに県、消防機関及び関東運輸局に連絡するものとする。

(2) 鉄道災害情報等の収集・連絡系統

鉄道災害情報等の収集・連絡系統及び連絡先は、次のとおりとする。



(連絡先一覧)

関係機関名	昼夜 の別	電話番号	連絡先
消防庁	昼	03-5253-7527	応急対策室〔宿直室03-5253-7777〕
	夜間	03-5253-7777	宿直室
関東運輸局	昼	045-211-7240	鉄道部安全指導課
	夜間		各鉄道事業者に通知済の職員宅等の電話
茨城県	昼	029-301-2896	防災・危機管理部消防安全課
	夜間	029-301-2885	防災・危機管理部防災・危機管理課
警察本部	昼	029-301-0110内 線5751	警備課
	夜間	029-301-0110	総合当直
東日本旅客鉄道(株)	昼	029-225-3140	指令・サービス品質改革ユニット
	夜間	同上	同上
鹿島臨海鉄道(株)	昼	029-267-5200	運輸事業部 運輸事業部長
	夜間	同上 029-267-5202	同上 大洗駅 CTC司令(もしくは当直助役)
関東鉄道(株)	昼	029-822-3718	鉄道部 鉄道部長
	夜間	0297-22-0451	常総線運転司令室 運転司令室長
ひたちなか海浜鉄道(株)	昼	029-262-2361	管理部
	夜間	同上	同上
真岡鐵道(株)	昼	0285-84-2911	事業部 事業部長
	夜間	同上	真岡運転区 運転副長(もしくは運転指令当番者)
日本貨物鉄道(株)	昼	03-3894-3891	関東支社 輸送グループ 輸送第二係長(司令)
	夜間	同上	同上
首都圏新都市鉄道(株)	昼	03-5298-5752	安全総括部企画調整課
	夜間	0297-52-8311	運輸部総合指令所

第2節 活動体制の確立

1 県の活動体制

(1) 職員の動員配備体制区分の基準及び内容

職員配備の決定基準は、鉄道災害の状況等により次のとおり定める。

体 制	基 準	配 備 人 員	災害対策本部等の設置
警戒体制 (事前配備)	鉄道事故により、多数の死傷者が発生するおそれのある場合、又は、その他の状況により防災・危機管理部長が必要と認めた場合	あらかじめ定める防災関係職員(次表参照)	災害警戒本部を設置する。
非常体制	鉄道事故により、多数の死傷者が発生した場合、又は、その他の状況により本部長が必要と認めた場合	鉄道事故災害応急対策が円滑に行える体制	災害対策本部を設置する。

〔警戒体制時の配備人員〕

部 局 名	課 名	配備人数
総務部	報道・広聴課	2
県民生活環境部	生活文化課 (環境対策課)	2 (2)
防災・危機管理部	消防安全課 (産業保安室)	10 (2)
保健医療部	防災・危機管理課 保健政策課 医療政策課 (薬務課) (生活衛生課)	8 2 2 (2) (2)
福祉部	福祉政策課	2
農林水産部	(漁政課) (水産振興課) (農村計画課)	(2) (2) (2)
土木部	(河川課) (下水道課)	(2) (2)
企業局	(施設課)	(2)
警察本部	警備課	2

※ () は、危険物流出事故の場合で、状況に応じ配備する。

(2) 職員動員配備体制の決定

〔県（防災・危機管理部）〕

〈警戒体制〉

鉄道事故情報、被害情報等に基づく消防安全課長の報告をもとに、防災・危機管理部長が職員の動員配備区分の決定基準に基づき決定する。

〈非常体制〉

消防安全課長の報告をもとに、防災・危機管理部長が状況を判断し、知事の承認を得て、決定する。ただし、緊急を要し、防災・危機管理部長が不在かつ連絡不能の場合は、防災・危機管理部次長が代行する。

また、知事が不在かつ連絡不能の場合は、副知事が代行する。

〈決定者〉

上記体制の決定者は次のとおりとする。

	決 定 者	代 決 者	
		1	2
警戒体制	防 災 ・ 危 機 管 理 部 長	防 災 ・ 危 機 管 理 部 次 長	防 災 ・ 危 機 管 理 課 長
非常体制	知 事	副 知 事	防 災 ・ 危 機 管 理 部 長

(3) 職員の動員

〔県（各部局）〕

県地域防災計画（地震災害対策計画編）第3章第1節第1「職員参集・動員」に準ずる。

(4) 災害対策本部等の設置基準等

〈災害警戒本部設置基準〉

- ① 鉄道事故により多数の死傷者が発生するおそれのある場合。
- ② その他生防災・危機管理部長が必要と認めた場合。

〈災害警戒本部廃止基準〉

- ① 鉄道事故による多数の死傷者発生のおそれがなくなった場合。
- ② その他防災・危機管理部長が必要なしと認めた場合。

〈災害対策本部設置基準〉

- ① 鉄道事故により多数の死傷者が発生した場合。
- ② その他知事が必要と認めた場合。

〈災害対策本部廃止基準〉

- ① 鉄道事故災害応急対策を概ね完了した場合。
- ② その他知事が必要なしと認めた場合。

〈動員配備基準との対応〉

災害対策本部及び災害警戒本部の設置基準と動員配備基準との対応は「第2章第2節1の

(1)職員の動員配備体制区分の基準及び内容」に示したとおりである。

(5) 現地災害対策本部の設置

〔県（防災・危機管理部）〕

災害が局地的であり、かつ、特定の地域に著しい被害が生じたときは、茨城県災害対策本部条例第4条の規定に基づき、より被災地に近い場所に現地災害対策本部を設置する。

〈現地災害対策本部の組織〉

現地災害対策本部に、現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名するものをもって充てる。

〈現地災害対策本部の設置基準〉

- ・災害が局地的なもので、災害対策本部から遠隔地の場合。
- ・被害が広域にわたる場合であっても、特定の地域に著しい被害が生じた場合。

〈現地災害対策本部の分掌事務〉

- ・現地の被害状況、復旧状況等の情報収集及び分析に関すること
- ・現地における災害応急対策の指揮、指令及び実施に関すること

〈現地災害対策本部への派遣〉

組織体制・人員配置については、災害の規模等に応じ別に定める基準によることとする。

(6) 災害対策本部等の組織、設置の決定及び本部の設置等

県地域防災計画（地震災害対策計画編）第3章第1節第2「災害対策本部」に準ずる。

2 市町村の活動体制

〔市町村〕

発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制を、県地域防災計画との整合性を考慮してとるものとする。

3 鉄道事業者の活動体制

〔鉄道事業者〕

発災後速やかに、災害の拡大防止のため、関係列車の非常停止の手配、乗客の避難等の必要な措置を講ずるとともに、社員の非常参集、情報収集連絡体制の確立等必要な体制をとるものとする。

4 広域的な応援体制

〔県（防災・危機管理部）、市町村〕

県内において鉄道事故による災害が発生し、自力による応急対策等が困難な場合、県地域防災計画（地震災害対策計画編）第3章第3節第2「応援要請及び受入体制の確保と応急措置の代行」に準じて、迅速・的確な応援要請の手続を行うとともに、受入体制の確保を図るものとする。

5 自衛隊の災害派遣

〔県（防災・危機管理部）・市町村等〕

自衛隊の災害派遣の必要性を鉄道事故の規模や収集した被害情報から判断し、必要と認められた場合、県地域防災計画（地震災害対策計画編）第3章第3節第1「自衛隊派遣要請及び受入体制の確保」に準じて要請するものとする。

第3節 救助・救急、医療及び消火活動

1 救助・救急活動

〔鉄道事業者〕

事故災害発生直後における負傷者の救助・救急活動を行うよう努めるとともに、救助・救急活動を実施する各機関に可能な限り協力するよう努めるものとする。

〔県（防災・危機管理部）、警察本部〕

被害状況の早急な把握に努めるとともに、市町村、消防機関、自衛隊等の関係機関と連携し、傷病者等の救出・救助にあたるものとする。また、必要に応じ、非常災害対策本部、現地災害対策本部等国の各機関、他の都道府県に応援を要請するものとする。

〔消防機関〕

大規模な鉄道災害が発生した場合においては、乗客、乗務員等の救助・救急活動を迅速に行うとともに、早急な被害状況の把握に努め、必要に応じ県に応援を要請するものとする。

〔自衛隊〕

必要に応じ、又は県の要請により救助・救急活動を行うものとする。

2 資機材の調達

〔県（各部局）、市町村等防災関係機関〕

消火及び救助・救急活動に必要な資機材は、原則として当該活動を実施する機関が携行するものとする。

〔県（各部局）、市町村〕

必要に応じ、民間からの協力等により、救助・救急活動のための資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行うものとする。

3 医療活動

〔県（防災・危機管理部、保健医療部、警察本部）、市町村、日赤茨城県支部、病院、医療ボランティア等〕

発災時には、医療救護を必要とする多数の傷病者の発生が予想されることから、県地域防災計画（地震災害対策計画編）第3章第4節第5「応急医療」に準じて、関係医療機関及び防災関連機関との密接な連携のもとに、一刻も早い医療救護活動を行うものとする。

また、被災者に対する心のケアを行う必要がある場合は、県地域防災計画（地震災害対策計画編）第3章第5節第2「避難生活の確保、健康管理」の心のケア対策に準じて実施するものとする。

4 消火活動

〔鉄道事業者〕

事故災害発生直後における初期消火活動を行うよう努めるとともに、消火活動を実施する各機関に可能な限り協力するよう努めるものとする。

〔消防機関〕

速やかに事故による火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。

また、発災現場以外の市町村は、発災現場の市町村からの要請又は相互応援協定に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努めるものとする。

第4節 避難指示、誘導

〔県（警察本部）、自衛隊、市町村等〕

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市町村等が行う避難指示等については、県地域防災計画（地震災害対策計画編）第3章第4節第2「避難指示、誘導」に準じて実施するものとする。

第5節 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動

〔県（土木部、警察本部）、市町村、道路管理者〕

現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通流監視カメラ、車両感知器等を活用して、交通状況を迅速に把握するものとする。

また、緊急輸送を確保するため、直ちに一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うものとし、必要に応じて警備業者等に、交通誘導の実施等を要請するものとする。

交通規制にあたっては、関係機関は、相互に密接な連絡をとるものとする。

〔鉄道事業者〕

鉄道災害が発生した場合には、他の路線への振り替え輸送、バス代行輸送等代替交通手段の確保に努めるものとし、他の鉄道事業者においては、可能な限り代替輸送について協力するよう努めるものとする。

第6節 関係者等への的確な情報伝達活動

関係者等への的確な情報伝達については、県地域防災計画（地震災害対策計画編）第3章第2節第3「災害情報の広報」に準ずるほか次により実施するものとする。

1 情報伝達活動

〔県（総務部、営業戦略部）、市町村〕

鉄道災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被害者の家族等に役立つ正確かつきめ細かな情報を、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て適切に提供するものとする。この際、聴覚障害者に対する広報は、正確でわかりやすい文書や字幕付き放送、文字放送等によるものとする。

- ・鉄道災害の状況
- ・旅客及び乗務員等の安否情報
- ・医療機関等の情報
- ・関係機関の災害応急対策に関する情報
- ・施設等の復旧状況
- ・避難の必要性等、地域に与える影響
- ・その他必要な事項

2 関係者からの問い合わせに対する対応

〔県（各部局）、市町村、鉄道事業者〕

必要に応じ災害発生後、速やかに関係者からの問い合わせに対応する窓口設置、人員の配置等の体制の整備に努めるものとする。

第7節 防疫及び遺体の処理

〔県（県民生活環境部、保健医療部、土木部、警察本部）、市町村、日赤茨城県支部〕

発災時の防疫及び遺体の処理については、県地域防災計画（地震災害対策計画編）第3章第7節第4「災害廃棄物の処理・防疫・障害物の除去」及び同節第5「行方不明者等の捜索」に準じて実施するものとする。

第3章 災害復旧

〔鉄道事業者〕

応急資材の確保については、災害復旧用資材の適正な保有及び配置、緊急調達体制の確立等により、迅速な供給を図るものとする。

また、鉄道災害にともなう施設及び車両の被災に応じ、迅速に被災施設及び車両の復旧に努めるものとする。その際には、二次災害が発生せぬよう十分に現地の保安体制を強化するよう努めるものとする。

なお、災害復旧にあたっては、可能な限り復旧予定時期を明確化するよう努めるものとする。

6 道路災害対策計画

6 道路災害対策計画

本計画は、県内において道路輸送途上での危険物等の大量流出事故や、高速道路等の構造物の被災による大規模事故の未然防止、被害の軽減及び復旧のために関係機関がとるべき対策について定める。

第1章 災害予防

道路災害の発生を予防するとともに、道路災害が発生した場合に被害の軽減を図るため、関係機関は次の対策を講じるものとする。

第1節 茨城県の道路交通状況

1 県内の道路状況

(単位: km)

道路の種類	路線数	実延長
高速自動車国道	3	201.5
一般国道	18	1,181.8
県道	316	3,386.4
市町村道	190,336	50,880.7
合計	190,673	55,650.4

※県道に自転車道は含まない

(令和4年3月31日現在)

2 県内の道路網

茨城県内の道路網は、東京都心から県南、県央、県北地域を南北に貫く常磐自動車道、国道6号をはじめとし、北関東の主要都市と県西、県央地域を東西に連絡する北関東自動車道や国道50号、千葉県から鹿行地域を経由し水戸に至る国道51号、県西、県南地域を横断する首都圏中央連絡自動車道、県西地域を南北に貫く国道4号を骨格として、その他の国道、県道、市町村道により形成されている。

また、本県における高速道路網の完成に向け、東関東自動車道水戸線の整備が進められている。

3 県内の交通量

茨城県内における平均交通量は、平日が10,204台／日である。(令和3年度道路交通センサス)

主要な国道や幹線道路の交通量が集中し、また地域的には県南、県央地域に集中しているのが特徴である。

第2節 道路交通の安全のための情報の充実

1 気象情報の伝達

〔水戸地方気象台〕

道路交通安全に係る気象、地象、水象の現象を的確に観測し、これらに関する実況あるいは予・警報等の情報を適時、的確に発表するものとする。

また、発表情報の内容の改善、情報を迅速かつ適切に収集・伝達するための体制、施設及び設備の充実を図るものとする。

〔道路管理者〕

水戸地方気象台が発表する情報を有効に活用するための体制の整備を図るものとする。

2 道路の異常に関する情報の収集・伝達

〔道路管理者〕

道路パトロール等の実施により、道路施設等の異常を迅速に発見する体制を整備するものとし、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に道路利用者にその情報を迅速に提供する体制の整備を図るものとする。

〔県（警察本部）〕

道路交通の安全のための情報の収集、連絡体制の整備を図り、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者に交通情報を迅速に提供するための体制の整備を図るものとする。

第3節 道路施設等の管理と整備

1 管理する施設の巡回及び点検

〔道路管理者〕

道路施設の事故及び災害に対する安全性確保のため、定期的に巡回を実施し、特に、大規模な地震、津波、大雨、洪水などの直後に、施設への影響を確認するため、巡回及び点検を実施するものとする。

2 安全性向上のための対策の実施

〔道路管理者〕

各道路管理者は安全性・信頼性の高い道路整備を計画的かつ総合的に実施するものとする。

第4節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

1 情報の収集・連絡体制の整備

(1) 情報の収集・連絡

〔県（防災・危機管理部・土木部・警察本部）・市町村・道路管理者〕

大規模な道路災害が発生した場合に備え、それぞれの機関及び機関相互間において情報の収集・連絡体制の整備を図るものとする。

その際、休日、夜間の場合等においても対応できる体制の整備を図るものとする。

〔県（防災・危機管理部・警察本部）〕

大規模な道路災害が発生した場合または発生するおそれのある場合には、現地において機動的な情報収集を行うため、ヘリコプター・テレビシステム等の画像による情報収集システムの整備を推進するものとともに、災害現場で情報収集・連絡にあたる要員をあらかじめ定めるなど、情報収集体制を整備するものとする。

〔市町村〕

緊急時の通報連絡体制を確立するとともに、発災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど、体制の整備を推進するものとする。

〔県（警察本部）〕

機動的な情報収集や捜索活動等応急対策の実施のために、船舶・航空機等の整備に努めるものとする。

(2) 情報の分析、整理

〔県（防災・危機管理部）〕

県は、収集した情報を的確に分析するため、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう努めるものとする。

(3) 通信手段の確保

非常通信体制を含めた道路災害時における通信手段については、県地域防災計画（地震災害対策計画編）第2章第1節第4「情報通信ネットワークの整備」に準ずるものとする。

2 災害応急体制の整備

(1) 職員の体制

〔県（防災・危機管理部）・市町村・道路管理者等防災関係機関〕

それぞれの機関の実情に応じ、非常参集体制の整備を図るとともに、それぞれの機関の実情を

踏まえ必要に応じ災害時活動マニュアルを作成して職員に災害時の活動内容等を周知させるものとする。

(2) 防災関係機関相互の連携体制

[県（防災・危機管理部）・市町村等]

災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であることから、それぞれの機関は、応急活動及び復旧活動に関し、相互応援の協定を締結する等平常時より連携を強化しておくものとする。

なお、県及び市町村においては、既に以下の協定を締結しており、今後は、より具体的、実践的なものとするよう連携体制の強化を図っていくものとする。

(県)

- ・「震災時等の相互応援に関する協定」（東京都、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県、静岡県、長野県）

(市町村)

- ・「災害時等の相互応援に関する協定」（県下全市町村）
- ・「茨城県広域消防相互応援協定」（県下全消防本部）

[県（警察本部）]

緊急かつ広域的な救助活動を行うための警察災害派遣隊の整備・推進を図るものとする。

[消防機関]

緊急消防援助隊による人命救助活動等の支援体制の整備に努めるものとする。

3 救助・救急、医療及び消火活動への備え

(1) 救助・救急活動への備え

[県（防災・危機管理部・土木部・警察本部）・市町村・消防機関]

災害時に迅速に応急活動が行えるよう、それぞれの機関の実情に応じ、救助・救急活動用資材、車両、船舶、航空機等の整備に努めるものとする。

(2) 医療資機材等への備え

[県（保健医療部）・日赤茨城県支部]

応急救護用医療品、医療資機材の備蓄については、県地域防災計画（地震災害対策計画編）第2章第3節第3「医療救護活動への備え」に準ずるものとする。

(3) 消火活動への備え

[道路管理者・消防機関]

平常時より機関相互間の連携の強化を図るものとする。

4 緊急輸送活動への備え

〔県（土木部・警察本部）・市町村・道路管理者〕

信号機、情報板等の道路交通関連施設について、災害時の道路交通管理体制の整備に努めるものとする。

また、道路災害時の交通誘導を適切に実施するものとし、必要に応じ、警備業者等の協力を得て災害時の交通誘導を円滑に実施するとともに、発災後において交通規制が実施された場合の車両の運転者の義務等について平常時から周知を図るものとする。

5 危険物等の流出時における防除活動への備え

〔県（防災・危機管理部）〕

道路搬送途上における危険物等流出事故の備えについては、危険物等災害対策計画に定める予防対策を準用するものとする。

6 関係者等への的確な情報伝達活動

〔県（防災・危機管理部）・市町村〕

被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制についてあらかじめ計画しておくものとする。

7 防災訓練の実施

〔県（防災・危機管理部・土木部・警察本部）・市町村・道路管理者〕

大規模な事故災害等が発生した場合に、応急対策が迅速かつ円滑に行えるよう、トンネル内事故、落盤事故、危険物大量流出事故等あらゆる被害を想定し、関係機関と連携した実践的な訓練を定期的・継続的に実施し、大規模な道路災害への対応能力の向上に努めるものとする。

8 応急対策のための資機材等の整備、備蓄

〔道路管理者〕

大規模な事故災害が発生した場合の迅速な応急対策等に備えて、災害対策用資機材、物資の整備、備蓄を図るとともに、特殊な資機材については緊急に調達し得るよう関係業界との協力体制の整備に努めるものとする。

9 災害復旧への備え

〔道路管理者〕

円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努めるものとする。

第5節 防災知識の普及

〔道路管理者〕

道路利用者に対し、災害時の対応等の防災知識の普及を図るものとする。

第6節 再発防止対策の実施

〔道路管理者〕

原因究明のための総合的な調査研究を行い、その結果を踏まえ再発防止対策を実施するものとする。

第2章 災害応急対策

道路災害が発生した場合に、被害を最小限にとどめるため、関係機関及び関係団体は次の対策を講じるものとする。

第1節 発災直後の情報の収集・連絡

1 災害情報の収集・連絡

(1) 道路災害情報等の収集連絡

〔発見者〕

道路災害の発生を発見した者は、直ちに、その旨を市町村長、警察官、消防史員または道路管理者に通報しなければならないものとする。

また、何人も、この通報が最も迅速に到達するよう協力しなければならないものとする。

〔道路管理者〕

道路構造物の被災等により大規模な事故が発生した場合、または発生するおそれがある場合は速やかに被害状況を国土交通省常陸河川国道事務所または宇都宮国道事務所、県に連絡するものとする。

〔国土交通省常陸河川国道事務所・宇都宮国道事務所〕

道路構造物の被災等により大規模な事故が発生した場合、事故情報等の連絡を関係省庁、県及び関係指定公共機関へ行うものとする。

〔県（防災・危機管理部・土木部）〕

国土交通省常陸河川国道事務所または宇都宮国道事務所から受けた情報を関係市町村及び関係機関等へ連絡するものとする。

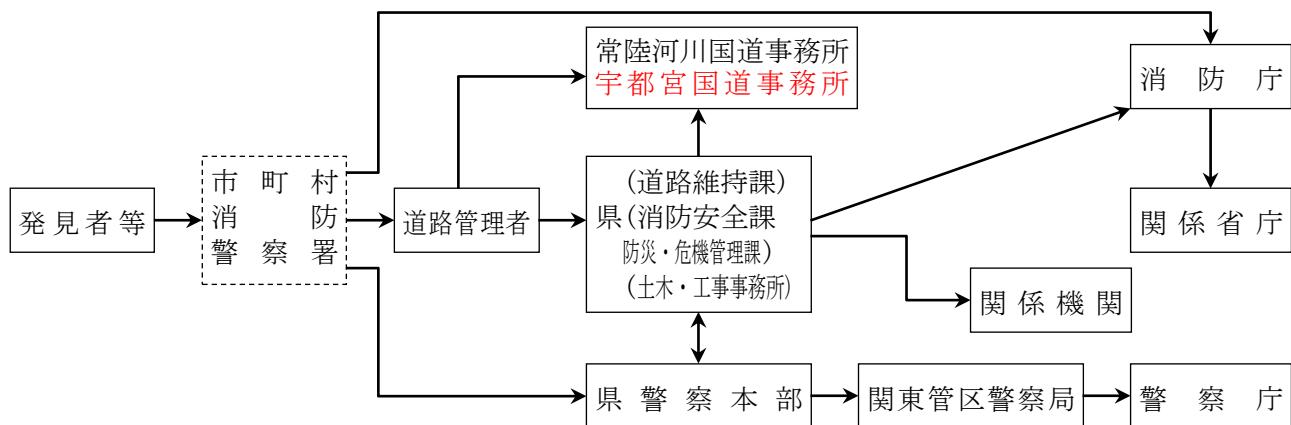
また、大規模な道路災害の発生等に関する連絡を受けた場合は、市町村等から情報を収集するとともに、自らも必要な災害規模に関する概括的な情報を収集し、これらの情報を消防庁に報告するとともに必要に応じ国土交通省に連絡するものとする。

〔市町村〕

大規模な道路災害の発生または発生するおそれに関する連絡を受けた場合は、直ちに事故情報等の連絡を県に行うものとする。併せて、「火災・災害等即報要領」に基づき、直接即報基準に該当する事案については、消防庁に対しても原則として覚知後30分以内で可能な限り早く報告する。

(2) 道路災害情報等の収集・連絡系統

道路災害情報等の収集・連絡系統及び連絡先は次のとおりとする。



※ [] の機関で第1報を受けた機関は、他の残りの機関への連絡を行う。

※土木・工事事務所には工務所を含む。

(連絡先一覧)

機関名	担当部署	電話番号
消防庁	応急対策室	03-5253-7527 (昼)
	宿直室	03-5253-7777 (夜間)
国土交通省常陸河川国道事務所	道路管理第二課	029-240-4073
国土交通省宇都宮国道事務所	管理第二課	028-639-5356
茨城县	消防安全課	029-301-2896 (昼)
	防災・危機管理課	029-301-2885 (夜間)
茨城県警察本部	警備課	029-301-0110 内線5751 (総合当直)
各市町村	資料編に記載	
各消防本部	資料編に記載	

第2節 活動体制の確立

1 県の活動体制

(1) 職員の動員配備体制区分の基準及び内容

職員配備の決定基準は、道路災害の状況等により次のとおり定める。

体制区分	基 準	配備人員	災害対策本部等の設置
警 戒 体 制 (事前配備)	道路災害により、多数の死傷者が発生するおそれのある場合、道路上での重大事故が発生した場合、または、その他の状況により防災・危機管理部長が必要と認めた場合	あらかじめ定める防災関係職員（次表参照）	災害警戒本部を設置する。
非 常 体 制	道路災害により、多数の死傷者が発生した場合、または、その他の状況により知事が必要と認めた場合。	道路災害応急対策が円滑に行える体制	災害対策本部を設置する。

〔警戒体制時の配備人員〕

部局名	配備人員
総務部	報道・広聴課 2
県民生活環境部	生活文化課 2 (環境対策課) (2)
防災・危機管理部長	消防安全課 10 (産業保安室) (2)
	防災・危機管理課 8
保健医療部	保健政策課 2 医療政策課 2 (薬務課) (2) (生活衛生課) (2)
福祉部	福祉政策課 2
農林水産部	(漁政課) (2) (水産振興課) (2) (農村計画課) (2)
土木部	道路維持課 2 (河川課) (2) (下水道課) (2) 管轄土木・工事事務所 2 (5) (工務所を含む)
企業局 警察本部	(施設課) (2) 交通総務課 2 交通規制課 2 警備課 2 生活安全総務課 (1) (生活環境課) (1) (地域課) (2)

() は、危険物流出事故の場合で、状況に応じ配備する。

(2) 職員の動員配備体制の決定

〔県(防災・危機管理部)〕

〈警戒体制〉

道路事故情報、被害情報等に基づく消防安全課長の報告をもとに、防災・危機管理部長が職員の動員配備区分の決定基準に基づき決定する。

〈非常体制〉

消防安全課長の報告をもとに、防災・危機管理部長が状況を判断し、知事の承認を得て決定する。ただし、緊急を要し、防災・危機管理部長が不在かつ連絡不能の場合は防災・危機管理

部次長が代行する。

また、知事が不在かつ連絡不能の場合は、副知事が代行する。

〈決定者〉

上記体制の決定者は次のとおりとする。

	決 定 者	代 決 者	
		1	2
警戒体制	防 災 ・ 危 機 管 理 部 長	防 災 ・ 危 機 管 理 部 次 長	防 災 ・ 危 機 管 理 課 長
非常体制	知 事	副 知 事	防 災 ・ 危 機 管 理 部 長

(3) 職員の動員

〔県（各部局）〕

県地域防災計画（地震災害対策計画編）第3章第1節第1「職員参集・動員」に準ずる。

(4) 災害対策本部等の設置基準等

〈災害警戒本部設置基準〉

- ① 道路事故災害により多数の死傷者が発生する恐れのある場合。
- ② 道路上での重大事故が発生した場合。
- ③ その他防災・危機管理部長が必要と認めた場合。

〈災害警戒本部廃止基準〉

- ① 道路事故災害による多数の死傷者発生のおそれがなくなった場合。
- ② その他防災・危機管理部長が必要なしと認めた場合。

〈災害対策本部設置基準〉

- ① 道路事故災害により、多数の死傷者が発生した場合。
- ② その他知事が必要と認めた場合。

〈災害対策本部廃止基準〉

- ① 事故災害応急対策を概ね完了した場合。
- ② その他知事が必要なしと認めた場合。

〈動員配備基準との対応〉

災害対策本部及び災害警戒本部の設置基準と動員配備基準との対応は「第2章第2節1の

(1)職員の動員配備体制区分の基準及び内容」に示したとおりである。

(5) 現地災害対策本部の設置

〔県（防災・危機管理部）〕

災害が局地的であり、かつ、特定の地域に著しい被害が生じたときは、茨城県災害対策本部条例第4条の規定に基づき、より被災地に近い場所に現地災害対策本部を設置する。

〈現地災害対策本部の組織〉

現地災害対策本部に、現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員、他の職員を置き、

災害対策副本部長、災害対策本部員、その他の職員のうちから災害対策本部長が指名するものをもって充てる。

〈現地災害対策本部の設置基準〉

- ・災害が局地的なもので、災害対策本部から遠隔地の場合。
- ・災害が広域にわたる場合であっても、特定の地域に著しい被害が生じた場合。

〈現地災害対策本部の分掌事務〉

- ・現地の被害状況、復旧状況等の情報収集及び分析に関すること。
- ・現地における災害応急対策の指揮、指令及び実施に関すること。

〈現地災害対策本部への派遣〉

組織体制・人員配置については、災害の規模等に応じ別に定める基準によることとする。

(6) 災害対策本部等の組織、設置の決定及び本部の設置等

県地域防災計画（地震災害対策計画編）第3章第1節第2「災害対策本部」に準ずる。

2 市町村の活動体制

必要に応じ、道路事故災害対策計画を策定し、第1次的に災害応急対策を実施する機関として発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制を取るものとする。

3 道路管理者の活動体制

必要に応じ、道路事故災害対策計画を策定し、第1次的に災害応急対策を実施する機関として、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制を取るものとする。

4 広域的な応援体制

〔県（防災・危機管理部）、市町村〕

県内において道路事故による災害が発生し、自力による応急対策等が困難な場合、県地域防災計画（地震災害対策計画編）第3章第3節第2「応援要請・受入対策の確保」に準じて、迅速・的確な応援要請の手続きを行うとともに、受入体制の確保を図るものとする。

5 自衛隊の災害派遣

〔県（防災・危機管理部）・市町村等〕

自衛隊の災害派遣の必要性を道路災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要と認められた場合、県地域防災計画（地震災害対策計画編）第3章第3節第1「自衛隊派遣要請・受入体制の確保」に準じて要請するものとする。

第3節 救助・救急、医療及び消火活動

1 救助・救急活動

〔県（防災・危機管理部、警察本部）〕

被害状況の早急な把握に努めるとともに、消防機関、自衛隊等の関係機関と傷病者等の救出・救助にあたるものとする。

また、必要に応じ、非常災害対策本部、現地災害対策本部等国の各機関、他の都道府県に応援を要請するものとする。

〔消防機関〕

「消防広域相互応援協定」または「茨城県高速自動車等における消防相互応援協定」等に基づき関係機関と協力し、傷病者等の救出・救助にあたるものとし、また、必要により県を通じ緊急消防援助隊の派遣について要請するものとする。

〔道路管理者〕

迅速かつ的確な救助・救急活動に協力するものとする。

2 医療活動

〔県（防災・危機管理部、保健医療部、警察本部）、市町村、日赤茨城県支部、医療機関、医療ボランティア等〕

医療活動については、県地域防災計画（地震災害対策計画編）第3章第4節第5「応急医療」に準ずるものとする。

また、被災者に対する心のケアを行う必要がある場合は、県地域防災計画（地震災害対策計画編）第3章第5節第2「避難生活の確保、健康管理」の心のケア対策に準じて実施するものとする。

3 消火活動

〔消防機関〕

速やかに火災の状況を把握し、迅速に消火活動を実施するものとする。

〔県（防災・危機管理部）〕

消火活動が円滑かつ効率的に行われるよう、関係機関との総合調整及び必要な機関への応援要請を行うものとする。

〔道路管理者〕

迅速かつ的確な消火活動に協力するものとする。

第4節 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動

〔県（警察本部）〕

現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通流監視カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握するものとする。

また、緊急輸送を確保するため、直ちに、一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うものとし、必要に応じて、警備業者等に、交通誘導の実施等を要請するものとする。

第5節 危険物の流出に対する応急対策

道路輸送中における危険物等の流出事故が発生した場合の応急対策は、危険物等災害対策計画に準じ行うものとする。

第6節 道路施設・交通安全施設の応急復旧活動

〔道路管理者〕

迅速かつ的確な障害物の除去、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保に努めるとともに、道路施設の応急復旧活動に際し、類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設についても、緊急点検を実施するものとする。

〔県（警察本部）・道路管理者〕

災害発生後直ちに、被災現場及び周辺地域ならびにその他の地域において、交通安全施設の緊急点検を実施し、災害により破損した交通安全施設の早期復旧に努めるものとする。

第7節 関係者等への的確な情報伝達活動

1 情報伝達活動

〔県（総務部、営業戦略部）、市町村〕

道路災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等、被災者の家族等に役立つ正確かつきめ細かな情報を、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て適切に提供するものとする。この際、聴覚障害者に対する広報は、正確でわかりやすい文書や字幕付き放送、文字放送によるものとする。

- ・市町村及び関係機関の実施する応急対策の概要
- ・避難指示及び避難先の指示

- ・地域住民等への協力依頼
- ・その他必要な事項

2 関係者からの問い合わせに対する対応

〔県（各部局）、市町村〕

必要に応じ災害発生後、速やかに関係者からの問い合わせに対する窓口設置、人員の配置等の体制の整備に努めるものとする。

第8節 防疫及び遺体の処理

〔県（県民生活環境部、保健医療部、警察本部）、市町村、日赤茨城県支部〕

発災時の防疫及び遺体の処理については、県地域防災計画（地震災害対策計画編）第3章第7節第4「災害廃棄物の処理・防疫・障害物の除去」及び同節第5「行方不明者等の捜索」に準じて実施するものとする。

第3章 災害復旧

〔道路管理者〕

関係機関と協力し、あらかじめ定められた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用し、迅速かつ円滑に被災した道路施設の復旧事業を行うものとする。

なお、復旧にあたっては、可能な限り復旧予定時期を明示するものとする。

7 危険物等災害対策計画

7 危険物等災害対策計画

本計画は、県内において危険物等（石油類、高圧ガス、火薬類、毒劇物及び放射性物質（放射性同位元素又はそれを含有する物質等放射線を放出する物質）をいう。以下同じ。）の漏洩・流出、飛散、火災、爆発による多数の死傷者等の発生する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、関係機関、関係団体及び事業者がとるべき対策について定める。

なお、石油コンビナート等特別防災区域における危険物等災害に対する対策については、「茨城県石油コンビナート等防災計画」に、海上への危険物等の流出による災害については、「海上災害対策計画」に、また、原子力災害対策特別措置法第2条第4号に規定する原子力事業所に係る原子力災害については、「茨城県地域防災計画（原子力災害対策計画編）」に定めるところによるものとする。

第1章 災 害 予 防

危険物等災害の発生を予防するとともに、それが発生した場合の被害の軽減を図るため、関係機関、関係団体及び事業者は、次の対策を講じるものとする。

第1節 危険物等災害の予防対策（各災害共通事項）

1 危険物等関係施設の安全性の確保

(1) 保安体制の確立

〔事業者〕（危険物等の貯蔵・取扱いを行う者（以下、本編において「事業者」という。）

法令で定める技術基準を遵守するとともに、自主保安規程等の策定、自衛消防組織等の設置並びに貯蔵、取扱い施設等の定期点検、自主点検の実施等の自主保安体制の整備を推進するものとする。

また、災害が生じた場合は、その原因の徹底的な究明に努め、再発防止に資するものとする。

〔県（防災・危機管理部、保健医療部）、市町村〕

危険物等関係施設に対する立入検査を徹底し、施設の安全性の確保に努めるものとする。

危険物等災害が生じた場合に、その原因の徹底的な究明に努め、原因究明を受けて必要な場合には、法令で定める技術基準の見直し等を国に要請するなど、危険物等関係施設の安全性の向上に努めるものとする。

〔県（警察本部）、消防機関〕

必要に応じ、立入検査等を実施し、危険物等保管状態、自主保安体制等実態を把握し、資機材

を整備、充実し、災害発生時における初動措置体制の確立を図るものとする。

(2) 保安教育の実施

〔県（防災・危機管理部、保健医療部）、市町村等防災関係機関〕

事業者及び危険物取扱者等の有資格者等に対し、講習会、研修会の実施等により保安管理及び危険物等に関する知識の向上を図り、危険物等関係施設における保安体制の強化を図るものとする。

〔事業者〕

従業員等に対する保安教育や防災訓練を実施し、自主防災体制の確立に努めるものとする。

2 災害応急対策、災害復旧への備え

(1) 情報の収集・連絡体制の整備

〔県（各部局）、市町村等防災関係機関及び事業者〕

危険物等災害が発生した場合において、夜間、休日の場合等を含めて、迅速・的確な応急対策がとれるよう、情報収集・連絡体制を整備するものとする。

また、災害時の情報通信手段について、無線通信ネットワークの整備・拡充、ネットワーク間の連携等、平常時からその確保と管理・運用体制の構築に努めるものとする。

〔県（防災・危機管理部）〕

ヘリコプターテレビシステム等の画像による情報の収集・連絡システムの整備を推進するとともに、災害現場や防災機関等で情報収集・連絡にあたる要員をあらかじめ定めるなど、緊急時の体制を整備するものとする。

また、市町村、消防機関等から速やかに災害連絡情報等が収集できるよう、防災関係機関相互の連携の強化に努めるとともに、国等の研究機関、民間企業、報道機関、住民等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努めるものとする。

化学物質等の災害発生時においては、被害の拡大防止や軽減を図るため初動調査班を設立する等体制を強化するとともに、調査機器等の整備に努めるものとする。

〔県（警察本部）〕

機動的な情報収集活動を行うための体制の整備に努めるものとする。

〔市町村〕

緊急時の通報連絡体制を確立するとともに、災害現場や調整機関等で情報収集・連絡にあたる要員をあらかじめ定めるなどして、緊急時の体制を整備するものとする。

(2) 職員の活動体制の整備

〔県、市町村等防災関係機関及び事業者〕

それぞれの実情に応じ、非常参集体制の整備を図るとともに、それぞれの災害時活動マニュアルを作成し、職員に災害時の活動内容等を周知させるものとする。

(3) 防災関係機関相互の連携体制

〔県、市町村等防災関係機関及び事業者〕

災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であることから、それぞれの機関は、応急活動及び復旧活動に関し、相互応援の協定を締結する等平常時より連携を強化しておくものとする。

また、事業者は、資機材の調達に係る相互応援体制の整備を推進するものとする。

なお、県及び市町村においては、既に以下の協定を締結しており、今後は、より具体的、実践的なものとするよう連携体制の強化を図っていくものとする。

(県)

- ・「震災時等の相互応援に関する協定」（東京都、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県、静岡県、長野県）

(市町村)

- ・「災害時等の相互応援に関する協定」（県下全市町村）
- ・「茨城県広域消防相互応援協定」（県下全消防本部）

(4) 救助・救急、医療及び消火活動への備え

〔県、市町村等防災関係機関及び事業者〕

災害時に迅速に応急活動が行えるよう、それぞれの実情に応じ、救助・救急用資機材、医療資機材及び消火用資機材等の備蓄や整備に努めるものとする。

(5) 緊急輸送活動体制の整備

〔県（警察本部、土木部）、市町村〕

災害時の応急活動用資機材等の円滑な輸送を行うため、道路交通管理体制の整備を図るものとする。

(6) 危険物等の大量流出時における防除活動への備え

〔県（防災・危機管理部、土木部）、市町村等防災関係機関及び事業者〕

オイルフェンス、油処理剤、油吸着剤の流出油防除資機材、化学消火薬剤等の消火用資機材、中和剤等防災薬剤及び避難誘導に必要な資機材の整備に努めるものとする。また、緊急時における防災関係機関の協力体制の確立に努めるものとする。

(7) 避難収容活動体制の整備

〔県（防災・危機管理部、保健医療部）、市町村〕

あらかじめ、避難場所・避難路を指定し、住民への周知徹底に努めるとともに、発災時の避難誘導計画を作成し、訓練を行うものとする。

(8) 防災関係機関等の防災訓練の実施

〔県（防災・危機管理部、保健医療部、土木部、警察本部）、市町村等防災関係機関及び事業者〕

危険物等事故内容及び被害の想定を明らかにするなど、実践的で、相互に連携した訓練を定期的・継続的に実施するとともに、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うものとする。

(9) 災害復旧への備え

〔県（土木部）、市町村等防災関係機関及び事業者〕

円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努めるものとする。

3 防災知識の普及、住民の訓練

〔県（防災・危機管理部、保健医療部）、市町村等防災関係機関〕

危険物安全週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、その危険性を周知するとともに、災害発生時にとるべき行動、避難場所での行動等防災知識の普及、啓発を図るものとする。

また、防災的見地から防災アセスメントを行い、地域住民、とりわけ高齢者、障害者、外国人、乳幼児等の要配慮者に配慮した適切な避難や防災活動に資する防災マップ、地域別防災カルテ、災害時の行動マニュアル等をわかりやすく作成し、住民等に配布するとともに、研修を実施する等防災知識の普及啓発に努めるものとする。

第2節 石油類等危険物施設の予防対策

石油類等危険物（消防法（昭和23年法律第186号）第2条第7項に規定されているもの）施設に関する予防対策は、共通事項に定めるほか次のとおりとする。

1 施設の保全

〔事業者〕

消防法第12条（施設の基準維持義務）及び同法第14条の3の2（定期点検義務）等の規定を遵守し、危険物施設の保全に努める。

2 石油貯蔵タンクの安全対策

(1) 地盤対策

〔消防機関〕

一定規模以下の貯蔵タンクについても不等沈下、移動、配管の切断、亀裂等の事故防止のため、タンクの設置される箇所の地盤調査、工法等技術上の基準について配慮するよう指導するものとする。

また、既設タンクについては、事業所に対し適時又は定期的に沈下測定を行い基礎修正及び各種試験による自主検査体制の確立について指導するものとする。

(2) 防災設備の強化

〔事業者〕

耐震、防火上の配慮と防油堤の強化及び敷地周辺の防護措置の強化を図るものとする。

(3) 防災管理システムの強化

〔事業者〕

漏洩、流出の感知と警報装置の整備の推進や、配管部の切替等による被害防止のための緊急遮断装置の導入を進めるとともに、非常時の通報体制の確立と教育訓練の徹底を図るものとする。

3 保安体制の確立

〔事業者〕

消防法第14条の2の規定に基づく予防規程の内容を常に見直し、操業実態に合ったものとともに、従業員に対する保安教育や防災訓練を実施し、自主防災体制の確立に努め、隣接する事業所間との自衛消防隊の相互協力体制の強化を図るものとする。

〔消防機関〕

危険物施設の位置・構造・設備の状況及び危険物の貯蔵・取扱いの方法が、危険物関係法令に適合しているか否かについて立入検査を実施し、必要がある場合は、事業所の管理者に対し、災害防止上必要な助言又は指導を行うものとする。

第3節 高圧ガス・火薬類の予防対策

高圧ガス（高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第2条に規定されるもの）及び火薬類（火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第2条に規定されるもの）の予防対策は共通事項に定めるほか次のとおりとする。

1 一般高圧ガス（毒性ガスを除く高圧ガス）・火薬類対策

(1) 高圧ガス等の保安検査、立入検査

〔県（防災・危機管理部）〕

火薬類、高圧ガスの製造、販売、貯蔵、運搬、消費及び取扱い等を規制し、指導を行うものとする。

(2) 保安団体の活動の推進

〔県（防災・危機管理部）〕

関係業種別に保安団体の自主保安活動の積極的な推進を指導するものとする。

(3) 火薬類搬送時の安全指示

〔県（警察本部）〕

火薬類運搬の届出があった場合、災害の発生防止、公共の安全維持のため必要があるときは、運搬日時、通路若しくは方法又は火薬類の性状若しくは積載方法について必要な指示を行うものとする。

2 毒性ガス対策

(1) 毒性ガス取扱施設に係る事故対策の推進

〔事業者〕

事業所の所在する自治体等が実施する防災訓練に参加し、近隣住民と一体の防災訓練を実施するものとする。

被害を最小限に止めるため、事業所の立地条件及び施設の配置状況を勘案し、風向計等を設置するものとする。

発災時の近隣住民の避難のために、必要な広報手順、ガスマスク等防災用機器の整備を図るとともに、市町村等行政機関と日頃から連携を密にし、対策を講じるものとする。

また、関連事業者による有毒ガス事故対策協議会等を結成するなどして、発災時における応急対策の協力体制の整備に努めるものとする。

〔県（防災・危機管理部）〕

発災時における迅速な被害防止体制の確立を図るため、毒性ガス取扱事業所に関する必要な情報について、所在地の所轄消防署に提供するものとする。

また、毒性ガス施設の事故による被害防止を図るため、隣接県との間で、平常時から毒性ガス施設の分布状況、関係機関の窓口など所要の情報交換を行うものとする。

〔市町村〕

毒性ガス漏洩を想定し、住民への広報手段、避難誘導法、避難場所をあらかじめ定めておくものとする。また、事業者との緊急連絡体制を整備するものとする。

3 都市ガスの予防対策

〔消防機関〕

消防法の規定に基づき、必要に応じ、火災予防査察を実施し、火災の未然防止を図るものとする。

また、災害予防上必要と認めるときは、ガス事業者に対し保安上とるべき措置について通報するものとする。

当該災害予防上の措置について通報する範囲は関係機関と協議の上、別途計画するものとする。

〔事業者〕

前記通報を受けたときは、直ちに防災上必要な対策を講じることができる体制を整備するものとする。

4 大規模な地階のガス漏れ及び爆発事故予防対策

(1) 関係機関による「申し合わせ」の作成

〔市町村、事業者等関係機関〕

大規模な地階（以下、「地階」という。）の存する市町村にあっては、ガス事業者等関係機関と緊急時における初動体制、現場における措置等について「ガス漏れ及び爆発事故の防止対策に関する申し合わせ」を作成し、ガス事故防止体制の強化を図るものとする。

(2) 保安規程等の提出

〔事業者〕

ガス事業法第24条、第64条及び第97条の規定に基づき経済産業大臣に届け出ることとされている（簡易ガス事業者はこれを準用する。）保安規程の写しを、ガスの供給区域を管轄する市町村の消防長（消防本部を置かない市町村にあっては市町村長。以下同じ。）又は消防署長に提出するものとする。

ガス事業者と液化石油ガス販売事業者は、毎年度導管及び遮断装置に係る図面を消防長又は消防署長に提出するものとする。ただし、既に提出した図面に変更がない場合及び軽易な変更のものについてはこの限りではない。

(3) 災害訓練の実施

〔事業者〕

ガス事業者と液化石油ガス販売業者及び地階管理者は、関係機関の協力を得てガス災害訓練を毎年1回以上実施するものとする。

(4) 関係機関の協力の推進

〔事業者〕

ガス事業者と液化石油ガス販売事業者、若しくは保安機関（販売事業者から委託を受けて消費者の点検を行う機関）は、地階の定期点検の実施にあたっては、事前に消防機関に点検計画を連絡するとともに、消防機関が実施する地階に対する予防査察について協力するものとする。

〔消防機関、事業者〕

地階の関係者に対し、ガス漏れ災害を防止するための平常時及び緊急時の指導を協力して行い、日頃からガス漏れ災害時の協力が得られるようにしておくものとする。

(5) 市町村ガス災害対策協議会の設置

〔市町村〕

地階を有する市町村は、ガス災害に関し、関係機関を構成員とするガス災害対策協議会を設け、所要の連絡調整を図るものとする。

※ [大規模な地階] の定義

消防法施行令別表1(1)から(4)まで、(5)のイ、(6)及び(9)のイに掲げる防火対象物の地階で、床面積の合計が1,000平方メートル以上のもの、及び消防法施行令別表1(16)のイに掲げる防火対象物の地階のうち、床面積の合計が1,000平方メートル以上でかつ同表(1)から(4)まで、(5)の項のイ、(6)又は(9)のイに掲げる防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が500平方メートル以上のものをいう。

第4節 毒劇物取扱施設の予防対策

毒劇物（毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第2条に規定されているもの）の予防対策は共通事項に定めるほか次のとおりとする。

1 毒劇物取扱施設に対する指導の強化

(1) 登録施設に対する指導

〔県（保健医療部）〕

毒物及び劇物取締法の規定により登録が義務づけられている施設に対しては、危害防止規定の整備を指導するものとする。

(2) 登録外施設に対する指導

〔県（保健医療部）〕

上記登録施設以外の業務上取扱施設に対して、毒物または劇物の取扱量を調査し、特に多量に取扱う施設に対し、防災体制の整備を指導するものとする。

2 毒劇物取扱施設における保安体制の自己点検の充実

(1) 危害防止規程の整備

〔事業者〕

毒物又は劇物による危害を防止するため次の事項について危害防止規程を整備するものとする。

- ① 毒物又は劇物関連設備の管理者の選任に関する事項
- ② 次に掲げる者に係る職務及び組織に関する事項
 - ア 毒物又は劇物の製造、貯蔵又は取扱の作業を行う者
 - イ 設備等の点検・保守を行う者
 - ウ 事故時における関係機関への通報を行う者
 - エ 事故時における応急措置を行う者

- ③ 次に掲げる毒物又は劇物関連設備の点検方法に関する事項
　　製造施設、配管、貯蔵設備、防液堤、除害設備、緊急移送設備、散水設備、排水設備、
　　非常用電源設備、非常用照明設備、緊急制御設備等
- ④ ③に掲げる毒物又は劇物関連施設の整備又は補修に関する事項
- ⑤ 事故時における関係機関への通報及び応急措置に関する事項
- ⑥ ②に掲げる者に関する教育訓練に関する事項

第5節 放射線使用施設等の予防対策

放射線使用施設等（放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号）に規定される放射性物質等を取り扱う施設又は核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）に規定される核燃料物質の使用施設（原子力災害対策特別措置法（以下、「原災法」という。）第2条第4号に規定する事業所を除く。）及び放射性物質の運搬（原災法第2条第3号に規定する原子力事業者及びそれから運搬を委託された者が行う核燃料物質等の事業所外運搬を除く。））に係る予防対策は共通事項に定めるほか、次のとおりとする。

1 保安体制の強化

〔放射線使用者（放射性物質等を取り扱う者）〕

漏洩することによる環境汚染等の被害を防止するため、関係機関と連携して保安体制を強化し、法令に定める適正な障害防止のための予防措置、保安教育及び訓練の徹底による災害の未然防止を図るものとする。

2 維持管理指導の推進

〔国〕

放射線使用者に対し、災害時における措置を放射線障害予防規定に定める等、法令に基づき適正に維持管理するよう、指導の徹底を図るものとする。

3 医療監視の実施

〔県（保健医療部）〕

医療法第25条第1項に基づく医療監視を行い、放射線使用施設等（医療機関）に対し、医療法施行規則第4章「医療用放射線の防護」の章の規定を遵守するよう、監視結果に基づき指導するとともに、施設管理者が空間放射線量の増加と空気中あるいは水中での放射能、化学薬品等による人的災害の防止のための措置を講じるよう指導するものとする。

4 運搬時の安全確保

〔県（警察本部）〕

放射性物質又はそれにより汚染された物を運搬する旨の届出があった場合、災害の発生防止、公共の安全確保のため必要があるときは、運搬日時、経路等について必要な指示をする等により、運搬による災害発生防止を図るものとする。

第6節 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する予防対策

原災法第2条第3号に規定する原子力事業者及びそれから運搬を委託された者（以下、「原子力事業者等」という。）が行う核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する予防対策については、原子力災害の発生及び拡大の防止のため、原子力事業者等、国、県等防災機関は相互に協力し、輸送容器の安全性、輸送業務の特殊性等を踏まえ、危険時の措置等を迅速かつ的確に行うため体制の整備を図るものとする。

〔原子力事業者等〕

原子力事業者等は、その業務に従事する職員に対し、必要かつ十分な教育訓練を施すとともに、事故前の応急措置、事故時対応組織の役割分担、携行する資機材等を記載した運搬計画書、円滑な通報を確保するための非常時連絡表等を作成するとともに、運搬を行うにあたっては、これら書類及び非常通信用資機材並びに防災資機材を携行するものとする。

また、必要な防災対応を的確に実施するため、必要な要員を適切に配置するとともに、事故時に次の措置を適切に取るために必要な体制の整備を図るものとする。

- ① 放射線障害を受けた者の救出、避難等の措置
- ② 国、県、海上保安部署等への迅速な通報
- ③ 消火、延焼防止等の応急措置
- ④ 運搬に従事する者や付近にいる者の避難
- ⑤ 運搬中の核燃料物質等の安全な場所への移動、関係者以外の立ち入り禁止等の措置
- ⑥ モニタリング実施
- ⑦ 核燃料物質等による汚染の拡大の防止及び除去
- ⑧ その他放射線障害の防止のために必要な措置

なお、運搬中の事故により原災法に定める特定事象が発生した場合には、原子力防災管理者を通じ、直ちに国、県等関係機関に同時に文書で送信できるよう、必要な通報、連絡体制を整備するものとする。

〔市町村（消防機関）〕

消防機関は、事故の通報を受けた場合に、事故の状況に応じ職員の安全を確保しながら原子力事業者等と相互に協力して火災の消火、救助、救急等必要な措置を実施するために必要な体制の整備を行うものとする。

〔県（警察機関）〕

警察機関は、事故の通報を受けた場合に、事故の状況に応じ職員の安全を確保しながら原子力事業者等と相互に協力して人命救助、避難誘導、交通規制等必要な措置を実施するため必要な体制の整備を行うものとする。

〔海上保安部署〕

海上保安部署は、事故の通報を受けた場合に、事故の状況に応じ職員の安全を確保しながら原子力事業者等と相互に協力して、現場海域への立ち入り制限、人命救助等に関する必要な措置を実施するために必要な体制の整備を行うものとする。

第2章 災害応急対策

危険物等災害が発生し又は発生するおそれがある場合は、関係機関、関係団体は次の対策を講じ、被害の発生を最小に抑える措置を講じるものとする。

第1節 発災直後の情報の収集・連絡（各災害共通事項）

1 災害情報の収集・連絡

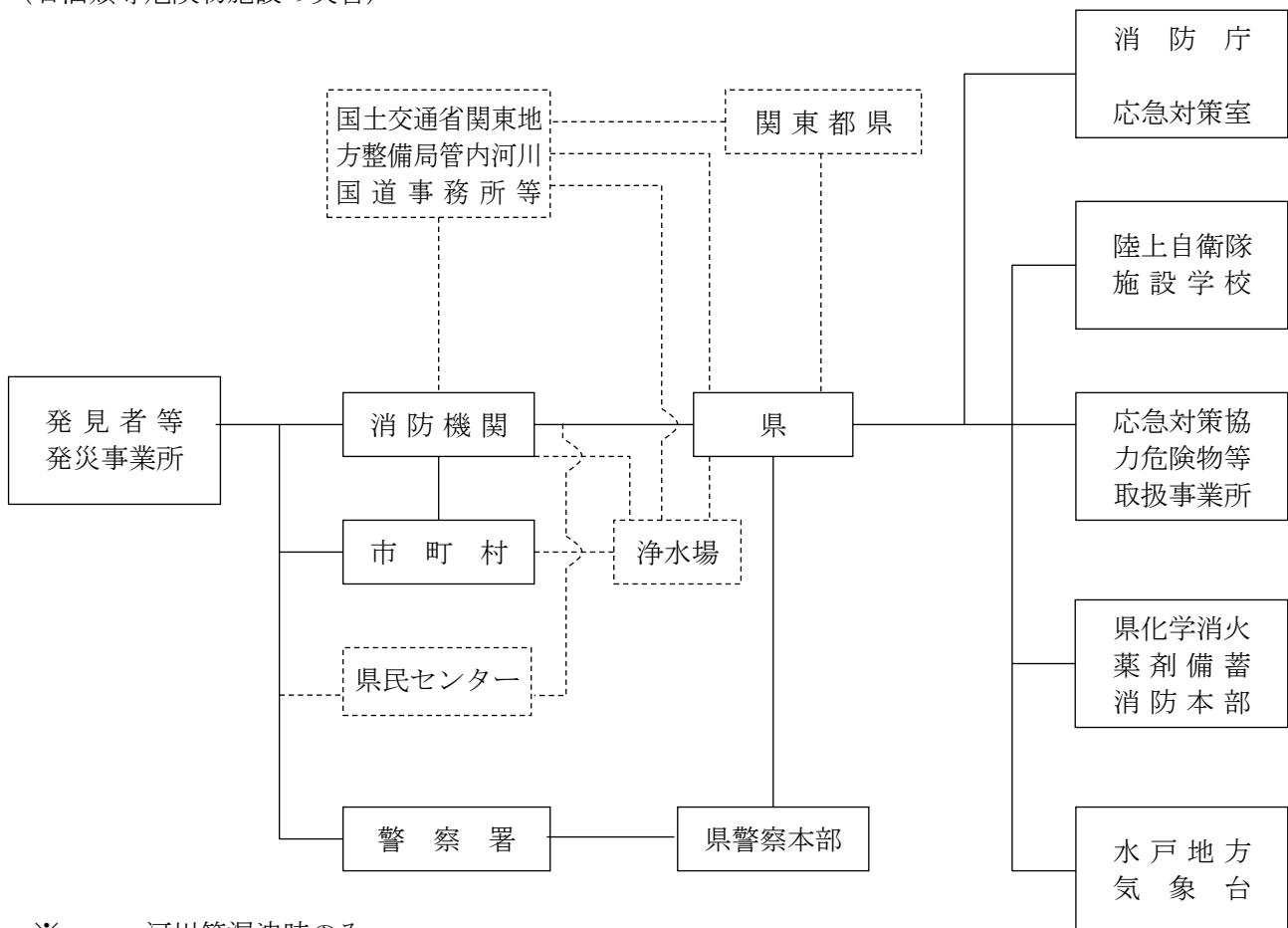
〔県（各部局）〕

危険物等災害の情報を受理したときは、その状況把握に努め、関係機関に伝達するとともに、消防庁他関係省庁に対して、速やかに災害の概況を報告するものとする。

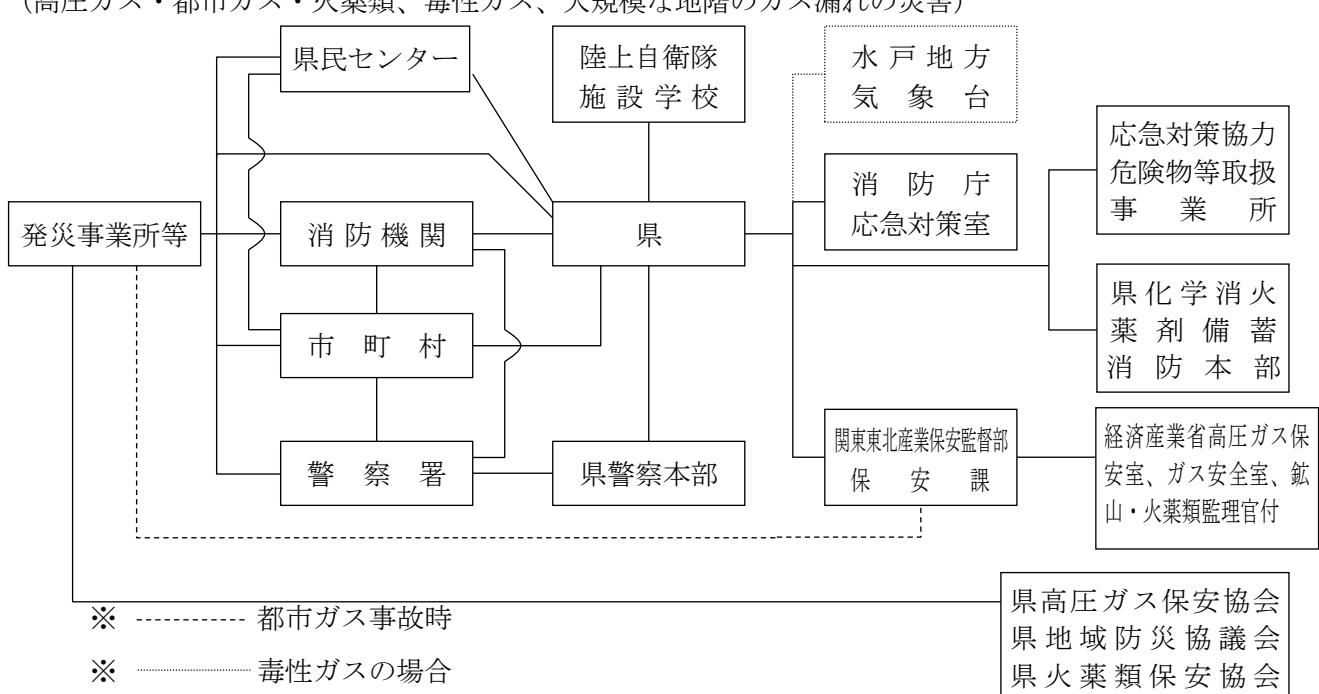
2 災害情報の収集・連絡系統

各災害ごとの災害情報の収集・連絡系統は次のとおりとする。

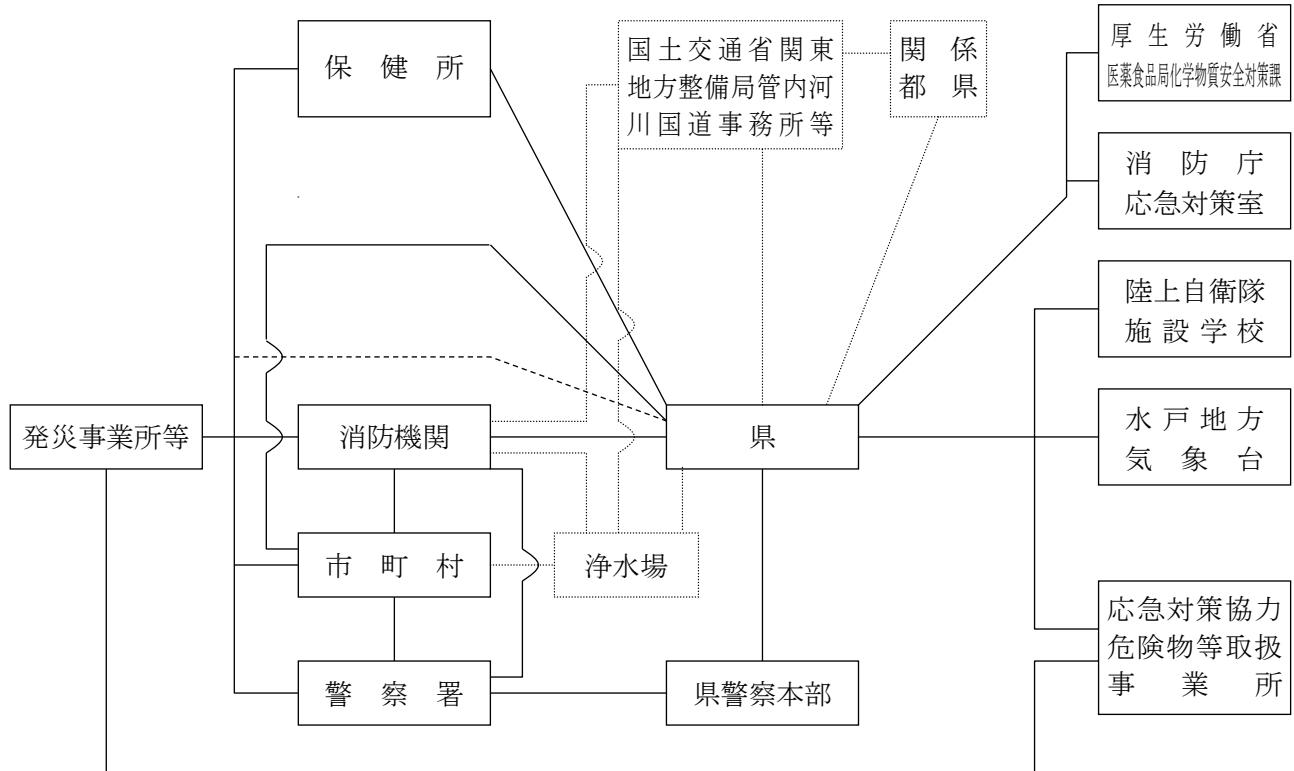
(石油類等危険物施設の災害)



(高压ガス・都市ガス・火薬類、毒性ガス、大規模な地階のガス漏れの災害)



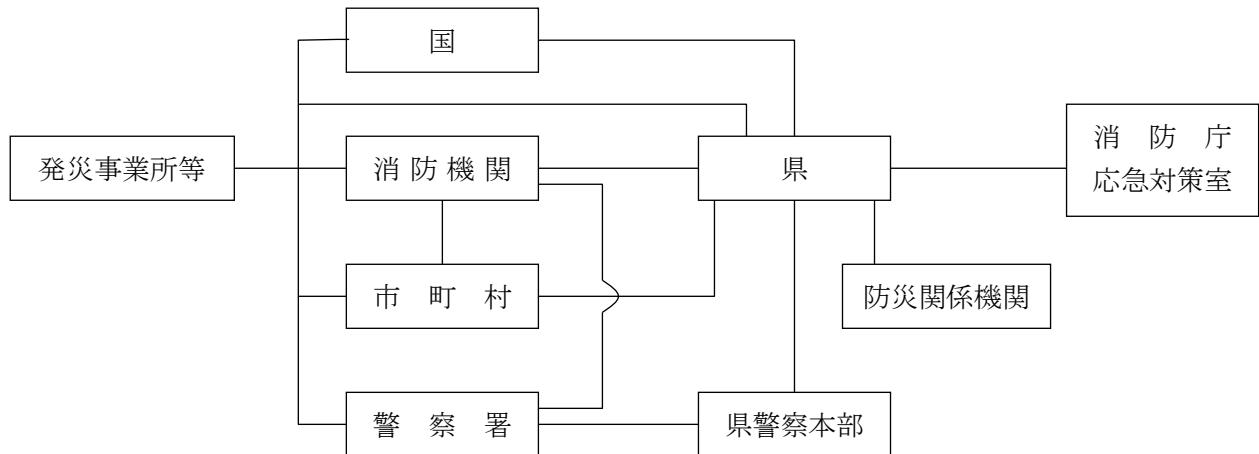
(毒劇物取扱施設の災害)



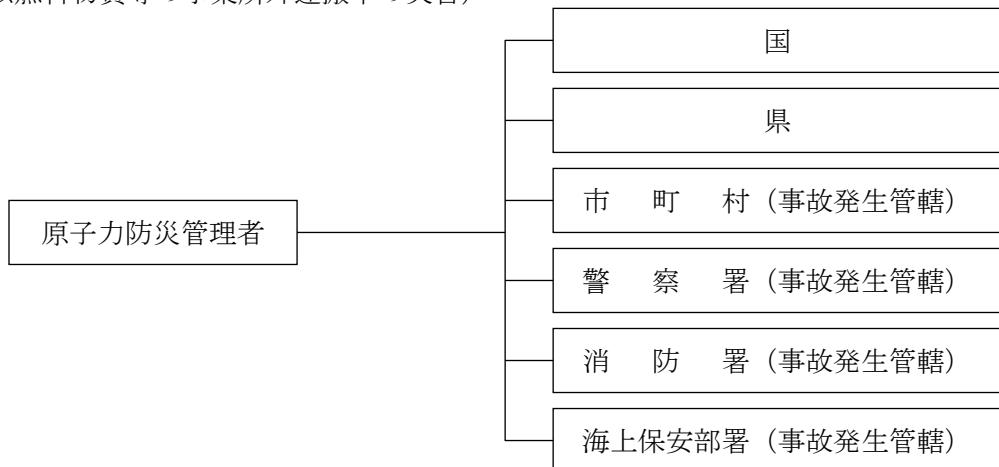
※ 毒劇物が河川等へ流入した場合

※ ----- 茨城県原子力安全協定に基づくもの

(放射線使用施設等の災害)



(核燃料物質等の事業所外運搬中の災害)



3 被害状況の収集・把握

〔県（防災・危機管理部）〕

市町村等からの情報を収集するとともに、自らも被害情報の把握に努めるものとする。

また、ヘリコプター等で目視、撮影、画像情報等の利用により被害規模の把握を行うものとする。

〔市町村、消防機関〕

自地域内に被害が発生した場合又は発生するおそれのある場合は、直ちに、被害の状況及び応急対策の実施状況に関する情報を収集し、県に報告するものとする。併せて、「火災・災害等即報要領」に基づく、直接即報基準に該当する事案については、消防庁に対しても原則として覚知後30分以内で可能な限り早く報告するものとする。

4 災害情報の通報

〔発見者〕

危険物等災害が発生した場合又は発生するおそれのある異常な現象を発見した者は、直ちに、その旨を市町村長又は警察官に通報するものとする。

また、何人も、この通報が最も迅速に到達するよう協力するものとする。この通報を受けた警察官は、その旨速やかに市町村長に、また、市町村長は、県、その他関係機関に通報するものとする。

5 県民等への情報提供

〔県（総務部）、市町村〕

防災関係機関相互の連絡を密にし、危険物等災害の状況、安否、各機関が講じる施策、二次災害の危険性等の情報について、一般県民等へ適切に提供するものとする。

また、情報の伝達にあたっては、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得るものとする。この際、聴覚障害者に対する広報は、正確でわかりやすい文書や字幕付き放送、文字放送等によるものとする。

第2節 活動体制の確立（各災害共通事項）

1 県の活動体制

(1) 職員の動員配備体制の区分の基準及び内容

職員配備の決定基準は危険物等災害の状況等により次のとおり定める。

体制区分	基 準	配 備 人 員	災害対策本部等の設置
警戒体制 (事前配備)	危険物等事故により、多数の死傷者が発生するおそれのある場合、漏洩物により厳重な警戒体制をとる必要が生じた場合、または他の状況により防災・危機管理部長が必要と認めた場合	あらかじめ定める防災関係職員（次表参照）	災害警戒本部を設置する。
非常体制	危険物等事故により、多数の死傷者等が発生したとき、大規模な火災の発生、河川域に相当な被害が発生し、又は発生が予想される場合、または、他の状況により知事が必要と認めた場合	危険物等事故災害応急対策が円滑に行える体制	災害対策本部を設置する。

〔警戒体制時の配備人員〕

部 局 名	配 備 人 員
総務部	報道・広聴課 2
県民生活環境部	生活文化課 2
	環境政策課 2
	環境対策課 5
	廃棄物規制課 1
	資源循環推進課 1
防災・危機管理部	消防安全課 10 (産業保安室) (2)
	防災・危機管理課 8
	原子力安全対策課 3
保健医療部	保健政策課 2
	医療政策課 2 (薬務課) (2)
福祉部	福祉政策課 2
農林水産部	漁政課 2 (水産振興課) (2)
	農村計画課 2

	管轄農林事務所	2
部局名	配備人員	
土木部	道路維持課	2
	河川課	2
	港湾課	2
	下水道課	2
土木事務所	管轄土木・工事事務所（工務所を含む）	5
港湾事務所	管轄港湾事務所	2前後
県民センター	管轄県民センター	2前後
警察本部	地域課	2
	警備課	2
	生活安全総務課	1
	生活環境課	1

※（ ）は、危険物流出事故の場合で、状況に応じ配備する。

（2）職員の動員配備体制の決定

〔県（防災・危機管理部）〕

〈警戒体制〉

危険物等事故情報、被害情報等に基づく消防安全課長の報告をもとに、防災・危機管理部長が職員の動員配備区分の決定基準に基づき決定する。

〈非常体制〉

消防安全課長の報告をもとに、防災・危機管理部長が状況を判断し、知事の承認を得て決定する。ただし、緊急を要し、防災・危機管理部長が不在かつ連絡不能の場合は、防災・危機管理部次長が代行する。

また、知事が不在かつ連絡不能の場合は、副知事が代行する。

〈決定者〉

上記体制の決定者は次のとおりとする。

	決 定 者	代 決 者	
		1	2
警戒体制	防災・危機管理部長	防災・危機管理部次長	防災・危機管理課長
非常体制	知 事	副 知 事	防災・危機管理部長

（3）職員の動員

〔県（各部局）〕

県地域防災計画（地震災害対策計画編）第3章第1節第1「職員参集・動員」に準ずる。

（4）災害対策本部等の設置基準等

〈災害警戒本部設置基準〉

- ① 危険物等事故により、多数の死傷者が発生する恐れがある場合
- ② 漏洩物に対し、厳重な警戒体制をとる必要がある場合
- ③ その他防災・危機管理部長が必要と認めた場合

〈災害警戒本部廃止基準〉

- ① 数多の死傷者が発生するおそれがなくなった場合
- ② 漏洩物に対し、厳重な警戒体制をとる必要がなくなった場合
- ③ その他防災・危機管理部長が必要なしと認めた場合

〈災害対策本部設置基準〉

- ① 危険物等事故により、多数の死傷者が発生した場合
- ② 大規模な火災が発生した場合
- ③ 漏洩物により、河川域に相当な被害が発生し、または発生が予想される場合
- ④ その他知事が必要と認めた場合

〈災害対策本部廃止基準〉

- ① 危険物等事故災害応急対策を概ね完了した場合
- ② その他知事が必要なしと認めた場合

〈動員配備基準との対応〉

災害対策本部及び災害警戒本部の設置基準と動員配備基準との対応は「第2章第2節1の

(1)職員の動員配備体制区分の基準及び内容」に示したとおりである。

(5) 現地災害対策本部の設置

〔県（防災・危機管理部）〕

災害が局地的であり、かつ、特定の地域に著しい被害が生じたときは、茨城県災害対策本部条例第4条の規定に基づき、より被災地に近い場所に現地災害対策本部を設置する。

〈現地災害対策本部の組織〉

現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

〈現地災害対策本部の設置基準〉

- ・災害が局地的なもので、災害対策本部から遠隔地の場合
- ・被害が広域にわたる場合であっても、特定の地域に著しい被害が生じた場合

〈現地災害対策本部の分掌事務〉

- ・現地の被害状況、復旧状況等の情報収集及び分析に関する事
- ・現地における災害応急対策の指揮、指令及び実施に関する事

〈現地災害対策本部への派遣〉

組織体制・人員配置については、災害の規模等に応じ別に定める基準によることとする。

(6) 災害対策本部等の組織、設置の決定及び本部の設置等

県地域防災計画（地震災害対策計画編）第3章第1節第2「災害対策本部」に準じる。

2 市町村の活動体制

発災後速やかに職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部等の設置など必要な体制をとるものとする。

3 事業者の活動体制

発災後速やかに職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部設置等必要な体制をとるものとし、災害の拡大防止のための必要な措置を講ずるものとする。

また、消防機関、警察と緊密な連携を確保し応急対策を進めるものとする。

第3節 石油類等危険物施設の事故応急対策

1 危険物火災等の応急対策

〔発災事業所〕

火災が発生した場合は、直ちに、119番通報するとともに、自衛消防組織を動員するものとする。

〔消防機関、事業所の自衛消防組織〕

直ちに、危険物等の流出を土のう等により止めて、火災の拡大を防止するとともに、速やかに燃焼物の種類及び特性、装置等の緊急停止の有無、有毒ガス発生の有無及び性状等火災の状況を把握し、危険物等の性状に応じた消火活動を行うものとする。この際、消火により可燃性ガスが滞留し、又は有毒ガスが発生する等のおそれがある場合は、消火の是非についても考慮するものとする。また、大量の泡放射等により消火薬剤等が河川等に流出しないよう措置を講じるものとする。

〔市町村、消防機関〕

必要に応じ、警察と連携するなどして、避難区域（又は警戒区域）の必要性を判断し、区域内住民等へ迅速に広報し、避難誘導するものとする。

〔県（警察本部）〕

被災者状況等被害情報の収集を行い、危険区域について立入りを制限し、交通規制を実施するものとする。

〔県（防災・危機管理部）〕

市町村、消防機関の要請に基づき、又は自ら必要と判断した場合は、県内6消防本部に備蓄する

泡消火薬剤を発災地点の消防機関等に緊急支援するものとする。

また、必要に応じて、県内等の防災機関が保有する泡消火薬剤等応援資機材の支援の斡旋や調整を行うものとする。

〔海上保安部署〕

海上における消火活動を行うものとし、また、可能な場合は、海上から県、市町村の活動を必要に応じて支援するものとする。

2 危険物の漏洩応急対策

(1) 非水溶性危険物の漏洩対策

石油類等油脂類が河川等に漏洩した場合は、以下の応急対策をとるものとする。

河川等を流下するなどして海上に影響が及んだ場合は、「海上災害対策計画」により対応するものとする。

〔排出の原因者〕

直ちに土のう設置や排水溝閉止、オイルフェンス展張等による流出防止措置をとるとともに、消防機関に119番通報し、事故発生状況及び危険物の性状を消防機関に伝え、火気使用の中止、泡による液面被覆措置、ガス検知の活用等による引火防止措置をとり、低引火物質の場合は防爆型ポンプによる漏洩危険物の回収を行うものとする。

回収作業に使用するタンクローリー、ドラム、ポンプ等の資機材は早期に手配するものとし、回収にあたっては消防機関等の指示に従うものとする。

〔消防機関〕

直ちに、危険物等の河川等への流出を土のう設置等による漏洩範囲の拡大を防止する措置をとるとともに、危険物等の性状を把握し、引火による火災発生を防止する措置をとるものとする。

また、排出の原因者をして、吸着マット等回収資機材により回収を行うよう指導するとともに、地域の安全維持上必要な場合は、排出の原因者に協力して回収作業等を実施するものとする。

油の防除措置について河川管理者等の協力要請があった場合は、これに協力するものとする。

なお、可燃性ガス濃度が爆発限界内にある場所、及び爆発した場合に影響を受ける場所からは退避し、原則として当該範囲内での作業は実施せず、遠隔操作の可能な機材を活用するものとする。

有毒ガスが発生している場合、又は発生する恐れのある場合は、単独で防除活動はせず互いに安全確認ができるよう複数で行うものとする。

〔県（警察本部）〕

被災者状況等被害情報の収集を行い、危険区域について立入りを制限し、交通規制を実施するものとする。

〔河川管理者及び河川以外の水路等の管理者〕

適切な位置にオイルフェンスを展張するなどして、流出油の拡散等を防御するものとする。

また、危険物の回収については原則として、排出の原因者に対して、吸着マット等回収資機材により回収を行うよう指示するものとし、必要な場合は、排出の原因者に協力して回収作業を実施するものとする。その際、必要な場合は、市町村等防災関係機関に協力要請するものとする。

〔県（県民生活環境部）〕

緊急水質事案対策要領に基づき、水質保全のための迅速な対応を図るものとする。

危険物の回収マット等防御資機材について、関係機関から要請があった場合は、この調達を斡旋するとともに、回収された油等廃棄物の処分について、廃棄物処理法に基づく適正な処理の指示、監督を行うものとする。

また、地域住民や油回収従事者の健康を守ることを目的として、周辺の大気環境をモニタリングし、把握情報を隨時関係機関へ提供するものとする。

〔市町村〕

必要に応じ、警察と連携するなどして、避難区域（又は警戒区域）の必要性を判断し、区域内住民等へ迅速に広報し、必要な場合は避難誘導するものとする。

河川管理者等の協力要請があった場合、又は地域の生活環境の保全及び地域住民の安全の保持上必要がある場合は、流出油の防除を実施するものとする。

また、回収された油等廃棄物については、排出した原因者側に速やかに処分させるものとする。なお、処分までの一時保管にあたっては、地域の生活環境の保全及び地域住民の安全を考慮し、場所の選択と保管方法の適切な管理につき指導にあたるものとする。

（2）水溶性危険物の漏洩対策

アルコール等水溶性の危険物が漏洩した事故においては、次の応急対策をとるものとする。

〔排出の原因者〕

直ちに土のう設置や排水溝閉止等による流出防止措置をとるとともに、消防機関に119番通報し、事故発生状況及び危険物の性状を消防機関に伝え、火気使用の中止、耐アルコール性泡消火薬剤による液面被覆措置、ガス検知器の活用等による引火防止措置をとり、低引火物質の場合は防爆型ポンプによる漏洩危険物の回収を行うものとする。

回収にあたっては、消防機関等の指示に従うものとする。

〔消防機関〕

直ちに、危険物等の河川等への流出を土のう設置等により止めるとともに、危険物の性状を把握して、引火による火災発生を防止する措置をとるものとする。

また、排出の原因者をして、回収等の措置を迅速に行うよう指示するとともに、地域の安全維持上必要がある場合は、排出の原因者に協力して適切な防除措置を実施するものとする。

〔県（警察本部）〕

被災者状況等被害情報の収集を行い、危険区域について立入りを制限し、交通規制を実施する

ものとする。

〔河川管理者及び河川以外の水路等の管理者〕

パトロールを実施し、監視するとともに、必要な場合は、適切な応急対策を実施するものとする。また、必要な場合は、市町村等防災関係機関に協力を要請するものとする。

〔県（県民生活環境部）〕

危険物の回収について、要請があった場合、資機材等の調達を斡旋するとともに、回収された廃棄物の処置について、適正な処理の指示、監督を行うものとする。

また、緊急水質事案対策要領に基づき、河川等公共用水域の水質汚染防止対策にあたるとともに、把握情報を隨時関係機関へ提供するものとする。

〔市町村〕

必要に応じ、警察と連携するなどして、避難区域（又は警戒区域）の必要性を判断し、区域内住民等へ迅速に広報し、必要な場合は避難誘導するものとする。

河川管理者等の協力要請があった場合、又は地域環境の保全及び地域住民の安全維持上必要がある場合は、排出の原因者に協力して危険物の防除活動、水質監視を実施するものとする。

回収された危険物の廃棄物について、排出した原因者側に速やかに処分させるものとする。なお、処分までの一時保管については、地域の生活環境の保全及び地域住民の安全を考慮し、場所の選択と保管方法の適切な管理につき指導するものとする。

3 淨水の安全確保

〔消防機関、市町村、県（各部）〕

危険物の漏洩事故発生を確認した場合は、当該漏洩地点の下流域で取水する浄水場が立地する場合は、直ちに当該水道事業者に対し、又は直接浄水場に漏洩事故発生の旨を通報するものとする。

〔浄水場管理者〕

浄水の安全確保及び設備の機能保全のため、取水口付近のオイルフェンス展張、取水停止等適切な措置をとるものとする。場内に流入した場合は、活性炭処理を導入するなど、浄水の安全確保を推進するものとする。

第4節 高圧ガス、火薬類の事故応急対策

1 一般高圧ガス、火薬類の事故応急対策

〔事業者〕

直ちに応急点検を実施し、応急措置によりガス漏洩防止措置をとるとともに、消防機関に119番通報し、事故発生状況及び高圧ガス、火薬類の性状を伝えるものとし、回収容器等による回収、注

水冷却等の応急措置を実施するとともに、直ちに県又は警察官へ届け出るものとする。

自らの防御措置の実施が不可能な場合は、県高压ガス保安協会及び県地域防災協議会等へ協力を要請するものとする。

〔消防機関〕

高压ガス、火薬類の性状を把握し、消火活動、注水冷却措置等を行うものとする。

火災が収まった後も、爆発等二次災害発生に留意し、適時ガス濃度を測定し又はガスの性状をもとにガス滞留状況を予測し、遮蔽物を利用する等留意して活動するものとする。

〔県（防災・危機管理部）〕

発災事業所や消防本部等防災機関から被害の情報や応急対策の実施状況を常時把握し、必要に応じて防災資機材の調達、斡旋、又は県保有の化学消火薬剤による支援を行うものとする。

また、県高压ガス保安協会や県地域防災協議会への協力要請や自衛隊への出動要請を行うものとする。

〔市町村、消防機関〕

必要に応じ、警察と連携するなどして、避難区域（又は警戒区域）の必要性を判断し、区域内住民等へ迅速に広報し、必要な場合は避難誘導するものとする。

〔県（警察本部）〕

被災者状況等被害情報の収集を行い、危険区域について立入りを制限し、交通規制を実施するものとする。

〔自衛隊〕

県から要請があった場合、火薬等の取扱についての情報の提供や専門家を派遣するものとする。

また、県から出動要請を受けた場合、火薬類の爆発事故等の応急対策について迅速に出動し処置するものとする。

〔県高压ガス保安協会、県火薬類保安協会〕

協力要請に基づき、事業所の実施する応急対策に協力するものとする。その際は防災関係機関と連絡を密にしたるものとする。

2 毒性ガス応急対策

〔事業者〕

直ちに施設等の応急点検を実施し、シャットダウン等応急の漏洩防止措置をとり、可能な場合は固定消火設備等を活用し、水噴霧による希釈、吸収措置をとるとともに消防機関に119番通報し、事故発生状況及び毒性ガスの性状を伝えるものとし、毒劇物に該当するものの場合は、保健所にも同様の措置を行う。また、空気呼吸器、酸素呼吸器等保護具を着装し、又は防護服を着用して、風上側に占位することに留意し、回収容器等による回収措置、注水冷却装置、薬剤等による中和除害措置、及びビニールカバー等による被覆措置等の応急措置を実施するものとする。

自ら実施が不可能な場合は、県高压ガス保安協会又は県地域防災協議会等へ協力を要請するものとする。

〔消防機関、市町村〕

発災事業所から有毒ガスの性状、漏洩状況等の情報を収集し、また、県等から大気情報を得るなどして、速やかに避難区域（又は警戒区域）の必要性を判断し、迅速に住民等に広報するものとする。避難が必要と判断された場合は、有毒ガスの漏洩継続時間、拡散濃度予測等を下に、適切に避難誘導を行うものとする。

〔県（警察本部）〕

被災者状況等被害情報の収集を行い、危険区域について立入りを制限し、交通規制を実施するものとする。

〔消防機関〕

事業者に協力して、ガス漏洩防止等応急措置を実施するものとする。

また、住民の安全確保を優先して実施するものとし、空気呼吸器、酸素呼吸器等保護具を着装し、又は防護服を着用して、避難の遅れた住民の誘導や搜索を行うとともに、負傷者の搬出、搬送にあたるものとする。

〔県（防災・危機管理部）〕

国や専門家から情報を得て、迅速に有毒ガスの性状、応急措置法等の情報を関係機関に提供するものとする。

また、水戸地方気象台等と連携し、気象及び大気情報等から有毒ガス拡散予測等の情報を市町村等関係機関に随時提供するものとする。

また、県高压ガス保安協会又は県地域防災協議会あるいは応急対策協力危険物等取扱事業所に対し、発災事業所の実施する応急措置への協力を要請するものとする。

神経性ガス等猛毒のガスの漏洩については、避難対策、漏洩ガスの防除方法についての指導やガス検知器等資機材の貸与について、自衛隊に応援又は協力を要請するものとする。

〔県高压ガス保安協会、県地域防災協議会〕

発災事業所又は県の要請を受けた場合、直ちに、応急措置の実施について発災事業所に協力するものとする。

3 都市ガスの応急対策

〔事業者〕

直ちに、ガス供給の停止等応急措置をとり、応急点検を実施するとともに、119番通報するものとする。漏洩ガスの滞留による引火爆発防止のため、可燃性ガス濃度を測定し安全を確認するなどし、消防機関等に協力するものとする。

火災発生時は、直ちに消火活動を行うものとする。

〔消防機関〕

事業者に対し、ガス漏洩箇所等に対するガスの供給停止措置を指示し、消火活動等応急対策を実施するものとする。また、応急対策の実施にあたっては、事業者と連携し、漏洩ガス滞留による引爆爆発等二次災害の防止に留意するものとする。

〔市町村、消防機関〕

必要に応じ、警察と連携するなどして、避難区域（又は警戒区域）の必要性を判断し、区域内住民等へ迅速に広報し、必要な場合は避難誘導するものとする。

〔県（警察本部）〕

被災者状況等被害情報の収集を行い、危険区域について立入りを制限し、交通規制を実施する。

4 大規模な地階のガス漏れ爆発事故応急対策

(1) ガス漏洩対策

〔地階管理者〕

直ちに応急点検を実施し、ガス供給ラインの停止など必要な措置をとりガス漏洩を防止し、着火源の遮断、ガス、蒸気の建物外への排出、拡散を図る等爆発防止措置をとるとともに、地階に位置する人の速やかな退避誘導と火気使用厳禁について、緊急広報するものとする。速やかに119番通報し、事故の状況、実施した応急措置を消防機関に伝えるものとする。

また、ガス事業者、液化石油ガス販売事業者に直ちに通報するものとする。

〔消防機関〕

ガス事業者、液化石油ガス販売事業者と協力し、ガス検知管等を用い安全を確認しつつ、地階に位置する人の退避を誘導するものとし、現場付近の火気使用の厳禁を広報するものとする。負傷者の救急搬送に備え、あらかじめ救急車を適切な位置に待機させるものとする。

応急対策を行う場合は、互いに安全を確認できるよう複数で行い、遮蔽物の利用等を考慮するものとする。可燃性ガス濃度が爆発限界内である場合は、原則として当該範囲内での作業は実施せず、遠隔操作の可能な機材を使用するものとする。

〔ガス事業者、液化石油ガス販売事業者〕

消防機関の協力のもと、ガス漏洩防止措置、その他応急対策を実施するものとする。

〔市町村〕

必要に応じ、警察と連携するなどして、避難区域（又は警戒区域）の必要性を判断し、区域内住民等へ迅速に広報し、必要な場合は避難誘導するものとする。避難及び火気使用の厳禁の広報を行うとともに、医療機関と調整し、負傷者の受入れ体制を整えるものとする。

〔県（警察本部）〕

被災者状況等被害情報の収集を行い、危険区域について立入りを制限し、交通規制を実施するものとする。火気使用の厳禁を広報するなど安全確保に努めるものとする。

(2) ガス爆発対策

〔地階管理者〕

直ちに、119番通報し、事故の状況、実施した応急措置、負傷者等の発生状況を消防機関に伝えるものとする。

また、ガス事業者、液化石油ガス販売事業者に直ちに連絡するものとする。

〔消防機関〕

ガス事業者、液化石油ガス販売事業者と協力し、爆発に伴う消火作業を実施するとともに、地階からの脱出誘導、負傷者等の応急手当て、医療機関への救急搬送を行うものとする。二次爆発を警戒し、ガス検知管を使用し安全を確認して活動するものとする。

応急対策を行う場合は、互いに安全を確認できるよう複数で行い、遮蔽物の利用等を考慮するものとする。可燃性ガス濃度が爆発限界内である場合は、原則として当該範囲内の作業は実施せず、遠隔操作の可能な機材を使用するものとする。

〔ガス事業者、液化石油ガス販売事業者〕

消防機関と協力して、消火及びガス漏洩防止措置を行うものとする。

〔市町村〕

必要に応じ、警察と連携するなどして、避難区域（又は警戒区域）の必要性を判断し、区域内住民等へ迅速に広報し、必要な場合は避難誘導するものとする。避難及び火気使用の厳禁を広報するとともに、医療機関へ通報し、受入れ体制を整えるものとする。

〔県（防災・危機管理部、保健医療部）〕

医療機関の応援等調整を行い、緊急搬送において防災ヘリコプターの使用を調整するものとする。

〔県（警察本部）〕

被災者状況等被害情報の収集を行い、危険区域について立入りを制限し、交通規制を実施する。火気使用の厳禁を広報するなど安全確保に努めるものとする。

第5節 毒劇物取扱施設の事故応急対策

1 漏洩事故

〔事業者〕

直ちに応急点検を行い、シャットダウン等応急措置を実施して漏洩防止措置をとるとともに、消防機関、警察署、保健所に緊急通報し、事故発生状況並びに毒性、化学及び物理的性状を伝えるものとする。

また、防護服を着用するなど安全を確保して、漏洩箇所に風上側から接近し、また位置して、回

収容器等による回収措置、注水冷却装置、薬剤による中和措置、ビニールカバー等による被覆措置等の応急措置を行うものとする。

自ら実施が不可能な場合は、応急対策協力事業所等へ協力を要請するものとする。

〔消防機関、市町村〕

毒劇物の性状を把握し、速やかに避難区域（又は警戒区域）の必要性を判断し、住民等に迅速に広報するものとする。有毒ガスが発生する可能性がある場合は、漏洩継続時間予測に配慮し、気象状態等による拡散濃度予測等を下に、適切に避難誘導、又は窓等を密閉した屋内退避等の指示を行うものとする。

また、地域の生活環境の保全及び地域住民の安全の保持上必要がある場合は、原因者に協力して、土のう等の設置による毒劇物の流出拡散防止、漏洩毒劇物の回収や除外措置等について応急措置を行うものとする。

〔県（警察本部）〕

被災者状況等被害情報の収集を行い、危険区域について立入りを制限し、交通規制を実施するものとする。

〔河川管理者及び河川以外の水路等の管理者〕

河川等への流入を防止するために、土のう等による流入防止措置を行うものとし、必要に応じ、防災関係機関に協力を要請するものとする。

河川等に流入した場合、またはそのおそれがある場合は、事業者、県（防災・危機管理部、保健医療部）及び必要に応じ応急対策協力危険物等取扱事業所等の協力をえて、中和等無害化処理の実施に努めるものとする。

〔県（防災・危機管理部、保健医療部）〕

緊急水質事案対策要領に基づき、公共用水域の水質保全のために迅速な措置を行うものとする。

国や専門家から得た毒劇物の性状、応急措置法等の情報を消防機関等関係機関に提供するものとする。

また、毒劇物がガス化する性状の場合は、水戸地方気象台等と連携し、気象及び大気情報から有毒ガス拡散（濃度）予測等情報を市町村等関係機関に迅速に提供するものとする。

必要に応じ、応急対策協力危険物等取扱事業所に対し、応急対策への協力を要請するものとする。

〔応急対策協力危険物等取扱事業所〕

発災事業所や県の要請を受けた場合は、直ちに、防災資機材の提供や応急措置の実施等について協力するものとする。

2 浄水の安全確保

〔消防機関、市町村、県（各部局）、浄水場、河川管理者〕

漏洩物が河川等へ流入する可能性がある場合は、第2章第3節の3「浄水の安全確保」に準じて

応急対策を実施するものとする。

第6節 放射線使用施設等の事故応急対策

放射線使用施設等の事故については、次により応急対策を実施するものとする。

〔放射線使用施設等の事業者〕

放射線使用施設等の破損等により放射性物質による災害が発生するおそれがある場合は、直ちに国、県、市町村及び警察機関に事態を通報するものとする。

放射線使用施設等で火災が発生した場合は、消火又は延焼防止に努め、直ちに消防機関に通報するとともに、放射線障害を防止する必要が生じた場合は、施設内部にいる者等に避難するよう警告するものとし、放射線障害を受けた者（受けたおそれがある者を含む。）を速やかに救出し避難させるものとする。また、汚染が生じた場合は、速やかにその広がりの防止及び除去を行うものとする。

放射性物質を他の場所に移す余裕がある場合は、必要に応じ安全な場所に移して、その周囲に縄を張り又は標識を設け、かつ見張りを立て、関係者以外が立ち入ることを禁止する等、安全確保のために必要な措置をとるものとする。

なお、これら緊急作業を行う場合は、遮蔽物、かん子、又は保護具を用い、放射線に被ばくする時間を短くすること等により、緊急作業に従事する者の被ばくをできるだけ小さくするものとする。

また、消防機関等の消火活動等を実施するにあたって、放射性物質の種類、性状、放射線強度及び放射線防護に関する必要な情報を伝えるとともに、放射線測定器・線量計等必要な器具を使用し、消防機関等が実施する応急対策活動に協力するものとする。

〔消防機関〕

消防機関は、その活動に必要な事故内容についての情報を事業者から聴取し、直ちに事業者の放射線監視の下、協同して消火活動等応急対策活動を実施するものとする。

消火にあたっては、水噴霧法や土のう設置等により、消火活動に伴う放射性物質の流出拡散を抑えることに留意するものとする。

なお、応急対策活動の実施にあたっては、隊員の放射線被ばくを最小限に抑えることに留意して活動するものとする。放射線に関する専門家が派遣された場合には、その助言を受けて適切に対応するものとする。

〔国〕

放射線強度等の情報提供や措置方法等の指導により、消防機関をはじめとする防災機関に協力するものとする。

〔市町村〕

市町村は、事故に関する情報を収集し、住民等に対し、適時、適切な方法で広報を実施するものとする。

〔県（防災・危機管理部）〕

放射性物質の拡散等についてモニタリングを実施するなど消防機関等に対して放射線情報を提供するとともに、放射線専門家の派遣、防災資機材の提供についての協力をを行うものとする。また、環境への影響等の把握に努めるものとする。

〔県（警察本部）〕

被災者状況等被害情報の収集を行い、必要に応じて立入りの制限や交通規制を実施するものとする。

第7節 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故応急対策

核燃料物質等の事業所外運搬中に原災法第10条第1項前段に規定された通報すべき事象（以下、「特定事象」という。）が発生した場合は、次により、原子力事業者等、国、県及び海上保安部署等は連携して、応急対策を実施するものとする。

〔原子力事業者等〕

原子力防災管理者は、核燃料物質等の運搬中に特定事象の発生を発見または発見の通報を受けた場合、原災法に基づき、国、県、事故等の発生場所を管轄する市町村、警察機関、消防機関、原子力緊急時支援・研修センター、海上保安部署等の関係機関に事故情報を文書で送信する。加えて、主要な機関等に対しては、その着信を確認するものとし、以後、応急対策の状況等を隨時連絡するものとする。

原子力事業者等は、事故等発生後直ちに適切な方法により、立入制限区域の設定、汚染や漏洩の拡大防止対策、遮蔽対策、モニタリング、消火や延焼の防止、救出や避難等の危険時の措置を迅速かつ的確に実施するものとし、併せて現地へ必要な要員を速やかに派遣し、消防機関、警察機関及び海上保安部署と協力して応急対策を実施するものとする。

さらに、必要に応じ、他の原子力事業者に要員及び資機材の派遣要請を行い、応急対策に万全を期するものとする。

〔国〕

国は、核燃料物質等の運搬中の事故により、特定事象が発生した旨の通報を受けた場合には、速やかに関係省庁事故対策連絡会議を開催する。

さらに、原災法第15条に規定された原子力緊急事態に至った場合には、同法に基づき直ちに原子力緊急事態宣言を発出するとともに、原子力災害対策本部及び現地対策本部を設置し、原子力施設における原子力災害に準じた緊急事態応急対策を原子力事業者等とともに主体的に講じる。

〔海上保安部署〕

事故の通報を受けた海上保安部署は、事故の状況把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、海上保安職員の安全を図りながら、原子力事業者等と協力して、現場海域への立ち入り制限、人命救助等に関する必要な措置を実施するものとする。

〔市町村（消防機関）〕

事故の通報を受けた市町村（消防機関）は、直ちにその旨を県（防災・危機管理部原子力安全対策課）に報告するとともに、事故状況の把握に努め、事故の状況に応じて職員の安全を図りながら、原子力事業者等と協力して、消火、救助、救急等必要な対応を行うものとする。

〔県（警察本部、警察署）〕

事故の通報を受けた警察機関は、事故状況の把握に努め、事故の状況に応じて職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等と協力して、人命救助、避難誘導、交通規制等必要な対応を行うものとする。

〔県（防災・危機管理部）〕

県は、国と連携して事故の状況把握に努め、必要に応じて災害対策本部を設置するほか、市町村、警察等関係機関と連携して、事故現場周辺の住民避難の指示など必要な措置を講ずるものとする。

第8節 避難誘導対策

各危険物等災害に共通する避難誘導対策は以下のとおりとする。

〔消防機関、県（警察本部）、市町村〕

危険物等災害においては、人命最優先を第一とし、相互に緊密に連携して、迅速な警戒区域、避難区域の判断と設定をし、広報活動、避難誘導の徹底を図るものとする。この際、視聴覚障害者に対する広報は、正確でわかりやすい文章や字幕付き放送、文字放送等によるものとする。

〔県（防災・危機管理部、保健医療部）〕

国や協力事業所から危険物等の応急措置情報を迅速に収集し、また、気象情報、大気情報を収集し、消防機関、市町村、警察に避難誘導のための情報を提供し、支援するものとする。

第9節 捜索・救出・救助対策

各危険物等災害に共通する検索・救出・救助対策は以下のとおりとする。

〔県（警察本部）、消防機関〕

被災者に対して、相互に連携して捜索・救出・救助を行うものとする。

〔県（防災・危機管理部、警察本部）〕

必要に応じて、ヘリコプターによる空中からの捜索・救出・救助を行うものとする。

第10節 応援要請対策

各危険物等災害に共通する応援要請対策については以下のとおりとする。

1 自衛隊の災害派遣要請

〔県（防災・危機管理部）、市町村等〕

自衛隊の災害派遣の必要性を災害の規模や被害情報から判断し、必要と認められた場合、県地域防災計画（地震災害対策計画編）第3章第3節第1「自衛隊派遣要請、受入体制の確保」に準じて要請するものとする。

2 応援要請

〔県（防災・危機管理部）、市町村、消防機関〕

県地域防災計画（地震災害対策計画編）第3章第3節第2「応援要請・受入体制の確保」に準じるものとする。

第11節 医療救護対策

各危険物等災害に共通する医療救護対策については以下のとおりとする。

〔県（防災・危機管理部、保健医療部、警察本部）、市町村、日赤茨城県支部、病院、医療ボランティア等〕

県地域防災計画（地震災害対策計画編）第3章第4節第5「応急医療」に準じて実施するものとする。

また、被災者に対する心のケアを行う必要がある場合は、県地域防災計画（地震災害対策計画編）第3章第5節第2「避難生活の確保、健康管理」の心のケア対策に準じて実施するものとする。

第12節 緊急輸送の確保

各危険物等災害に共通する緊急輸送の確保については以下のとおりとする。

〔県（土木部、警察本部）、市町村、道路管理者〕

現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通流監視カメラ、車両感知機等を活用して、交通状況を迅速に把握するものとする。

また、緊急輸送を確保するため、直ちに一般車両の通行等を禁止するなどの交通規制を行うものとし、必要に応じて警備業者等に、交通誘導の実施等を要請するものとする。

交通規制にあたっては、関係機関は、相互に密接な連絡をとるものとする。

8 大規模な火事災害対策計画

8 大規模な火事災害対策計画

本計画は、県内において大規模な火事による多数の死傷者等の発生といった大規模な火事災害が発生した場合に、関係機関がとるべき対策について定める。

第1章 災 害 予 防

大規模な火事災害の発生を未然に防止するとともに、発災時の被害の軽減を図るため、関係機関は次の対策を講じるものとする。

第1節 災害に強いまちづくり

1 災害に強いまちの形成

〔県（防災・危機管理部、土木部）、市町村、消防機関〕

延焼拡大の防止を図るため、建築物や公共施設の耐震・不燃化、避難路、避難地・緑地等の連携的な配置による延焼阻止延焼遮断帯の確保、防火地域及び準防火地域の的確な指定等により、災害に強い都市構造の形成を図るものとする。また、高層建築物におけるヘリコプターの屋上緊急離発着場又は緊急救助用のスペースの設置を促進するよう努めるものとする。

2 火災に対する建築物の安全化

(1) 消防用設備等の整備及び維持管理

〔県（防災・危機管理部）、消防機関、消防用設備点検取扱団体〕

多数の者が出入りする事業所等の高層建築物、病院及びホテル等の防火対象物に対して、消防法（昭和23年法律第186号）に基づく消防用設備等の設置を促進するとともに、保守点検の実施及び適正な維持管理を行うものとする。

(2) 建築物の防火管理体制

〔消防機関、事業者〕

防火管理に関する講習会を開催し、多数の者が出入りする事業所等の高層建築物、病院及びホテル等の防火対象物について、防火管理者を適正に選任させるとともに、防火管理者が当該建築物についての消防計画の作成、当該消防計画に基づく消火通報及び避難訓練の実施等、防火管理上必要な業務を適正に行うなど、防火管理体制の充実を図るものとする。

(3) 建築物の安全対策の推進

〔県（防災・危機管理部、土木部）、市町村、消防機関、事業者〕

高層建築物等について、避難経路、火気使用店舗等配置の適正化、防火区域の徹底などによる火災に強い構造の形成を図るとともに、不燃性材料・防炎物品の使用、店舗等における火気の使用制限等火災安全対策の充実を図るものとする。

第2節 大規模な火事災害防止のための情報の充実

〔水戸地方気象台〕

大規模な火事災害防止のため、気象の状況の把握に努め、災害防止のための情報充実と適時・的確な情報発表に努めるものとする。

第3節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え

1 情報の収集・連絡体制の整備

(1) 情報の収集・連絡

〔水戸地方気象台、県（防災・危機管理部、警察本部）、市町村、消防機関、公共機関〕

災害応急対策の円滑な実施を図るため、それぞれの機関及び機関相互間において、情報の収集・連絡体制の整備を図るものとする。その際、夜間、休日の場合においても対応できる体制の整備を図るものとする。

〔県（防災・危機管理部、警察本部）、市町村、消防機関〕

機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ航空機、車両等多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するものとする。

(2) 情報の分析整理

〔県（防災・危機管理部、警察本部）、市町村、消防機関〕

平常時から防災関連情報の収集及び蓄積に努め、火災発生及び延焼拡大の危険性のある区域を把握のうえ、被害想定を作成し災害危険性の周知等に生かすものとする。

(3) 通信手段の確保

〔県（防災・危機管理部、警察本部）、市町村、消防機関、公共機関〕

非常通信体制を含めた大規模な火事災害発生時における通信手段については、県地域防災計画（地震災害対策計画編）第2章第1節第4「情報通信ネットワークの整備」に準ずるものとする。

2 災害応急体制の整備

(1) 職員の体制

〔県（防災・危機管理部、警察本部）、市町村、消防機関〕

それぞれの機関において、職員の非常参集体制の整備を図るとともに、必要に応じ応急体制のためのマニュアルを作成し、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法の習熟を図るよう定期的に訓練を行うものとする。

(2) 防災関係機関相互の連携体制

〔県（各部局）、市町村、自衛隊、消防機関、公共機関〕

災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であることから、それぞれの機関は、応急活動及び復旧活動に関し、相互応援の協定を締結する等平常時より連携を強化しておくものとする。

なお、県及び市町村においては、既に以下の協定を締結しており、今後は、より具体的、実践的なものとするよう連携体制の強化を図っていくものとする。

（県）

- ・「震災時等の相互応援に関する協定」（東京都、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県、静岡県、長野県）

（市町村）

- ・「災害時等の相互応援に関する協定」（県下全市町村）
- ・「茨城県広域消防相互応援協定」（県下全消防本部）

3 救助・救急、医療及び消火活動への備え

(1) 救助・救急活動への備え

〔県（防災・危機管理部、警察本部）、自衛隊、消防機関〕

災害時に迅速に応急活動が行えるよう、それぞれの防災機関の実情に応じ救急救助用資機材の整備に努めるものとする。また、相互に資機材の保有状況等を把握するとともに、必要に応じ情報交換を行うよう努めるものとする。

(2) 医療活動への備え

〔県（防災・危機管理部、保健医療部）、消防機関、日赤茨城県支部、各医療関係団体〕

災害時の迅速な医療活動実施のための事前対策については、県地域防災計画（地震災害対策計画編）第2章第3節第3「医療救護活動への備え」に準ずるものとする。

(3) 消火活動への備え

〔県（防災・危機管理部）、市町村、消防機関〕

茨城県地震被害想定（H30）では、全ての市町村でいずれかの地震によって震度6弱以上の揺れに見舞われる想定となっていることから、同時多発火災及び消火栓の使用不能等に備え、防火水槽の整備、海水河川水等自然水利及びため池等指定消防水利の活用等により、消防水利の多様化を図るとともに、消防ポンプ自動車等消防用機械・資機材の整備に努めるものとする。

4 緊急輸送活動への備え

発災時の緊急輸送活動の効果的な実施のための事前対策としては、県地域防災計画（地震災害対策計画編）第2章第3節第1「緊急輸送への備え」に準ずるほか、次により実施するものとする。

〔県（土木部、警察本部）、市町村等〕

信号機、情報板等の道路交通関連施設について、災害時の道路交通管理体制の整備に努めるものとする。

また、災害時の交通規制を円滑に行うため、必要に応じて警備業者等に交通誘導の実施等を要請するとともに、発災後において交通規制が実施された場合の車両の運転者の義務等について平常時から周知を図るものとする。

5 避難収容活動への備え

(1) 避難誘導

〔市町村、消防機関〕

避難場所・避難路をあらかじめ指定し、住民への周知徹底に努めるものとし、発災時の避難誘導に係る計画を作成し、訓練を行うものとする。

(2) 避難場所

〔市町村、消防機関〕

都市公園、公民館、学校等公共施設等を対象に避難場所を指定し、住民への周知徹底に努めるものとする。

6 被災者等への的確な情報伝達活動関係

〔県（防災・危機管理部、警察本部）、市町村、消防機関、公共機関、報道機関〕

大規模な火事に関する情報を常に伝達できるよう、報道機関との連携を図るものとする。

7 防災関係機関等の防災訓練の実施

〔県（各部局）、市町村等防災関係機関〕

大規模災害を想定し、住民参加により、より実践的な消火、救助・救急等の訓練を実施するものとする。

第4節 防災知識等の普及

1 防災知識の普及

〔県（防災・危機管理部、土木部）、市町村、消防機関〕

全国火災予防運動、防災週間等を通じ、各種広報媒体を活用することにより住民の防災知識の普及、啓発を図るものとする。

2 防災関連施設等の普及

〔県（防災・危機管理部、警察本部）、市町村、消防機関〕

住民等に対し、住宅用防災機器等の普及に努めるものとする。

第2章 災害応急対策

第1節 発災直後の情報の収集・連絡

1 災害情報の収集・連絡

(1) 大規模な火事発生情報等の収集・連絡

〔県（防災・危機管理部）〕

市町村等から情報を収集するとともに、自らも必要な被害規模に関する概括的な情報を把握し、消防庁に報告する。

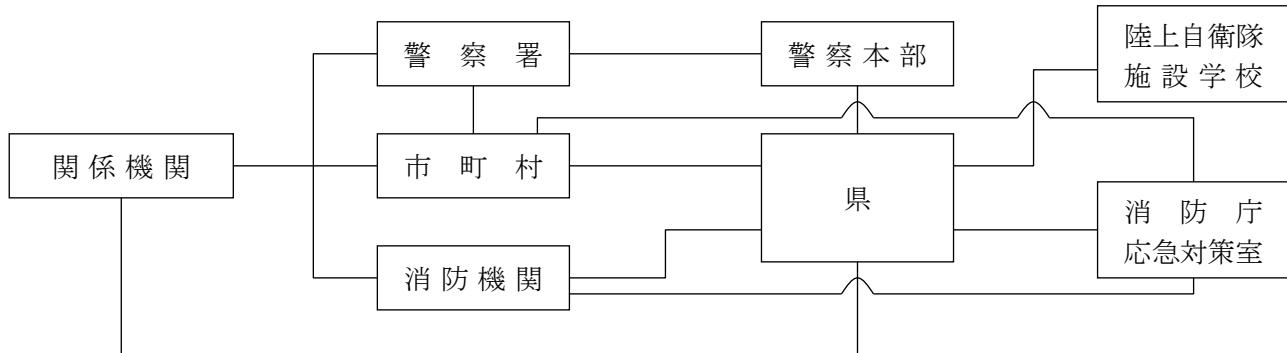
〔市町村、消防機関〕

火災の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するものとする。併せて、「火災・災害等即報要領」に基づき、消防庁に対しても覚知後30分以内で可能な限り早く報告するものとする。

(2) 大規模な火事災害情報の収集・連絡系統

大規模な火事災害情報の収集・連絡系統は次のとおりとする。

情報通信連絡系統図



(連絡先一覧)

機関名	担当部署	電話番号（夜間・休日の場合）
消防庁	応急対策室	03-5253-7527 03-5253-7537(FAX) [宿直室 03-5253-7777 03-5253-7553(FAX)]
陸上自衛隊施設学校	警備課防衛班	029-274-3211 内線 234 [駐屯地当直司令 内線302]
警察本部	警備課 地域課	029-301-0110 内線5751、内線3571 [総合当直 029-301-0110]
茨城県	消防安全課	029-301-2896(昼)
	防災・危機管理課	029-301-2885(夜間)

(3) 応急対策活動情報の連絡

〔県（防災・危機管理部）、市町村、関係機関〕

市町村は、県へ応急対策の活動状況及び対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡するとともに、県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を市町村に連絡する。また、関係機関は、応急対策活動情報に関し、必要に応じて相互に情報交換を行うものとする。

2 通信手段の確保

〔県（防災・危機管理部、警察本部）、市町村、消防機関等、防災関係機関〕

災害発生直後は、直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとし、電気通信事業者は、県及び市町村等の防災関係機関の重要通信の確保を優先的に行うものとする。

第2節 活動体制の確立

1 県の活動体制

(1) 職員の動員配備体制区分の基準及び内容

職員配備の決定基準は、大規模な火事災害の状況等により次のとおり定める。

体制区分	基 準	配 備 人 員	災害対策本部等の設置
警戒体制 (事前配備)	火災により、多数の死傷者が発生するおそれがある場合、又はその他の状況により防災・危機管理部長が必要と認めた場合	あらかじめ定める防災関係職員 (次表参照)	災害警戒本部を設置する。
非常体制	火災により、多数の死傷者が発生した場合、又はその他の状況等により知事が必要と認めた場合	大規模な火事災害対策が円滑に行える体制	災害対策本部を設置する。

〔警戒体制時の配備人員〕

部局名	配備人員
総務部	報道・広聴課 2
県民生活環境部	生活文化課 2
防災・危機管理部長	消防安全課 10
	防災・危機管理課 8
保健医療部	保健政策課 2
	医療政策課 2
福祉部	福祉政策課 2
土木部	監理課 2
	道路維持課 2
	都市整備課 2
	下水道課 2
	建築指導課 2
	住宅課 2
	管轄土木・工事事務所（工務所を含む） 各2
	管轄下水道事務所 各2
警察本部	警備課 2

(2) 職員の動員配備体制の決定

〈警戒体制〉

火災の延焼情報、被害情報等に基づく消防安全課長の報告をもとに、防災・危機管理部長が職員の動員配備区分の決定基準に基づき決定する。

〈非常体制〉

消防安全課長の報告をもとに、防災・危機管理部長が状況を判断し、知事の承認を得て決定する。ただし、緊急を要し、防災・危機管理部長が不在かつ連絡不能の場合は、防災・危機管理部次長が代行する。

また、知事が不在かつ連絡不能の場合は、副知事が代行する。

〈決定者〉

上記体制の決定者は次のとおりとする。

	決 定 者	代 決 者	
		1	2
警戒体制	防災・危機管理部長	防災・危機管理部次長	防災・危機管理課長
非常体制	知 事	副 知 事	防 灾・危 機 管 理 部 長

(3) 職員の動員

〔県（各部局）〕

県地域防災計画（地震災害対策計画編）第3章第2節第3「災害情報の広報」に準ずる。

(4) 災害対策本部等の設置基準等

〈災害警戒本部設置基準〉

- ① 火災により、多数の死傷者が発生するおそれがある場合
- ② その他防災・危機管理部長が必要と認めた場合

〈災害警戒本部廃止基準〉

- ① 火災による多数の死傷者発生のおそれがなくなった場合
- ② その他防災・危機管理部長が必要なしと認めた場合

〈災害対策本部設置基準〉

- ① 大規模な火災により、多数の死傷者が発生した場合
- ② その他知事が必要と認めた場合

〈災害対策本部廃止基準〉

- ① 大規模な火事災害応急対策が概ね完了した場合
- ② その他知事が必要なしと認めた場合

〈動員配備基準との対応〉

災害対策本部及び災害警戒本部の設置基準と動員配備基準との対応は「第2章第2節1の

(1)職員の動員配備体制区分の基準及び内容」に示したとおりである。

(5) 現地災害対策本部の設置

〔県（防災・危機管理部）〕

災害が局地的であり、かつ、特定の地域に著しい被害が生じたときは、茨城県災害対策本部条例第4条の規定に基づき、より被災地に近い場所に現地災害対策本部を設置する。

〈現地災害対策本部の組織〉

現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

〈現地災害対策本部の設置基準〉

- ・災害が局地的なもので、災害対策本部から遠隔地の場合
- ・被害が広域にわたる場合であっても、特定の地域に著しい被害が生じた場合

〈現地災害対策本部の分掌事務〉

- ・現地の被害状況、復旧状況等の情報収集及び分析に関すること
- ・現地における災害応急対策の指揮、指令及び実施に関すること

〈現地災害対策本部への派遣〉

組織体制・人員配置については、災害の規模等に応じ別に定める基準によることとする。

(6) 災害対策本部等の組織、設置の決定及び本部の設置等

県地域防災計画（地震災害対策計画編）第3章第1節第2「災害対策本部」に準ずる。

2 市町村の活動体制

災害発生直後速やかに職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるものとし、機関相互の連携に努めるものとする。

3 広域的な応援体制

〔県（防災・危機管理部）、市町村、消防機関〕

県内において大規模な火事による災害が発生し、自己の施設及び人員等を活用してもなおかつ応急対策等が困難な場合は、県地域防災計画（地震災害対策計画編）第3章第3節第2「応援要請・受入体制の確保」に準じて、迅速・的確な応援要請の手続きを行うとともに、受入体制の確保を図るものとする。

4 自衛隊の災害派遣

〔県（防災・危機管理部）、市町村〕

自衛隊の災害派遣の必要性を収集した被害情報等から判断し、必要と認められた場合、県地域防災計画（地震災害対策計画編）第3章第3節第1「自衛隊派遣要請・受入体制の確保」に準じて要請するものとする。

第3節 救助・救急、医療及び消火活動

1 救助・救急活動

〔県（防災・危機管理部、警察本部）、市町村、消防機関〕

各機関は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ他の関係機関に応援を要請するものとする。

〔自衛隊〕

必要に応じ、又は県の要請に基づき、救助・救急活動を行うものとする。

2 資機材等の調達等

〔県（各部局）、市町村等防災関係機関〕

活動に必要な資機材は、原則として当該活動を実施する機関が携行するものとする。なお、必要

に応じ民間からの協力等により、効率的な救助・救急活動を行うものとする。

3 医療活動

〔県（防災・危機管理部、保健医療部、警察本部）、市町村、日赤茨城県支部、病院、医療ボランティア等〕

発災時には、医療救護を必要とする多数の傷病者の発生が予想されることから、県地域防災計画（地震災害対策計画編）第3章第4節第5「応急医療」に準じ、関係医療機関及び防災関係機関との密接な連携のもと、医療救護活動を行うものとする。

また、被災者に対する心のケアを行う必要がある場合は、県地域防災計画（地震災害対策計画編）第3章第5節第2「避難生活の確保、健康管理」の心のケア対策に準じて実施するものとする。

4 消火活動

〔県（防災・危機管理部）、市町村、消防機関〕

災害発生後速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。また、被災地以外の市町村は、被災地公共団体からの要請又は相互応援協定に基づき、応援の迅速かつ円滑な実施に努めるものとする。

第4節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

1 交通の確保

〔県（土木部、警察本部）、市町村、道路管理者〕

現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通流監視カメラ、車両感知器等を活用して、交通状況を迅速に把握するものとする。

また、緊急輸送を確保するため、直ちに一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うものとし、必要に応じて警備業者等に、交通誘導の実施等を要請するものとする。

交通規制にあたっては、関係機関は、相互に密接な連絡をとるものとする。

第5節 避難の受入れ

発災時において、市町村等が行う避難指示等については、県地域防災計画（地震災害対策計画編）第3章第4節第2「避難指示、誘導」に準ずるほか、次によるものとする。

1 避難誘導の実施

〔県（警察本部）、自衛隊、市町村等〕

発災時には、避難場所・避難路及び災害危険箇所等の所在、災害の概要等情報の提供に努めながら、地域住民等の避難誘導を行うものとする。

2 避難場所

〔市町村〕

発災時には、必要に応じ避難場所を開設するものとする。この際、避難場所における情報の伝達、食料、水等の配布及び清掃等については、避難者、住民民間防火組織等の協力を得て適切な運営管理を行うものとする。

3 要配慮者への配慮

〔市町村〕

避難誘導及び避難場所において、高齢者及び障害者等の要配慮者に十分配慮するものとする。

第6節 施設及び設備の応急復旧活動

〔県（各部局）、市町村、公共機関〕

それぞれの所管する施設及び設備の緊急点検を実施するとともに、被害状況を把握し、ライフライン及び公共施設の応急復旧を速やかに行うものとする。

第7節 関係者等への的確な情報伝達活動

1 情報伝達活動

〔県（総務部、営業戦略部）、市町村〕

火災の状況、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被害者の家族等に役立つ正確かつきめ細かな情報を、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て適切に提供するものとする。この際、聴覚障害者に対する広報は、正確でわかりやすい文書や字幕付き放送、文字放送等によるものとする。

- ・市町村及び関係機関の実施する応急対策の概要
- ・避難の指示及び避難先の指示
- ・地域住民等への協力依頼
- ・その他必要な事項

2 関係者からの問い合わせに対する対応

〔県（各部局）、市町村〕

必要に応じ災害発生後、速やかに関係者からの問い合わせに対する窓口設置、人員の配置等の体制の整備に努めるものとする。

第8節 防疫及び遺体の処理

〔県（県民生活環境部、保健医療部、土木部、警察本部）、市町村、日赤茨城県支部〕

発災時の防疫及び遺体の処理については、県地域防災計画（地震災害対策計画編）第3章第7節第4「災害廃棄物の処理・防疫・障害物の除去」及び同節第5「行方不明者等の捜索」に準じて実施するものとする。

第3章 災害復旧

災害復旧・復興対策については、県地域防災計画（地震災害対策計画編）第4章「震災復旧・復興対策計画」に準じて実施するものとする。

9 林野火災対策計画

9 林野火災対策計画

本計画は、県内において火災による広範囲にわたる林野の焼失等といった林野火災が発生した場合に、関係機関がとるべき対策について定める。

第1章 災害予防

林野火災の発生を未然に防止するため、防災関係機関は、平常時から次に掲げる対策を講じるものとする。

第1節 林野火災に強い地域づくり

1 林野火災予防対策

〔県（防災・危機管理部、農林水産部）、市町村〕

林野火災の出火原因の大半が不用意な火の取扱いという人為的なものであることにかんがみ、火災が発生するおそれがある地域について、山火事予防運動等の機会やSNS等の各種媒体を活用した火の取扱いや不始末による出火の危険性等の周知林野火災に対する国民の防火意識の高揚を図るとともに、林業関係者、林野周辺住民、ハイカー等の入山者等に対する啓発を実施するものとする。なお、啓発に当たっては、多発期や休日前に重点的に行うなど林野火災の発生傾向にも十分留意するものとする。

2 林野火災特別地域対策事業の推進

〔県（防災・危機管理部）、市町村〕

林野火災の発生又は拡大の危険度の高い地域を林野火災特別地域に決定し、林野火災特別地域対策事業計画に基づいて事業を推進することにより、林野火災対策の強化を図る。

第2節 林野火災防止のための情報の充実

1 気象情報発表伝達体制の確保

〔水戸地方気象台〕

林野火災防止のため、気象の状況の把握に努め、災害防止のための情報の充実と適時・的確な情

報発表に努めるものとする。

第3節 林野火災に対する警戒の強化

〔県（防災・危機管理部、農林水産部）、市町村、公共機関等〕

火入れの許可申請の徹底やたき火等の把握に取り組むとともに、火入れやたき火等を行う者が火災予防上必要な措置の徹底を図るよう適切な対応を行い、許可した火入れの情報等を消防機関に共有するものとする。また、乾燥や強風等の気象状況に応じて的確に火災に関する警戒情報等を発表とともに、住民等に対する注意喚起、監視パトロール等の強化など適切な対応を行うものとする。

第4節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

1 情報の収集・連絡関係

（1）情報の収集・連絡体制の整備

〔県（防災・危機管理部、農林水産部）、市町村、公共機関等〕

林野火災は、ひとたび発生すると気象条件や地形、飛び火の発生等により急激な延焼拡大等に至る場合があること、気象状況の変化により延焼方向の急変や飛び火等が発生するおそれがあること、その消火活動においては、全体像の把握や、狭隘・急峻な林野内への進入・放水活動に困難な場合があること、活動が長期化し多くの人員を必要とすること等に留意して備えを行う必要がある。それぞれ次の対策を講ずるとともに、指揮体制の早期確立、速やかな応援要請、地上・空中消火の連携を基本とした災害対応等の実施のための備えを図り、夜間、休日の場合においても、対応できる体制の整備を図るものとする。

林野火災においては迅速な初期消火が重要であることから、消防団について、消防本部等と連携した実践的かつ効果的な訓練の充実や、悪条件下での情報伝達体制の強化、火災対応能力の向上に必要な資機材等の充実等を図るものとする。

〔県（防災・危機管理部、農林水産部、警察本部）〕

市町村・消防機関から速やかに災害関連情報等の収集ができるよう、関係機関相互の連携の強化に努めるとともに、災害現場や関係機関等で情報収集・連絡にあたる要員をあらかじめ定めるなど緊急時の体制整備を図るものとする。

また、上空からの林野火災状況の把握が、林野火災対策上極めて有効なことから、県警ヘリコプター・テレビ伝送システムの適正な維持管理に努めるものとする。

〔市町村〕

林野火災の出火防止と早期発見のためには、消防職員や消防団員などによるパトロールが効果

的であることから、多発時期における監視パトロールの強化に努めるものとする。

また、緊急時の通報連絡体制を確立するとともに、災害現場や関係機関等で情報収集・連絡にあたる要員をあらかじめ定めるなど緊急時の体制整備を図るものとする。

(2) 通信手段の確保

[県（防災・危機管理部、警察本部）、市町村]

防災情報ネットワークの適正な維持管理に努め、災害時の通信手段を確保するとともに、災害現場の状況を迅速かつ的確に把握するため、ヘリコプターテレビ伝送システムの適正な維持管理に努めるものとする。一方、住民に対する災害情報等を広報するため、市町村防災行政無線の整備を推進するものとする。

また、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を、非常通信協議会との連携に十分配慮しながら図るとともに、災害時の情報通信手段については、平常時よりその習熟に努めるものとする。

2 災害応急体制の整備

(1) 職員の体制

[県（防災・危機管理部）、市町村、公共機関]

林野火災発生時の職員の非常参集体制の整備を図るとともに、災害時活動マニュアルを作成して、職員に災害時の活動内容等を周知させるものとする。

(2) 防災関係機関相互の連携体制

[県（防災・危機管理部）、市町村]

災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であることから、それぞれの機関は、応急活動及び復旧活動に関し、相互応援の協定を締結する等平常時より連携を強化しておくものとする。

なお、県及び市町村においては、既に以下の協定を締結しており、今後は、より具体的、実践的なものとするよう連携体制の強化を図っていくものとする。

（県）

- ・「震災時等の相互応援に関する協定」（東京都、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県、静岡県、長野県）

（市町村）

- ・「災害時等の相互応援に関する協定」（県下全市町村）
- ・「茨城県広域消防相互応援協定」（県下全消防本部）

[県（警察本部）]

緊急かつ広域的な救助活動等を行うための警察災害派遣隊の整備・推進を図るものとする。

[林野火災対策連絡協議会]

県内における大規模林野火災に対処するために、関係機関が相互の連携を密にして、林野火災の予防活動、消火活動及び火災防御訓練等の林野火災対策事業を推進することを目的として設置した林野火災対策連絡協議会を年1回以上開催し、連携を強化するものとする。

(3) 緊急時ヘリコプターの離発着場の把握と整備

〔県（防災・危機管理部）〕

林野火災発生時に空中消火の拠点となる緊急時ヘリコプターの離発着場を把握し、その一覧を作成するものとする。

〔市町村〕

緊急時ヘリコプターの離発着場及び補給基地の整備、維持管理に努めるものとする。

(4) 県と自衛隊の連携強化

〔県（防災・危機管理部）、自衛隊〕

自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順や連絡窓口を取り決め、必要な準備を備えておくものとする。

3 救助・救急、医療活動への備え

〔県（防災・危機管理部、保健医療部、警察本部）、市町村等防災関係機関〕

災害時に迅速に応急活動ができるよう、それぞれの防災関係機関の実情に応じ、救助・救急用資機材、車両、航空機等の整備に努めるものとする。

また、迅速な医療活動実施のため、県地域防災計画（地震災害対策計画編）第2章第3節第3「医療救護活動への備え」に準じて事前対策を講じるものとする。

4 消火活動への備え

〔県（防災・危機管理部）〕

空中消火活動の充実に期するため、防災ヘリコプター及び、**熱源探査装置を含む**空中消火用資機材の整備と備蓄並びに維持管理に努めるものとする。

〔県（各部局）〕

自然条件等についての国民の正しい理解を得るため、林野火災に関する広報資料の作成・周知等に努めるものとする。

林野火災の未然防止と被害の軽減を図るため、林野火災の発生危険度等に係る情報の発信に努めるとともに、標識板や立看板、防火水槽、簡易防火用水など防火思想の普及と初期消火のための施設の配備を促進するものとする。

〔市町村〕

防火水槽・貯水槽の整備、自然水利・指定消防水利の増強を図るとともに、その適正な配置に努めるものとする。

〔市町村、消防機関〕

消防団について、消防本部等と連携した実践的かつ効果的な訓練の充実や、悪条件下での情報伝達体制の強化、火災対応能力の向上に必要な資機材等の充実等を図るものとする。

5 緊急輸送活動への備え

〔県（防災・危機管理部、土木部、警察本部）、市町村等〕

県地域防災計画（地震災害対策計画編）第2章第3節第1「緊急輸送への備え」に準ずるものとする。

6 避難収容活動、施設・設備の応急復旧活動への備え

〔県（防災・危機管理部、教育庁）、市町村等〕

避難場所、避難路をあらかじめ指定し、住民に周知するとともに、災害時の避難誘導計画を作成し、訓練を通して要配慮者に配慮した避難誘導体制の整備に努めるものとする。

また、それぞれの所管する施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ資機材を整備するものとする。

7 防災関係機関等の防災訓練の実施

〔県（各部局）、市町村、防災関係機関〕

様々な状況を想定し、地域住民等を含めた防災関係機関が相互に連携した実践的な訓練を実施するものとする。

〔消防機関〕

広域応援など様々な状況を想定し、消防計画や林野火災防御図等を活用した、より実践的な消火等の訓練を実施するものとする。

第5節 防災活動の促進

〔県（防災・危機管理部）〕

山火事予防運動を実施するとともに、ポスターの配布やラジオ放送・防災ヘリコプターによる広報宣伝に努めるものとする。

〔市町村〕

入山者に対する啓発を実施するとともに、広報誌掲載や立看板の設置等による広報宣伝に努めるものとする。

第2章 災害応急対策

林野火災が発生した場合、できるだけ被害を最小限にとどめるため、早期に初動体制を確立して、その拡大を防止し被害の軽減を図るため、関係機関は次の対策を講じるものとする。

第1節 発災直後の情報の収集・連絡

1 災害情報の収集・連絡

被災地方公共団体は、林野火災対応の指揮体制を早期に確立するとともに、関係機関との調整等を含む消防活動全体の総合調整を行うものとする。

(1) 林野火災情報の収集・連絡

〔県（防災・危機管理部、警察本部）〕

市町村等から情報を収集するとともに、自らも必要な被害規模に関する概略的な情報を把握し、これらの情報を消防庁に報告するとともに必要な関係省庁へ連絡する。

また、必要に応じて航空機による目視、撮影等による情報収集を行うものとする。

〔市町村〕

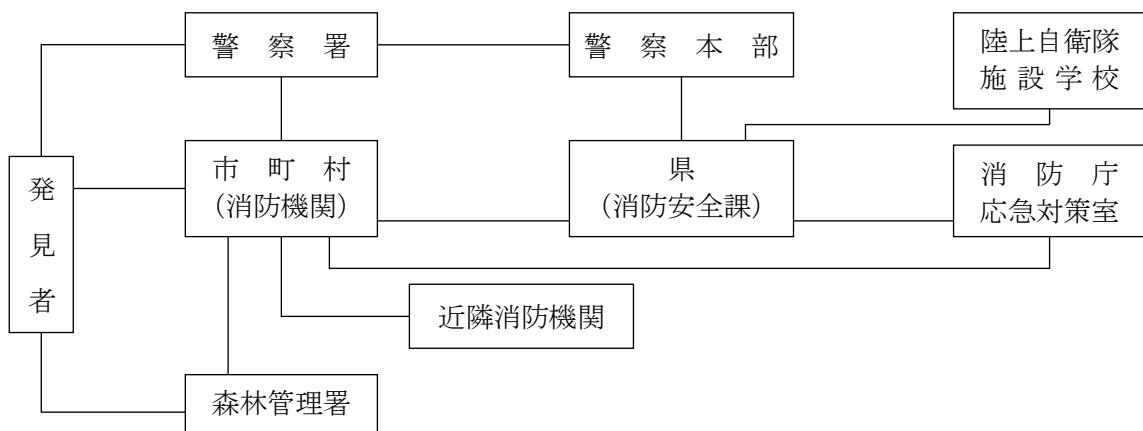
火災の発生状況、人的被害の状況、林野の被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概略的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するものとする。併せて、「火災・災害等即報要領」に基づき、消防庁に対しても覚知後30分以内で可能な限り早く報告するものとする。

〔消防機関〕

無人航空機等を活用し、夜間も含め刻々と変化する災害の状況を的確に把握するものとする。

(2) 林野火災情報等の収集・連絡系統

林野火災情報等の収集・連絡系統は次のとおりとする。



(連絡先一覧)

機関名	担当部署	電話番号(夜間・休日の場合)
消防庁	応急対策室	03-5253-7527 03-5253-7537(FAX) (宿直室 03-5253-7777) 03-5253-7553(FAX)
陸上自衛隊施設学校	警備課防衛班	029-274-3211 (駐屯地当直司令 内線302) 内線234
警察本部	警備課 地域課	029-301-0110 内線5751 (総合当直) 内線3571
茨城県	消防安全課 防災・危機管理課	029-301-2896(昼) 029-301-2885(夜間)

(3) 応急対策活動情報の連絡

〔県(防災・危機管理部)〕

自ら実施する応急対策の活動状況等を市町村に連絡するとともに、対策本部設置状況等を消防庁へ隨時連絡するものとする。

〔市町村〕

応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。

第2節 活動体制の確立

1 県の活動体制

(1) 職員の動員配備体制区分の基準及び内容

職員配備の決定基準は、林野火災の状況等により次のとおり定める。

体制区分	基 準	配 備 人 員	災害対策本部等の設置
警戒体制 (事前配備)	林野火災により、多数の死傷者等が発生するおそれのある場合、又はその他の状況により防災・危機管理部長が必要と認めた場合。	あらかじめ定める防災関係職員 (次表参照)	災害警戒本部を設置する。
非常体制	林野火災により、多数の死傷者等が発生した場合、又はその他の状況により本部長が必要と認めた場合。	林野火災応急対策が円滑に行える体制	災害対策本部を設置する。

〔警戒体制時の配備人員〕

部局名	配備人員
総務部	報道・広聴課 2
県民生活環境部	生活文化課 2
	環境政策課 2
	環境対策課 2
	廃棄物規制課 1
	資源循環推進課 1
防災・危機管理部長	消防安全課 10
	防災・危機管理課 8
保健医療部	保健政策課 2
	医療政策課 2
福祉部	福祉政策課 2
農林水産部	林政課 2
	林業課 2
土木部	管轄土木・工事事務所 (工務所を含む) 各2
警察本部	警備課 2
	地域課 2

(2) 職員の動員配備体制の決定

〔県（防災・危機管理部）〕

〈警戒体制〉

林野火災情報、被害情報等に基づく消防安全課長の報告をもとに、防災・危機管理部長が職員の動員配備区分の決定基準に基づき決定する。

〈非常体制〉

消防安全課長の報告をもとに、防災・危機管理部長が状況を判断し、知事の承認を得て決定する。ただし、緊急を要し、防災・危機管理部長が不在かつ連絡不能の場合は防災・危機管理部次長が代行する。

また、知事が不在かつ連絡不能の場合は、副知事が代行する。

〈決定者〉

上記体制の決定者は次のとおりとする。

	決 定 者	代 決 者	
		1	2
警戒体制	防災・危機管理部長	防災・危機管理部次長	防災・危機管理課長
非常体制	知 事	副 知 事	防災・危機管理部長

(3) 職員の動員

〔県（各部局）〕

県地域防災計画（地震災害対策計画編）第3章第1節第1「職員参集・動員」に準ずる。

(4) 災害対策本部等の設置基準等

〈災害警戒本部設置基準〉

- ① 林野火災により、多数の死傷者等が発生するおそれのある場合
- ② その他防災・危機管理部長が必要と認めた場合

〈災害警戒本部廃止基準〉

- ① 林野火災による多数の死傷者等の発生のおそれがなくなった場合
- ② その他防災・危機管理部長が必要なしと認めた場合

〈災害対策本部設置基準〉

- ① 林野火災により、多数の死傷者が発生した場合
- ② その他知事が必要と認めた場合

〈災害対策本部廃止基準〉

- ① 林野火災の応急対策がおおむね完了した場合
- ② その他知事が必要なしと認めた場合

〈動員配備基準との対応〉

災害対策本部及び災害警戒本部の設置基準と動員配備基準との対応は第2章第2節1の(1)「職員の動員配備体制区分の基準及び内容」に示したとおりである。

(5) 現地災害対策本部の設置

〔県（防災・危機管理部）〕

災害が局地的であり、かつ、特定の地域に著しい被害が生じたときは、茨城県災害対策本部条例第4条の規定に基づき、より被災地に近い場所に現地災害対策本部を設置する。

〈現地災害対策本部の組織〉

現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

〈現地災害対策本部の設置基準〉

- ・災害が局地的なもので、災害対策本部から遠隔地の場合
- ・被害が広域にわたる場合であっても、特定の地域に著しい被害が生じた場合

〈現地災害対策本部の分掌事務〉

- ・現地の被害状況、復旧状況等の情報収集及び分析に関する事
- ・現地における災害応急対策の指揮、指令及び実施に関する事

〈現地災害対策本部への派遣〉

組織体制・人員配置については、災害の規模等に応じ別に定める基準によることとする。

(6) 災害対策本部等の組織、設置の決定及び本部の設置等

県地域防災計画（地震災害対策計画編）第3章第1節第2「災害対策本部」に準ずる。

2 市町村の活動体制

林野火災発生後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部等の設置等必要な体制を県地域防災計画との整合性を考慮してとるものとする。

3 広域的な応援体制

〔県（防災・危機管理部）、市町村〕

県内において林野火災が発生し、自力による応急対策等が困難な場合、県地域防災計画（地震災害対策計画編）第3章第3節第2「応援要請・受入体制の確保」に準じて、迅速・的確な応援要請の手続を行うとともに、受入れ体制の確保を図るものとする。

〔県（各部局）、市町村、消防機関〕

急激な延焼拡大や火災の長期化にも的確に対応できるよう、林野火災の発生を他の消防機関や消防防災航空隊、自衛隊に情報共有するとともに、早期に応援を要請するものとする。また、県は、必要に応じ、又は被災市町村からの要請に基づき、消防庁や自衛隊に対して応援等の要請を行うものとする。

県内応援部隊の調整を行う代表消防機関は、火災の延焼状況等を把握し、被災市町村の消防機関に対して応援部隊の派遣に係る調整など支援を行うものとする。

4 自衛隊の災害派遣

〔県（防災・危機管理部）、市町村〕

自衛隊の災害派遣の必要性を林野火災の規模や収集した被害情報から判断し、必要と認められた場合、県地域防災計画（地震災害対策計画編）第3章第3節第1「自衛隊派遣要請・受入体制の確保」に準じて要請するものとする。

第3節 救助・救急、医療及び消火活動

1 救助・救急活動

〔県（防災・危機管理部、警察本部）、市町村〕

被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、非常災害対策本部、現地災害対策本部等国の各機関、他の都道府県に応援を要請するものとする。

〔自衛隊〕

必要に応じ、又は県の要請に基づき、救助・救急活動を行うものとする。

2 医療活動

〔県（防災・危機管理部、保健医療部、警察本部）、市町村、日赤茨城県支部、病院、医療ボランティア等〕

林野火災発生時に、医療救護を必要とする多数の傷病者が発生した場合には、県地域防災計画（地震災害対策計画編）第3章第4節第5「応急医療」に準し、関係医療機関及び防災関係機関との密接な連携のもと、医療救護活動を行うものとする。

また、被災者に対する心のケアを行う必要がある場合は、県地域防災計画（地震災害対策計画編）第3章第5節第2「避難生活の確保、健康管理」の心のケア対策に準じて実施するものとする。

3 地上消火活動

〔市町村、消防機関〕

林野火災を想定した消防計画や林野火炎防御図のほか、強風下の林野火災を想定した飛び火警戒要領等の策定等を行い、効果的な消火活動体制を整備するものとする。

林野火災を覚知した場合は、火煙の大きさ、規模などを把握し、迅速に消火隊を整え出動とともに、消防相互応援協定に基づく広域応援を要請するなど、火勢に対応できる消火体制を迅速に確立するものとする。

熱源探査を活用した効果的な延焼状況等の把握や消火活動のため、熱画像直視装置や無人航空機等の関連する資機材の整備を促進するものとする。

水利が限られる山間地での消火活動の実施のため、自然水利の利用や消防用水の確保が可能な車両等、林野内への送水や放水を可能にする資機材の充実強化を図るとともに、建設業者等の所有車両の活用に向けて連携を強化するものとする。

〔消防機関〕

火災防御に当たっては人命を第一とし、住家等への延焼防止を最優先に行うものとする。

速やかに火災の状況を把握するとともに、消防計画、林野火炎防御図、飛び火警戒要領等の活用や、地上消火隊及び消防防災航空隊間の連携により、迅速かつ効果的な消火活動を行うものとする。また、活動終期にあっては、空中からの熱源探査並びに地上での警戒及び残火処理を徹底し、確実な鎮火を行うものとする。

消火活動の実施に当たり、滑落や落石、火煙に囲まれる危険性等の山間地特有の安全管理を周知徹底するものとする。

〔自主防災組織、住民〕

林野火災発生後初期段階において、自発的に初期消火活動を行うとともに、消防機関に協力する

よう努めるものとする。

4 空中消火活動

[県（防災・危機管理部、農林水産部）、市町村、防災関係機関]

- ・現地指揮本部

市町村が空中消火を要請した場合の現地指揮本部は、県（消防安全課）及びヘリコプター運用機関からの連絡員を含めて構成するものとする。

空中消火を効果的に実施するために消火計画を立て、各機関との連携を図り、統一的な指揮を行う。

- ・空中消火基地

消防資機材準備場所、ヘリコプター離発着場、飛行準備場所（燃料集積所を含む。）からなり、空中消火活動の拠点となる。空中消火の実施が決定された時点で市町村は、県（消防安全課）及びヘリコプター運用機関と協議のうえ、適地を決めるものとする。

- ・空中消火の方法

水のう型散水装置をヘリコプターの機体下部に吊し、上空から散水する。

- ・県防災ヘリコプターによる空中消火の要請基準

地上における消火活動では、消火が困難であり、防災ヘリコプターによる消火の必要があると認められる場合。

・その他、火災防御活動上、特に防災ヘリコプターによる活動が有効と認められる場合。

- ・自衛隊ヘリコプターの派遣

県（消防安全課）は、市町村からの依頼を受け、必要と認められる際には自衛隊ヘリコプターの災害派遣を前節4に基づき要請するものとする。

第4節 緊急輸送のための交通の確保

1 交通の確保

[県（土木部、警察本部）、市町村、道路管理者]

現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通流監視カメラ、車両感知器等を活用して、交通状況を迅速に把握するものとする。

また、緊急輸送を確保するため、直ちに一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うものとし、必要に応じて警備業者等に、交通誘導の実施等を要請するものとする。

交通規制にあたっては、関係機関は、相互に密接な連絡をとるものとする。

第5節 避難の受入れ

〔県（警察本部）、自衛隊、市町村等〕

林野火災による被害が発生し、又は発生するおそれがある場合において市町村等が行う避難指示等については、県地域防災計画（地震災害対策計画編）第3章第4節第2「避難指示、誘導」に準じて実施するものとする。

第6節 施設、設備の応急復旧活動

〔県（各部局）、市町村、公共機関等〕

それぞれの所管する施設、設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況を把握し、ライフライン及び公共施設の応急復旧を速やかに行うものとする。

第7節 関係者等への的確な情報伝達活動

関係者等への的確な情報伝達については、県地域防災計画（地震災害対策計画編）第3章第2節第3「災害情報の広報」に準ずるほか、次により実施するものとする。

1 情報伝達活動

〔県（総務部、営業戦略部）、市町村〕

林野火災の状況、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被害者の家族等に役立つ正確かつきめ細かな情報を、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て適切に提供するものとする。この際、聴覚障害者に対する広報は、正確でわかりやすい文書や字幕付き放送、文字放送等によるものとする。

- ・市町村及び関係機関の実施する応急対策の概要
- ・避難指示及び避難先の指示
- ・地域住民等への協力依頼
- ・その他必要な事項

2 関係者からの問い合わせに対する対応

〔県（各部局）、市町村〕

必要に応じ災害発生後、速やかに関係者からの問い合わせに対応する窓口設置、人員の配置等の

体制の整備に努めるものとする。

第8節 二次災害の防止活動

〔県（農林水産部、土木部）、市町村、関係機関〕

林野火災により、流域が荒廃した地域の下流部においては、土石流等の二次災害が発生するおそれがあることに留意し、二次災害の防止に努めるものとする。

10 火山噴火降灰対策計画

10 火山噴火降灰対策計画

本県には活火山は存在しないため、噴火に伴う大きな噴石、火碎流、溶岩流等による被害は無いと考えられるが、火山灰の降灰による被害が発生する可能性がある。

本計画は、県内において近隣火山の噴火に伴う大規模な降灰により災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、関係機関、関係団体及び事業者がとるべき対策について定める。

第1章 災害予防

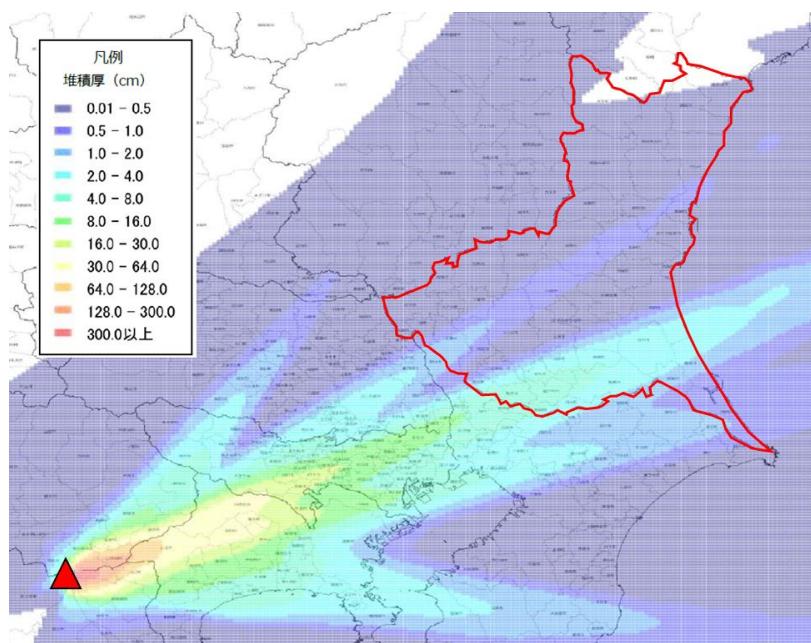
本県において活火山は存在しないが、富士山が噴火した場合、県内のほぼ全域で降灰の可能性が示されているなど、将来の大規模噴火に備えた広域降灰対策は重要である。そこで、大規模な降灰が発生した場合の被害の軽減を図るため、関係機関、関係団体及び事業者は、次の対策を講じるものとする。

第1節 火山噴火降灰による被害想定

1 富士山噴火の降灰予測

(1) 大規模噴火時の広域降灰対策検討ワーキンググループ（令和2年4月）

中央防災会議の「大規模噴火時の広域降灰対策検討ワーキンググループ」が令和2年4月に報告した「大規模噴火時の広域降灰対策について 一首都圏における降灰の影響と対策—～富士山噴火をモデルケースに～」によれば、宝永噴火に近いケースで西南西風卓越の場合、最大で県南地域において4～8cm、鹿行地域で2～4cm、県西地域で1～2cm、県央地域で0.5cm～1cm、県北地域で0.5cmの降灰が想定されるなど、茨城県のほぼ全域で降灰の可能性がある。



大規模噴火時の広域降灰対策検討ワーキンググループ（令和2年4月）における降灰シミュレーション（ケース2：西南西風卓越）抜粋（一部編集）

(2) 他の火山における降灰について

富士山のほか、近隣都県にある浅間山や草津白根山などの噴火によっても県内に降灰の可能性がある。

2 降灰により想定される影響

降灰により想定される影響は以下の通りである。

鉄道	微量の後輩で地上路線の運行が停止。 大部分が地価の路線でも、需要増加や車両・作業員の不足等により運行停止や輸送量の低下が発生。
道路	乾燥時10cm以上、降雨時3cm以上の降灰で二輪駆動車が通行不能。当該地未満でも、視界不良による安全通行困難及び、道路上の火山灰や鉄道停止に伴う交通量増等による速度低下や渋滞が発生。
航空	降灰が0.4mm以上になると滑走路等の除灰が検討され、2mm以上になると除灰が必要とされ、除灰作業が行われるまでの間、滑走路が利用不可。
物資	一時滞留者や人口の多い地域では、少量の後輩でも、買い占め等による食料及び飲料水等の売り切れが生じる。交通支障が生じると、物資の配送や店舗の営業困難等により生活物資が入手困難となる。
電力	降雨時3mm以上の降灰で碍子の絶縁低下による停電が発生。 数cm以上の降灰で火力発電所の吸気フィルタの交換頻度の増加等による発電量の低下。電力供給量の低下が著しく、需要の抑制や電力融通等の対応でも必要な供給力が確保できない場合は、停電に至る。
通信	噴火直後には利用者増による電話の輻輳が発生。降雨時に、火山灰が基地局等の通信アンテナに付着すると、通信を阻害。停電エリアの基地局等で非常用発電設備の燃料切れが生じると通信障害が発生。
上水道	原水の水質が悪化し、浄水施設の処理能力を超えることで、水道水が引用に適さなくなる又は断水となる。停電エリアでは、浄水場及び排水施設等が運転停止し、断水が発生。
下水道	降雨時、下水管（雨水）の閉塞により、閉塞上流から雨水があふれる。停電エリアの処理施設・ポンプで非常用発電設備の燃料切れが生じると下水道の使用が制限される。
建物	降雨時30cm以上の降灰量で木造家屋に火山灰の重みにより倒壊するものが発生。 体育館等の大スパン・緩勾配屋根の大型建物は、積雪荷重を超えると損壊するものが発生。 5cm以上の降灰量で、空調設備の室外機に不具合が生じる。
健康被害	目・鼻・のど・気管支等に異常を生じることがある。 呼吸器疾患や心疾患のある人々は症状が憎悪する等の影響を受ける可能性が高い。

(首都圏における広域降灰対策ガイドライン (R7.3) より抜粋)

3 降灰による被害様相と広域降灰対策の基本的な考え方

降灰による被害様相と広域降灰対策の基本的な考え方方は以下の通りである。

本県においては、ステージ1～ステージ2の降灰が想定されている。

○ステージに応じた被害の様相と広域降灰対策の基本的な考え方

防災対策検討のための区分 事項	ステージ4	ステージ3	ステージ2	ステージ1
被害の様相 降灰量等	降灰量30cm以上 降灰後土石流が想定される範囲	降灰量 3～30cm 被害が比較的大きい	降灰量 3～30cm 被害が比較的小さい	降灰量微量～3cm
建物倒壊	木造家屋倒壊の可能性 (降雨時)	体育館等の大スパンの大型建物は損壊の可能性	-	-
輸送・移動、物資・ ライフライン供給	道路通行・物資供給困難 ライフライン影響大（長期化）	道路通行・物資供給困難※1 ライフライン影響小	鉄道・航空機等運行停止 物資供給支障	-
住民等の※2 基本的な行動	原則避難	自宅等で生活を継続 (状況に応じ生活可能な地域へ移動)	自宅等で生活を継続	自宅等で生活を継続
噴火直後は、自宅や堅牢な建物 に退避	-	-	-	-
通院による人工透 析や介護サービス が必要な人等※3	原則避難	原則避難	自宅等で生活を継続 (状況に応じ医療の対応可能な地域へ 移動)	自宅等で生活を継続
輸送・移動手段 及び物資供給	要救助者等がいる場合、 避難・救助を最優先に確保	ライフライン復旧及び物資供給 を最優先に確保	ライフライン復旧・維持を 最優先に確保	降灰等の準備・影響のある分野 は除灰開始
ライフライン分野 の対応	(域外に避難した地域は、優先 順位低)	障害が長期化・影響が大きい状 況から、少しでも早い復旧に取 り組む	早期の復旧に取り組み、復旧後 は、ライフラインを維持する	影響は一部に留まるため、復旧 及びライフラインの維持に取り 組む

※1：一時的に供給困難となることもあるが、応急対応により生活継続が可能な状況。

※2：降灰中で視界が低下する等により屋外での行動が危険を伴う場合は、基本的に自宅等の屋内へとどまる。健康被害防止のため、屋外での行動時にはゴーグル及びマスクの着用等の対策が望ましい。呼吸器疾患等の持病等を持つ人は特に留意。

※3：降灰に伴う社会活動の低下等により自助・共助による生活が継続できず直ちに声明に危険が及ぶ人を想定（例：通院による人工透析患者や介護サービスが必要な人等）要配慮者のうち、自宅等で生活を継続可能な人は、一般住民と同様の行動をとる。

（首都圏における広域降灰対策ガイドライン（R7.3）より抜粋）

第2節 火山に関する情報等

1 火山に関する情報について

火山に関する情報について主なものを以下の通り示す。

(1) 噴火警報・予報

① 噴火警報

噴火を伴って、生命に危険を及ぼす火山現象の発生が予想される場合や、その危険が及ぶ範囲の拡大が予想される場合に、「警戒が必要な範囲」を明示して発表する情報

噴火警戒レベルを運用している火山では、噴火警戒レベルを付して発表される。

② 噴火警戒レベル

火山活動の状況に応じて、「警戒が必要な範囲」と防災機関や住民等の「とるべき防災対応」を、5段階に区分して発表する情報

③ 噴火予報

気象庁が、火山活動の状況が静穏である場合、あるいは火山活動の状況が噴火警報には及ばない程度と予想される場合に発表する情報

○噴火警戒レベルが運用されている火山

種別	名称	対象範囲	噴火警戒レベル (キーワード)	火山活動の状況
特別警報	噴火警報 (居住地域) 又は 噴火警報	居住地域及びそれより 火口側	レベル5 避難	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態と予想される。
			レベル4 (高齢者等避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生する可能性が高まってきていると予想される。
警報	噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺警報	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	レベル3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
		火口から少し離れた所までの火口周辺	レベル2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
予報	噴火予報	火口内等	レベル1 (活火山であることに留意)	火山活動は静穏。 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等がみられる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。

○噴火警戒レベルが運用されていない火山

種別	名称	対象範囲	噴火警戒レベル (キーワード)	火山活動の状況
特別警報	噴火警報 (居住地域) 又は 噴火警報	居住地域及び それより火口側	居住地域及び それより火口側の 範囲における 厳重な警戒 居住地域厳重警戒	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
警報	噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺警報	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	火口から居住地近くまでの広い範囲の火口周辺における警戒 入山危険	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
		火口から少し離れた所までの火口周辺	火口から少し離れた所までの火口周辺における警戒 火口周辺危険	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
予報	噴火予報	火口内等	活火山であることに留意	火山活動は静穏。 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等がみられる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。

（気象庁HPより引用）

○茨城県近隣活火山の噴火警戒レベル運用状況

区分	火山名
噴火警戒レベルが運用されている火山	富士山、浅間山、草津白根山、日光白根山 等
噴火警戒レベルが運用されていない火山	赤城山、榛名山 等

(2) 噴火速報

噴火速報は、登山者や周辺の住民に対して、噴火の発生を示す情報であり、火山が噴火したことを見たときにいち早く伝え、身を守る行動をとるために発表する。

(3) 火山の状況に関する解説情報

現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低いが、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合に発表される情報。

(4) 降灰予報

降灰予報について、気象庁は以下の3種類の降灰予報を提供する。

① 降灰予報（定時）

噴火警報発表中の火山で、噴火により人々の生活に影響を及ぼす降灰が予想される場合に、定期的（3時間毎）に発表

② 降灰予報（速報）

噴火が発生した火山に対して、事前計算した降灰予報結果から適切なものを抽出して、噴火後5～10分程度で発表

③ 降灰予報（詳細）

噴火の観測情報（噴火時刻、噴煙高等）を用いて、より精度の高い降灰予測計算を行って発表

第3節 防災知識の普及等

1 取組指針

県や市町村、防災関係機関は、住民に対し火山現象や前兆現象、その危険性に関する知識の普及啓発及び火山情報（噴火警報・予報、降灰予報）の種類と発表基準について周知、啓発を図るものとする。

2 住民等による平時からの備え

気象庁が発表する火山の噴火警報の理解を進めるとともに、マスク、ゴーグル、水、食料、衣料品、携帯ラジオなど非常持ち出し用品の準備を進める。

第2章 災害応急対策

大規模な降灰が発生し又は発生するおそれがある場合は、関係機関、関係団体は次の対策を講じ、被害の発生を最小に抑える措置を講じるものとする。

第1節 降灰対策における留意すべき事項等

具体的な広域降灰対策の検討を進めるに当たっての考え方や留意すべき事項を、分野ごとに以下の通り示す。

1 住民の安全確保

(1) 被害の様相ごとの対応手順

住民は、できる限り降灰域内に留まって自宅等で生活を継続することを基本とする。

住民は、降灰量の実測値に加え、適宜降灰の見込みも加味して行動を判断する。特に、降灰に伴う社会活動の低下等により自助・共助による生活が継続できず直ちに生命に危険が及ぶ人等については、降灰量がより少ない段階から、医療機関を受診可能な地域に移動する必要がある。

○被害の様相に応じた対応手順の概要

本県においては、ステージ1～ステージ2の降灰が想定されている。

ステージ4	ステージ3	ステージ2	ステージ1
原則避難	自宅等で生活を継続 (状況に応じ生活可能な地域へ移動)	自宅等で生活を継続	自宅等で生活を継続
噴火直後は、自宅や堅牢な建物に退避	—	—	—
【STEP】 <ol style="list-style-type: none"> 噴火直後は、火山灰から身を守るために自宅や堅牢な建物に退避（視界低下等により屋外移動が困難） 自宅が木造戸建である等倒壊の恐れがある場合は堅牢な建物へ退避 降灰状況を踏まえ、降灰影響が少ない地域や、ライフラインが復旧している地域へ避難 	【STEP】 <ol style="list-style-type: none"> 備蓄を活用して、自宅等で生活を継続（物資等も不十分、停電、断水等で自宅等に留まる生活維持がぎりぎり） 物資不足や停電、断水等が長期化し自宅等に留まることが困難となった場合等、物資を調達 状況に応じて、最寄りのライフラインが復旧している地域・建物へ移動 	【STEP】 <ol style="list-style-type: none"> 備蓄を活用して、自宅等で生活を継続 ※道路の通行やライフライン等が一時的に停止する可能性はあるが、長時間とはならない。多少の不便はあるが、通常の生活・社会経済活動が維持可能。 	【STEP】 <ol style="list-style-type: none"> 自宅等で生活を継続 ※道路の通行やライフライン等が一時的に停止する可能性はあるが、長時間とはならない。多少の不便はあるが、通常の生活・社会経済活動が維持可能。
【凡例】 <ul style="list-style-type: none"> 赤線：避難経路 青線：物資輸送経路 実線：実行可能なもの 破線：実行できない可能性があるもの 			

(首都圏における広域降灰対策ガイドライン (R7.3) より抜粋)

(2) 広域降灰を想定した平時からの準備

住民は、降灰がもたらす影響を知り、「首都圏における広域降灰対策ガイドライン」等を踏まえ、自らの生活継続や健康維持に関するリスクを事前に把握する必要がある。

住民は、平時から降灰時に備えて備蓄を行うことが重要である。備蓄品については、基本的には地震など他の災害と同様の準備を基本としつつ、降灰対策用品も確保することが望ましい。

また、要配慮者のいる世帯や要配慮者が利用する施設においては、物資・燃料等を多めに備蓄しておくことが望ましい。

(3) 移動困難時の対策

国や県、市町村等は、広域降灰による交通機関の停止に伴う移動困難者の対応に備え、平時から、一時滞在施設の確保等について検討する。

また、事業者（企業等）に対し、従業者等を一定期間事業所内にとどめておくことを想定した物資の備蓄等を行うよう働きかける。

2 広域降灰の予測・状況把握

(1) 広域降灰の予測に関する情報

国（気象庁）等から広域降灰に関する対応のトリガーとなる情報が提供された場合には、とるべき行動等について周知する。

(2) 降灰状況の把握

県や市町村は、防災対応を行うため、降灰の状況を把握する必要がある。

3 情報の発信・周知啓発

(1) 各機関からの呼びかけ等の情報発信

県や市町村は、国と連携して、広域降灰の可能性が高まった際に適切な情報発信を行う。

(2) 降灰対策に関する平時からの住民等への周知啓発

県や市町村は、住民に対して、平時から火山灰から身を守るための対策、降灰対策に必要な備蓄等についての周知啓発を行う。

4 輸送・移動手段

県や市町村において、優先度の高い拠点を検討し、人員・資機材を集中することで、速やかに応急対応に必要な経路を確保する必要がある。

また、平時から関係機関との調整を進めるとともに、人員・資機材の確保、対応訓練の実施について検討する。

5 物資供給

(1) 物資供給の考え方

県、市町村は道路啓開等による輸送体制の復旧・確保が行われ次第、必要な物資が届けられるよう、関係機関と連携し、対策を実施する。

(2) 物資拠点の考え方

県、市町村は、降灰時の物資供給において、他災害の時と同様の対応を基本に、関係者と連携し、物資輸送を進める。

6 ライフライン

(1) 対応の考え方

事業者は、住民が自宅等で生活を継続するため、各ライフラインに応じた必要な措置を行い、迅速な復旧に努める。

(2) 平時からの対応

事業者は、施設保護・点検等、ライフラインの影響を最小限にとどめられるよう、平時からの対策を推進する。

また、県、市町村は平時からライフライン事業者と連携を強化し、連絡手段や被害状況の収集

方法等を確認しておく。

7 火山灰の処理

降灰時には、火山灰が堆積した場所に応じて、施設管理者等がそれぞれ処分を行う。火山灰の処理には期間を要することから、まずは道路や鉄道等の降灰域内の生活を継続するために必要な場所から優先的に除灰をする必要がある。

また、施設管理者等、国、県、市町村の関係部局が連携して、火山灰の収集や処分が行えるよう、あらかじめ役割分担などを検討しておくことが必要である。